佛國領事館領事 エフイム・ヤコウレウイチ・ゴルーブツオーフ
同 同 フランク・フオルト
獨逸領事館領事 ゲオルギー・ヴ・ジホリツト
同 同 アファシー・ロクチンビー・パンシング（獨人）
白耳義領事館領事 ダブリウ・エツチ・ウイニング（英人）
丁抹領事館副領事 エフ・ジー・ブリナー（瑞西人）
チエツコ領事館領事 古澤文作（日本人）
波蘭領事館代理領事 ボ・クイアルコウキスー
副領事 ゾスザレー
エストニア領事館名譽領事 ヂー・アイ・ラーキンス（英國人）
リトアニア領事館同 アー・エー・ルーテ
◇滿洲里 露聯邦領事館領事 ニ・ニ・スミルノフ
◇齊々哈爾 露聯邦領事館領事 ニ・ニ・クヴネツオフ
◇綏芬河 露聯邦領事館領事 ニ・ニ・ステリマツハ
◇黑河 露聯邦領事館領事
◇大連 英國領事館領事 アール・マツクビー・オースチン
副領事 ジー・ゼー・エドモンドソン
米國領事館領事 ジロン・カツター・ビンセツト
副領事 エイ・ヴアン・ペンスコーテン
蘭領事館領事 エルンスト・ビシロフ
副領事 ペンノ・グライゼル

露聯領事館領事 エフイム・ヤコウレウイチ・ゴルーブツオーフ
副領事 ゲオルギー・ヴ・ジホリツト
滿洲代表部支部長 アファシー・ロクチンビー・パンシング（獨人）
芬蘭名譽領事 ダブリウ・エツチ・ウイニング（英人）
和蘭、瑞典名譽領事 エフ・ジー・ブリナー（瑞西人）
佛國名譽副領事 古澤文作（日本人）
白耳義名譽領事 ヂー・アイ・ラーキンス（英國人）
諾威名譽領事 アー・エー・ルーテ
エストラア名譽領事

滿洲國の外國人入境通過査證統計

（康德元年八月—同二年七月）

	男	女	計
八月	一、三四一	三五二	一、六九三
九月	一、〇三五	四二四	一、四五九
十月	一、一三二	四六六	一、五九八
十一月	一、〇七七	四五一	一、五二八
十二月	一、〇七七	四五一	一、五二八
一月	一、〇七七	四五一	一、五二八
二月	一、〇七七	四五一	一、五二八
三月	一、〇七七	四五一	一、五二八
四月	一、〇七七	四五一	一、五二八
五月	一、〇七七	四五一	一、五二八
六月	一、〇七七	四五一	一、五二八
七月	一、〇七七	四五一	一、五二八
計	一二、三四一	四、六五二	一六、八六六

重要法令・外交文書

組織法

睿皇天ノ寶命ヲ受ケ帝位ニ卽キ玆ニ組織法ヲ制定シ統治組織ノ根本ヲ示ス睿ハ統治ノ權ヲ行フニ當リ此ノ條章ニ循ヒテ庶ラサルヘシ

御名御璽

康德元年三月一日

國務總理大臣 鄭孝胥
民政部大臣 臧式毅
外交部大臣 謝介石
軍政部大臣 張景惠
財政部大臣 張燕卿
實業部大臣 張燾
交通部大臣 丁鑑修
司法部大臣 馮涵清
文教部大臣 鄭孝胥

組織法

第一章 皇帝

第一條 滿洲帝國ハ皇帝之ヲ統治ス

帝位ノ繼承ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二條 皇帝ノ尊厲ハ侵サルルコトナシ

第三條 皇帝ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ本法ノ條章ニ依リ之ヲ行フ

第四條 國務總理大臣ハ皇帝ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

第五條 皇帝ハ立法院ノ贊襄ニ依リ立法權ヲ行フ

第六條 皇帝ハ法律ニ依リ法院ヲシテ司法權ヲ行ハシム

第七條 皇帝ハ公共ノ安寧福利ヲ增進シ又ハ法律ヲ執行スル爲命令ヲ發布シ又ハ發布セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第八條 皇帝ハ公安ヲ維持シ又ハ非常ノ災害ヲ防遏スル爲立法院ヲ召集スルコトヲ得サル場合ニ於テハ參議府ニ諮詢シ法律ト同一ノ效力アル勅令ヲ發布スルコトヲ得但シ此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ立法院ニ報告スヘシ

第九條 皇帝ハ官制ヲ定メ官吏ヲ任免シ及其ノ俸給ヲ定ム但シ本法又ハ法律ニ依リ特ニ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十條 皇帝ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及條約ヲ締結ス

第十一條 皇帝ハ陸海軍ヲ統率ス

第十二條 皇帝ハ勳章其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十三條 皇帝ハ大赦、特赦、減刑及復權ヲ命ス

第二章 參議府

第十四條 參議府ハ參議ヲ以テ組織ス

第十五條 參議府ハ左ノ事項ニ關シ皇帝ノ詢諮ヲ承ケ其ノ意見ヲ上奏ス

一 法律

二 帝室令

三 勳令

四 豫算及豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スノ件

五 列國交渉ノ條約約束及皇帝ノ名ニ於テ行フ對外宣言

六 重要ナル官吏ノ任免

七 其ノ他重要ナル國務

第十六條 參議府ハ重要ナル國務ニ關シ意見ヲ上奏スルコトヲ得

第三章 立法院

第十七條 立法院ノ組織ハ別ニ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 凡テ法律豫算及豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スノ件ハ立法院ノ贊襄ヲ經ルコトヲ要ス

第十九條 立法院ハ國務ニ關シ國務院ニ建議スルコトヲ得

第二十條 立法院ハ人民ノ請願ヲ受理スルコトヲ得

第二十一條 立法院ハ皇帝幷ニ文武官ノ彈劾ヲ受理スルコトヲ得

第二十二條 立法院ハ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

第二十三條 立法院ノ議事ハ出席議員過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十四條 立法院ノ會議ハ之ヲ公開ス但シ國務院ノ要求又ハ立法院ノ決議ニ依リ祕密會トスルコトヲ得

第二十五條 立法院ノ議決セル法律豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スノ件ハ皇帝之ヲ裁可シ公布ス

裁可セサルトキハ理由ヲ示シテ之ヲ立法院ニ還付シ再議ニ付シ仍ホ改メサルトキハ參議府ニ諮リテ其ノ可否ヲ決ス

第二十六條 立法院議員ハ院內ニ於テ發言及表決ニ關シ院外ニ於テ責任ヲ負フコトナシ

第四章 國務院

第二十七條 國務院ハ國務ノ行政及外交軍政財政實業交通司法及文教ノ各部ヲ以テ組織ス

第二十八條 國務院ニ國務總理大臣及各部大臣ヲ置ク

第二十九條 國務總理大臣ハ國務院ヲ統轄シ及各部大臣ノ主管事務ニ付其ノ責任ヲ負フコトナシ

第三十條 國務總理大臣及各部大臣ハ何時タリトモ立法院ニ出席シ及發言スルコトヲ得但シ表決ニ加ハラス

第三十一條 國務總理大臣及主管各部大臣之ヲ副署ス

第五章 法院

第三十二條 法院ハ法律ニ依リ民事及刑事ノ訴訟ヲ審判ス但シ行政訴訟其ノ他ノ特別訴訟ニ關シテハ法律ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第三十三條 法院ノ構成及法官ノ資格ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 法官ハ獨立シテ其ノ職務ヲ行フ

第三十五條 法官ハ刑事又ハ懲戒ノ裁判ニ依ルノ外其ノ職ヲ免セラルルコトナシ又其ノ意ニ反シテ停職轉官轉所及減俸セラルルコトナシ

第三十六條 法院ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スル虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ法院ノ決議ヲ以テ公開ヲ停止スルコトヲ得

第六章 監察院

第三十七條 監察院ハ監察及審計ヲ行フ

監察院ノ組織及職務ニ關シテハ法律ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第三十八條 監察院ニ監察官及審計官ヲ置ク

第三十九條 監察官及審計官ハ刑事懲罰若ハ懲戒分ニ依ルノ外其職ヲ免セラルルコトナシ又其ノ意ニ反シテ停職轉官及減俸セラルルコトナシ

附 則

第四十條 本法ハ康德元年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十一條 皇帝ハ當分ノ間參議府ノ建詢ヲ俟テ法律ト同一ノ效力ヲ有スル勅令ヲ發布シ豫算ヲ定メ、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 執政會議其ノ他何等ノ名稱ヲ用ヰタルニ拘ハラス從前ノ法律ハ總テ仍ホ其ノ效力ヲ有ス

人權保障法

滿洲帝國ノ統治ヲ行ノ皇帝ハ戰時若ハ非常事變ノ場合ヲ除クノ外本法ノ各條ニ揭ケラレタル人民ノ自由及權利ヲ保證シ並ニ義務ヲ定ムルコトニ於テ壓ラサルヘシ

第一條　滿洲國人民ハ身體ノ自由ヲ侵害セラルルコトナシ法律ノ定ムル所ニ依ルニ非サレハ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二條　滿洲國人民ハ財產權ヲ侵害セラルルコトナシ公益上ノ必要ニ由ル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第三條　滿洲國人ハ種族宗教ノ如何ヲ問ハス凡テ國家ノ平等ナル保護ヲ享ク

第四條　滿洲國人民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ國又ハ地方團體ノ公務ニ參與スルノ權利ヲ有ス

第五條　滿洲國人民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ均シク官公吏ニ任セラルル權利ヲ有シ竝ニ其ノ他ノ名譽職ニ就クノ義務ヲ負フ

第六條　滿洲國人民ハ法令ノ定ムル手續ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第七條　滿洲國人民ハ法律ノ定メタル法官ノ裁判ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第八條　滿洲國人民ハ行政官署ノ違法處分ニ依リ權利ヲ侵害セラレタル場合ニ於テハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ之カ救濟ヲ請求スルコトヲ得

第九條　滿洲國人民ハ法令ニ依ルニ非サレハ如何ナル名義ニ於テモ租稅若ハ賦課金ヲ命セラルルコトナシ

第十條　滿洲國人民ハ公益ニ反セサル限リ共同ノ組織ニ依リ其ノ經濟上ノ利益ヲ保護增進スルコトヲ得

第十一條　滿洲國人民ハ爲利益其ノ他アラユル不當ナル經濟的壓迫ヨリ保護セラル

第十二條　滿洲國人民ハ均シク國又ハ地方團體ノ公費ニ依ル各種ノ施設ヲ享用スル權利ヲ有ス

第十三條　本法ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

卽位詔書

天祖遠ノ皇帝詔シテ曰ク我國祚ヲ肇メ國ヲ滿洲ト號シテ茲ニ二年、天意ノ愛民ニ厚ツリ其始メ國權亦ノ際ニシ安危兵ヲ以テ友邦ノ使節ニ謀シテ人民ノ自由及權利ヲ保證シ並ニ義務ヲ定ムルコトニ於テ壓ラサルヘシ

第一條　滿洲國人民ハ身體ノ自由ヲ侵害セラルルコトナシ法律ノ定ムル所ニ依ルニ非サレハ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二條　滿洲國人民ハ財產權ヲ侵害セラルルコトナシ公益上ノ必要ニ由ル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第三條　滿洲國人民ハ種族宗教ノ如何ヲ問ハス凡テ國家ノ平等ナル保護ヲ享ク

第四條　滿洲國人民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ國又ハ地方團體ノ公務ニ參與スルノ權利ヲ有ス

第五條　滿洲國人民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ均シク官公吏ニ任セラルル權利ヲ有シ竝ニ其ノ他ノ名譽職ニ就クノ義務ヲ負フ

第六條　滿洲國人民ハ法令ノ定ムル手續ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第七條　滿洲國人民ハ法律ノ定メタル法官ノ裁判ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第八條　滿洲國人民ハ行政官署ノ違法處分ニ依リ權利ヲ侵害セラレタル場合ニ於テハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ之カ救濟ヲ請求スルコトヲ得

第九條　滿洲國人民ハ法令ニ依ルニ非サレハ如何ナル名義ニ於テモ租稅若ハ賦課金ヲ命セラルルコトナシ

第十條　滿洲國人民ハ公益ニ反セサル限リ共同ノ組織ニ依リ其ノ經濟上ノ利益ヲ保護增進スルコトヲ得

第十一條　滿洲國人民ハ爲利益其ノ他アラユル不當ナル經濟的壓迫ヨリ保護セラル

第十二條　滿洲國人民ハ均シク國又ハ地方團體ノ公費ニ依ル各種ノ施設ヲ享用スル權利ヲ有ス

第十三條　本法ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

得ヲシテ不統立ニ陷レリ。

二　今次ノ滿洲事變ハ全ク中國軍隊ノ計畫的行動ニ基因セルコト及帝國政府ノ累次宣明セル所ニシテ、帝國軍ノ少數部隊ガ目下交涉中ノ滿鐵附屬地外數箇ノ地點ニ駐屯スルハ帝國臣民ノ生命財產ノ保護ノ爲メ已ムヲ得ザルニ出デタルモノナリ、固ヨリ之レガ爲メニ帝國ガ紛爭解決條件ヲ中國ニ強制スルノ手段トナリ得ベキモノニ非ズ、兵力的威脅ヲ以テ中國トノ交涉ニ當ラシムトスルガ如キハ強モ帝國政府ノ採ラザル所ナリ。

三　帝國政府ハ殊ニ日華關係ノ大局ヲ觀察シ、其ノ間ニ橫ハル各種ノ分子中、帝國ノ國民的生存ニ關スル根本ノ問題ニ付テハ、之ガ調整ヲ圖ルノ必要ヲ認メ、此ノ點ニ關シ屢々中國側ニ對シ其ノ注意ヲ喚起シタルモ、中國側ハ之ニ應ゼズ、却テ滿洲ニ於ケル帝國ノ地位ヲ脅威スルガ如キ擧ニ出デタリ。

四　從テ帝國政府ハ在滿帝國臣民ノ安全ヲ確保セン爲メニハ、先ヅ兩國ノ國民的反感及疑惧ヲ除クノ方法ヲ講ズルノ外ナキヲ認メ、之ニ必要ナル基礎的大綱ヲ中國政府ト會商スルノ用意アル旨、十月九日外務大臣ノ在東京中國公使宛ノ公文中ニ言明シ、聯盟理事會ニモ之ヲ通報セリ、帝國政府ハ時局收拾ノ途ガ一ニ以上ノ見地ニ基クベキ

滿洲事變の經過說明書

滿洲事變に關する日支交涉並本件に關する日本政府の聲明は昭和六年十月二十六日附を以て發表された。其全文は左記の通りである。

一　十月二十三日聯盟理事會に於ける滿洲事變に關する決議案に對し、日本理事は數項に亘る修正案を提出し十月二十一日採決の結果、右修正案竝に決議案はいづれも全會一致の同意を得ずして不成立に終れり。

二　今次の滿洲事變は全く中國軍隊の計畫的行動に基因せること及帝國政府の累次宣明せる所にして、帝國軍の少數部隊が目下交涉中滿鐵附屬地外數箇の地點に駐屯するは帝國臣民の生命財產の保護のため已むを得ざるに出でたるものなり、固よりこれがために帝國が紛爭解決條件を中國に強制するの手段となり得べきものに非ず、兵力的威脅を以て中國との交涉に當らしむとするが如きは強も帝國政府の採らざる所なり。

三　帝國政府はつとに日華關係の大局を觀察し、その間に橫はる各種の分子中、帝國の國民的生存に關する根本の問題に付ては、之が調整を圖るの必要を認め、此の點に關し屢々中國側

滿洲善後條約及附屬協約

日露講話條約は鐵道及租借權の讓渡に關し清國政府の承諾を條件とし、且帝國政府に該條約より生ずる日清關係の各般事項に就ても帝國政府と調宜商定するの必要を認め明治三十八年十一月北京條約を一括して、北京に於ける露我全權の交渉に附し同十二月二十二日滿洲善後條約及附屬條約の調印を了したが次の如くである。

一　清國政府は露國が日露講和條約第五條及第六條に依り日本國に對して爲したる一切の讓渡を承認す。（第一條）

二　日本國政府は清露兩國間に締結せられたる租借地竝鐵道敷設に關する現條約に照し努めて遵行すべきことを承諾す、將來何等か紛爭の生じたる場合には關係清國政府と協議の上之を定むべし。

三　東三省主要市十六箇所を外國人の居住及貿易の爲に開放すること。（附屬協約第一條）

四　鐵道守備兵に關して將來露國が清國に讓歩する程度に於て日本も亦讓歩すべく、清國自から完全の保護を爲し得る に至れば露國の同一態度を條件として日本の守備兵を撤すべきこと。（第二條）

五　日本軍の撤退を了したる地方には清國政府は其總要の軍隊を派遣するを得ざるべく、未撤退地方に於ても土匪鎭壓の爲、現條件の下に派兵し得べきこと。（第三條）

六　軍用に供せる清國公私財產處理の件（第四條）

七　安東鐵道營業及改築の件（第六條）

八　南滿洲鐵道と清國各鐵道との接續業務のため別約を設くべきこと（第七條）

九　南滿洲鐵道用材料免稅の件（第八條）

十　營口、凉天、安東府に日本人居留地を劃定するため別に協議を遂ぐべきこと（第九條）

十一　黑龍江撫本公司設立及解營の件（第十條）

十二　滿韓國境貿易に關し相互に最惠待遇を與ふべきこと（第十一條）

滿洲五案件に關する協約

滿洲に於ける兩國の關係は前記條約に依り決定し、開發帝國の各般施設は速を追て進捗したが往々にして清國官民の諒解を招き我當局の施設を阻碍せられむとしたこと尠くない。依つて從來の諸疑惑を解決し將來に於ける諒解の原因を一掃せむため、明治四十二年九月新に滿洲協約及附屬協約を訂立した。

一　清國政府は新民屯法庫門の鐵道を敷設せむとする場合には勿論日本政府と商議すること（第一條）

二　大石橋營口線を滿鐵の支線とたすことの承認（第二條）

三　撫順及煙臺炭礦採掘權の承認（第三條）

四　滿鐵沿線に於ける鑛務は撫順及煙臺を除き日清兩國人の合辦となすこと（第四條）

五　京奉鐵道を奉天城内に延長することに對し日本に於て異議なきこと（第五條）

南滿及東蒙に關する條約

大正四年五月二十五日北京に於て調印せられた南滿及東部內蒙古に關する條約は、旅順大連の租借期限竝びに南滿鐵道に關する期限を延長し、滿洲一般に於ける帝國臣民の土地商租竝に居住往來及び營業の自由を認めたることなど其の主なるものである。本條約の主なる條項は下の如くである。

一　兩鐵約國は旅順大連の租借期竝南滿鐵道及安奉鐵道に關する期限を何れも九十九箇年に延長すべきことを約す（第一條）

二　日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要なる土地を商租することを得（第二條）

三　日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種商工業其の他の業務に從事することを得（第三條）

四　日本國臣民は東部內蒙古に於て支那國民と合辦に依り農業及附隨事業の經營を爲さむとするときは支那國政府之を承認すべし（第四條）

五　支那國政府は成るべく速に外國人の居住貿易の爲自から進んで東部內蒙古に於ける適當なる都市を開放すべきことを約す（第六條）

六　吉長鐵道に關する諸協約竝に契約改訂の件（第七條）

七　南滿洲に於ける鑛山の試掘又は採掘先取に關する件（附屬公文）

八　滿蒙に於ける鐵道に關する件（附屬公文）

九　南滿洲に於ける政治財政軍事等顧問傭聘の件（附屬公文）

華府會議と滿蒙關係

大正十年（一九二一年）十一月より翌十一年二月迄華盛頓會議に於て開催せられた列國會議（日米白英支佛伊和蘭）は國際史上嘗めて重要なる會議を有し、支那に於ける列國關係に重大なる變革を來たしたものと謂ふべく同會議に於て採擇せられた諸條約、決議及宣言は支那の領土及行政の保全、支那に於ける門戶開放及機會均等主義の原則を樹立し、之に違背する條約取極等を爲さざる事、勢力範圍を劃設せざる事、支那は全國道を通じ、各國に對し不公平の取扱を爲さざる事、關稅改訂治外法權撤廢、租借地問題、所謂二十一箇條問題在支外國郵便局竝無線電信局撤廢、在支外國軍隊の撤退、領事裁判權、鐵道設備、各國對支條約の公表等、關東州租借地、滿洲及東部內蒙古に直接又は間接に影響するものは尠くないが滿蒙に關し既定の關係を變更したものは左の諸項に過ぎない。

所謂二十一箇條問題に對し、支那全權委員の要求に對し我全權より日本は（一）南滿洲及東部內蒙古に於ける鐵道敷設の權能、領地域に於ける課稅を優位とする借款に關し特に日本資本家に與へられた優先權を、最近の關係に依る國際借款團の共同事業に提供すべし（附帶條）（二）日本は南滿洲に於ける政治、軍事若くは警察に付日本人顧問若くは教官の雇聘を爲さしむべき日支取極に依る日本の有する優先權を主張するものではない。而して（三）日本は一九一五年日支條約及び交換公文の署名に際し日本政府最初の提案中の第五項は他日の交渉に係るべしとの意旨を見て讓事項中に留めた日本の保留は之を撤回する事となつた。

租借地及對外關係

關東州租借地に關する日本の權利關係は由來明治三十八年九月日露講和條約竝に同年十二月滿洲に關する日清條約によるものであつて、該兩條約の規定に依り日本は露國が清國より讓受し清國との條約に依り獲得せる權利をその儘繼承し清國の異議を得ためのである。

關東州租借地に關しては一八九八年三月露國政府と清國政府との間に締結せられた關東州租借期限は條約調印の日より二十五年とし且該期限經過前に兩國政府の協定に依り之を延長することを得る旨を規定し、而して大正四年五月帝國政府及支那共和國政府は南滿及東部內蒙古に關する日支兩國に依る日本の有する優先權を主張するものとする條約（第一條）に依り前記租借期限を九十九箇年に延長した。

次に關東州租借地及中立地帶の區域及範圍に關しては遼東半島租借條約第二條竝遼東半島租借及中立地帶境界確定に關する追加協定第一條及第二條に規定され、

右規定により一八九八年八月露清兩國政府の間に境界測定聯合委員會が組織され、同委員會に於て實地調査の結果、一八九八年九月二十五日旅順に於て遼東半島租借地境界議定書を作成した。

尙ほ遼東半島租借及中立地帶確定に關する追加協定（第三條）によれば中立地帶に於ける行政は清國官憲の專管に屬するが清國鐵道は露國官憲の同意を得て該地帶に入り得ることを規定した。

塘沽停戰協定全文

昭和八年五月三十一日、白河々口要塞において關東軍代表岡村寧次少將と支那代表熊斌氏との間に協定調印。

一、中國軍は速かに薊縣、昌平、高麗營、順義、通州、香河、寶坻、林亭口、寧河、蘆臺を連ぬる線以西及び以南の地域に一律に撤退し、爾後同線を越えて前進せず又一切の挑戰擾亂を行はざること。

二、日本軍に於て第一項の實行を確認する爲の臨時飛行機及び其他の方法に依り之を偵察す。

中國側は之に對し保護及び協力の便宜を與へるものとす。

三、日本軍は中國軍が第一項に示す規定を遵守することを確認するに於ては前記中國軍の撤退を終へて爾後の後行することなく自ら他に進ね長城の線に歸還す。

四、長城線以南にして第一項に示す線以北及び以東の地域内に於ける治安維持は中國側警察機關を以て之に充つ。

五、本協定は調印と共に效力を發生し、雙方軍隊の撤退に着手實施するものとす。

滿洲國の國防

沿　革

昭和六年九月十八日、奉天北郊外北大營の王以哲部下正規兵の、柳條溝に於ける滿鐵線爆破を導火線として敢行した滿洲事變は、遂に東北軍閥の勢力を根柢から破壞しこゝに滿洲國の新興を見るに至つた。

滿洲國は昭和七年三月一日、世界環視の中に生誕、つゞいて大同元年四月十五日には軍令第一號によつて滿洲國陸海軍條令の制定を見たのであつた。

陸海軍條令　滿洲國の陸海軍は、國內の治安並に邊境及江海の警備に任ずる、これを皇帝が統率する。卽ち皇帝は警備司令官を擔任區域を定め、これに所用の軍隊を指揮させ、常護區域の治安に任じさせる。其他艦隊司令官の擔任水域を定め、これに所用の艦隊を指揮させ、常護水域の治安を保たせてゐる。警備司令官には陸軍上中將を充て、皇帝に直屬、艦隊司令官は海軍將官を充て之もまた皇帝に直屬する。警備司令官の責任は、擔任區域で隨時情況を詳察し、不逞を除き域內の安全を保つにあり、隣接警備司令官の請求がある時は所要の兵力を派遣すると同時に軍政部總長に報告し、隣接警備司令官に通告する責任があるが、若し事が緊急で請求の暇のないときは、自ら責に任じて所要の兵力を派遣することが出來る。また警備司令官は、治安維持のため兵力を使用するとき、その期間內に限り當該主管地方の縣警察隊を指揮することが出來る。艦隊司令官の責任は、絕えずその擔任水域を巡邏して警備し、漁業船を保護するとか密漁密輸を監察するとかの任務を持つ。警備司令官及艦隊司令官は、軍政及用兵に關して軍政部總長の指揮を受ける必要がある。

陸軍の等級制　滿洲國軍政部が、軍令第八號を以て發した陸軍官佐增兵の等級を示せば次表の通りである。

陸軍官士兵等級表

上等（將官）	中等（校官）	初等（尉官）	准尉官	軍士	兵
上將					
中將					
少將					
	上校				
	中校				
	少校				
		上尉			
		中尉			
		少尉			
			准尉		
				上士	
				中士	
				下士	
					上等兵
					一等兵
					二等兵

軍官は三等九級制を採り、上等を將官、中等を校官、初等を尉官と云ふ。各等を上中少の三級に分ち、軍佐には上等第一級を置いてゐない、卽ち將官同等官は二級とし校官及尉官同等官には各三級を設いてゐる軍士及兵は勤務の標準により各三級に分つてゐるが、軍士は上、中、下士、兵は上等兵、一等兵、二等兵である。なほ、軍用文官は少將級を最高級としてゐる。

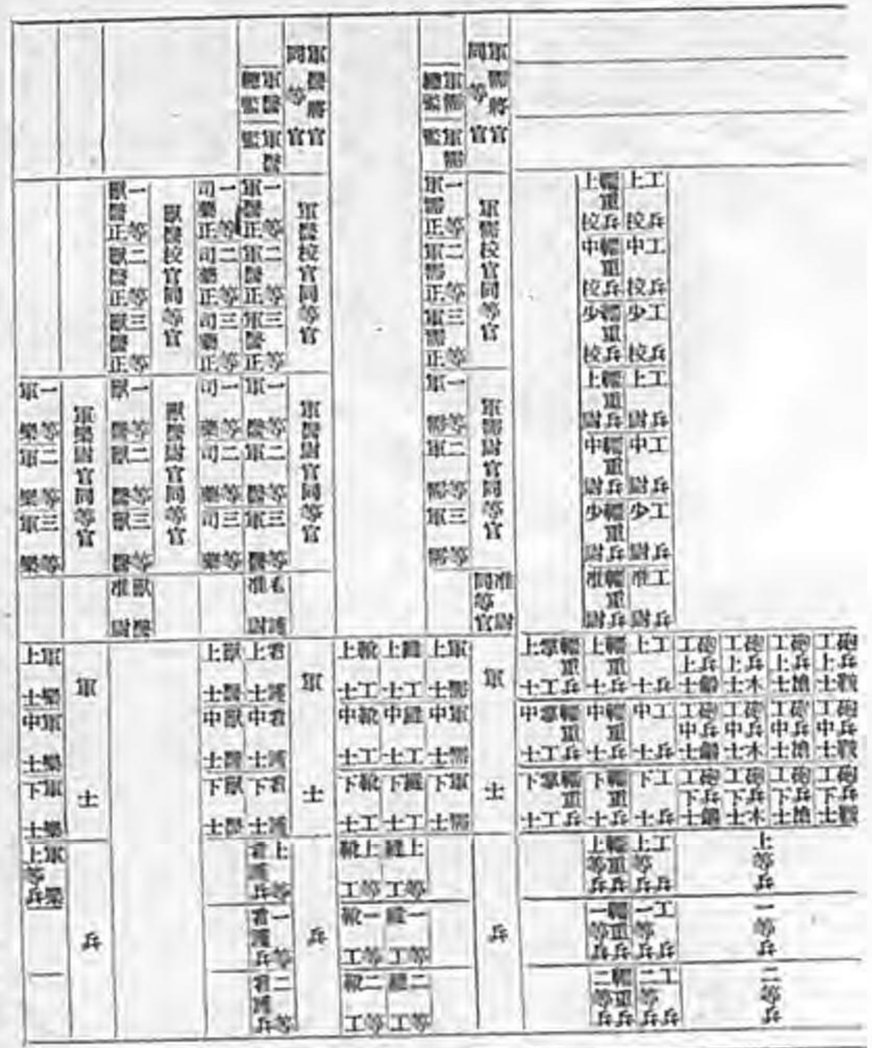

滿洲國の陸海軍

滿洲國の建國と共に國務院に軍政部が設置され地方軍隊の中央機關への統制に着手され靠天、吉林、黑龍江に省警備司令部、及び洮遼地方に洮遼警備司令部が設けられ組織上の整成は一應完成したが內的には依然舊軍閥の軍隊であり省警備司令官の私兵でしかあり得なかつた。從つて軍政部では設意これが實質的改善に努力し日本より多田少將を顧問とする顧問團現在の最高顧問佐々木到一少將を迎へて國軍の指導に任せしめると共に國軍の整正統制と、國內治安の恢復に邁進した。かくして國軍の整備は建國後三箇年に亙つて着々と洮南に部制度の改善と共に日本大演習の見學滿洲國大演習の擧行等によつて訓練を累ね現在では完全に私黨私閥から脫した國軍としての面目を備へるに至つた。而して國軍の治安工作

はこの整備に併行して着々と成功裡國當初三十六萬を數へた匪賊も日滿軍不斷の努力によつて康德二年春期にあつては僅々二萬五、六千に過ぎずしかもこれ等は何れも小匪團のものみとなつた。

滿洲帝國軍は皇帝に直隷せる軍隊であり全兵力八萬、これを中央直轄軍と五個の軍管區及興安軍よりなる陸軍及江防艦隊に分たれ治安警備上の絕對責任を負はされてゐる。各部隊の編成單位は旅を最大單位とし旅(旅團)團(聯隊)營(大隊)連(中隊)より成り連內編成は排(小隊)班(分隊)より成る。なほ陸海軍凡ての軍令、軍政に關しては軍政部大臣全軍の區處權を有し軍事諸般に亙り總攬し別に官立陸軍校爲政局も軍政部大臣の統制下に置かれてゐる。

軍政部　軍政部は國務機關として大臣國務に參劃すると共に統軍最高機關として皇帝に直屬し軍令、軍政を管掌する。軍政部は軍の編成裝備軍隊配置より教育訓練等國軍陸海軍を指揮統督し軍事諸般の命令規定を策定し又軍事豫算を配當して國軍を經理し盟邦と密接なる連繫をなして常に國防力の充實に努める機關である。初代總長馬占山、次代大臣張景惠、第三代于芷山となり現在に及んでゐる。軍政部本部內の分課及主要職員は左の如くであるが要するに軍政部は日本の陸軍省、參謀本部、教育總監部海軍省、軍令部を統轄したる如きもので參謀司は軍事全般を、軍需司は經理、海軍兵器一切を軍事調査部は軍事調査、情報、宣傳を管掌するものである。

（最高顧問佐々木到一）

軍政部の組織は以上の如くであるが他に參謀司長を處長とする軍事通信機關であり新京に中央無電同處は軍事通信機關でありまた軍用鳩の權威者非崎於兎彦氏を招聘豪を設け國內に約六十七個處の電臺を配置して寶城子に鳩舍を設けこれの增備にも努めてゐる。尙この他直轄軍隊官衙學校として左の諸機關がある。

禁衛軍　（禁衛步兵團）

同軍は未だ完成せる編成ではないが宮廷及首都を警備する近衛軍である。

侍從武官處

崎安軍　奉天に駐屯し匪賊討伐に幾多の功績を殘してゐる。

本軍隊は昭和六年十二月末滿洲の基礎未だ定まらず兵匪混淆の時代に編成され後軍政部に直轄され部隊は步騎砲兵によつて編成されてゐる。

憲兵司令部及憲兵隊　建國以來首都に京師憲兵司令部、地方に憲兵隊警務隊等を設けたが康德元年七月吉林に憲兵訓練處を開設し二年三月憲兵司令部を同處內に置くと共に首都新京及奉天、吉林、齊々哈爾、哈爾濱、承德に憲兵隊を設置した。なほ京師憲兵司令部は康德二年八月廢止された。

中央陸軍訓練處　滿軍々官學校であり教導隊で教育を受けたる軍官候補者を一年乃至一年半教育訓練をするが尙建國日淺き現在既成軍官の再教育をも行つてゐる。校舍は奉天東大營に在り刑士隊を處長とし教育部步兵訓練部、騎兵訓練部、砲兵訓練部、經理養成部、通信養成部がある。

憲兵訓練處　元の憲兵養成所を擴大し康德元年七月吉林省城に設置した。處長陳振聲。

興安軍官學校　遼源に在つたが既に王爺廟に移轉を終り、農系軍官養成機關であり、校所屬の教導隊在り騎兵を主とする興安各備軍に配置すべき軍官養成所である校長巴特瑪拉布坦。

鐵驪廳　本廳を奉天に支廳を新京及齊々哈爾に派出所を哈蘭濱に設け滿軍被服の製造購買を行ふ傍ら官衙其他一般の需要に應じ平日平均二千人の職工が仕事に從事してゐる。廳長木村春雄少將。

軍械廳　奉天に本廳を吉林、齊々哈爾に支廳を哈蘭濱に派出所を設け主として滿軍機關、大同二年九月創立され滿洲產馬の質的改良を實施しかつ民間に馬事知識を普及することを目的とする。卽ち馬匹資源の調查、種馬の購入增殖將來四十五年間に二百萬頭の改良馬を得んとする大方針を建てゐる。局長淸田陽兒。

軍管區司令部　興安各省を除く滿洲國內地方の治安警備に任ずる陸軍軍隊は左の五個軍管區司令部に分たれておりその編成は別項の如くである。滿洲國軍の警備司令區域は左の如くである。滿洲國軍の警備司令區域は先づ大同元年四月十五日に制定されたがその後數次の改正を見、康德元年七月第一（奉天省大部）第二（吉林省大部）第三（黑龍江大部）第四（黑龍江一部吉林省部）第五（熱河省）軍管區司令部を設けて新警備區域を定め、更に康德二年八月興安各省の警備區域を第一、第二の二警備軍に別ち第一は興安東西省、第二を興安南北省と決定した。

◇第一軍管區司令部所屬軍編成

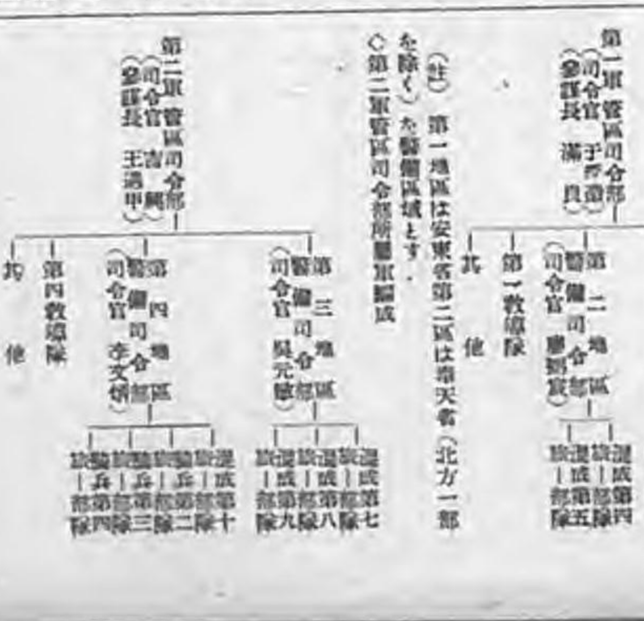

（註）第一地區は安東省第二區は通天省（北方一部を除く）を警備區域とす。

◇第二軍管區司令部所屬軍編成

（註）司令部は吉林、第三區は吉林地區、第四區は新京地區を警備するが第三地區は步兵を第四地區は騎兵を主體とする。

◇第三軍管區司令部所屬軍編成

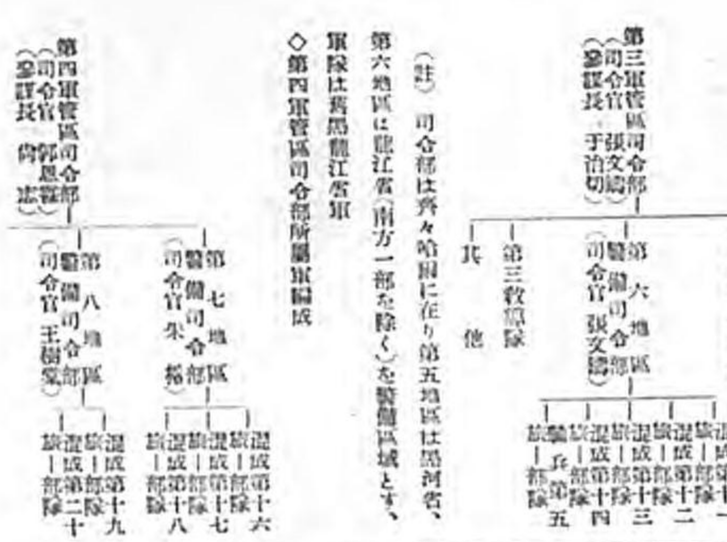

（註）司令部は齊々哈爾に在り第五地區は黑河省、第六地區は龍江省（南方一部を除く）を警備區域とす、軍隊は騎馬龍江步軍

◇第四軍管區司令部所屬軍編成

（註）司令部は齊々哈爾に在り第十地區は錦州、第十一地區は熱河を擔任區域とし滿洲國西邊の護りである。

興安省各警備軍　同軍は最初東西南北の四軍より成つてゐたが康德二年八月興安第一、第二警備軍に別たれ而してその區域は全部蒙古地帶なる關係上特殊編成の蒙古人のみを以てする興安軍を配置し騎兵を主力とする。警兵制に準ずる制度を執り武技練達の譽高い。卽ちその編成を見るに從前の興安省東西警備軍を合體して興安第一警備軍とし司令官には少將巴特瑪拉怖官を任命興安南北軍を合體して烏爾金少將を司令官に任命した。

（註）司令部は承德に在り警備地區は熱河、三江省東部地域を第七地區に同東部國境地方を第八地區に三江省には第九地區警備軍が駐屯するが本區域は興安南北と境する國境線長く重要なる地域である。

◇第五軍管區司令部所屬軍編成

（註）司令部は承德に在り警備地區は熱河を擔任區域とし滿洲國西邊の護りである。

興安省各警備軍　同軍は最初東西南北の四軍より成つてゐたが康德二年八月興安第一、第二警備軍に別たれ而してその區域は全部蒙古地帶なる關係上特殊編成の蒙古人のみを以てする興安軍を配置し騎兵を主力とする。警兵制に準ずる制度を執り武技練達の譽高い。卽ちその編成を見るに從前の興安省東西警備軍を合體して興安第一警備軍とし司令官には少將巴特瑪拉怖官を任命興安南北軍を合體して烏爾金少將を司令官に任命した。

滿洲國の海軍　事變前張學良時代の海軍は奉天に海軍司令部を置き第一、第二艦隊江防艦隊のほか前濱島に海軍訓練所の學生練習生を置いてゐたが事變勃發と同時に江防艦隊以外は全部逃走非祥乾少將（當時中校）が同艦隊を率ひて建國大業に從事した而して當時軍艦は五隻に過ぎなかつたが日本海軍の援助指導により日本陸海軍と共同作戰のうへ松花江沿岸の討伐に從事しその後國境河川の巡邏、厳肅のため閉鎖されてゐた航行權の確得、國境河川通商擁護、沿岸治安維持、航路開拓、等に多大の功績を殘した。

江防艦隊艦艇狀況　艦艇は建國當時は舊式砲艦利捷、利濟、江通、江平、江清の五隻に過ぎなかつたが大同二年大同利民の砲艦二隻、恩民惠民の砲艇二隻康德元年順天養民の砲艦二隻濟民の砲艇一隻、康德二年親仁定遠の砲艦二隻を新造して威力を增し殊にこれ等の新艦艇は最新式の兵器を搭載するものである。なほ冬期結氷中の河川警備のため裝甲自動車若干を有してゐる。人事については兵員の養成は每年志願者を募集し哈爾濱にある海軍補充隊において教育し成績優秀な者は日本海軍の教育を受けしめてゐる。幹部教育は每年中學卒業程度の者を試驗採用の上先づ東京高等商船學校に入學せしめ卒業後日本海軍諸學校の教育を受けしめこれ等の修業生を海軍少尉候補生として採用することに決めてゐる。

治安警備の現況

現況　建國以來國內兵匪の討伐については日本陸軍の協力により凄まじい努力をつゞけ建國初期匪數三十六萬に達したものが現在は二萬餘にまで激減したが大同元年三月より康德二年三月迄の滿洲國軍人軍隊の戰死傷者總數は戰死一四七〇名（內日本人四一名）戰傷一二六一名（內日本人七名）といふ多大の犧牲を拂つており而も依然これが徹底的討伐に日滿軍警協力邁進してゐる。

匪賊の全貌　滿洲匪賊とは古來支那五賊の一に數へられる胡匪又は紅鬍子の意味である。國家制度の缺陷、國民性益に交通機關不備を三大原因として發生し共著名なものには古くは唐殷桑、燕子、劉彈子、近くは瀋占魁、仁義等あり張作霖またこの出身である。匪賊の全貌　支那本土の義軍隊一部義士の首に踊る匪賊、一時全滿を風靡せるも王道國家の確立は愛テンポに殺等を聽取せしめてゐる。

◇匪賊組織　地方通場に蟄動する小團體の匪賊にしてこれまた勿論今は實說の一途にある。

軍政部所管康德二年度豫算表（單位円）

（一般會計）

▲經常部	
軍政本部	五九四、五五三
陸軍費	一八、二〇五、六九四
江防費	六六六、八九五
區政費	七二〇、〇八二
地警費	三三、三八八
國防分擔金	五、〇〇〇、〇〇〇
其他	三〇九、〇〇〇
合計	二五、五二九、六一二
▲臨時部	
測量費	四八〇、〇〇〇
警務費	一、〇四〇、〇〇〇
邊防費	一、〇〇〇、〇〇〇
部隊充備費	一、一〇〇、〇〇〇
區軍調査費	七〇、〇〇〇
艦艇建造費	一、一三六、八六七
日滿軍人會館費	四五六、〇〇〇

戰艦式艦	三八、一七九
財政費	一、三〇〇、〇〇〇
合計	九、六二一、〇四六
▲總計	三二、一五〇、六五八
（特別會計）	
▲軍擴費	二、〇〇〇、〇〇〇
經常部	
▲被照經	三、一四八、七九七
議	三、一四三、四一九
餘	

日本側軍備

概況　滿洲に於る日本陸軍の最高機關は關東軍司令部であり。往年關東都督府内に陸軍部があり、都督は陸軍大中將を以て親補し滿洲に於ける我民政及軍政の長官だつたが、大正八年四月都督制が廢され、關東廳及び關東軍司令部が新に設置されると共に、軍政と民政とはこゝに全く別箇に獨立することになつた。

關東軍司令官は陸軍大、中將を以て親補天皇に直屬し、關東州及滿洲にある帝國陸軍諸部隊を統率してゐる。軍司令部内には參謀部、副官部、兵器部、經理部、軍醫部、法務部、交通監督部がある。

關東軍司令部は當初旅順に在つたが、滿洲事變後奉天に進出し、更に配備變更の必要上首都新京に移した。殊に昭和七年九月滿洲國の承認と共に服交された日滿議定書により滿洲國の領土及治安に對する一切の脅威につき共同防衛の責任を持つに至ると共に滿洲國内に日本軍隊を駐屯せしめ、從來は關東州および滿洲鐵道線路の警備のみの任にあつたが爾今滿洲國の國防治安に協力皇軍の威力を充分に發揮して皇城討伐に輝かしい功績をあげつゝあり、滿洲國國民から非常な感謝を受けてゐる。

軍司令官經補　七年八月一日、前關東軍司令官本庄繁氏は軍事參議官に補せられ、陸軍大將武藤信義氏が關東軍司令官兼任特命全權大使、關東長官に親補せられたが、武藤氏薨後陸軍大將菱刈隆氏が後を襲い更に昭和九年十二月陸軍大將南次郎氏と更迭今日に至つてゐる。併し昭和九年の機構改革により關東軍司令官は全權大使を兼ねるとゝなりかつ關東廳の改組によつて滿洲における日本側政治軍事機關は一元的に統制されることゝなつた。なほ現在關東軍の參謀長は西尾壽造中將、參謀副長は板垣征四郎少將である。

旅順要港部　日露戰後旅順開城とともに鎮守府設定、大正二年四月一日鎮守府を廢して要港部に改め、更に大正十一年十二月一日、要港部を撤退、防備隊のみ存置されることゝなつたが、大正十四年四月一日限り、それもまた撤退した。然し、昭和八年四月一日、再び要港部が復活され今日に至つてゐる。

駐滿海軍部　滿洲事變勃發に伴ひ、昭和七年一月二十八日奉天に滿洲海軍特設機關設置、次で昭和七年十二月五日新京に移轉したが、日滿議定書に基く日滿共同防衛の趣旨により、日本海軍もまた滿洲國の沿岸河川に於る防備と滿洲國海軍の建設指導とに當ることになり。昭和八年四月一日新京に駐滿海軍部を、またその麾下として哈爾濱に臨時海軍防備隊を設置した。

臨時防備隊は主として附屬艦船（興安、江安、江鯤）を以て松花江の警備に當つてゐる。

財政

滿洲國の財政

總說

滿洲國の財政制度は日本の如く大藏省により包含された綜合機關でなく、大同元年三月、國務院官制により豫算計畫、需要並に營繕事務は國務院總務廳に於て管掌し、稅務、專賣、貨幣、金融統制及び國有財産に關する事項は財政部に於て掌理することになつた。即ち豫算關係に於ける歳入計畫は財政部稅務司に於て掌るも歳出に關する査定等は總務廳主計處に於て行はれ、國務院總務廳中心主義が明白にされてゐる。滿洲國の會計年度はこの官制制定當時は月次豫算にして極めて幼稚であり建國當初の混沌を示し三月乃至六月迄の豫算額は一千九百三十二萬七千餘圓にして所謂建國豫算を文字通り現し、同年七月會計年度を制定、初めて滿洲國最初の歳計豫算を確立した。

即ち七月一日より翌年六月末を會計年度となし、大同元年度豫算はこれに準據して編成された。

會計年度確立と同時に財政部は財政の中央集權化を計り、從來各省に於て調査員を派遣し地方財務機關は財政部より直接之を監督して來たものを根絶すべく、省財政廳を廢止し、新に稅捐局の監督機關として全滿五ヶ所に稅務監督署を設置し且つ主なる地方財務機關は財政部より直接之を監督して來たものを根絶すべく、省財政廳を廢止し、新に稅捐局の監督機關として全滿五ヶ所に稅務監督署を設置し且つ主なる地方財務機關は財政部より調査員を派遣し中央集權化を計り、從來各省に於て調査員を派遣し

百二十八萬圓に對し僅に三八%にすぎず、民利增進施設並びに國防及び治安の確立の如き焦眉の急務、萬般の基礎たる事業に注がれた。卽ち民利增進施設として國道建設費五百九十七萬圓、鐵倉費三百萬圓、他方土木事業費百四十二萬圓、產業振興資金百九十餘萬圓、都市防水費七十萬圓、金融合作社助成費三十一萬圓、衞生施設費三十九萬圓、國防治安方面では治安維持會費百八十萬圓、討伐費百三十萬圓、河用砲艦建造費百十三萬圓、兵舍其他營繕費百四萬圓、邊防費百萬圓、國境監視隊新設費五十五萬圓等である。

又態々確定した治外法權撤廢準備に關する重なる經費は行刑施設改善費七十六萬圓、警察整備費百五十萬圓、稅捐局整備費四十六萬圓等である。

次に特別會計に就て見ると當年度に新たに設けられたものに專賣公營會計が阿片專賣と石油專(煤油)專賣との二つに別れ、更に鐵路國債が設けられ都合十三に分類された。鐵路國債は勿論北滿鐵路公債を主體としたものである。而して各特別會計も一般會計と同樣の方針に則り努めて緊縮方針を採つたが、備品、國都建設局、石油專賣、國有財產整理資金及投資の各特別會計に於ては事業の關係上借入金を爲す必要があるため右各特別會計を通じ合計一千九百二十萬圓の借入金を爲すことゝなり、之に對しては基金特別會計よりの不足額を滿洲中銀より借入る見込である。なほ鐵路國債特別會計に於て北滿鐵路公債一億八千萬圓の內當年度四千萬圓を日本に於て起債される見込である。

康德二年度會計別歲入歲出豫算表

（單位圓）

經常部歲入	一〇四、九九八、七〇〇圓
臨時部歲出	一〇四、九九八、七〇〇圓
經常部歲入	一三一、五一八、一〇八圓
臨時部歲出	九七、九九一、二九二圓

康德二年度一般會計歲入歲出豫算並に前年度比較表

（單位千圓）

	康德二年度	康德元年度	比較（△印減）
經常部			
租稅	一、六八六、七四〇	一、六八六、七四〇	—
內國稅	一、四一六、八〇〇	一、四一六、八〇〇	—
關稅	二七〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	—
印紙收入	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—
專賣利益金	一、〇六八、七四〇	一、〇六八、七四〇	—
鴉片專賣利益金	三〇二、八四〇	三〇二、八四〇	—
印紙收入	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	—
專賣利益金	七六六、七〇〇	七六六、七〇〇	—
鐵道收入	一、六六八、七〇〇	一、六六八、七〇〇	—
鐵道總局利益金	一、六六八、七〇〇	一、六六八、七〇〇	—
官業收入其他雜收入	一、三四一、九八六	一、三四一、九八六	—
經常部合計	六、一〇四、九九八、七〇〇	六、一〇四、九九八、七〇〇	—
臨時部			
普通會計由特別會計繰入	一、三五九、八〇〇	一、三五九、八〇〇	—
國債金	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	—
雜收入	一、一〇九、八九九	一、一〇九、八九九	—
前年度繰越金	一、一〇九、八九九	一、一〇九、八九九	—
前年度繰入	一、一〇九、八九九	一、一〇九、八九九	—
臨時部合計	一、一〇九、八九九	一、一〇九、八九九	—
總計	七、二一四、九九八、七〇〇	七、二一四、九九八、七〇〇	—

康德二年度一般會計歲入歲出豫算前年度比較

（單位千圓）

	康德二年度	康德元年度	比較（△印減）
經常部			
租稅	一、六八六、七四〇	一、六八六、七四〇	—
內國稅	一、四一六、八〇〇	一、四一六、八〇〇	—
關稅	二七〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	—
印紙收入	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—
專賣利益金	一、〇六八、七四〇	一、〇六八、七四〇	—
鴉片專賣利益金	三〇二、八四〇	三〇二、八四〇	—
印紙收入	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	—
專賣利益金	七六六、七〇〇	七六六、七〇〇	—
鐵道收入	一、六六八、七〇〇	一、六六八、七〇〇	—
鐵道總局利益金	一、六六八、七〇〇	一、六六八、七〇〇	—
官業收入其他雜收入	一、三四一、九八六	一、三四一、九八六	—
經常部合計	六、一〇四、九九八、七〇〇	六、一〇四、九九八、七〇〇	—
臨時部			
普通會計由特別會計繰入	一、三五九、八〇〇	一、三五九、八〇〇	—
國債金	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	—
雜收入	一、一〇九、八九九	一、一〇九、八九九	—
前年度繰越金	一、一〇九、八九九	一、一〇九、八九九	—
前年度繰入	一、一〇九、八九九	一、一〇九、八九九	—
臨時部合計	一、一〇九、八九九	一、一〇九、八九九	—
總計	七、二一四、九九八、七〇〇	七、二一四、九九八、七〇〇	—

康德二年度歲出所管別豫算並に前年度比較表

（單位千圓）

	經常費	臨時部	合計	前年比較（△印減）
帝室費	一、四〇〇	—	一、四〇〇	—

總務廳	一九、三四四	三、九五四	(八四)	(六、三八八)
民政部	一三、四六	七、四四	九四	(一四)
外交部	三、五九	六、三三一	四、一五	(三、〇一四)
軍政部	三、五九	三、三四二	三、三四二	一〇、〇四〇
財政部	七、〇九	三、三四二	三、三四二	△(一、〇四〇)
實業部	一、三七	一、三四二	一、三四二	(三四)
交通部	一、三七	一、三四二	一、三四二	(八四)
司法部	四、三四	一、三四二	四、三四	(三四)
文教部	三、四二	三、三四二	三、三四二	(一)
興安四省	一、三四	四四	一、三四	(四)
總計	三二、九六	三二、九六	一〇四、九六	(一〇、三四)

康德二年度特別會計歲入歲出豫算額

經常部臨時部

▽總務廳所管

關稅及鹽稅擔保舊外債整理基金

歲入 一 一

歲出 三六、三五、三五 三六、三五、三五

國都建設局

歲入 一 一

歲出 六、〇八、〇五 六、〇八、〇五

警務司

歲入 一 一

歲出 五、三一、九六 五、三一、九六

滿洲興業銀行

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲電信電話

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲中央銀行

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲國通信社

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲航空

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲炭礦

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲採金

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲石油

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲鐵鋼

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲化學工業

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲曹達

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲畜產

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲農產公社

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲拓殖

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲興農金庫

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲興業

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲興業信託

歲入 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

歲出 一、三〇、一〇〇 一、三〇、一〇〇

滿洲興業銀行

鑑定、關稅率貿易狀況の調査及貿易統計、關稅制度の調査、稅關吏の養成、拂戾金の調査、稅關事務の管理監督等の諸事項を掌り、關務科は關稅の賦課及減免、鹽の專賣、鹽稅及鹽專賣犯罰者處分、鹽業の保護助長、鹽の輸出入、關務制度の調査、鹽の試驗分析及鑑定、關務官吏の養成等の諸事項を掌り、經理科は租稅及租稅外諸收入の豫算及決算の調査、租稅の徵收並に稅外諸收入の收納、稅務統計に關する諸事項を掌る。理財司に理財、銀行、調査、國有財產の科を置き理財科は金融統制、滿洲中央銀行の監督並に檢查、貨幣、錢鈔取引、紙幣類似證券、國債、地方債の監督、產金獎勵、投資特別會計の資金運用に關する諸事項を掌り銀行科は滿洲中央銀行以外の銀行の監督並に檢查、銀行類似の營業、信託業、金融合作社、錢舖、保險、庶民金融機關に關する諸事項を掌り、調査科は內外金融事情の調査、金融報告の調製、金融統計、彩票に關する事項を掌り、國有財產科は國有財產の總括、調查及整理、雜種財產の管理及處分事務監督、投資特別會計及國有財產整理資金特別會計豫算及決算の調查、投資特別會計資金の管理に關する諸事項を掌る。

稅務監督署　稅務監督署は財政部の管理に屬し內國稅に關する事務を監督する。各稅務監督署を通じ署長、副署長、理事官、稅務官、技佐、屬官、技士を置く。

稅務監督署分科　稅務監督署に總務、經理、徵稅第一、徵稅第二、監察、國有財產の科を置き總務科は機密、職員の進退賞罰及身分、署長印鑑署長印其の他官印の管守、文書の接受發送編纂及保存、統計及報告、公報揭載、飜譯及通譯、官直、他科に屬せざる事項を掌り、經理科は豫算及決算、歲出豫算及決算、現金出納保管、圖書及印刷物、印花類の出納保管及實搦、票照類の調製、有價證券の保管、建築物の營繕、物品

下九旗	同	下九旗下九旗國（永吉縣の一部九旗捐局	永吉縣の一部
石城稅捐局	同	扶餘縣三岔河鎭	扶餘縣の一部
德惠稅捐局	同	德惠縣張家灣	德惠縣
敦化稅捐局	同	敦化縣城	敦化縣
寧河稅捐局	同	額穆縣寧河鎭	額穆縣の一部
延吉稅捐局	間島省延吉縣城		延吉縣
濱江稅務監督署			
哈爾濱稅捐局	哈爾濱特別市		哈爾濱特別市の一部
濱江稅捐局	同		同
雙城稅捐局	濱江省雙城縣城		雙城縣の一部
阿城稅捐局	同	阿城縣城	阿城縣、雙城縣の一部、賓縣の一部
一面坡稅捐局	同	珠河縣一面坡	珠河縣、葦河縣
賓安稅捐局	同	賓安縣城	賓安縣
呼蘭稅捐局	同	呼蘭縣城	呼蘭縣の一部
依蘭稅捐局	三江省依蘭縣城		依蘭縣
柳川稅捐局	同	柳川縣佳木斯鎭	柳川縣
富錦稅捐局	同	富錦縣城	富錦縣
龍江稅務監督署			
龍江稅捐局	龍江省齊々哈爾市		齊々哈爾市龍江縣
克山稅捐局	同	克山縣城	克山縣、拜泉縣、依克明安旗
綏化稅捐局	濱江省綏化縣城		綏化縣
海倫稅捐局	同	海倫縣城	海倫縣
黑河稅捐局	黑河省愛琿縣黑河鎭		愛琿縣
海拉爾稅捐局	興安北省海拉爾市		海拉爾市、索倫旗、陳巴爾虎旗の一部、新巴爾虎左翼旗の一部
熱河稅務監督署			
承德稅捐局	熱河省省城		承德縣

稅務機關一覽表

稅務監督署	所在地	稅捐局	稽徵局	普通局	計
奉天	奉天省奉天	五	二	二三	三〇
吉林	吉林省吉林	二	八	一八	二六
濱江	濱江省哈爾濱	二	一〇	二五	三五
龍江	龍江省齊々哈爾	一	六	三三	三九
熱河	熱河省承德	一	一	一四	一六
		一	五五	一一	一六六

康德二年度各省別豫算概數表

（單位圓）

	興安南省	興安北省	興安總署	合計
民政部所屬各縣	二、三〇〇、〇〇〇			二、三〇〇、〇〇〇
民政部所屬各縣		二、二〇〇、〇〇〇		二、二〇〇、〇〇〇
總務廳			一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
警務廳			一、四〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
興安局			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
興安南省公署			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
興安北省公署			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
興安總署			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	二、三〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇

康德二年各省別豫算概數表

（單位圓）

	奉天	吉林	濱江	龍江	熱河	興安
▲對常部						
祭祀費	二五、三四九	二五、三四九	二五、三四九	二五、三四九	二五、三四九	二五、三四九
公署費	三、四八六、五五〇	二、六六五、九〇二	三、三三五、一〇	一、三八〇、七二	一、七四〇、一七	一、三八〇、七二
警察費	七、七五九、六九六	七、一九四、七	一、三三五、一〇	二、一二、七七八	一、五四、一八〇	二、一二、七七八
土木費	七五、四九二	二、六六五、九〇二	一、三三五、一〇	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
教育費	二、六六五、九〇二	七、一九四、七	一、三三五、一〇	二、一二、七七八	一、五四、一八〇	二、一二、七七八
社會事業費	七、一九四、七	一、三三五、一〇	一、三三五、一〇	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
衞生及病院費	一、三三五、一〇	一、三三五、一〇	一、三三五、一〇	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
撫卹場費	一、一二、七七八	一、一二、七七八	一、一二、七七八	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
慶祝局費	二、三九、八四二	二、三九、八四二	二、三九、八四二	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
決算費	一、三八、〇七二	一、三八、〇七二	一、三八、〇七二	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
豫備費	二、四五、五一七	二、四五、五一七	二、四五、五一七	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
其の他	一、五四、一八〇	一、五四、一八〇	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
合計	二三、六三六	二三、六三六	二三、六三六	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
▲臨時部	一、五四、二〇一	一、五四、二〇一	一、五四、二〇一	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
土木費	六〇八、七〇五	三、五四五、二〇一	三、五四五、二〇一	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
移立金	一、一〇八、六八八	一、一〇八、六八八	一、一〇八、六八八	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
補助費	三、一五、四〇五	三、一五、四〇五	三、一五、四〇五	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
建設費	二四八、四九三	二四八、四九三	二四八、四九三	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
增發公債	三四一、二九九	三四一、二九九	三四一、二九九	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
其他	四六三、一八七	四六三、一八七	四六三、一八七	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
合計	三、一四五、七七七	三、一四五、七七七	三、一四五、七七七	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
▲歲出總計	一、五、三四五、二〇一	一、五、三四五、二〇一	一、五、三四五、二〇一	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
經常部	一、三、〇六四、六七〇	一、三、〇六四、六七〇	一、三、〇六四、六七〇	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
臨時部	一、八、四九〇、九七八	一、八、四九〇、九七八	一、八、四九〇、九七八	一、三八〇、七二	一、五四、一八〇	一、三八〇、七二
總計						

滿洲國の租稅

概況　東北政權時代の滿洲の租稅制度は歲入第一主義で徵收し安い所から徵收し、便宜主義も甚しく、地域的に不統一で不公平關係そのものであり、凡ての課稅が物的課稅であり、徵收機關は請負主義であつた。即ち地域的不統一の例を擧げれば地稅にあつては寧夏省では田賦のみであるに反し、吉林省は田賦、糧釐稅（金徵收費）となり、黑龍江省では田賦、三費（警察費、補充費、團練費）錢帖費、省立中學經費等あり、又各稅關稅にあつては、課稅は民國十三年に一增、二、七五元であつたが、民國二十年には六、三〇元となり、又同じ期間に豆粕は七倍、生絲貨稅は十倍の增稅を見てゐる等關稅そのもので、國民に對する利害程度を考慮せず國家財政上影響を齎らすところ甚大であつた。

內國稅制度の整理改善　滿洲國では建國後關稅そのものの內國稅制度を改善することになり、前國の精神、民業の生活程度、國民經濟の狀態を參照し且つ將來の發展を考慮し、租稅の原則に照し合理的整理改善が(一)收入の確保、(二)國稅地方稅制度間の關係合理化、(三)國民經濟發展の障碍除去、(四)關稅制度の整備統制施行、(五)外國人（治外法權享有國）特に日本人に對する課稅問題の關稅調整の目的をもつて關連主義により整理改善を行ふことになり、これを三期に分ち第一期に於ては暫定的整理、第二期には第二次稅制整理、第三期には第二次稅制整理を行ふことに決定、目下第二期計畫を進捗中である。整理改善の骨子は左の如くである。

一、國稅及び地方稅の區分（大同元年九月十三日）從來の租稅につき、課稅標準の如何を問はず、其の收入が從來中央政府又は省政府に歸屬せしめるもの全國稅とし其の他を地方稅とした。田賦、契稅、課稅、狐稅、酒稅、出產稅、消費稅、鼎稅、畜稅、牲稅、印花稅、（地方稅）車捐、船捐。（大同元年十月施行）

二、增值營業稅（營業稅的稅一）（大同二年三月）營業稅の廢止。（大同二年四月）增值營業稅制度施行。（大同二年五月）

三、吉林省に三種統稅實施。（大同二年六月）統稅額四十五萬圓、麥酒百五萬圓、木煙五萬圓、計百五十五萬圓

四、熱河省に三種統稅實施。（大同二年六月）統稅額四十五萬圓、麥酒百五萬圓、木煙五萬圓、計百五十五萬圓

五、納稅物件及稅率の改正。（大同二年七月）納稅物各種貨物及特產上對する各省間重複課稅の廢止。（大同二年七月）統稅額二百萬圓

六、出廳稅石稅の減稅的整理統一及推廣營業稅制度の改正。（大同二年十二月）減稅額九百二十萬元

七、黑龍江省營業稅稅率輕減。（大同三年二月）減稅額三十三萬圓

八、關稅の輕減。（大同三年二月）減稅額百三十二萬圓

九、水利稅の廢止。（康德元年四月）減稅額十五萬圓

一〇、煙酒稅の改正（康德元年六月）增稅額二百六十萬圓

一一、木稅の輕減的整理統一。（康德六年八月）減稅百六十七萬圓

一二、收入印紙制度の確立。（大同元年九月）

一三、消費稅課稅物件製造取締法の制定。（康德元年十一月）

一四、輸入物品に對する內國消費稅の課稅廢止。（康德元年十一月）

一五、興安南省及興安北省分省に出廳稅石稅法を施行。（康德元年十二月）減稅額五萬圓

一六、煙酒稅稅率及木煙稅稅に關する暫定制度の廢止。（康德元年十二月）

一七、營業稅の統一並に全面的改正。（康德二年六月）增稅額四萬七千圓

一八、貨物稅の全廢。（康德二年六月）減稅額二百四十二萬七千圓

一九、出廳稅石稅改正。（康德二年六月）

二〇、北滿特別區關稅。（康德二年六月）減稅額四十五萬八千圓

二一、酒稅制度の改正。（康德二年七月）增稅額四百

四十六萬七千元

二二、鑛業稅法及鑛業登錄稅法の改正。（康德二年七月）鑛稅額十四萬圓

二三、縣市地方稅制の改正。（康德二年八月）

租稅種目　滿洲國の租稅は關稅、噸稅及び內國稅の三種に大別することが出來る。關稅は更に輸入稅、輸出稅、轉口稅に區分せられ、內國稅は鹽稅、地稅等十四種に更に五十類種に區分せられてゐるが漸次稅制整理により全國的に統一されつゝある現狀にある。稅種、施行地域、徵收機關等を擧げれば次の通りである。

稅目	施行地域	徵收機關	摘要
▲關稅之部			
輸入稅	全國	關署	輸入貨物に對し定率表により課稅す
輸出稅	全國	關署	輸出土產貨物に對し定稅表により課稅す
轉口稅	松花江を除く全國	關署	國內に於ける沿岸貿易稅にして沿岸貿易土產貨物に對し定率表の稅率により課稅す
關稅附加稅	全國	關署	輸出入貨物の價格に充つる目的を以て輸出入稅額の百分の五を附加稅とす但し絲糸袋其他特定の貨物は免稅
噸稅	全國	關署	貿易船の開港場に入港したる時その登簿噸數により課稅す
▲內國稅之部			
鹽稅	全國	鹽務署	鹽は產地より之を搬出する時又は產地より國內に搬入する時領收す、海鹽一擔に付六圓、粟古德四圓三角
地稅（田賦）	全國	縣、旗又は市	主として農耕適當地に對して課す、土地を上則地、中則地、下則地に分ち一定稅率を定む、各省其の細度區々
特別稅	熱河省		熱河省電別我墳地に課稅す
營業稅	全國	稅捐局	一定營業者に對し營業收益に課す
出產稅	全國	稅捐局	國內產の粗石にして自用に供せざるものに課す、一般（從價百分の一、五、（煤類）百分の二、五（粟類）百分の二、五
鑛業稅	全國	稅捐局	鑛區稅と鑛區面積の單位區域に付三百圓、鑛產稅は鑛物價格の百分の一、五鑛業者或は租鑛者に納入さす
鑛業登錄稅	全國	登錄稅捐局	鑛業權又は租鑛權に關する登錄に課す
木材稅	全國	木稅捐局	木材を伐採地より搬出する時に課す木材從價百分の八、（新）百分の四
石炭稅	全國	稅捐局	國內產の石材石炭利、石炭等に課す各省區々
漁稅	全國	稅捐局	萬泰天賓、通惠物の價格に應じ課す、他は漁網の件數及其の大小により課す各省區々
牲畜稅	全國	稅捐局	牲畜の賣買價格に課す各省區々
屠宰稅	全國	稅捐局	牲畜の屠殺に對し課稅す各省區々
酒稅	全國	稅捐局	國內產酒類は其の製造者、蒸餾附屬地又は關東州產の酒類に付關境外に移入者より徵收するものは移入者より一石に付一四圓、（燒酒）八圓五〇（黃酒）六圓五〇（啤酒）二二圓（朝鮮酒）八圓五〇（日本清酒）一二圓（朝鮮產酒）九圓五〇（葡萄酒）九圓五〇
捲菸稅	全國	稅捐局	紙捲菸（紙卷煙草）及實菸（捲菸は五百本につき課稅し紙菸は三十九圓の七等級に分ちて課稅され實菸は一千本に付六十四圓より二圓迄の六等級の階級定率である
煙絲稅	全國	稅捐局	國內產煙絲がつき百斤につき二十三番手以下二圓七角五分、二十三番手三圓七角五分其の他從價の百分の五の稅率である
麥稈稅	全國	稅捐局	國內產麥稈につき課稅し、稅率は一斗五十斤以下のもの二角、一斗八十斤以下のもの三角
水泥稅	全國	稅捐局	國內產水泥（セメント）につき課稅し一封度に付一厘六毛の案合である
契稅	全國	稅捐局	不動產の賣買、贈與價格に付百分の八、不動產の質入（典契）價格に付百分の三、（杜契）價格の百分の四、土地の創（租契）價格の百分の五
印花稅	全國	稅捐局	印紙稅にして各種の證書、帳簿、請可書等に課稅してあるが稅率各省區々

營業稅率一覽表

▲個人營業稅課稅營業の種類	課稅標準	稅率	摘要
鹽業	賣上金額		
卸賣 甲（糧石、石油、麵粉、白麻絲、木材、麻袋、豆油及豆粕）		千分の二	
卸賣 乙（甲に屬せざる物品）		千分の三	一年の賣上金額八百圓未滿の者に付ては課稅せず
小賣 甲（糧石石油及麵粉）		千分の五	
小賣 乙（甲に屬せざる物品）		千分の六	
製造業 賣上金額 甲（豆油、豆粕、麵粉及杵麻糸）		千分の四	一年の賣上金額八百圓未滿の者に付ては課稅せず
製造業 賣上金額 乙（甲に屬せざる物品）		千分の六	
保險業 賣上金額		千分の四	
銀號業 賣上金額		千分の二〇	
金錢貸付業 收入金額		千分の四〇	一年の收入金額二百圓未滿の者に付ては課稅せず
物品貸付業 收入金額		千分の三〇	一年の收入金額二百圓未滿の者に付ては課稅せず
電氣供給業 收入金額		千分の一二	
瓦斯供給業 收入金額		千分の一二	
運送業 收入金額		千分の一二	一年の收入金額六百圓未滿の者に付ては課稅せず
運送取扱業 收入金額		千分の二五	
倉庫業 收入金額		千分の一〇	一年の收入金額六百圓未滿の者に付ては課稅せず
印刷業 收入金額		千分の一五	一年の收入金額五百圓未滿の者に付ては課稅せず
出版業 收入金額			
興行場業 收入金額			
料理飲食店業 收入金額			

▲法人營業稅課稅營業の種類	課稅標準	稅率	摘要
調賃業 收入金額	土木建築其の他	千分の二〇	一年の收入金額五百圓未滿の者に付ては課稅せず
錢莊業 收入金額		千分の五	一年の調賃金額五百圓未滿の者に付ては課稅せず
問屋業 收入金額		千分の一二	一年の調賃金額二百圓未滿の者に付ては課稅せず
代理業 收入金額		千分の三〇	一年の報償金額二百圓未滿の者に付ては課稅せず
仲立業 收入金額		千分の三〇	一年の報償金額二百圓未滿の者に付ては課稅せず
問屋業 收入金額		千分の三〇	一年の報償金額二百圓未滿の者に付ては課稅せず
信託業 收入金額		千分の三〇	一年の報償金額二百圓未滿の者に付ては課稅せず

改正地方稅表

（康德二年八月二十四日施行）

稅目	納稅主體	課稅標準	稅率	摘要
▲國稅附加稅				
營業稅附加捐	個人、法人各營業者	個人、法人の各營業稅額	營業稅額の五%以內	
鑛區稅附加捐	鑛業權者	鑛區稅額	鑛區稅額の二五%以內	
鑛業稅附加捐	鑛產物投掘者	鑛產稅額	鑛產稅額の六五%以內	
木材稅	伐採地より運搬出者	木稅額	木稅額の二五%	
▲特別稅				
地捐	土地所有者又は之に準ずべき者（商租權又は期租契者を含む）	土地	從來の非課稅土地を除きたる一般土地	各地の事情により適當に稅率を定む

戶別割	市街地又は之に準ずべき地域に於て家屋を所有する者	家屋の賃貸價格又は外形標準	上
	一戶を構ふる者又は一戶を構へざるも獨立の生計を營む者營業所を有する法人又は組合但し營業設を證せらるゝ者を除く	各人の所得及資產及之と同居者の所得及資產營業所を有する法人及組合の財產但し營業設を證せらるゝ者を除く	同 上
		納稅者の所得及外形標準	同 上

康德元年度稅種別租稅收入概況

（單位圓、康德二年七月末現在）

稅種	收入濟額	前年度同期收入濟額	比較增減	增減歩合
關稅	一、三五〇、〇四二、九九五	一、三五〇、〇四二、九九五		
鹽稅	五三、六四二、四四〇	五三、六四二、四四〇		
小計	一、四〇三、六八五、四三五	一、四〇三、六八五、四三五		
關稅計	一、四〇三、六八五、四三五	一、四〇三、六八五、四三五		
內國稅				
田賦	九五、二四一、七四〇	七五、二四一、七四〇	一、九五、〇〇〇、〇〇〇	二六
出產稅	八、六二一、二四四	七、七四〇、〇四四	一、〇八一、二〇〇	一三
鑛業稅	一二、七四二、四四四	一一、七四二、四四四	一、〇〇〇、〇〇〇	九
營業稅	四三、四四二、四四四	四三、四四二、四四四		
牲畜稅	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四		
酒稅	一四、四四四、四四四	一四、四四四、四四四		
統稅	二、四四四、四四四	二、四四四、四四四		
雜稅	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四		
小計	一、一四四、四四四	一、一四四、四四四		
關稅計	一、四、四四四、四四四	一、四、四四四、四四四		

印紙收入　七、五四四、四四四

總計　一、四、四四四、四四四

滿洲國の鹽政

滿洲國の鹽政は財政權より踏襲した鹽務機關（專賣官署は關務署、林省、錦熙省は關務署出張所）を改組し、國民の負擔を輕減すること（二）生產を奬勵すること（三）財政を培養し鹽稅收入二千五百萬圓を確保することを目的として鹽捐を廢止し、又康德六年三月一日帝政實施大典の際臨稅を每擔平均一元減輕し、更に離戶に對する低利製鹽資金及び鹽田復舊資金の貸與、鹽業公會の設立、工業用鹽の供出、銷私員の素質改善、私鹽の根絕に努めつゝあり、近き將來には專賣制度と徵稅制度に分れてゐる鹽政を統一するため目下調査研究中である。

鹽務署　鹽務署は財政部の管理に屬し鹽稅及鹽務行政に關する事務を掌り、これを營口に置く、鹽務署の下に場務局及び檢驗銷私局を置き、場務局は鹽稅の徵收及產鹽の監督を掌り、檢驗銷私局は檢驗及銷私事務を掌る。

場務局　營口、旅順、錦西、興城、錦山、新邱、阜新、營口、蓋平、安東、通化、錦縣、錦州、莊河、鳳凰、遼北、遼東

檢驗銷私局　營口、蓋平、安東、通化、錦縣、錦州、莊河、鳳凰、遼北、遼東

專賣署　專賣署は財政部の管理に屬し舊吉林省並に舊黑龍江省における鹽の專賣並に銷私に關する事務を掌り新京にこれを置き、專賣署の下にハイラル支署並に採運局、鹽倉銷私局及び銷私隊が置かれてゐる。採運局は營口に置き鹽の購買及び運送に關する事務を掌り、鹽倉は鹽の收藏及び貯藏に關する事務を掌り、銷私局及び銷私隊は銷私に關する事務を掌る。

滿洲國の專賣制度

阿片制度　滿洲國では國內阿片制度の改善統一を前提とし、大同元年十月一日から十一月十九日迄四十九日間を限り暫行阿片收買收法を制定、同二年度から阿片收獲期前から實施し完全に統一を圖つてゐる。現在大體熱河省の大部分及び東北部（三江省、間島省）を栽培指定地域とし、政府によつて品質鑑定の上、正當な價格で收買してゐる。收買價格は現在の處約十匁を一兩と云ふ國幣の一圓五十錢に當り、收買人制度により全國に十人の官許卸賣人を定めこれに買下げ、更に約千二百名の官許小賣人に賣渡され、それより警察の吸燈證を有する阿片嗜者に買られる樣になつてゐる。而して銷私員を全滿に派し密賣買、密吸煙の根絕に努力してゐる。

なほ專賣總署による滿洲國阿片制度十箇年計畫の概要は左の如くである。

第一期施設

一、阿片專賣總署の設置、二、鴉片阿片の收納、三、阿片栽培の奬勵、四、阿片種苗の專賣配給（栽培證下附）五、罌粟栽培防止施設（巡察所、六、種苗の治療施設、七、阿片供給施設、八、密取引の取締、九、阿片吸食器具の製造、取引、分配に關する統制

第二期施設

一、卸賣人の舉止（販賣價額官營の第一步として現

一期に指定する卸賣人を舉止し之を政府の事業とす、二、種苗の配可證（單純野罌を制限し栽培及指定區域の調査を要す）三、種苗散布區設の施設準備、四、第一期施設事項の繼續充實

第三期施設

一、阿片屋灰の使用禁止、二、小賣人の舉止（阿片の一切取引分配供の全部を管營とする）三、第一期及第二期施設の整備充實

石油專賣制度　滿洲國では石油國策を樹立するため、豫てより計畫中であつたが、康德元年十月三十日財政部當局談の形式で石油國營確立に關して內外に聲明し、更に十一月十四日石油類專賣法を制定公布し、五箇月間の猶豫期間を置いて康德二年四月十日から實施したが、その要項は左の如くである。

一、專賣品目、揮發油、重油、輕油、潤滑油、機械油、石油瀝青、ペンゾール並に輸入を以て指定した石油類

二、石油類の製造輸入及輸出

三、石油類の販賣、販賣官營並に販賣公司金滿主義を經て、石油卸賣人（滿洲國並に資金を以て設立されたる者であるなほ專賣總署が年一回年間の專賣限定額は約二千萬ガロンである。

專賣機關　專賣總署は財政部大臣の管理に屬し、阿片の專賣並びに石油類專賣に關する事項を掌る、專賣署一營左の如くである。

新京專賣署、奉天專賣署、安東專賣署（長白分署、通化分署）、吉林專賣署（敦化分署、哈爾濱專賣署（濱江分署、通遼分署、齊齊哈爾專賣署（海拉爾分署、滿洲里分署）、黑河專賣署、牡丹江專賣署、東安分署、佳木斯分署）、專賣總署直轄工廠

滿洲國の關稅

概說　滿洲國の關稅行政は海關の接收に始る。即ち建國當時上海關稅務司の管下には國內に大連、安東、龍井村、奉天、瑞泰、愛琿の各地稅關、滿洲里、綏芬河等に十六個所の分關、分卡があり又南京財政部關務處の管下に於て安東、營口、哈爾濱、延吉、愛琿の各地に海關監督公署があつたが、海關は滿洲國の機關として活動しなかつたので、諸種關稅工作をなした上大同元年六月二十七日大連海關の接收を始とし七月三日迄に營口、龍井村、琿春、哈爾濱の各主要海關の接收を遂行し「滿洲國の對中華民國輸出入品並に船舶に對する關稅制度等改正に關する暫明書」を同年九月二十五日に發表、關稅行政を開始したのである。

當面の關稅行政は滿洲國の財政收入上重大な地位を有する關稅行政は次第に完備されつゝある。殊に康德元年六月日滿條約により關門江岡壩並に北鮮三港に於ける通關簡捷手續が結ばれ北鮮經由輸出入貨物に對して共同關稅事務を開始したが、

日滿貿易の圓滿に資すること多しと待待されてゐる。

稅關　稅關は財政部大臣の管理に屬し關稅、關稅附加稅、轉口稅、順稅及び稅關諸收入の徵收、保稅倉庫、輸出入、轉口及び保稅貨物の取締、關稅通路の取締、法規違反者の處罰等に關する諸事項を掌る。

（括弧内所屬分關）

大連稅關（旅順分關、莊河分關、大孤山分關）哈爾濱稅關（滿洲里分關、綏芬河分關、密山分關、同江分關）安東稅關（臨江分關、寬甸分關、鄭天分關、關門稅關（鄭青分關、鄭共村分關、開山屯分關、輯北關會處、清津關會處、琿春關會處）吉北口分關、琿春分關、瀋陽分關、平泉分關、山海關稅關（敦陽島分關、西海口分關）

關稅改正　滿洲國輸出入關稅率は中華民國時代の制度を踏襲し來つたものであるが、滿洲國の產業の發達、日滿經濟ブロックの强化、國民生活の向上、其他經濟產業の特殊性に鑑み合理的改正の必要ありと認め、根本的關稅改正を斷行するために目下着々と準備並に調査中であるが、貿易內容の變化、國內產業政策の具體化等內外の經濟事情になり根本的改正以前に一先づ暫定的改正を實施することになり大同元年十一月八日から最も不合理と認められる稅目、稅率の二品に對し從量稅を從價稅に改正し、次いで大同二年七月十九日所謂暫定的第一次改正を斷行、同月二十三日から輸出品六種、輸入品二十九種合計三十五種の改正稅率を實施した。

而して康德元年十一月十四日暫定的第二次關稅率改正を公布、同二十三日から實施されたが、その關稅改正は輸出入稅率を通じて三十五種輸入稅率百十八品目、輸出稅率二十三品に及つたもので滿洲國產業開發、發展並に對外貿易の伸長に資せんがため輸出稅を廢止或は低減するとともに日滿經濟ブロックの强化の建前から輸入稅の是正をはかり且つ稅制の改善及び稅率の改正を通じ歲入に著しき減少を來さざるやう、從つて稅收入全體に於て增減なきことを期して改正された。卽ち輸入稅に統稅を繰入れた關係並に綿糸布による脫稅行爲を防止したため百九十萬圓の增收となり、輸出における石炭課稅の撤廢的減稅並に牛肉、木材の免稅が五十萬圓の減收となり、結局輸出入に於て百四十萬圓の增收となつてゐるが、併しこの改正に伴ふ松花江轉口稅の廢止による百十萬圓並にオリヂナルパス制度廢止による三十萬圓の減收により增減なきやう措置した。

（貿易の項參照）

次いで康德元年十一月十四日暫定的第二次關稅率改正を公布、同二十三日から實施されたが、その關稅改正は輸出入稅率を通じて三十五種輸入稅率百十八品目、輸出稅率二十三品に及つたもので滿洲國產業開發、發展並に對外貿易の伸長に資せんがため輸出稅を廢止或は低減するとともに日滿經濟ブロックの强化の建前から輸入稅の是正をはかり且つ稅制の改善及び稅率の改正を通じ歲入に著しき減少を來さざるやう、從つて稅收入全體に於て增減なきことを期して改正された。卽ち輸入稅に統稅を繰入れた關係並に綿糸布による脫稅行爲を防止したため百九十萬圓の增收となり、輸出における石炭課稅の撤廢的減稅並に牛肉、木材の免稅が五十萬圓の減收となり、結局輸出入に於て百四十萬圓の增收となつてゐるが、併しこの改正に伴ふ松花江轉口稅の廢止による百十萬圓並にオリヂナルパス制度廢止により增減なき結果によつてゐる。

（貿易の項參照）

國　債

滿洲國に於ては財政の堅實を期する趣旨より、なるべく公債を起さざる方針を採り來つてゐるが、從來の政治機關の債務を整理して中央銀行擔保補償公債、鐵道公債、積缺等優先公債等を發行し、主として國道建設の費に供するため大同元年十月建國公債を日本に於て募集し、中華民國の關稅及び關稅を擔保とする諸外國よりの借款に付ては滿洲國は國際信義を重じ、其の負擔部分を支拂ふべきことを聲明し、鹽稅及び關稅收入により積立ててをり、特別會計負擔部門としては康德元年度に投資事業公債を發行したが、康德二年三月には公債として最も意義ある北滿鐵道の讓渡に要する資金一切は滿洲國政府に於て公債と決定したため調印期日が目睫に迫つた康德二年三月上旬、滿洲國財政部では星野國務司長が渡日、日本シンジケート銀行團幹事銀行である興業銀行結城總裁と折衝、一方資金調達に關する立法關係、會計制度關係を準備し、三月十一日北鐵讓渡協定の假調印が行はれる や諸般の準備を完了、同十四日北鐵讓渡公債法を公布卽日施行し同時に星野總務司長に公債發行に關する手續、卽ち日本シンジケート銀行團との本公債發行價格、利率、償還期限、償還方法等の協定に關する委任狀を發附、豫定方針の一億七千萬圓を諸稅收入に付ては滿洲國は國際信義を重じ、其の負擔部分を支拂ふべきことを聲明し、鹽稅及び關稅收入により積立ててをり、特別會計負擔部門としては康德元年度に投資事業公債を發行したが、康德二年三月には公債として最も意義ある北滿鐵道の讓渡に要する資金一切は滿洲國政府に於て公債と決定したため調印期日が目睫に迫つた康德二年三月上旬、滿洲國財政部では星野國務司長が渡日、日本シンジケート銀行團幹事銀行である興業銀行結城總裁と折衝、一方資金調達に關する立法關係、會計制度關係を準備し、三月十一日北鐵讓渡協定の假調印が行はれるや諸般の準備を完了、同十四日北鐵讓渡公債法を公布卽日施行し同時に星野總務司長に公債發行に關する手續、卽ち日本シンジケート銀行團との本公債發行價格、利率、償還期限、償還方法等の協定に關する委任狀を發附、豫定方針の一億七千萬圓を諸稅收入に付ては滿洲國は國際信義を重じ、其の負擔部分を支拂ふべきことを聲明し、鹽稅及び關稅收入により積立ててをり、特別會計負擔部門としては康德元年度に投資事業公債を發行したが、康德二年三月には公債として最も意義ある北滿鐵道の讓渡に要する資金一切は滿洲國政府に於て公債と決定したため調印期日が目睫に迫つた康德二年三月上旬、滿洲國財政部では星野國務司長が渡日、日本シンジケート銀行團幹事銀行である興業銀行結城總裁と折衝、一方資金調達に關する立法關係、會計制度關係を準備し、三月十一日北鐵讓渡協定の假調印が行はれるや諸般の準備を完了、同十四日北鐵讓渡公債法を公布卽日施行し同時に星野總務司長に公債發行に關する手續、卽ち日本シンジケート銀行團との本公債發行價格、利率、償還期限、償還方法等の協定に關する委任狀を發附、豫定方針の一億七千萬圓を諸稅收入に付ては滿洲國は國際信義を重じ、其の負擔部分を支拂ふべきことを聲明し、鹽稅及び關稅收入により積立ててをり、特別會計負擔部門としては康德元年度に投資事業公債を發行したが、康德二年三月には公債として最も意義ある北滿鐵道の讓渡に要する資金一切は滿洲國政府に於て公債と決定したため調印期日が目睫に迫つた康德二年三月上旬、滿洲國財政部では星野國務司長が渡日、日本シンジケート銀行團幹事銀行である興業銀行結城總裁と折衝、一方資金調達に關する立法關係、會計制度關係を準備し、三月十一日北鐵讓渡協定の假調印が行はれるや諸般の準備を完了、同十四日北鐵讓渡公債法を公布卽日施行し同時に星野總務司長に公債發行に關する手續、卽ち日本シンジケート銀行團との本公債發行價格、利率、償還期限、償還方法等の協定に關する委任狀を發附、豫定方針の一億七千萬圓を諸稅收入に付ては滿洲國は國際信義を重じ、其の負擔部分を支拂ふべきことを聲明し、鹽稅及び關稅收入により積立ててをり、特別會計負擔部門としては康德元年度に投資事業公債を發行したが、康德二年三月には公債として最も意義ある北滿鐵道の讓渡に要する資金一切は滿洲國政府に於て公債と決定したため調印期日が目睫に迫つた康德二年三月上旬、滿洲國財政部では星野國務司長が渡日、日本シンジケート銀行團幹事銀行である興業銀行結城總裁と折衝、一方資金調達に關する立法關係、會計制度關係を準備し、三月十一日北鐵讓渡協定の假調印が行はれるや諸般の準備を完了、同十四日北鐵讓渡公債法を公布卽日施行し同時に星野總務司長に公債發行に關する手續、卽ち日本シンジケート銀行團との本公債發行價格、利率、償還期限、償還方法等の協定に關する委任狀を發附、豫定方針の一億七千萬圓を諸稅收入に付ては滿洲國は國際信義を重じ、其の負擔部分を支拂ふべきことを聲明し、鹽稅及び關稅收入により積立ててをり、特別會計負擔部門としては康德元年度に投資事業公債を發行したが、康德二年三月には公債として最も意義ある北滿鐵道の讓渡に要する資金一

行したが、康德二年三月には公債として最も意義ある北滿鐵道の讓渡共和國より讓受に關しては所謂北滿鐵道公債第一回を發行し且つ七月には第二回公債を發行した。北鐵公債は一億八千萬圓限度で逐次に日本に於て發行せられる筈で、現在發債總額は二億二百七十二萬五千圓に達し、外に康德二年度內借入豫定として九百八十萬圓がある。なほ以上の外に建國功勞賞に對する賜金八百五十萬圓に對する建國功勞賞賜金公債法が康德二年七月公布されたが、本公債は發行價格は債權金額、利率は年五分、二十五ヶ年償還、證券を發行せずして登錄公債とし、政府の認可を經て移轉又は債權の設定を爲し得べく、且之を第三者に對抗するには登錄を要し、中央銀行本行で取扱ふことになつてゐる。

國債優遇法　滿洲國政府は國債を優遇する第一步として康德二年五月二十四日勅令第三十七號を以て政府に納むる保證金、供託金其他の擔保に充用する國債には、發行價格又は時價の如何に拘らず其の債權金額を以て價格とし、又之が公賣される場合は政府は其の債權金額を以て買入償却を爲し得るものと定め、日貨公債に對しては該月中の國債換算率を該月頭初に公表することになつた。

北鐵公債　北滿鐵道讓受に要する資金一切は滿洲國政府に於て公債と決定したため調印期日が目睫に迫つた康德二年三月上旬、滿洲國財政部では星野國務司長が渡日、日本シンジケート銀行團幹事銀行である興業銀行結城總裁と折衝、一方資金調達に關する立法關係、會計制度關係を準備し、三月十一日北鐵讓渡協定の假調印が行はれるや諸般の準備を完了、同十四日北鐵讓渡公債法を公布卽日施行し同時に星野總務司長に公債發行に關する手續、卽ち日本シンジケート銀行團との本公債發行價格、利率、償還期限、償還方法等の協定に關する委任狀を發附、豫定方針の一億七千萬圓を諸稅收入に付ては滿洲國は國際信義を重じ、其の負擔部分を支拂ふべきことを聲明し、鹽稅及び關稅收入により積立ててをり、特別會計負擔部門としては康德元年度に投資事業公債を發行したが、康德二年三月には公債として最も意義ある北滿鐵道の讓渡に要する資金一切は滿洲國政府に於て公債と決定したため調印期日が目睫に迫つた康德二年三月上旬、滿洲國財政部では星野國務司長が渡日、日本シンジケート銀行團幹事銀行である興業銀行結城總裁と折衝、一方資金調達に關する立法關係、會計制度關係を準備し、三月十一日北鐵讓渡協定の假調印が行はれるや諸般の準備を完了、同十四日北鐵讓渡公債法を公布卽日施行し同時に星野總務司長に公債發行に關する手續、卽ち日本シンジケート銀行團との本公債發行價格、利率、償還期限、償還方法等の協定に關する委任狀を發附、豫定方針の一億七千萬圓を諸稅收入に付ては滿洲國は國際信義を重じ、其の負擔部分を支拂ふべきことを聲明し、鹽稅及び關稅收入により積立ててをり、特別會計負擔部門としては康德元年度に投資事業公債を發行したが、康德二年三月には公債として最も意義ある北滿鐵道の讓渡に要する資金一

方法は三箇年據置、七箇年償還、年二回、一回十五萬圓以上である。

北滿鐵道公債法

第一條　政府は北滿鐵道に關する齋藤共和國の權利の讓受に伴ひ要する經費支拂の爲日本通貨一億八千萬圓を限り漸次公債を發行し又は公債前借金を爲すことを得

第二條　本公債又は本公債前借金の利率、本公債の發行價格、元金の償還、利子の支拂其の他必要事項は前借金に關する事項は財政部大臣之を定む

第三條　本公債及本公債前借金は北滿鐵道の財產及收入一切を以て擔保とす

第四條　本公債の各回の公債及本公債前借金は前條の擔保に付他の債權に優先して平等且つ共通に辨濟を受くることを得

附　則

本令は公布の日より之を施行す

北滿鐵道公債（第一回）發行規程

第一條　政府は北滿鐵道公債法に依り北滿鐵道公債（第一回）日本通貨三千萬圓を發行す

第二條　本公債の證書は無記名利札附とし其の額面金額は百圓、五百圓、千圓、五千圓及一萬圓の五種とす

第三條　本公債の利率は一圓半百分の四とす

第四條　本公債の發行價格は額面金額百圓に付九十八圓とす

第五條　本公債の元金は康德五年四月二十五日抽籤置

き其の償還中年十五萬圓以上を償還又は買入消却し康德十二年四月二十五日迄に全部を償還するものとす

本公債は康德五年四月二十六日以降は何時にても第八條所定の手續に依り其の全部又は一部を繰上げ償還することを得

本公債の一部償還は抽籤の方法に依る

本公債の買入消却は何時にても之を爲すことを得

第六條　本公債の利子は毎年四月二十五日及十月二十五日に於て各前六箇月分を支拂ふ但し償還の場合に於て六箇月に滿たざるときは日割を以て計算す

第七條　本公債の元利金の支拂事務は株式會社日本興業銀行本店及支店に於て之を取扱ふ

第八條　本公債の元金を償還せんとするときは其の金額、期日其の他必要事項を日本政府官報並東京市及大阪市に於て發行する新聞紙各二種以上に廣告す

第九條　本公債の申込期間は康德二年四月八日より同十日迄とす但し同期間中と雖も之の締切ることあるべし

第十條　本公債の應募額は應募額及住所、氏名を記載したる應募申込書に應募額百圓に付三圓の證據金を添へ之を取扱銀行に提出すべし

第十一條　本公債の應募總額が發行額を超過するときは各應募申込に對し適宜募入額を定む

第十二條　本公債の應募者にして募入せられたるものは康德二年四月二十五日迄に於て募入額に對する拂込を爲すべし但し證據金は之を拂込の一部に充つ

募入外となりたる應募者の證據金は其の請求に依り之を還付す

附　則

本令は公布の日より之を施行す

（第二回以降は第一回と略ゝ同樣に付之を略す）

一般會計負擔國債現在額

（康德二年六月現在　單位千圓）

種別	利率	起債年度	現在額
內國債			
滿洲中央銀行鐵路敷設補償公債（交付公債）	年五分	大同元年度	三三、〇〇〇
積欠善後公債（交付公債）	年三分	大同二年度	五、一八八
滿海、呼海、齊克三鐵道收用補償公債（交付公債）	年六分	大同二年度	二、五六八
段錦職員一時賜金公債（交付公債）	年五分	大同二年度	三、六三五
小計			四四、三九二
鴨片專賣資金借入金	年五分	大同元年度	三、二〇〇
國道建設資金借入金	年五分	大同元年度	七、〇〇〇
國帑收囘林價	年五分	大同二年度	二、八〇〇
小計			一三、〇〇〇
合計			五七、三九二

特別會計負擔國債現在高

（康德二年六月現在　單位千圓）

種別	利率	起債年度	公債借入金	合計
▲國都建設局				
國都建設資金借入金	年五分	大同元年度	一	一
國都建設資金借入金	年五分	大同二年度	一	一
合計			一	一
▲專賣總署				

國債現在額表

（康德二年七月末現在　單位千圓）

	公債	借入金	合計
一般會計			
內國債	四四、三九二		四四、三九二
外國債	一三、〇〇〇		一三、〇〇〇
計	五七、三九二		五七、三九二
特別會計			
內國債	一	一	一
外國債	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	二六、〇〇〇
計	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	二六、〇〇〇
通計			
內國債	四四、三九二	一	四四、三九二
外國債	二六、〇〇〇	一三、〇〇〇	三九、〇〇〇
計	七〇、三九二	一三、〇〇〇	八三、三九二

內國債	寄託公債借入金	年五分	康德元年度	一	一
				外一、六五〇	外八、六五〇
▲煙油類專賣				千圓の內	千圓
內國債	煙油類專賣資金借入金	年五分	康德元年度	一	一
				外一、一二〇	外一、一二〇
▲投資				外書は本年度內借入限定	
內國債	鐵道國債借入金	年五分	建國年度	一	七、五五〇
外國債					

日本側の財政

沿革　關東局の財政は大藏省の所管に屬してゐる。今その沿革を述ると、明治三十九年關東都督府創立當時の會計は之を臨時事件費より支辨し、翌四十年三月よりは特別會計となり、その歲入及一般會計の補充金を以て歲出に充てる事となり同時に外務省の所管となつた。翌四十一年五月關東州居住民より徵する地方稅其の他の收入を以て敎育、衞生、勸業等地方住民の福利に關係ある費用を支辨せしむる事となつた。後明治四十三年六月拓殖局が設置せらるゝに及んで外務省所管より大藏省に移り、大正二年六月拓殖局廢止の結果再び外務省に復し、大正六年七月拓殖局復活のため又更に大藏省所管となり、昭和四年四月拓務省新設により拓務省所管に移り、更に昭和九年十二月在滿機構改革による關東局設置に伴ひ、三度び大藏省所管となつて現在に及んでゐる。

現制　關東局の歲計は明治四十年法律第十七條を以て關東都督府特別會計法が創設され、關東州の歲計は歲入及び一般會計の補充金によつて維持されたが、昭和九年度より經常費補充金を受入れず、歲計の均衡を得る事となつた。而して關東局の會計は(一)特別會計、(二)地方費會計より成つてゐる。

(一)　特別會計は關東都督府特別會計法によつて劃定された之に關する主なるものは、地租、所得稅、酒稅、煙草稅、取引所營業稅、取引稅等である。

(二)　地方費會計は地方費令に依り北の適用方法が定められ全額大使の管理に屬する、專ら地方費及特別行政費の支辨に充當せしめてゐる。

租稅　關東局の租稅は關東州に屬するものと地方費に屬するものとある。前者は地租、關稅、所得稅、取引所營業稅、取引稅、酒稅及び煙草稅、後者は營業稅及び雜種稅にして何れも民政署長に於て之を賦課徵收してゐる。

今最近四箇年間に於ける賦課の成績を見ると左表の如くである。〔單位圓〕

地目		昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度
地租		二、七一、五五五	二、七一、五五五	二、七一、五五五	二、七一、五五五
所得稅		四、九五、三五六	四、一二、一五六	三、四四、四五六	二、八四、四五六
取引稅		三、四四、四五六	二、八四、四五六	二、五六、八五六	二、三四、八五六
取引所營業稅		二、五六、八五六	二、三四、八五六	二、一二、三五六	一、九四、三五六
酒稅		二、一二、三五六	一、九四、三五六	一、八四、五六六	一、七四、五六六
煙草稅		一、八四、五六六	一、七四、五六六	一、六四、五六六	一、五四、五六六
計		一、六四、五六六	一、五四、五六六	一、四四、五六六	一、三四、五六六
營業稅		一、四四、五六六	一、三四、五六六	一、二四、五六六	一、一四、五六六
雜種稅		一、二四、五六六	一、一四、五六六	一、〇四、五六六	九五、五六六
計		二、六九、一三二	二、四九、一三二	二、二九、一三二	二、〇九、一三二
總計		四、一一、六九八	三、八一、六九八	三、五一、六九八	三、二一、六九八

（備考）　木表額は其該年度の調定額と前年度繰越額にして當該年度中收入又は缺損處分を爲せる金額と差併算したものである。

特別會計　關東都督府特別會計法に據る租稅其の他の收入を見るに經常的に之を收納し得る便はあるが、然し又其の反面には管下の發展に伴ふ衞生設備の改善、警務力の充實、敎育機關の增設、產業の助成開發、其の他の施設費を要し、其の歸費の愚く歲入にざる施設費を要し、其の他の施設費を要し、其の歸費の愚く歲入に俟つことが出來ないので、年々一般會計から繰入れてある。因に最近四箇年間の歲入歲出を示せば左の如くである。

特別會計歲入歲出決算四年比較表（其一）（單位圓）

年度		歲入				歲出			
		經常部	臨時部	補充金繰入借入金償金	計	經常部	臨時部	計
昭和九年度	收	六、二一一、一七二	一五、四四一、五七二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、六五二、七四四	六、二一一、一七二	一五、四四一、五七二	二一、六五二、七四四
昭和八年度	入	六、四四一、五七二	一五、四四一、五七二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、八五二、七四四	六、四四一、五七二	一五、四四一、五七二	二一、八五二、七四四
昭和七年度	決	六、四四一、五七二	一五、四四一、五七二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、八五二、七四四	六、四四一、五七二	一五、四四一、五七二	二一、八五二、七四四
昭和六年度	算	六、四四一、五七二	一五、四四一、五七二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、八五二、七四四	六、四四一、五七二	一五、四四一、五七二	二一、八五二、七四四

特別會計歲入歲出決算四年比較表（其二）（單位圓）

年度		歲出								
		經常部				臨時部				計
		通信費	專賣費	土地家屋貸下料	刑務所費	配當金	印紙費	雜	計	
昭和九年度	收	三、三九七、九五三	四、一〇四、六〇〇	一、四〇八、九六〇	六七、一四一	九九〇、〇〇〇	六〇二、二八一	六六六、二三五	七、九三九、〇一五	二一、六五二、七四四
昭和八年度	入	三、三九七、九五三	四、一〇四、六〇〇	一、四〇八、九六〇	六七、一四一	九九〇、〇〇〇	六〇二、二八一	六六六、二三五	七、九三九、〇一五	二一、八五二、七四四
昭和七年度	決	三、三九七、九五三	四、一〇四、六〇〇	一、四〇八、九六〇	六七、一四一	九九〇、〇〇〇	六〇二、二八一	六六六、二三五	七、九三九、〇一五	二一、八五二、七四四
昭和六年度	算	三、三九七、九五三	四、一〇四、六〇〇	一、四〇八、九六〇	六七、一四一	九九〇、〇〇〇	六〇二、二八一	六六六、二三五	七、九三九、〇一五	二一、八五二、七四四

地方會費計　地方費に關する制度は明治四十年三月勅令關東州地方費令に則り現在の主要收入種目は地方稅、地方費に於て管理する事業及財產の收入竝雜收入等にして始政當時は特別會計より補給を受けてきたが、大正五年度以降は收入增加の爲め補給を中止するに至つた。次に支出は會也事務費、敎育費、勸業費、營繕土木費、造營費及び地方費取扱費等に充てられるものである。

地方費會計收入支出決算四年比較表（單位圓）

年度		歲入				歲出			
		經常部	臨時部	計		經常部	臨時部	計	
昭和九年度	收	一、四四一、五七二	一、四四一、五七二	二、八八三、一四四		一、四四一、五七二	一、四四一、五七二	二、八八三、一四四	
昭和八年度	入	一、四四一、五七二	一、四四一、五七二	二、八八三、一四四		一、四四一、五七二	一、四四一、五七二	二、八八三、一四四	
昭和七年度	決	一、四四一、五七二	一、四四一、五七二	二、八八三、一四四		一、四四一、五七二	一、四四一、五七二	二、八八三、一四四	
昭和六年度	算	一、四四一、五七二	一、四四一、五七二	二、八八三、一四四		一、四四一、五七二	一、四四一、五七二	二、八八三、一四四	

地方費會計收入支出決算四年比較表（單位圓）

年度		歲入							歲出							
		經常部				臨時部		計	經常部					臨時部		計
		東局	法院及刑務所費	警察費	敎育費	勸業費	事務費		東局	法院及刑務所費	警察費	敎育費	勸業費	事務費		
昭和九年度	收	一七、二二三、五五二	一、八〇五、八一〇	五一一、一四七	四、四三二、六九五	二、二五一、四二〇	三八一、八五九	二、一一一、二五四	三、一〇五、八四九	一八四、八一四	一三一、八二八	一三七、八〇一				
昭和八年度	入	一七、二二三、五五二	一、八〇五、八一〇	五一一、一四七	四、四三二、六九五	二、二五一、四二〇	三八一、八五九	二、一一一、二五四	三、一〇五、八四九	一八四、八一四	一三一、八二八	一三七、八〇一				
昭和七年度	決	一七、二二三、五五二	一、八〇五、八一〇	五一一、一四七	四、四三二、六九五	二、二五一、四二〇	三八一、八五九	二、一一一、二五四	三、一〇五、八四九	一八四、八一四	一三一、八二八	一三七、八〇一				
昭和六年度	算	一七、二二三、五五二	一、八〇五、八一〇	五一一、一四七	四、四三二、六九五	二、二五一、四二〇	三八一、八五九	二、一一一、二五四	三、一〇五、八四九	一八四、八一四	一三一、八二八	一三七、八〇一				

昭和十年度關東局特別會計豫算

歲入	經常部	租稅及官有財產收入	一六、七九九、一五〇圓
		官業及官有財產收入	五、五六一、九八〇
			九、九六八、六五四
內譯	通信收入		三、三九七、九五三
	專賣收入		四、一〇四、六〇〇
	土地家屋貸下料		一、四〇八、九六〇
	刑務所收入		六七、一四一
	配當金收入		九九〇、〇〇〇
	印紙收入		六〇二、二八一
	雜收入		六六六、二三五
	臨時部	官有物拂下代	七、九三九、〇一五
		臨時利得稅	四四六、三一四
		補充金	六三〇、〇〇〇
		前年度剩餘金繰入	一、九四七、四一二
		歲入合計	四、九一五、二八九
			二四、七三八、一六五
歲出	經常部	東局	一七、二二三、五五二
		法院及刑務所費	一、八〇五、八一〇
		警察費	五一一、一四七
		敎育費	四、四三二、六九五
		勸業費	二、二五一、四二〇
		事務費	三八一、八五九
		通信費	二、一一一、二五四
		海事費	三、一〇五、八四九
		醫院及敷設所費	一八四、八一四
		土地建物借料	一三一、八二八
			一三七、八〇一
		會也事務費	三五二、二五四
		敎育費	六六八、五八九
		勸業費	一、〇九〇、五二七
		臨時土木費	七四、七〇五
	臨時部	土木補助費	三〇〇、〇〇〇
		地方費取扱費	七、五九七、八三六
		敎育費	二、〇三六、一〇三
		消防費	二、一一八、九八〇
		勸業費	一〇、二七六
		土木補助費	二二六、八二三
		地方費取扱費	六一、一七八
		諸支出金	二、九〇九、四六八
		營繕及土木費	六五、九四
		臨時費	三八、五〇三
		補充金	五七、八六
		造營費	六三、〇九一
		歲出合計	二四、八二一、三八八

傳染病豫防費　三五二、二五四
國債整理基金特別會計繰入　六六八、五八九
恩給費豫金　一、〇九〇、五二七
諸支出金　七四、七〇五
豫備金　三〇〇、〇〇〇
臨時部　七、五九七、八三六
事業費補助費　二、〇三六、一〇三
臨時支部設置費　二、一一八、九八〇
臨時營繕費　一〇、二七六
官有林野整理費　二二六、八二三
組設制度調査費　六一、一七八
滿洲事件費　二、九〇九、四六八
在外研究員學資其他臨時增給　六五、九四
外國爲替管理費　三八、五〇三
昭和十年國勢調査調査費　五七、八六
歲出合計　六三、〇九一
　二四、八二一、三八八

昭和十年度關東州地方費收入豫算

經常部	租稅	四、七六〇、二七六圓
	事業及財產收入	二、〇六六、二七八
	雜收入	二、三九三、四五〇
臨時部	下付金	三〇〇、五四八
	寄附金	二、五一〇、二四三
	國庫補助金	八、三三八
	前年度剩餘金繰入	二〇、二〇五
		一、七四七、四一二
		七三四、二八八
收入總計		七、二七〇、五一九

昭和十年度關東州地方費支出豫算

經常部	總務費	三、五四四、〇八九圓
	敎育費	一、七五七、二一三
	勸業費	九二、〇八八
	土木費	四三八、七六七
	諸支出金	二三〇、七一二
臨時部	土木費	六五〇
	土木補助費	一六二、二六九
	地方費取扱費	一、九八〇、〇五六
	敎育費	三二三、五八九
	消防費	一五一、〇二〇
	勸業費	五七、九一二
	警察及土木費	三、七二六、四三〇
	諸支出金	一、五一〇、二五一
	會也事務費	二、〇八四、四三二
	敎育費	一二二、七四七
	勸業費	九、〇〇〇
	土木補助費	七、二七〇、五一九
	地方費取扱費	三一、八一三
	敎育費	七五七、二一三
	勸業費	九二、〇八八
	臨時土木費	四三八、七六七
	土木補助費	二三〇、七一二
	地方費取扱費	六五〇
	敎育費	一六二、二六九
	勸業費	三二三、五八九
	諸支出金	一五一、〇二〇
	會也事務費	五七、九一二
	敎育費	三、七二六、四三〇
	勸業費	一、五一〇、二五一
	諸支出金	二、〇八四、四三二
	會也事務費	一二二、七四七
	敎育費	九、〇〇〇
	勸業費	七、二七〇、五一九
	諸支出金	三一、八一三
	會也事務費	七五七、二一三
	敎育費	九二、〇八八
	勸業費	四三八、七六七
	諸支出金	二三〇、七一二
	會也事務

關する權利取得稅に對し其の百分の五〇を附加して同時之を徵收し、市稅特別稅は大連市に於ては貸家稅、諸車使用稅、遊興稅觀興稅、出張販賣稅、旅順市に於ては貸業稅、出張販賣稅を徵收してゐる。

市稅の內容 大連市に於ける市稅の內容を觀ると左の七種に分れ、昭和十年度豫算に於て(一)戶別割百五十五萬一千百三十二圓(二)不動產取得稅附加稅二萬圓(三)特別稅貸家稅二萬圓(四)特別稅諸車使用稅三萬四千五百圓(五)特別稅遊興稅十二萬圓(六)特別稅觀興稅一萬二千圓(七)特別稅出張販賣稅二百圓以上合計百七十五萬七千八百三十二圓を計上としてゐる。

次に旅順市の市稅は戶別割七萬六千三百圓、特別稅出張販賣稅四百圓、貸家稅六百圓合計七萬七千三百圓を計上してゐる。(昭和十年度豫算による)かく市稅の主なるものが戶別割であり從つて之が賦課率は直接市民に密接な關係を有つてゐる。

大連市歲入歲出

項目	昭和十年度豫算	昭和九年度決算	昭和八年度決算
歲入			
經常部			
使用料及手數料	三四、三七〇圓	三五、六七〇圓	三五、九二〇圓

大連市特別會計歲入歲出豫算

種別	項目	金額	項目	金額
歲入	財產收入	五、五四〇圓	基本財產造成費	五、六五〇圓
	基本財產 寄附金	四四、〇〇〇		
	計	四四、〇〇〇	計	五、六五〇
	財產より生ずる收入	一、一〇二	基本財產消成費	一、一〇二
	慰靈基本財產 寄附金	五〇〇	表彰費	五〇〇
	計	一、六〇二	計	一、六〇二
	家賃收入	一四四、九二一	修繕費	一四、九二一
	市營住宅經營 繰越金	一〇、四〇〇	公債費	一〇、四〇〇
	雜收入	三、九五九	特別會計繰出金	三、九五九
	計	一五六、二八〇	計	一五六、二八〇
	質舖收入	一〇一、四三三	質舖費	一〇一、四三三
	計	一〇一、四三三	計	一〇一、四三三
	恩給金	一〇、〇〇〇	遺族扶助料	一〇、〇〇〇
	遺族扶助料	七、〇〇〇	退職死亡給與金	七、〇〇〇
	退職死亡給與金	一、一三二	雜費	一、一三二
	計	一八、一三二	計	一八、一三二
	資上金	三、〇〇〇、〇〇〇	卸賣市場費	三、〇〇〇、〇〇〇
	使用料	一、六九〇	仲買人資金	一、六九〇
	繰越金	九〇、〇〇〇	決算補填積立金	九〇、〇〇〇
	雜收入	三、〇二一、四四五	雜費	三、〇二一、四四五
	計	三、〇九五、六九五	計	三、〇九五、六九五

旅順市歲入歲出

項目	昭和十年度豫算	昭和九年度豫算	昭和八年度決算
歲入			
經常部			
財產收入	一九	一五	一五
財產より生ずる收入			
使用料及手數料	一七、六四〇	一三、二六〇	一三、〇四〇
繰越金	一四、〇〇〇	四、〇〇〇	一〇、六四一
雜收入	三、〇八〇	三、一四〇	三、四五九
計	三四、三七〇	二〇、四一五	二七、一四五
臨時部			
市債	一	一	一
物品賣却代金	三〇〇	一	一
繰入金	一	一	一
寄附金	一〇〇	一	一
下賜金	一	一	一
計	四〇〇	一	一
合計	三四、七七〇	二〇、四一六	二七、一四六

補助金	一	一	一
繰入金	六、四五〇	六、四五〇	六、四五〇
繰越金	三一、三四四	三一、三四四	三一、三四四
財產賣拂代	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
雜收入	三、四一〇	三、四一〇	三、四一〇
計	四二、二二四	四二、二二四	四二、二二四
臨時部			
繰入金	一四、九二一	一四、九二一	一四、九二一
寄附金	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
雜收入	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
計	一七、七六一	一七、七六一	一七、七六一
經常部			
市役所費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
會議費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
衛生費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
給水費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
救助費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
小學校費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
公學堂費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
中學校費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
高等女學校費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
實業學校費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
教育調查費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
圖書館費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
圖書館費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
火葬場費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
街燈費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
公設圖書館費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
職業紹介所費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
社會事業費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇

卸賣市場費	一	一	一
小賣市場費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
公園費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
雜築費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
雜支出	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
神社費	一八〇	一八〇	一八〇
豫備費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
積特金	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
協和實業學校費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
防護費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
計	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
臨時部			
營繕費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
中學校營繕費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
公債費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
補助費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
新設費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
公園改良費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
博覽會積立金	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
積立金	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
爆烟防止費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
市政二十周年記念費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
公會堂建設準備費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
旅順攻略三十周年記念大祭參加費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
利子	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
市史編纂費	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
臨時部計	一、四二〇	一、四二〇	一、四二〇
合計	三四、三七〇	二〇、四一六	二七、一四六

屠場費	三、六五一	三、六五一	三、六五一
火葬場費	一、四九二	一、四九二	一、四九二
社會事業費	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇
報時費	—	—	—
雜支出	四、六四四	四、六四四	四、六四四
豫備費	三、三五〇	三、三五〇	三、三五〇
公金取扱費	五〇	五〇	五〇
計	六、三五五	九、二一〇	八、三七〇
臨時部			
營繕費	一、九四〇	一、九四〇	一、九四〇
公債費	六、四四六	六、四四六	六、四四六
補助費	五〇	五〇	五〇
合計	一一、一四一	一四、一四一	一三、一四一

會屯の財政

會には收益を生ずる財産尠く且つ使用料及び手數料其の他の收入も亦極めて僅少であるので、會經費の大部分は之を會稅の賦課に俟つてゐる。

而して會稅として賦課すべき種目は戶別割及び特別稅の三種である。

戶別割は會內に一戶を構ふる者、一戶を構へざるも獨立の生計を營む者、及び營業所又は事務所を有する法人又は組合に對し等數を設けて之を賦課してゐる

(二) 反別割は田畑、山林及雜地に對し各地目毎に均一の課稅を以てし民有地にあつては其の所有者又は質權者に、官有貸下地にあつては其の借受人に之を賦課してゐる、課率は一畝に付き四十錢以內と規定し、特別の事情あるものは認可を得て制限外の賦課又は特別稅を設けてゐる

(三) 特別稅は營業割及營種別の二種に分れ、其の課增及び課率は地方により等差がある

各會の歲入出を示せば次表の通りである

關東州會歲入歲出決算（昭和九年度）

科目＼民政署別	旅順管內	大連管內	金州管內	普蘭店管內	龍王廟管內	計
歲入						
經常部						
財產より生ずる收入	一七、三五一	一六、九九九	一六、一〇九	一〇、八四二	一、一四一	五二、四二二
使用料及手數料	三、三五一	一七、四四二	三、一四三	三、六四二	一、一四一	三〇、三四二
交付金	一、九九九	九、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一九、九九九
補助金	一七、九九九	一七、九九九	一七、九九九	一七、九九九	一七、九九九	一〇九、九九九
寄附金	一、八九九	三、一四九	一、一四三	一、一四九	一、一四九	九、一四二
繰入金	一、九九九	一〇、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一九、九九九
計	五六、一四二	七四、一四二	四八、一四二	三一、一四二	一四、一四二	二四五、一四二
臨時部						
寄附金	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	五、九九九
繰入金	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	五、九九九
臨時部計	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一〇、九九九
前年度比較增減	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一〇、九九九
歲入合計	五六、一四二	七四、一四二	四八、一四二	三一、一四二	一四、一四二	二四五、一四二

科目＼民政署別	旅順管內	大連管內	金州管內	普蘭店管內	龍王廟管內	計
歲出						
經常部						
財產經營費	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	五、九九九
雜收入	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	五、九九九
會計費	一六、九四一	一六、九四一	一六、九四一	一六、九四一	一六、九四一	八四、七〇五
夫役費	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	五、九九九
經常部計	一六、九四一	一六、九四一	一六、九四一	一六、九四一	一六、九四一	八四、七〇五
臨時部						
寄附金	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	五、九九九
繰入金	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	五、九九九
臨時部計	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一〇、九九九
前年度比較增減	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一〇、九九九
歲出合計	一六、九四一	一六、九四一	一六、九四一	一六、九四一	一六、九四一	八四、七〇五

會事務所費	一、六四一	一、六四一	一、六四一
議會費	一、〇三五	一、〇三五	一、〇三五
土木費	一、九四九	一、九四九	一、九四九
普通敎育費	四、三四二	四、三四二	四、三四二
復興事務費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
職業諮問費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
給水費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
地上權水費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
公設浴場費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
傳染病豫防費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
汚物掃除費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
屠獸場費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
市場費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
國稅徵收費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
產業獎勵費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
苗圃費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
農事改良費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
畜產獎勵費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
共同墓地費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
救助費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
地方改良費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
統計調查費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
基本財產造成費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
財產費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
諸稅及賦課	一、一四一	一、一四一	一、一四一
雜支出	一、一四一	一、一四一	一、一四一
計	一、一四一	一、一四一	一、一四一
臨時部			
會事務所費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
土木費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
普通敎育費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
屠獸場費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
圖書費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
苗圃費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
積立金	一、一四一	一、一四一	一、一四一
地籍整理費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
財產買入費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
貸家費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
寄附金	一、一四一	一、一四一	一、一四一
補助金	一、一四一	一、一四一	一、一四一
基本財產造成費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
市場費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
共同便所費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
畜產費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
警備費	一、一四一	一、一四一	一、一四一
臨時部計	一、一四一	一、一四一	一、一四一
歲出合計	一、一四一	一、一四一	一、一四一

滿鐵附屬地歲計

滿鐵は政府命令書第五條及び第六條に依つて沿線附屬地に對し土木、敎育、衞生等の設備をなし、同時に居住者に對し公費の分賦並に手數料を徵して之が支出に充當してゐる。而して尙不足額を生ずる時は滿鐵會社に於て補給することゝなつてゐる。

歲入出額	昭和六年度	三、一七四、三九〇圓	
	同七年度	三、三五二、八〇四	
	同八年度	三、八三八、三三五	

歲入	手數料	一、一六六、八二一圓	一、一九二、八二一圓
	其他	一、九二一、六三五	一、九二一、六三五
	會社補給金	一、三四二、三四二	一、三四二、三四二
	計	四、四三二、七九八	四、四五六、七九八

歲出	昭和七年度	四、四三二、七九八圓	
	同八年度	四、四五六、七九八	
	同九年度	四、四五六、七九八	

最近三箇年間に於ける歲入歲出を示せば左の如くである。

事務費	四、三六〇	四、三六〇	四、三六〇	四、三六〇	四、三六〇
土木費	三五、四六〇	三五、四六〇	三五、四六〇	三五、四六〇	三五、四六〇
教育費	一、六五二、五〇〇	一、六五二、五〇〇	一、六五二、五〇〇	一、六五二、五〇〇	一、六五二、五〇〇
衛生費	五六、四〇〇	五六、四〇〇	五六、四〇〇	五六、四〇〇	五六、四〇〇
醫療費	一四、七六〇	一四、七六〇	一四、七六〇	一四、七六〇	一四、七六〇
公債費	一三五、〇五〇	一三五、〇五〇	一三五、〇五〇	一三五、〇五〇	一三五、〇五〇
其他	四四、六〇〇	四四、六〇〇	四四、六〇〇	四四、六〇〇	四四、六〇〇
計	三、三五一、八四〇	三、三五一、八四〇	三、三五一、八四〇	三、三五一、八四〇	三、三五一、八四〇

（備考）　本表は圓以下四捨五入せるため合計と符號せざるものがある。

滿鐵附屬地課金　滿鐵附屬地に於ては鐵道附屬地居住者規約に基き土木、教育、衛生等の施設に要する諸費を分擔せしめる爲め公費區を設け手數料、諸口收入、補給金の外、公費として課金をする。

滿鐵附屬地課金戶數割賦課率

等級	點數	等級	點數
特	四、七三〇	一二	七〇〇
一	四、一五〇	一三	六〇八
二	三、六〇〇	一四	五二〇
三	三、〇八〇	一五	四三八
四	二、五九〇	一六	三八四
五	二、一三〇	一七	三三四
六	一、七〇〇	一八	二八六
七	一、四八五	一九	二四二
八	一、二八〇	二〇	二〇〇
九	一、〇八五	二一	一七一
一〇	九〇〇	二二	一四四
一一	九七三	二三	一一九
一二	八四	二四	九六
一三	七五	二五	七五
一四	六三	二六	六三
一五	五二	二七	五二

（備考）　超課點增額二二、〇〇〇圓を超ゆるものに對しては超過金額二、〇〇〇圓毎に五〇〇點を加算す。

課金の種類　戶數割、營業割の二種とする。

戶數割は區域內居住者の資力を斟酌して之を下の如く賦課する。

科目	等級	一戶に付	
藝妓	一	一二圓	自用（年額）
同	二	九六	
同	三	七五	營業用（年額）四圓八十錢
同	四	六三	（年額二圓四十錢）
同	五	五二	自用（同） 六〇圓
舞妓	一	九六	（備考）超課點增額二二、〇〇〇圓を超ゆるものに對しては超過金額二、〇〇〇圓毎に五〇〇點を加算す。
同	二	七五	營業用（月額） 三圓
同	三	六三	（年額三圓六〇錢）
同	四	五二	乘合用（同） 五圓
酌婦	一	九六	（同） 四圓
同	二	七五	（同） 十二圓
同	三	六三	
滿洲國婦人俥夫	一	二四	
同	二	一八	
同	三	一二	
同	四	九	
同	五	六	
乘用馬車	一乘に付（營業用（月額）	一二圓	
荷馬車	同	六圓	
輓馬車	同	三圓	

科目	一戶に付	
人力車	一乘に付（自用（年額）	一二圓
	營業用（年額）四圓八十錢	
手曳荷車	（年額二圓四十錢）	
同	自用（同）	六〇圓
乘用自動車	營業用（月額）	三圓
同	乘合用（同）	五圓
貸物自動車	（同）	四圓
同	（年額三圓六〇錢）	
自轉車	（同）	十二圓
自動自轉車		
同		
大豆、小麥、高粱、粟、大豆子其他雜穀	先物取引	金二錢
豆粕	同	千枚に對し 金二錢
豆油	同	十函に對し 金二錢
吉林官帖建		
金票	實買約定高一千圓に對し	金四厘
銀票	同	金四厘
小洋銀	同	金四厘
小洋銀建		
金票	實買約定高一千圓に對し	金四厘
銀票	同	金四厘
吉林官帖	同	金四厘
小洋銀建		
金票	同	一千圓に對し 金四厘
銀票	同	金四厘
鈔票	同	金四厘
金建		
銀票	實買約定高一千圓に對し	金四厘
但し吉林官帖建は九年七月一日以來廢止さる		
出張所	實上金額百分の一	
行商	月額 甲金一圓 乙金五〇錢	
演劇興行	收入金額の百分の三但し最低金一〇錢に滿たざるときは金一〇錢とす	

屋號	一戶に付	金五〇錢
其他（一年未滿の物を含む）	一戶に付	金二〇錢

區別		
區域	市街地	五分
	附屬地	三分
	市場地	三分
人俥	人俥稼區域の戶數割は賦課等級を特等及一等より三十等に分ち、各公費區の狀況に應じ點數を定め年四期に之を徵收する。昭和十年度豫算現在總戶數の一戶平均負擔年額は金十圓八十二錢である。	二分

而して公費區は大連、瓦房店、松樹、舊岱城、鞍平、大石橋、營口、海城、鞍山、遼陽、蘇家屯、孤家子、公主嶺、范家屯、新京、撫順、本溪湖、撫順、連山關、鳳凰山、安東、鳳家屯、吉林、哈爾濱の三十箇所の外に中間區一三箇所合計四十三箇所である。大連は本社、撫順は炭礦、吉林、哈爾濱、鳳家屯は營業事務所、其他は各地方事務所に於て之を管轄してある。

日本側の租稅

關東州の稅率

關東州內の現行稅率は國稅に屬するもの

と地方稅に屬するものとに分れる。前者は地租、鹽稅、所得稅、取引所營業稅、取引稅、酒稅及び煙草稅で、後者は營業稅及び雜種稅である。いづれも民政署長に於て之を賦課し徵收してゐる。

國稅

（一）地租　田畑の收益に對して毎年田畑地積一畝（我約一八〇坪）に付き金二十錢の割合で賦課し毎年十一月之を徵收する。

（二）鹽稅　關東州に於て製造せる鹽については鹽を製造場より移出する時、移出高一石（我約五石五斗）に對し金六十錢を賦課し、州外より輸入する鹽（日本製鹽を除く）には一石に對し金一圓五十錢の割合で移出又は輸入の都度、製造者又は輸入者より之を徵收する。

（三）所得稅　所得稅は（1）關東州に本店又は主たる事務所を有する法人の所得（2）所得稅施行地たる朝鮮、臺灣又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人以外に本店又は主たる事務所を有するときは州內にて營業より生ずる所得に付き之を賦課し、所得を法人の（イ）普通所得（ロ）超過所得（ハ）清算所得に區分し左の稅率を適用して之を定む。

（イ）法人の普通所得　所得金額に對する百分の五

（ロ）法人の超過所得　資本金額の百分の一〇を超ゆるもの百分の一〇を超ゆるもの百分の二〇を超ゆるもの　所得金額に對する　百分の四　百分の一二　百分の二〇

（ハ）法人の清算所得　所得金額に對する　百分の五

（四）取引所稅　取引所營業稅は株式會社組織の取引所に對してのみ賦課せらる。本稅の稅率は賣買手數料收入金額の百分の一五とし各月の手數料收入金額を翌年十月までに申告せしめ月末までに所定の稅金を納入せしめる。

取引稅の稅率は次きの通りである。

第一種	現ガ信託會社債券	定期取引の賣買契約定高	萬分の一五
第二種	有價證券	同	萬分の 三
第三種	綿	品 同	萬分の 二
第四種	綠	豆 同（州內）	十萬分の一
		同（州外）	十萬分の五

（五）酒稅　關東州酒稅令によれば酒類を釀造酒、蒸餾酒、再製酒の三種類に分けてゐる。いま釀造酒に就て見るに支那酒たる黃酒、清酒、濁酒は一石に付き金三圓、麥酒同金六圓、葡萄酒同金十六圓、前記以外の釀造酒同金十二圓、酒精以外の蒸餾酒（イ）原容量百分中純酒精の容量三五以下のもの一石に付き五圓、純酒精の容量三五を超ゆるものは原容量百分中純酒精の容量三五以下のものに應する金額に、原容量百分中純酒精の容量三五を超ゆる一圓毎に四十

鐵を加へた金額を以てし、酒精は一石に付き原容量百分中純酒精の容量一箇毎に四十錢、再製酒の中白酒味淋一石に付き十二圓、前記以外の再製酒一石に付き原容量百分中純酒精容量一箇毎に金四十錢、但し一石に付き金十六圓に滿たざるときは十六圓を徴收する規定である。

（六）煙草稅　（一）製造煙草（口付紙卷煙草を含む）は小賣價格の百分の二五である。

地方稅　關東州地方稅は其の種類を營業稅、雜稅稅の二種に限定してゐる。いま現行の種目を示せば次表の如くである。

（A）營業稅

種目	賦課標準	稅率
銀行業	資本金額	千分の〇・七
保險業、無盡業	資本金額	千分の一・一
物品販賣業	賣上金額（卸賣（甲））	千分の一・四
	（乙）	千分の一・一
	小賣（甲）	千分の二・四
	（乙）	千分の三・五
金錢貸付業	收入金額	千分の三
物品貸付業（動植物其の他普通に物品と稱せざるものの貸付業を含む）	收入金額	千分の二・八
運送業	收入金額	千分の〇・九
運送取扱業	報償金額	千分の一・二
鑛區業（電氣軌道業を含む）	收入金額	千分の一・九
倉庫業	收入金額	千分の二
製造業	賣上金額（特殊（卸賣（甲））	千分の二・六
	（乙）小賣	千分の四・四
	其他（卸賣（甲））	千分の五・五
	（乙）小賣	千分の一・八
請負業	收入金額	千分の一・三
印刷業、出版業	賣上金額（土木、建築調查業	千分の一〇
	其の他	千分の二・八
		千分の三・三
		千分の四

種目	賦課標準	稅率
寫眞業	收入金額	千分の一
貸座敷業、料理店業、貸席敷	收入金額	千分の一
旅人宿業（下宿業を含む）	收入金額	千分の八
飲食店業	收入金額	千分の八
周旋業、問屋業、代理業、兩替業、仲立業、信託業、代書業）	報償金額	千分の二〇
取引所、信託業	收入金額	千分の一八〇
洗濯業、湯屋業	收入金額	千分の六
理髮業（美容及び髮結業を含む）	收入金額	千分の一二
諸技事業	收入金額	千分の一二
藝妓置屋業	收入金額	千分の九

（B）雜種稅（物件に關するもの）

種目	賦課標準	稅率
一家用貸馬車	年稅	千分の二〇
貸乘用馬車（西洋形（自用（營業用）	一輛年稅	金二〇圓
支那形	一輛年稅	金一五圓
貸荷車（牛車、馬車（二輪車	一輛年稅	金一一圓
四輪車	一輛年稅	金八圓
馬車（二輪車	一輛年稅	金一四圓
四輪車	一輛年稅	金二圓
人力車（自用	一輛年稅	金七圓
營業用	金五圓四〇錢	
自轉車	一輛年稅	金四圓五〇錢
自動自轉車（二輪車	一輛年稅	金十二圓
三輪車（電氣自動車を含む）	一輛年稅	金二〇圓

種目	賦課標準	稅率
乘用（乘車定員五人（營業用	一輛年稅	金八〇圓
以下		金五六圓
乘車定員五人を超ゆるものは一人を增す毎に金二圓を增す		
自動車 貨物用（貨物積載量一噸以下一輛年稅		金五六圓
貨物積載量五噸を超ゆるものは半噸を增す毎に金拾圓を增す		
牽引車（貨物用を含む）其の他	一輛	金五九圓
乘用（營業用	年稅	金二圓
自動機付輕車（營業用を含む）	排氣量五勺以下のもの	金二五錢を增す
貨物用（營業用を含む）	排氣量五勺を超ゆるものは一勺又は一勺未滿の端數を增す毎に	金二五錢を增す
帆船	積石數五十石を超ゆるものは十石又は十石未滿の端數を增す毎に	金二五錢を增す
汽船（發動機船を含む）	登簿噸數五噸を超ゆるものは一噸又は一噸未滿の端數を增す毎に	金二五錢を增す
小船（櫓櫂數五挺以下又は積石數五十石未滿の帆船及櫓櫂其の他櫓を以て運轉する船）	長さ三間を超ゆるものは一間未滿の端數を增す毎に	金二〇錢を增す

（特定行爲に關するもの）

種目	賦課標準	稅率
藝妓（娛樂說明）（藝人（書を含む））	一人	月稅 金七圓
藝妓	一等地 大連市（二等地乃至四等地を除く）	一人 月稅 金六圓
	二等地 大連市黑比溝町及溫坂町	一人 月稅 金五圓
	三等地 大連市小崗子	一人 月稅 金四圓
	四等地 大連市沙河口及旅順市	一人 月稅 金三圓
	五等地 其の他	一人 月稅 金二圓
	小藝妓は一等地は金三圓、他は各等地共半額とす	
遊藝師匠（一等		一人 月稅 金二圓五〇錢
二等		一人 月稅 金二圓
遊藝（娛樂說明）（一等		一人 月稅 金一圓六〇錢
藝人（書を含む）（二等		一人 月稅 金一圓二〇錢
幫間		一人 月稅 金一圓
俳優		一人 月稅 金二圓

（C）土地增價稅

種目	賦課標準	稅率
一、自然增加額が原價格の百分の五〇未滿なるとき		百分の一五
二、同上百分の五〇以上百分の一〇〇未滿なるとき		百分の二〇
三、同上百分の一〇〇以上百分の一五〇未滿つるとき		百分の二五
四、同上百分の一五〇以上のとき		百分の三〇

一、土地所有權の有償移轉ありたる場合の百分の五〇未滿なるとき
二、十五年間土地所有權の有償移轉なき場合

種目	賦課標準	稅率
酌婦	一等地 大連市蘆坂町及小崗子	一人 月稅 金二圓五〇錢
娼妓	二等地 一等地を除く大連市及旅順市	一人 月稅 金二圓
興行	三等地 其の他 日本人	一人 月稅 金一圓五〇錢
	外國人	一人 月稅 金一圓二〇錢
藝妓	一等地 大連市小崗子	一人 月稅 金二圓三〇錢
	二等地 一等地を除く大連市及旅順市	一人 月稅 金一圓七〇錢
興行		收入金額 千分の二五
大牛（體量七〇貫以上）		一頭 金二圓
中牛（體量三〇貫以上）		一頭 金一圓
小牛（體量三〇貫未滿）		一頭 金五〇錢
畜馬、騾		一頭 金七〇錢
騾		一頭 金四〇錢
羊、山羊		一頭 金三〇錢
豚		一頭 金六〇錢
不動產取得		取得價格 千分の八

金融及通貨

通　貨

概　說

滿洲國建國以前の通貨は複雜多岐に亙り各省獨立の發券銀行による各地各種の通貨は各地の經濟的特殊事情と結びつき勝手な變動を繰返し混亂その極であつた。滿洲中央銀行がその開業當初に當り舊行號より繼承した舊紙幣は實に十五種、券種百三十六にも上り、この金額は舊貨幣整理辦法及び財政部令による換算率に據り國幣に換算するもなほ合計一億四千二百二十三萬四千八百八十一圓であつた。滿洲國としてはこの亂脈極りなき舊幣を整理し、幣制を統一し確立することが建國後の經濟建設、國民生活の安定上の最大の急務であつた。滿洲事變後の在滿支那側金融機關の一時的閉鎖を機會にこの大事業の端初は開始されたのである。即ち大同元年六月十一日即日施行の貨幣法の公布、同七月一日國立銀行としての紙幣發行を掌る滿洲中央銀行の設立開業、國幣と稱する新紙幣の出現、同時に舊貨幣整理辦法により舊紙幣の流通を停止し、これに代る滿洲國幣の流通とは、同年六月三十日の流通期限の滿了と、更に康德元年五月二十三日財政部佈告第三號による通用期間滿了後一ヶ年間の交換期間經過により、殆ど舊紙幣は回收され、通貨統一の大事業が完成した。

貨幣制度

銀本位管理通貨制度　滿洲國の貨幣制度は、滿洲國經濟の銀による支那との不分離性、滿洲國人の銀に基礎を置く生活の保守性、世界各國の金本位制度の崩潰等を考慮して銀本位的なものとされた。而も純銀の一定量を以て價格の單位と定め、本位貨幣を鑄造せず、滿洲中央銀行發行の紙幣を以て法貨とし、紙幣に對しては兌換の規定なきも、準備として銀塊、金塊、確實なる外國通貨、又は外國銀行に對する金銀預金を發行高の三割以上保有することを必要としてゐる。而して國內に於ては通貨の發行統制と必要に應ずる銀の賣買とにより、通貨價値の安定を保持し、外國に對しては爲替賣買により國際的通貨價値を維持する獨特の貨幣制度であり、所謂銀本位管理通貨制度である。通貨制度の根幹をなす貨幣法は左の如し。

貨　幣　法

第一條　貨幣の製造及發行の權は政府に屬し滿洲中央銀行をして之を行はしむ

第二條　純銀の量目二三、九一公分を以て價格の單位とし之を圓と稱す

第三條　貨幣の單位は十進とし一圓の十分の一を角と稱し百分の一を分と稱し千分の一を厘と稱す

第四條　貨幣の種類は左の九種とす

紙幣　百圓、十圓、五圓、一圓、五角

白銅貨幣　一圓、五分

黃銅貨幣　一分、五厘

第五條　紙幣は其の額に制限なく法貨として通用す　銀貨は其の額面の百倍迄法貨として通用す

第六條　總貨の品位量目は左の如し

一、一角白銅貨幣　量目　五　公　分
（ニツケル二五參和銅七五の割合）

二、五分白銅貨幣　量目　三、五公分
（ニツケル二五參和銅七五の割合）

三、一分黃銅貨幣　量目　五　公　分
（銅九五、錫四、亞鉛一の割合）

四、五厘黃銅貨幣　量目　三、五分分
（銅九五、錫四、亞鉛一の割合）

第七條　貨幣の樣式意匠變更、發行、損傷引換及回收に關しては勅令を以て之を定む

第八條　著しく汚損若しくは毀損せる貨幣は其の額面價格を以て無手數料にて滿洲中央銀行に於て之を引換ふ

第九條　總貨にして僞造の認識し難きもの又は私に標印を施し其の他改造に因損せりと認むるものは貨幣たるの效力なきものとす

第十條　滿洲中央銀行は紙幣發行高に對し三割以上に相當する銀塊、金塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金を保有することを要す

第十一條　前條に掲げたる準備額を控除せる殘額の發行高に對しては公債證書、政府の發行又は保證せる手形其の他確實なる證券は商業手形を保有することを要す

第十二條　滿洲中央銀行は紙幣及總貨の發行高準備の增減に關する出納日表及旬平均高表を作製して政府に提出し且旬平均高は之を公告すべし

第十三條　政府は滿洲中央銀行の監理官をして特に貨幣の製造及發行監督せしむ

監理官は何時にても貨幣の發行高、未發行高及紙幣に關しては準備を檢査することを得

第十四條　從來施行したる總貨及紙幣整理辦法の定むる所に依る

附　則

本法は公布の日より之を施行す

國幣の發行

通　幣　貨幣法第一條により紙幣の製造は日本內閣印刷局に依賴され、これの到着迄は舊東三省官銀號の現大洋票を改造使用したが、大同元年九月十日五角券、同十一月二十日一圓券を發行し大同二年四月十日百圓券同六月一日五圓券が夫々發行された。又總貨即ち補助貨は奉天の舊造兵廠を順次修理し機械を增設し、大同二年五月一日より作業を開始し、同月二十日より白銅貨を、八月一日より黃銅貨の發行を見、爾來晝夜兼行其の製造を急ぎ小額貨幣の流通に不便なき樣準備されてゐる。

國幣の發行　舊貨幣整理辦法及び財政部令に依り換算された舊紙幣十五種の換算率は合計一億四千二百二十三萬四千八百八十一圓であつた。卽ちこれが國幣發行當初の發行額である。爾來中銀では舊紙幣の國幣による引換を行ひつゝ管理制度の建前により農產物の出廻りを主なる對象としてその出廻り資金の必要額に應じ發行額を調節してゐる。從つて農產物の出廻り季節たる十月頃より發行高は漸增し、翌年一、二月頃を最高とし再び減少に向ひ、夏期八九月頃を蟾境として最低を示すを例としてゐる。併し最近に於ては滿洲國の經濟的發展、財政の必要程度の膨脹により漸增の趨勢にあり、康德二年一月には開業以來の發行新記錄を作つた。創業以來よりの發行額、正貨準備額、保證準備額左の通りである。

滿洲中央銀行紙幣發行額及準備額

年	月	發行額	正貨準備額	保證準備額
大同元年七	月一日	同	同	同
同	七	月末日	同	同
同	十二月	同	同	同
大同二年一	月	同	同	同
同	二	月	同	同
同	三	月末日	同	同
同	四	月	同	同
同	五	月	同	同
同	六	月	同	同
同	七	月	同	同
同	八	月	同	同
同	九	月	同	同
同	十	月	同	同
同	十一	月	同	同

大同二年十二月末日	二六、三四、五四	五、八五	二六、四〇、三九	大同二年五月末	六、〇〇	一、〇〇	七、〇〇	康徳元年	六月末
大同三年一月	二六、四九、四七	五、八五	二六、五五、三二	同　六月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	七月
同　二月	二六、五六、四九	五、八五	二六、六二、三四	同　七月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	八月
康徳元年三月	二六、六二、九四	五、八五	二六、六八、七九	同　八月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	九月
同　四月	二六、七〇、八六	五、八五	二六、七六、七一	同　九月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	十月
同　五月	二六、八一、四四	五、八五	二六、八七、二九	同　十月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	十一月
同　六月	二六、九二、九二	五、八五	二六、九八、七七	同　十一月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	十二月
同　七月	二六、九九、九〇	五、八五	二七、〇五、七五	同　十二月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	大同三年一月	
同　八月	二七、〇五、八六	五、八五	二七、一一、七一	大同三年一月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同　二月	
同　九月	二七、一一、八二	五、八五	二七、一七、六七	同　二月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	康徳一年三月	
同　十月	二七、一八、〇〇	五、八五	二七、二三、八五	同　三月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	四月
同　十一月	二七、二四、一四	五、八五	二七、三〇、〇〇	同　四月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	五月
同　十二月	二七、三〇、二八	五、八五	二七、三六、一三	同　五月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	六月
大同三年一月	二七、三六、四二	五、八五	二七、四二、二七	同　六月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	七月
同　二月	二七、四二、五六	五、八五	二七、四八、四一	同　七月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	八月
康徳一年三月	二七、四八、七〇	五、八五	二七、五四、五五	同　八月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	九月
同　四月	二七、五四、八四	五、八五	二七、六〇、六九	同　九月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	十月
同　五月	二七、六〇、九八	五、八五	二七、六七、〇三	同　十月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	十一月
同　六月	二七、六七、一二	五、八五	二七、七二、九七	同　十一月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同	十二月
同　七月	二七、七三、二六	五、八五	二七、七九、一一	同　十二月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	康徳二年一月	
同　八月	二七、七九、四〇	五、八五	二七、八五、二五	康徳二年一月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同　二月	
同　九月	二七、八五、五四	五、八五	二七、九一、三九	同　二月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同　三月	
同　十月	二七、九一、六八	五、八五	二七、九七、五三	同　三月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同　四月	
同　十一月	二七、九七、八二	五、八五	二八、〇三、六七	同　四月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同　五月	
同　十二月	二八、〇三、九六	五、八五	二八、〇九、八一	同　五月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同　六月	
大同三年一月	二八、〇九、九八	五、八五	二八、一五、八三	同　六月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇	同　七月	
同　二月	二八、一五、八五	五、八五	二八、二一、七〇	同　七月	一、〇〇	一、〇〇	八、〇〇		

補助貨　従来小額取引用として青銅貨、小額紙幣、銅元票の外、國幣に換算して五角未満の雑紙幣流通額も相當あつたので、雑紙幣回收に伴ふ必然的通貨工作として補助貨を配給することになり、一角、五分、一分、五厘の四種を發行したが、その發行額は中銀では五角券以下に相當する雑紙幣の數量を基礎として補助貨の必要量を算定し、各地方の需要に應じ供給し得る用意をもつて配給も圓滑に行はれてゐるので、雑紙幣回收にする補助貨の不足は全く殆念が無い。大同二年五月以降の補助貨發行額は左の通りである。

滿洲中央銀行鑄貨發行額

年月	白銅貨幣 一角	白銅貨幣 五分	青銅貨幣 一分	青銅貨幣 五厘	合計
大同二年五月末	七、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	九、〇〇
同　六月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　七月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　八月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　九月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　十月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　十一月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　十二月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
大同三年一月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　二月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
康徳一年三月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　四月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　五月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　六月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　七月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　八月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　九月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　十月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　十一月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　十二月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
康徳二年一月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　二月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　三月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　四月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　五月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　六月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
同　七月	一、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇

準備額　中央銀行は其の發行する紙幣に對し、三割以上の準備を保有することを要し、準備は銀、爺塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金たることを要する。即ち之が正貨準備に該當するものである。此外右の準備額を控除した殘餘の發行高に對しては公債證書、政府の發行又は保證せる手形其の他確實なる證券若くは商業手形を保有することが必要とされてゐる、即ち保證準備である。以上の準備率に從ひ、滿洲中央銀行では準備の充實に不斷の注意を拂つてゐるが、現在では國幣發行膨脹期である十二月、一月頃でも四十四パーセントを保持し、平均五十パーセント以上の堅實性を示してゐる。

舊紙幣の整理

舊官銀號　邊業銀行發行になる所謂舊紙幣は十五種類、券種百二十六種、合計國幣換算一億四千二百餘萬圓に上り、而も同一官銀號の發行に係る紙幣にても種類に依り換算率を異にし、發行額も莫大であつた。即ち吉林官帖の原幣額は百三億一千二十五萬餘吊、黒龍江省官帖八十一億七千六百五十七萬餘吊、寧天票九億四千九百六十七萬餘圓等であつた。斯くて舊貨幣整理辦法に基き大同元年七月一日舊紙幣通用期間を滿二ヶ年と定め、中央銀行により回收せしめ、更に康德元年五月二十三日財政部佈告により通用期間滿了後更に一ヶ年の引換期間を認め、康德二年六月三十日を以て之が引換を打切つた。回收總額一億三千八百二十一萬四千餘圓、回收額照合九七・一七%に及び、水害證書等により自然滅失を考慮すれば完全に回收を爲し得たと見て差支へない。回收經過及び幣種別舊紙幣回收額は左の通りである。

舊紙幣回收調（單位國幣圓）

各期末	發行額	每年期中回收額	回收額累計	回收率 %
大同元年六月末	一四、三四、五八	—	—	—
同　十二月末	一四、三四、五八	一、三四、五八	一、三四、五八	九・三
大同二年六月末	一四、三四、五八	一、三四、五八	二、六九、一七	一八・七
同　十二月末	一四、三四、五八	一、三四、五八	四、〇四、七五	二八・一
康徳元年六月末	一四、三四、五八	一、三四、五八	五、三九、三三	三七・五
同　十二月末	一四、三四、五八	一、三四、五八	六、七三、九一	四六・九
康徳二年六月末日	一四、三四、五八	一、三四、五八	八、〇八、四九	五六・二

幣種別舊紙幣回收額調（康德二年六月末日現在）（單位國幣圓）

幣種別	大同元年七月一日現在發行額	回收額	回收額割合 %
吉林官帖	一四、三四、五八	一四、三四、五八	九九・九
吉林大洋官帖	九八、四〇	九八、四〇	一〇〇
吉林小洋官帖	一、一四、二五	一、一四、二五	一〇〇
吉林銅元官帖	二〇、〇三、〇四	一九、九五、〇四	九九・五
黒龍江省官帖	九、八四、三〇	九、八四、三〇	一〇〇
黒龍江省大洋官帖	二、九四、二一	二、九四、二一	一〇〇
黒龍江省小洋官帖	三四、二四	三四、二四	一〇〇
黒龍江省銅元官帖	一、一四、二五	一、一四、二五	一〇〇
哈大洋票	一、一四、二五	一、一四、二五	一〇〇
大洋債券	一、一四、二五	一、一四、二五	一〇〇
合計	一四、三四、五八	一三、八二、一四	九九・七

土貨整理概況

次に主要土貨整理概況を示せば左の如くである。

（一）馬大洋票　滿洲國及び私帖、馬大洋票は馬占山が龍江省獨立の際國幣銀圓を回收した約二百萬圓の大洋票であるが、全然不換紙幣に過ぎず、馬占山逃亡後滿洲中央銀行により回收整理された。滿洲票は滿洲興業銀行發行に係るもの、大同二年三月一日より一週月間に限り七百六十餘萬圓の引換を了した。私帖も大同元年七月五日公布の救金第五十三號により發行、流通を禁止され、發行高千二百萬圓を回收するに努めた。

（二）過爐銀　過爐銀は營口地方のローカル・マネーとして流通したが大同二年十一月三日發行流通を禁止し、營口過爐銀整理委員會を財政部内に組織し、大同三年二月銀塊と取引者の協定を成立せしめ、營口過爐銀銅庫を一時するに至つた。銀平銀も安東の通貨として數十年の歷史と勢力を有したためが、貨幣法により禁止され康德元年四月二十日財政部佈告を以て同年九月三十日限り全く銀平銀塊の取引を禁止した。

（三）現小洋錢　元來補助貨的發行を以て東邊道、安東方面（關東州にも流通す）に根强く流通してゐたが最近銀價の暴騰と中國政府銀輸出制限の結果、小洋錢の暴騰と需給關係の不均衡を招來し、同地方に於ける取引の圓滑を妨ぐるに至つたので、政府は幣制統一の建前より康德元年十二月二十七日を以て之が流通を禁止し、康德二年二月末を限り現小洋貨官兌に計し國幣九十錢の割合で買上げを行つた。

（四）現大洋　現大洋は龍國幣貨幣法により流通を禁止されてゐたに拘らず、奉天地方に於て流通し、これによる貸借契約、預金契約等を行ふもの少なからず、政府は幣制統一の完成、決濟關係の紛糾解決をなすため現大洋建契約についてもこれが支拂は總て國幣を以てなすべく債權者は債務者に對し現大洋を以て支拂を要求することを得ず、尚しその國幣を以て支拂ふ場合は現大洋一圓につき國幣一圓を以てする旨、康德二年五月三十日付佈告を發した。從つて現大洋建契約は無效となつた。

外國通貨

銀本位

A 鷹貨（イ）鷹銀貨　為日本一圓銀貨である。品位九〇〇、純銀量三七四・四トロイグレイン、現在流通しないが時に市場に發見される。（ロ）鷹銀（佛）品位九〇二内外、純銀量三七七・二トロイグレイン内外、現在殆んど流通を見ない。

B 歐貨（イ）墨西哥銀貨　墨國銀を基礎とする兌換銀、横濱正金銀行大連支店發行、現に特產取引に用ゐらる。（ロ）英屬（圓）日露戰爭當時發行せるもの、現在絶少額が流通してゐる。

金本位

A 鷹貨　日本補助貨（錢）日本貨幣に對する補助貨にして關貨、銀貨がある。

B 歐貨（イ）日本銀行券（圓）純金二分を一圓とする兌換銀行券（現在金輸出禁止中で不換）金圓とする關係。次項の銀銀券と共に關東州は勿論滿洲國内に於て通用する。（ロ）金票（圓）金本位を基礎とする朝鮮銀行發行兌換券、朝鮮銀行と呼んでゐる。（ハ）銀紙幣（關）日本銀行券と同一である。（ニ）ドル（ドルグレインを一圓とし其の十圓紙幣である。如圓（サエルユアート紙幣）と稱し、滿洲國内には發行禁止されてゐる。

金融及通貨——通　貨

以上の如く滿洲に於ける流通通貨は不統一であるが、之を本位制の系統からいへば金、銀、銅の三種である。然し同じ銀でも銀錠（馬蹄銀）系と銀元（圓銀貨）系があり、更に銀元系の内にも大洋錢とは別な系統をなしてゐるものもある。

然し滿洲國の幣制統一により、現在流通してゐるものは鮮銀券（關東州、滿鐵附屬地を中心として）、錢票（關東州中心）位のものである。

鮮銀券の發行高

鮮銀券の發行高は滿洲國の建設事業の進展、滿鐵事業の擴張等により昭和八年來急激に膨脹し、爾後往々增發の傾向を示してゐる。從來鮮銀券の發行高は朝鮮、滿洲を通じ例年秋季の特產出廻期より漸增一億二、三千萬圓臺に上り、この方面の融資回收に伴ひ春夏兩季にかけて漸減し六、七千萬圓臺に下るを常態としてゐる。しかるに最近に至り

一、滿洲國經濟工作の進展は日本内地より資本の流通を促し

二、滿鐵及びその傍系會社は事業擴張資本增加のため各種に於て社債を募集せるが此等資金はすべて滿洲に於ては、鮮銀券に替へられること

三、駐滿日本軍隊の經費が相當多額に上ること

等の原因により鮮銀券發行高はその最高、最低のカーブ縮小し、昭和八年中の最高發行高は十二月の一億四千八百萬圓にして、

その最低發行高は七月の一億三百萬圓となり全年を通じ一億圓臺を下ることがない。しかし昭和九年に入つて滿洲國經濟工作の發展に隨伴して、更に膨脹し、九年一月以降の各月を通じ一億二、三千萬圓臺を保持し、前年に比し四、五千萬圓の增發を示してゐる。

かゝる鮮銀券の增發は鮮滿兩地の流通關合にも一大變化を招來し、事變前は朝鮮六割、滿洲四割とみなされたるに拘らず、現在の流通關合は滿洲國五割、朝鮮五割と云はれ、昭和九年十二月には一億九千萬圓の新記錄を現出したが、これは朝鮮經濟界の歸趨と滿洲特產資金並に土建關係の決濟資金の流出と見られる。昭和八年以降鮮銀券發行高左の通りである。（單位千圓）

昭和八年		昭和九年		昭和十年	
一月	一、一六〇	一月	一、二六〇	一月	一、四九〇
二月	一、一二〇	二月	一、二二〇	二月	一、四六〇
三月	一、一四〇	三月	一、二三〇	三月	一、四三〇
四月	一、一五〇	四月	一、二五〇	四月	一、四五〇
五月	一、一七〇	五月	一、二七〇	五月	一、四七〇
六月	一、一八〇	六月	一、二八〇	六月	一、四八〇
七月	一、一九〇	七月	一、二九〇	七月	一、四九〇
八月	一、二〇〇	八月	一、三〇〇	八月	一、五〇〇
九月	一、二一〇	九月	一、三一〇	九月	一、五一〇
十月	一、二二〇	十月	一、三二〇	十月	一、五二〇
十一月	一、二三〇	十一月	一、三三〇	十一月	一、五三〇
十二月	一、二四〇	十二月	一、三四〇	十二月	一、五四〇

通貨政策

概況　滿洲國政府では幣制の確立は先づ通貨の安定を必要とするので、滿洲中央銀行をして周圍の實情に應じ金融を圓節し、通貨の需給を調節せしめ、以て通貨の安定を圖つた。その結果國内に於ては物價安定方策を採つたのは康德二年四月頃であつた。その後物價は安定を續けてゐる。

滿洲中央銀行創立當時は經濟的不安から、金票建國幣相場は七十三圓十九錢であつたが、爾後銀價の漸騰につれ金票大同二年八月には國幣對金票はパーを示現し、更に奉天の一途を辿り、康德元年十月には百二十二圓の新記錄を作つたが、滿洲國政府の通貨政策の强行と銀價の落潮に伴ひ落歩調を示し、康德二年八月には再びパーを示現、現在の處全く釘付狀態にある。滿洲國政府ではこの國幣パー示現を機會に、日滿經濟ブロックの强化、經濟建設工作の進捗上、日本による資本投資の活發圓滑を計るため日滿間普協定を締結せんとの意向もあるが、目下の所普協定にまで至らず、中銀の諸種操作によりパーを持續せしめ通常の機會に普普管理制度を採用し、比較的安定してゐる日本圓と結びつけ、國幣の健全なる安定を保持せんとしてゐる。なほこの問題と結びついて滿洲國内に流通する鮮銀券回收問題があり、鮮銀券の滿洲に於ける發行權を禁止して文字通り國幣一本建てにすると云ふ意向もあるが、日滿間の諸種事情により具體的な計畫は全然無く、滿洲國當局の日本大藏省との内交涉程度に留つてゐる模樣である。中銀創設以降對外爲替左の如くである。

滿洲國對外爲替相場

	日本向	紐育向	倫敦向
相場	對圓	對米弗	對英磅
大同二年七月	一〇〇・〇〇	三五・一五	一五二・五〇
八月	一〇〇・〇〇	三五・一五	一五二・五〇
九月	一〇〇・〇〇	三五・一五	一五二・五〇
十月	一〇〇・〇〇	三五・一五	一五二・五〇
十一月	一〇〇・〇〇	三五・一五	一五二・五〇
十二月	一〇〇・〇〇	三五・一五	一五二・五〇

	上海向	倫敦向	
相場	對元	金塊相場	銀塊相場
大同二年七月	一〇〇・〇〇	一五二・五〇	一五二・五〇
八月	一〇〇・〇〇	一五二・五〇	一五二・五〇
九月	一〇〇・〇〇	一五二・五〇	一五二・五〇
十月	一〇〇・〇〇	一五二・五〇	一五二・五〇
十一月	一〇〇・〇〇	一五二・五〇	一五二・五〇
十二月	一〇〇・〇〇	一五二・五〇	一五二・五〇

| | | |

奉天大東邊門外

株式會社 **滿洲工廠**

電話代表六二一一番

支店 大阪東區備後町二丁目 野村ビル内
電話本町二九五番

出張所 大連市常盤町三六
電話三、二六九四番

出張所 新京大經路第一區四段三七
電話五八二三番

出張所 哈爾濱外國五道街十一ノ七
電話六四九四番

●御進物に好適●

商品券

●一圓より御調製●

奉天本店

滿毛百貨店

土木建築請負

石材採掘販賣

岡組

組主 岡常次郎

大連市東公園町六五番地

電話 本局 二…三九九二 一…七三二一

碎石工場 大連市外小野田町

支店出張所 滿洲—瓦房店・鞍山・奉天・鐵嶺・四平街・新京・安東 朝鮮—京城・平壤・龍二浦

土木建築請負

榊谷組

組主 榊谷仙次郎

本店 大連市能登町十五番地 組主宅用 電話 二一八一番 代表長 六八番
楠町宿舍用 電話 二一四八一番 六九番
久方町宿舍用 電話 二一五六一七番
二一〇五四番

支店 奉天、新京
出張所 鞍山、撫順、哈爾濱、索倫、興安嶺、圖們、牡丹江、承德、京城、日建里、慶源

膠皮製品
藥品雜貨
貿易代理

合資會社 大連洋行

電話代表 三二七〇〇一番
三二七〇〇二番
大連市連鎖街
振替大連二九一番
電略「タ」又ハ「タヨ」

支店 四平街、芝罘、天津

總經理
國華牌膠皮靴鞋
つちやたび
合同油脂株式會社製香肥皂
大連油脂工業製香肥皂

發賣元
西字牌膠皮靴鞋
丸八牌汽油瓦斯爐子
禮可德牌紙繩
大安手袋株式會社製品

主なる取扱品目 冷凍魚、鮮魚、鹽乾魚、罐詰各一般
（年中在庫品豐富）

株式會社 林兼商店大連出張所

大連市乃木町十番地（電話二・七五四〇番）

本社 下關市竹崎町
滿洲冷凍販賣部
大連、奉天、新京、吉林、齊々哈爾、哈爾濱、牡丹江、公主嶺

資本金壹千拾萬圓

大連取引所錢鈔取引人
大連株商取引人、株式商品取引人

株式會社 三山

金銀兩替、證券賣買
錢鈔取引、募集引受

大連市奥町十六番地

田商店

營業品目 鐵、鋼、銅等各地金、亞鉛引鐵板、各種鐵線、各金物、船舶用品、油脂塗料、電氣、鑛山各用品、機械器具、瓦斯、水道、土木建築、

大連市佐渡町參拾番地

株式會社 進

社長 高田友吉

出張所 大阪市西區南堀江町一丁目八番地
同 奉天葵町三十番地
同 新京中央通三九番地
同 哈爾濱道裡地段街百〇九番地
工場 大連市千代田町三十三番地

電話代表本局二…八一二七番

和商會

取引所創立以來營業繼續之老舗

丸金証券

公社債は一枚より
諸株式は一株より
長期短期は十株より

御便利に取扱ひますから
御用命願上ます

東京株式取引所一般短期實物國債取引員

營業案内
放資之友
株式日報

申込進呈

電話 (66) 三一三一 三一一一 三一三二 三一三五 三一三六 三一三七 三一三〇

茅場町

東京市日本橋區兜町二ノ五六(普店共)

しく高率で各省各々獨立の立場にあり、地方により區だ區異があつたが、滿洲中央銀行では開行と同時に金利の統一を圖り更に漸次其の低下に努めた。即ち預金貸出利率共に大同元年九月一日より改定利率を實施し、其後大同二年七月及康德元年五月の二回に亙り利下を實行したが、康德二年四月に至り幣價の維持及び中華民國の高金利に鑑み預金利子の引上を行つた。改定の預金貸出利率は左の通りである。

預金利率

種別	大同元年九月一日改定	康德二年四月一日より
當座預金	日息萬圓に付 五日	同 三〇
特別當座預金	同 一、八三	同 七〇
通知預金	同 一、〇〇	同 八〇
定期預金 三箇月	年息 四分八厘	年息 三分六厘
同 六箇月	同 四分	同 三分五厘
同 一箇年	同 七分二厘	同 四分八厘
備考 大同元年九月一日に日息を以て定められた		同 六分 五

主要都市銀行貸出利率

(康德二年七月)

種別			京最高	京最低	天最高	天最低	奉最高	奉最低	安最高	安最低	營最高	營最低	大最高	大最低	吉最高	吉最低	新最高	新最低
金融	國內日本外國	金	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
	國內日本外國	銀	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
商品擔保貸出	國內日本外國	金	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
	國內日本外國	銀	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
證券擔保貸出	國內日本外國	金	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
	國內日本外國	銀	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一

貸出利率

種別	大同元年九月一日改定	康德元年五月一日より
貸座貸付	日息萬圓に付	日息
金銀擔保貸付	同 一	同 三〇
商品擔保貸付	同 一、三〇	同 七〇
證券擔保貸付	同 一、七〇	同 八〇
國債貸付	同 一、八〇	同 一、〇〇
不動產擔保貸	年息 三分六厘	年息 三分五厘
其他確實有利擔保貸	同 四分八厘	同 四分五厘
引	同 五	同 四分五厘

なほこれに追隨する全國主要都市銀行預金貸出利率は左の通りである。

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

預金

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
普通預金																																					
当座預金																																					
別段預金																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
納税準備預金																																					
小計																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

貸出

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

預金

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
普通預金																																					
当座預金																																					
別段預金																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
納税準備預金																																					
小計																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

貸出

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

預金

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
普通預金																																					
当座預金																																					
別段預金																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
納税準備預金																																					
小計																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

貸出

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

預金

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
普通預金																																					
当座預金																																					
別段預金																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
納税準備預金																																					
小計																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

貸出

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

預金

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
普通預金																																					
当座預金																																					
別段預金																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
納税準備預金																																					
小計																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

貸出

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

預金

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
普通預金																																					
当座預金																																					
別段預金																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
納税準備預金																																					
小計																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

貸出

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

預金

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
普通預金																																					
当座預金																																					
別段預金																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
納税準備預金																																					
小計																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

貸出

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
手形貸付																																					
証書貸付																																					
当座貸越																																					
割引手形																																					
小計																																					
合計																																					

東京・名古屋・大阪・神戸・横浜・京都・広島・小樽・函館・長崎・新潟・仙台・静岡・金沢・福岡・熊本・和歌山・鹿児島・宮崎・青森・秋田・山形・岩手・福井・富山・鳥取・島根・徳島・高知・佐賀・大分・山口・岐阜・宮崎・滋賀・奈良・三重・沖縄

地方別 / 銀行別

預金

	東京	名古屋	大阪	神戸	横浜	京都	広島	小樽	函館	長崎	新潟	仙台	静岡	金沢	福岡	熊本	和歌山	鹿児島	宮崎	青森	秋田	山形	岩手	福井	富山	鳥取	島根	徳島	高知	佐賀	大分	山口	岐阜	宮崎	滋賀	奈良	三重	沖縄
普通預金																																					
当座預金																																					
別段預金																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
納税準備預金																																					
小計																																					
通知預金																																					
定期預金																																					
定期積金																																					
小計																																					
合計																					

滿洲中央銀行

設立經過　舊政權時代の滿洲各省には各種關銀行として官銀號と稱する官銀號、卽ち東三省官銀號（奉天省）吉林永衡官銀號（吉林省）黑龍江省官銀號（黑龍江省）あり、何れも紙幣の發行權を有し、各省に於ける中央銀行の役割をなしてゐた。此の外奉天省には獨家一派の經營に係る邊業銀行あり、之亦紙幣の發行權を有してゐた。而して各官銀號は單に銀行本來の業務を營むのみならず附帶業務として極めて廣汎な各種の事業を經營してをり、實ろ本業たる銀行業務よりも遙に多額の取引を爲してゐた。

從つてこの如く各種商業を營なこれ等發券銀行の紙幣の濫發は當然の低落となり農村經濟を破壞し、金融の疏通を阻害し、產業は振はず、經濟の發達を害すること甚大であつた。

これ等の經驗に徵し滿洲國では建國直後幣制の整理統一を焦眉の急となし、一大國立銀行をしてこれに當らしめるため、滿洲中央銀行の創立を急いだ。滿洲中央銀行創立委員會は大同元年三月十八日結成され、本位制度の決定、舊發行銀行の始末、舊紙幣の整理方法等に對し政府當局と協力しかくて大同元年六月十一日貨幣法、滿洲中央銀行法、同組織辦法の發布となり、同月十五日滿洲中央銀行の成立を見七月一日開業に至つた。而して舊發行銀行の四行號を合併し、開業當日の分支行總數は百二十八店である。

組　織　同行は滿洲中央銀行法及び同組織辦法により貨幣の製造發行、通貨の流通を調節し其の安定を保持し金融を統制することが定められ、（一）資本及び株式、資本は國幣三千萬圓、株式は三十萬株に分ち壹株の額面は國幣百圓とす、設立の際半額を徵收し、內第一回拂込として一株に付五十圓卽ち七百五十萬圓を徵收、次回に第二回拂込七百五十萬圓を徵收、拂込資本額は一千五百萬圓に達せざるときは、政府持株に對し年六分に達せざるときは、政府は創立年度より五年を限り年六分に達する金額を補給する。

（二）積立金　（イ）純損補塡準備積立金　純益の百分の八以上、（ロ）配當平均積立金　純益の百分の二以上、（ハ）其の他積立金。

（四）營業期　一年を二期に分ち、卽ち一月一日より六月三十日迄、七月一日より十二月三十一日迄を以て各々一期と爲す。

（五）存立期間　設立認可の日より滿三十年とす、但し株主總會の決議に依り政府の許可を得て之を延長することを得。

（六）業務の種類　（イ）貨幣の製造及發行、（ロ）一般銀行業務及附隨業務。

（1）政府發行の手形、擔保單形其の他商業手形の割引又は買入、（2）金銀塊、外國通貨を擔保とする貸付、（3）金銀塊、外國通貨の買買、（4）讓渡り金及信用貸付、（5）金銀塊、外國通貨、證券品設定證券類の保護預り、（6）公債證書、政府發行の手形其の他政府の保證に係る各種の證券を擔保とする貸付、（7）確實なる擔保ある貸付、（8）手形取引約定ある諸會社銀行又は個人の爲の手形取立、（9）社債及可轉換、（10）營業の都合により國債證券、地方債券及其の他政府の指定する確實なる有價證券の買入、（11）國庫金取扱及地方團體の金庫取扱事務の代理、（12）財政部大臣の認可を受け公共團體及び金融合作社聯合會に對し無擔保貸付を爲す等であるが、一般金融機關の普通不充分なる過渡期であるため暫法として普通銀行の業務を取扱ひ預金の貸付等をも行つてゐる。

本、支店所在地　本行の總行を新京に置き、奉天、吉林、哈爾濱、齊々哈爾の四都市に分行を其の他各地に支行、辦事處を設置して居る。分行は其の都市に於ける支行を管轄し又辦事處は支行に準じ地方の事情に應じ便宜必要なる業務を辦理して居る。本行各營業處の所在地を擧ぐれば左の如くである。

總　行　新京
分　行　奉天、吉林、齊々哈爾、哈爾濱
支行、出張所
奉天省　奉天小西門、奉天千代田通、撫順、清原、山城鎭、西豐、西安、東豐、海龍、柳河、輝南、興京、本溪、通化、寬甸、鳳凰、鳳城、岫巖、法庫、昌圖、四平街、鄭家屯、八面城、遼陽、瀋陽、朝陽鎭、錦州。
吉林省　南嶽場、吉林河南街、敦化、樺甸、磐石、伊通、公主嶺、長春、農安、扶餘、德惠、榆樹、下九臺、雙河。
龍江省　昌圖圍、泰來、大賚、洮南、鎭安、林甸、拜泉、訥河、嫩江、克山、通遼、開魯、克哈、綏江、北安鎭。
濱江省　哈爾濱道裡、雙城、五常、一面坡、賓安、梨樹鎭、賓山、賓縣、巴彥、木蘭、呼蘭、興隆鎭、阿化、慶城、綏蘭鎭、海倫、望奎、青岡、綏棱鎭、安達、鎭賚鎭、牡丹江、綏西。
熱河省　承德、平泉、灤平、赤峰、圍場。
錦州省　錦縣、興城、葫蘆島、錦西、錦州、山海關、義縣、錦西、北鎭、新立屯、錦西。
安東省　安東、莊河、鳳山、鎭江。
安、遼北、臨江、長白。
間島省　延吉、琿春、和龍、汪清、敦化、額穆。
三江省　佳木斯、湯原、富錦、同江、撫遠。
黑河省　黑河、龍鎭、嫩江、瑷琿、孫吳、遜克。
興安省　海拉爾、滿洲里、札蘭屯、滿洲里、額爾古納右旗、依蘭、通河、富錦。
西。
國東州　大連。
以上總計百三十五箇所である。

業務の概況　（一）營業成績　大同元年七月一日開業以來通貨の統一安定を圖ると共に、獨行號より承繼した業務の整理を行ひ、金融の疏通產業の開發に力を盡した。卽ち支行の竝合に新設による支店網の整備、引繼資金の整理、業務の刷新擴張、國庫金の取扱、貨幣制度の建設的工作等幾多の事案を處理し、而も此の間に於て比較的良好なる成績を擧げ初期より引續き六分配當をなし、唐德二年上半期には九十三萬二千四百四十八圓の純益金を擧げた。

（二）預金　從來滿洲に於ては信用制度の發達遲々として進まず、預金の如きも極めて小額であつたが、滿洲中央銀行は創設以來普通銀行の發達を促進すると共に、分支行をして預金の奬勵に力を盡さしめ國民の預金思想滿養に努力した。卽ち大同元年下半期末（第一期）には政府預金、民間預金合計五千萬圓に過ぎなかつたものが、急激な度合で增加を辿り、唐德二年六月上半期末（第七期）には殘高一億三千七百餘萬圓に上つた。右は政府預金及び國內經濟界の發展に伴ふ一般預金の增加に因るもので、前期末に比すれば一千餘萬圓の增加、第一期に比すれば約二・七五倍に進んとしてゐる。開業後の各期末預金額を示せば左の如くである。（單位千圓）

年次	政府預金	民間預金	計
大同元年十二月末	一七、一五二	一九、一四八	三六、三〇〇
大同二年六月末	四、〇五四	四五、〇四六	四九、一〇〇
大同二年十二月末	三五、八五四	六五、二四六	一〇一、一〇〇
唐德元年六月末	四九、三三三	一〇一、一六七	一五〇、五〇〇
唐德二年六月末	五二、三三三	一〇八、一六七	一六〇、五〇〇
唐德二年六月末	五二、三三三	一〇八、一六七	一六〇、五〇〇

（三）貸出　（イ）貸出金の概況、開業當初の貸出金殘高は一億七百餘萬圓であつたが、第一期中（大同元年下半期）に於て政府資上金、特產資金貸出等により期末殘高は一億二千四百萬圓に上り、爾後資金の回收、附業分離、特產市場の不況により、春耕資金、商工資金、地方行政費貸款等の新規の貸出相當ありたるに拘らず漸減を示し

第三期末には一億四百萬圓となつたが、康德元年上半期に於ける農商民救濟の貸出、特産市價の上騰及び産業の發展に伴ふ一般商工農業者に對する貸出の增加等により、康德二年上半期末殘高は一億四千六百餘萬圓に上り前年同期に比し三千六百餘圓の增加を示してゐる。開業後各期末の貸出殘高は左の通りである。（單位千圓）

年次	政府貸上金	調貸出金	計
大同元年七月一日	二、五五	九五、五九五	一〇〇、〇九五
大同元年十二月末	二、三五	一〇〇、九七七	一〇三、三七七
大同二年六月末	一、二五	九五、三七七	九六、五七七
大同二年十二月末	一、一五	九四、七九七	九五、九一二
康德元年六月末	一、一五	一〇二、四四二	一〇三、五五七
康德元年十二月末	一、一五	一〇五、四四二	一〇六、五五七
康德二年六月末	一、一五	一〇五、四四二	一〇六、五五七

（ロ）特産資金　國內の金融界は農業國たる關係上、農産物及び諸物資の移動が多季に於てのみ旺盛なるため、季節的に夏季に閉散であり冬期に於て繁忙を呈するわけで、從つて特産物に對する放資は最も重要なる業務であるから、滿洲中銀では直接或は間接に他の銀行を通じて、每季三、四千萬圓の放資を行つてゐるが、康德二年初期にあつては特産物の相場活況に連れ六千萬圓內外の放資が行はれた。

（ハ）春耕貸款　農民の水災、旱災等により窮乏せる者に對し耕作に必要なる種子、肥料、農具、勞力等の諸經費に充當する爲め貸出したるものを春耕貸款（農民、農地復興貸款）と稱するが、康德二年度よりは金融合作社も本格的に運動の緒につき且つ備荒施設として義倉制度も着々進捗しつゝあるので、康德二年度からは原則として、同貸出は廢止することになつた。大同二年度及康德元年度貸出は左の如くである。

（單位圓）

省別	大同二年度 貸出額	口數	康德元年度 貸出額	口數
龍江省	六、二二二	一、六四二	一、二二二	一、六四二
吉林省	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一、一六六
奉天省	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一、一六六
計	八、五二二	二、八四二	八、五二二	二、八四二

（ニ）特殊貸出、以上の外特殊貸出資金として主なるものは金融合作社資金、地方行政費借款、棉花資金、鹽田復興資金、國都建設助成としての住宅建築資金等各方面の產業、生業資金の貸出を行つてゐる。

（四）爲替　（イ）內國爲替、從來滿洲各省は各々通貨を異にする結果、國內に於ても恰も外國爲替に於けるが如き觀を呈し、爲替取組にも極て不便で爲替料も高率であつたが、本行開設後通貨の統一と共に、爲替は殆ど無手數料とし國內爲替取組は激增を來した。取組高左の如し。

省別	期別	仕向口數	仕向金額	組口數	組金額
龍江省	大同元年下半期	一、四四	一、三五、四四五	一、四四	一、三五、四四五
吉林省	大同元年下半期	一、四四	一、三五、四四五	一、四四	一、三五、四四五
奉天省	大同元年下半期	一、四四	一、三五、四四五	一、四四	一、三五、四四五
龍江省	大同二年上半期	一、四四	一、三五、四四五	一、四四	一、三五、四四五
吉林省	大同二年上半期	一、四四	一、三五、四四五	一、四四	一、三五、四四五
奉天省	大同二年上半期	一、四四	一、三五、四四五	一、四四	一、三五、四四五
龍江省	康德元年下半期	一、四四	一、三五、四四五	一、四四	一、三五、四四五
吉林省	康德元年下半期	一、四四	一、三五、四四五	一、四四	一、三五、四四五
奉天省	康德元年下半期	一、四四	一、三五、四四五	一、四四	一、三五、四四五
龍江省	康德二年上半期	一、四四	一、三五、四四五	一、四四	一、三五、四四五
吉林省	康德二年上半期	一、四四	一、三五、四四五	一、四四	一、三五、四四五
奉天省	康德二年上半期	一、四四	一、三五、四四五	一、四四	一、三五、四四五

（ロ）外國爲替　國幣の價值安定せる關係上銀貨國に對しては變化なく、只需給關係により多少の動きあるに過ぎない。上海向爲替相場に變動なきはそれである。又金貨國に對する爲替相場は金銀比價の變動より起る程度であつて、金本位離脫國に對する爲替相場は其の國の通貨價值の變動に依りて動搖し、過去に於て其の變動は自然大きかつた。日、英、米向け爲替相場はそれである。外國爲替のコルレス先銀行は左の十四行六五都市一四〇行である。

（康德二年九月末）

▲龍江省金融行（上海、天津、北平、倫敦、紐育、巴黎、伯林）▲吉林省銀行（上海、天津、北平、倫敦、紐育、大阪、神戶、下關、其他九箇所）▲奉天省銀行（上海、日本各地二十一箇所）▲第一銀行（日本各地）▲川崎第百銀行（日本各地）▲名古屋銀行（日本各地）▲三和銀行（日本各地）▲住友銀行（日本各地）▲三菱銀行▲愛知銀行▲朝鮮殖產銀行▲チエースナショナル銀行（紐育）▲チヤータアード銀行（倫敦）

（五）產金買上、大同二年六月產金買上法の公布以來國內產金は同行に於て買上げることになり、同行では安東、奉天、牡丹江、佳木斯、黑河、哈爾濱、安東等に產金買上所を設け國內產金の買上げに從つてゐるが、探金會社も康德元年五月に開設され且つ鑛業法も康德二年九月より實施されたゆゑめ、產金買上高は漸增の一途を辿るものと見られる。康德二年上半期迄の買上高は四百十二萬一千餘瓦に達し、康德二年上半期のみにて二百十一萬三千餘瓦に上つてゐる。買上價格は每週政府發表の公定相場に據り純分の檢査は同行內分析所に於て行はれてゐる。現在の產金買上高は一瓦に付き三圓五角である。（康德二年七月末現在）

金融合作社

設立經過　滿洲國に於ける金融狀態は國內都市にあつては銀行其の他の金融機關に依り概ね圓滑であつたが、中小商工業者及び農村に於ては單に滯鎖であつたが、殊に僻陬、長期、低利なる資金の必要とする農業金融の性質上、政府はこれが整備につき考究し、獨逸、日本、朝鮮及び關東州に於て實施されてゐる金融組合を以て創設することになり、大同元年度に濟陽と復縣との兩地に之を設置したが、これが滿洲國に於ける金融合作社の嚆矢である。次いで財政部では治安、經濟上の事情を考慮し、大同二年度に奉天、吉林、黑龍江等省所屬の各縣に十一社を增設し、康德元年九月十七日金融合作社法を公布、同年十二月十七日新法による十三社の金融合作社は總合會を組織し理事長に財政部理財司長田中慤氏を推したが、康德二年度に於て更に三十九社を加へ、現在五十二社を數へるに至つた。なほ財政部では第一次計畫として五年間に總數三百の金融合作社を設置する豫定であるが、既設並に豫定合作社名は左の如くである。（康德二年八月末現在）

吉林省　永吉、額穆、懷德、九臺、磐石、長春、伊通、敦化、樺甸、扶餘、農安、德惠。

龍江省　克山、依安、訥河、嫩江、瑷琿、孫吳、綏南、龍江、泰來、前郭、大賚、洮安、鎭東、開通。

三江省　佳川、依蘭、富錦。

濱江省　綏化、海倫、肇州、巴彥、阿城、呼蘭、雙城、賓縣、慶安、莊河、綏棱、蘭西、望奎。

安東省　鳳凰、安東、寬甸、通化。

奉天省　西豐、昌圖、開原、遼陽、鞍山、海城、營口、法庫、瀋陽、遼中、撫順。

錦州省　錦縣、錦西、北鎭、錦州、黑山、錦西、北鎭。

熱河省　赤峰、凌源、平泉、豐寧。

興安南省　通遼。

設立豫定地、（龍江省）龍江、嫩州、訥河、（濱江省）綏化、（三江省）富錦、方正、（奉天省）興京、（錦州省）錦西、（龍江省）林甸、鎭東、（吉林省）敦化、（安東省）通化。

概況　金融合作社の第一期決算は康德二年六月末日をもつて終つたが、元年度に於ける貸付金總額八百三十六萬餘圓、回收二百九十一萬四千餘圓にして年度末現在貸付高五百四十四萬六千餘圓、預金總額八百一萬一千餘圓、拂出七百三十二萬一千餘圓、年度末現在預金六十九萬餘圓にして內貸付金中百萬圓餘は同會連金を以て調節し其他の資金は滿洲中央銀行の借入金を以て充當されたが、（利益金）剩餘金は四萬一千餘圓に上つた。財政部としては各金融合作社の內容向上のため康德元年度中に五十二社中二十五社に對し業務調査を行ひ種々監督指導を行つたが、今後も總合會の統制下に監督指導を行ふ筈である。

金融合作社業務概況

（金額單位圓、康德二年八月末現在）

別	社數	出資金	積立金	借入金	預り金及定期積金	雜科目	利益金	合計
資本金				政府貸下				
吉林省	九〇	一四、五二五	一四、九五	一五、〇〇〇	三、三五二	一、三四	一、三四	三五、六二六
龍江省	七七	一四、〇五〇	一四、〇五〇	一四、〇〇〇	一四、〇五〇	一、一四	一、一四	三四、三四八
三江省	二一	一、九五〇	八五〇	三、〇〇〇	九五〇	一〇	一〇	六、八二〇
濱江省	七	六、三五〇	三五〇	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一、一四	一、一四	二一、八四八
安東省	一一	一、一〇〇	一〇〇	一五、〇〇〇	一〇〇	一、一四	一、一四	一七、四四八
奉天省	三〇	一四、三五〇	一四、三五〇	一四、〇〇〇	一四、三五〇	一、一四	一、一四	五四、三四八
錦州省	五〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一四	一、一四	四二、二四八
熱河省	一	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、一四	一、一四	四、四四八
計	一七二	六一、一五〇	五五、九五〇	一〇五、〇〇〇	四七、三五〇	一一、四四	一一、四四	二五九、四四八

別	拂込未濟出資金	貸付金	預ケ金及郵便貯金	雜科目	損失金	現金	合計
資産							
吉林省	五、九五〇	一二五、三五〇	一五、三五〇	一、三四	一、三四	七、六四	一四七、四四八
龍江省	四、〇五〇	一〇五、〇四〇	一〇、〇四〇	一、一四	一、一四	五、六四	一二四、四四八
三江省	八五〇	一四、九五〇	一、九五〇	一、一四	一、一四	一、一四	一九、四四八
濱江省	三、〇五〇	四一、〇四〇	五、〇四〇	一、一四	一、一四	二、六四	五四、四四八
安東省	一〇〇	一四、三五〇	一、三五〇	一、一四	一、一四	一、一四	一九、四四八
奉天省	二、四五〇	一二五、四〇〇	一五、四〇〇	一、一四	一、一四	七、六四	一五四、四四八
錦州省	一、九五〇	一〇五、〇四〇	一三、〇四〇	一、一四	一、一四	五、六四	一三四、四四八
熱河省	一〇〇	一、三五〇	一〇〇	一、一四	一、一四	一、一四	四、四四八
計	一三、四五〇	七、〇四〇、三五〇	八四、三五〇	一一、四四	一一、四四	三五、六四	七九四、四四八

備考　熱河省（赤峰）分報告來着に付七月分を計上せり。

大興股份有限公司

同公司は大同二年七月、滿洲中央銀行から分離して滿洲國公司法によつて設立された最初の股份有限公司であつて貿業（營舖）を主として居る。滿洲中央銀行は、中央銀行としての機能以外種々の事業を經營してゐたが、此等は銀行創立當時の規定に基き開業一年以內に獨立することになつてゐた。而して其等の中最も確實有望な事業として貿、釀造、製油、雜貨、代理等の營業を選擇し、その內容を充分整理し完全なものとして分離獨立せしめる事になり、これを銀行から繼承して生れたのが大興公司である。隨つて會社としては新しいが事業としては既に古い確固たる地盤を有つて居り、康德元年度配當は年六分にして利益率年約一割一分を示した。因に同公司の總公司は新京にして資本金は滿洲國幣六百萬圓（全額拂込）で、その包括する業種別事業數は次の如くである。

營業店業種別

業種	本舖	分舖	合計
貿易、雜貨、穀類、雜貨、雜貨代理、酒類、雜貨、織物、酒類、雜貨、酒類、雜貨、酒類、雜貨

全國普通銀行勘定

（昭和二年七月末，八十五行）

科目	内訳 内國銀行	内訳 中國銀行
資本ノ部		
資本金	一	一,000,000
積立金	一	一,000,000
借入金	一	一,000,000
預金	一,一四一,三一六,〇〇〇	一,一四一,三一六,〇〇〇
當座預金	三四〇,一〇一,〇〇〇	三四〇,一〇一,〇〇〇
別口預金	一	一
通知預金	一	一
定期預金	一	一
貯蓄預金	一	一
其他預金	一	一
預金ノ内譯		
官公預金	一	一
銀行預金	一	一
會社預金	一	一
個人預金	一	一
其他預金	一	一
借入金	一	一
再割引手形	一	一
其他負債	一	一
負債ノ部		
株式申込未拂込金	一	一
資本金	一,〇五〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇一〇,〇一〇,〇〇〇
積立金	一	一
借入金	一	一
再割引手形	一	一
其他負債	一	一
預金	一	一
當座預金	一	一
別口預金	一	一
通知預金	一	一
定期預金	一	一
貯蓄預金	一	一
其他預金	一	一
預金ノ内譯		
官公預金	一	一
銀行預金	一	一
會社預金	一	一
個人預金	一	一
其他預金	一	一
借入金	一	一
再割引手形	一	一
其他負債	一	一
負債ノ部		
株式申込未拂込金	一	一
資本金	一,〇五〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇一〇,〇一〇,〇〇〇
積立金	一	一
借入金	一	一
再割引手形	一	一
其他負債	一	一
預金	一	一
當座預金	一	一
別口預金	一	一
通知預金	一	一
定期預金	一	一
貯蓄預金	一	一
其他預金	一	一
預金ノ内譯		
官公預金	一	一
銀行預金	一	一
會社預金	一	一
個人預金	一	一
其他預金	一	一
借入金	一	一
再割引手形	一	一
其他負債	一	一

全國普通銀行一覽表

（昭和二年六月末調査）

内國銀行

銀行名	種類	資本金（内拂込未拂金）	積立金	借入金	預金	貸出金	有價證券
		圓	圓	圓	圓	圓	圓
◆帝都							
帝國商工銀行	株式	一,一〇〇,〇〇〇（一,一〇〇,〇〇〇）	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇
帝國興業銀行	同	一,〇〇〇,〇〇〇（一,〇〇〇,〇〇〇）	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
帝國興信銀行	同	五〇〇,〇〇〇（五〇〇,〇〇〇）	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
聯合銀行	同	一,六〇〇,〇〇〇（一,六〇〇,〇〇〇）	一,六〇〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇
國際銀行	同	一,五〇〇,〇〇〇（一,五〇〇,〇〇〇）	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
共榮銀行	同	一,〇〇〇,〇〇〇（一,〇〇〇,〇〇〇）	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
和興銀行	人	一,〇〇〇,〇〇〇（一,〇〇〇,〇〇〇）	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
東京興業銀行	株式	一,〇〇〇,〇〇〇（一,〇〇〇,〇〇〇）	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
東京信託	同	一,〇〇〇,〇〇〇（一,〇〇〇,〇〇〇）	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
東京貯蓄銀行	同	一,〇〇〇,〇〇〇（一,〇〇〇,〇〇〇）	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
東京農工銀行	同	一,〇〇〇,〇〇〇（一,〇〇〇,〇〇〇）	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
東京貿易銀行	同	一,〇〇〇,〇〇〇（一,〇〇〇,〇〇〇）	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
日本興業銀行	同	一,〇〇〇,〇〇〇（一,〇〇〇,〇〇〇）	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
日本勸業銀行	同	一,〇〇〇,〇〇〇（一,〇〇〇,〇〇〇）	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
日本興信銀行	同	一,〇〇〇,〇〇〇（一,〇〇〇,〇〇〇）	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
日本興業

| 同 | 同 | 同 |

營業範圍は主として哈爾濱を中心とし、奉天、大連方面に活躍してゐる。銀行名並に五銀行合計營業成績左の如くである。

（康德二年七月末）

銀行名	行種	在滿分支行數	總行資本金	預金	貸出	借入金	預ケ金	當期純益
橫濱正金銀行	普通銀行	英國 香港 三	千香弗 五〇、〇〇〇 千米弗	三、〇〇〇、〇〇〇 千米弗	一、〇〇〇、〇〇〇 千法			
花旗銀行	米國 紐育 三	一二七、五〇〇 千英鎊						
麥加利銀行	英國倫敦 一							
儲蓄銀行	米國 上海 二							
法亞銀行	佛國 巴里 一	二五、〇〇〇						
營業成績								
▲貸出	預金	三、一六五、七六三圓						
▲借入金	預ケ金	二、三三三、三六四圓						
當期純益								
資金受授（受入	拂出	七、〇六五、一四四圓						
資金受授（受入	拂出	三、一四九、一五四圓						
當期受拂（受入	拂出	二、八六八、〇四四圓						
合計（受入	拂出	九、一四三、三三四圓						

滙豐銀行（香港上海銀行）　同行は英國系の銀行であつて一八六五年資本金（香弗）五千萬弗を以て香港に創設され、今日では二千萬弗の拂込資本金を有し、香港を中心に南支、中支を營業範圍として銀行券發行並に爲替銀行として活動してゐる。北滿に於ける諸國系銀行の勢力の失墜と共に哈爾濱に進出し、現在滿洲國管下に哈爾濱、奉天二支行、關東局管下に大連支行を有し、專ら特產資金の供給及び海外輸入雜貨等の爲替業務を行つてゐる。

花旗銀行　同行は一九〇一年の設立に係る米國系銀行である。一九二六年米國第一と稱せらるる紐育のナショナル・シチー・バンク（一八一二年設立）に合併された。同行の資本金は現在一億二千七百五十萬弗（米弗）で、積立金約一億三千萬弗を有する世界第二の銀行である。滿洲國では哈爾濱と奉天に支行を有し、關東局管下に大連支行を有する。從來其の貸付は概ね主要なる歐米商と少數の諸國人並に一部滿人資本家にのみ限られてゐた。

麥加利銀行　同行はチヤータード・バンクとして有名な英國系銀行で倫敦に本店を有し、資本金十萬弗（米弗）北滿方面に活躍してゐる。

法亞銀行　同行は一九二八年哈爾濱に支行を有してゐる。巴里に本店を有し、一九二九年に設立された佛國系銀行である。

儲蓄銀行　同行は一九二七年設立にかゝる米國法人の銀行で上海に本店を有し、資本金三百萬弗（米弗）で一九二八年哈爾濱に支行を有してゐる。現在滿洲國及大連に進出したものであるが、哈爾濱にのみ支行を有してゐる。

日本側の金融

銀行業　滿洲に於ける本邦金融機關の嚆矢は橫濱正金銀行牛莊支店（明治三十三年一月）で、三十四年九月銀行券發行の準備に着手、三十五年一月天津支店、次で牛莊支店に於てもこを發行したが、偶々日露戰爭の開始は同行の發展を促進した。戰後三十九年九月勅令第二四七號により同行は滿洲に於ける純粹たる發券銀行となり、同時に國庫事務をも取扱ふ事となつた。然るに明治四十年世界的銀相場の下落で同行發行の鈔票が金に對する比價屢々變動せる爲、公稱資本金二千五百萬法、拂込額推定六百九十萬法である。滿洲國には哈爾濱に支行を有し、北滿外國人引當の營業を行つてゐる。

貯蓄銀行設立案と高圓儲蓄會　滿洲國では經濟建設綱要により農工業の發達に資するため特殊金融機關を設立し開墾金附債券の發行を特許する計畫を持ち、目下財政部で貯蓄銀行設立案を作成中であるが、これには上海を本店とし滿洲國內に於ては奉天を中心に哈爾濱、新京、海龍、安東に營業を行つてゐる高圓儲蓄會の業務が經濟建設綱要並に銀行法に抵觸するので、これを買收の上設立する意向の如くである。

關東都督府は之が救濟策として收入の標準を金に據る事とし滿鐵も亦之を採用するに及んで民間に於ける取引も亦自由選擇による金銀複本位制が行はれてゐた。其後滿洲に於ける邦人の經濟的勢力は年と共に增加して金資金の需要益々增加し、大正二年七月勅令第二六〇號の發布となり、同行は之によつて從來の圓銀兌換券の外、別に金貨又は日本銀行券を以て引換ふべき銀行券の發行を許され、同年十月初めて金券の發行を見るに至つた。更に其の後滿洲經濟界の發展に伴ひ、特殊金融機關の更新を必要とし、大正六年十一月限り正金銀行の金券發行權及び國庫事務を朝鮮銀行に移管し、金券發行の業務はこれを朝鮮銀行に移し、新に朝鮮銀行券の流通を公認すると共にその強制通用力を附與せしめた。

他面不動產金融に關しては大正六年新に滿洲に進出せる東洋拓殖株式會社をして當らしめ正金銀行は其本來の職責たる爲替業務に立ち歸つて、主として鈔票に依る特產貿易金融に資することゝなり、玆に於て滿洲の特殊金融機關は鮮銀、正金及び東拓の三者が相鼎立してその機能を分つことゝなり、滿洲建國を契機として同國建設資金が日本より急激な流入を初めるに及んで鮮銀の業務は鮮銀券發行額の膨脹と共に飛躍的膨大をみるに至つた。その他の一般銀行としては明治四十一年一月、安田財閥を背景に設立された正隆銀行と、大正十二年七月弱小銀行を合同設立された滿洲銀行が何れも大連に本社を置いて隣を相竝んで發展を遂げ、一般金融の中樞をなし、其他の小銀行は之等銀行の發展に壓せられて概ね業績不振を辿り現在閉鎖整理中のもの七行に及んでゐる。

いまこれ等日本側銀行昭和十年六月末現在の概要を示せば左の如くである。

朝鮮銀行

▲本店所在地　資本金四千萬圓（內拂込資本金二千五百萬圓）

▲在滿各店諸預金（單位千圓）

金　融　債	一〇、七五六
當　座　預　金	一〇、三四九
別　口　預　金	四、六七四
通　知　預　金	一、〇四七

▲在滿各店諸貸出金（單位千圓）

金　融　債	四八、一六六
當　座　貸　越	五、九八〇
別　口　貸　金	八三〇
證　書　貸　金	二八一

▲在滿各店諸貸出金（內拂込資本金二千五百萬圓）

▲在滿各店諸預金（單位千圓）

金　融　債	一八、七四〇
當　座　預　金	六、一〇五
別　口　預　金	一、一八六

▲在滿各店諸貸出金（單位千圓）

金　融　債	三一、一二七
當　座　貸　越	二、四一五
別　口　貸　金	一、四六〇

▲在滿各店諸預金（單位千圓）

金　融　債	八六、八〇一
當　座　預　金	一、〇一六
別　口　預　金	一、九三七

▲在滿各店諸貸出金（單位千圓）

金　融　債	八一、七一七
當　座　貸　越	一、三三四
別　口　貸　金	六、八二六

▲在滿各店諸預金（單位千圓）

金　融　債	一〇、七五六
當　座　預　金	一〇、三四九
別　口　預　金	四、六七四
通　知　預　金	一、〇四七

▲在滿各店諸貸出金（單位千圓）

金　融　債	四八、一六六
當　座　貸　越	五、九八〇
別　口　貸　金	八三〇
證　書　貸　金	二八一

▲在滿各店諸貸出金（內拂込資本金二千五百萬圓）

正金銀行

▲本店橫濱　資本金一億圓（全額拂込濟）

▲在滿各店諸預金（單位千圓）

金　融　債	一八、七四〇
當　座　預　金	六、一〇五
別　口　預　金	一、一八六

▲在滿各店諸貸出金（單位千圓）

金　融　債	三一、一二七
當　座　貸　越	二、四一五
別　口　貸　金	一、四六〇

▲在滿支店、出張所　大連、營口、奉天、新京、哈爾濱。

正隆銀行

▲本店大連　資本金一千二百萬圓（內拂込資本金五百六十二萬四千三百七十五圓）

▲在滿各店諸預金（單位千圓）

金　融　債	八六、八〇一
當　座　預　金	一、〇一六
別　口　預　金	一、九三七

▲在滿各店諸貸出金（單位千圓）

金　融　債	八一、七一七
當　座　貸　越	一、三三四
別　口　貸　金	六、八二六

▲在滿支店、出張所　大連、營口、奉天、瀋陽、新京、開原、撫順、四平街、哈爾濱、安東、鞍山、公主嶺、小樹子、沙河口、西安、小西門、朝陽鎭、新疆子、綏化。

滿洲銀行

▲本店大連　資本金一千萬圓（內拂込資本金二百九十萬六千六百六十二圓）

▲在滿各店諸預金（單位千圓）

金　割　換　算　　四三、一九六
▲在滿各店諸貸出金（單位千圓）
金　割　換　算　　三八、四九八
（但し換算率は參圓一二六圓、洋銀一一五圓、國幣一〇四圓）
▲在滿支店、出張所
大連、金州、雙子窩、普蘭店、瀋陽、鞍山、營天、小西關、撫順、山城鎭、本溪湖、安東、興隆街、開原、公主嶺、范家屯、新京、吉林、哈爾濱。

新京銀行

▲本店新京　資本金百萬圓（內拂込資本金四十萬圓）
▲諸預金（單位圓）
金　勘　定　　一、〇三六、二七二
國幣勘定　　七三、五二〇
▲諸貸出金（單位圓）
金　勘　定　　一、一一〇、二〇八
國幣勘定　　二〇、三六九

日華銀行

▲本店錦浦城內　資本金五十萬圓（全額拂込濟）
▲諸預金（單位圓）
金　勘　定　　八四、〇八四
銀　勘　定　　八九、九〇一
▲諸貸出金（單位〇）
金　勘　定　　一、三七九、一九七
銀　勘　定　　二三六、三八〇

安東實業銀行

▲本店安東縣　資本金五十萬圓（內拂込資本金十二萬五千圓）
▲諸預金（單位圓）　一、二一一、三二七
▲諸貸出金（單位圓）

協威銀行

▲本店安東縣　資本金百萬圓（內拂込資本金二十五萬圓）
▲諸預金（單位圓）　一、一八六、九九三
▲諸貸出金（單位圓）　一、九九三、一二八

吉林銀行

▲本店吉林　資本金三十萬圓（內拂込資本金七萬五千圓）
▲諸預金（單位圓）　一六三、七四〇
▲諸貸出金（單位圓）　三一七、〇四六

休業中の銀行

▲大連商業銀行　本店大連、資本金二七五、〇〇〇圓（內拂込）
▲大連興信銀行　本店大連、資本金五百萬圓（內拂込資本金二〇、〇〇〇圓）
▲滿洲殖產銀行　本店營天、資本金五十萬圓（全額拂込濟）
▲南滿銀行　本店鞍山、資本金一百五十萬圓（內拂込資本金三七五、〇〇〇圓）
▲商工銀行　本店瀋陽、資本金五十萬圓（內拂込資本金二七五、〇〇〇圓）
▲振興銀行　本店營口、資本金二百萬圓（全額拂込資本金五〇〇、〇〇〇圓）
▲平和銀行　本店吉林、資本金五十萬圓（內拂込資本金二〇〇、〇〇〇圓）

其他の金融組合

日本側金融機關は銀行の外に次の如きものがある。

金融組合　關東廳は庶民金融の爲め大正十三年以降州內に五箇所の村落金融組合を設立せしめ各組合に對し地方費を以て基本金一萬圓を補助し、設立後數ヶ年間組合經費の一切を補助し助成せる爲め創設以來極めて良好な成績を擧げ、更に此の種の施設を州內及び滿鐵沿線の各都市に及ぼすことゝなり金融組合令は昭和四年五月勅令第八九號を以て發布され同年十月一日から施行された。

滿洲金融組合聯合會　關東廳は昭和四年九月滿洲金融組合聯合會を設立せしめ、國庫及地方費の貸下金一百萬圓を聯合會に貸下げ、各組合に對する融通は關東廳が指定し十ヶ年無利息の條件を以て聯合會より貸下の形式を採ることゝなつた。事務所を大連山縣通り八〇及八八に置き、理事長は關東局司政部財務課長が兼務し、理事の外所屬會員數二十一名よりなる。出資金一萬五百圓の外貸下金一百萬圓、低資借入金一百萬圓を有し、定期預金一百四十萬三千二十圓、當座預金十七萬九百二十三圓を有してゐる。（昭和十年八月末現在）

村落金融組合　昭和十年九月末現在に於ける組合員數は七千三百五十七名、出資數は一萬八百六十七口に達し、組合名は大連會也、旅順會也、金州、普蘭店、雙子窩の五ヶ所である。因に其の運轉資金は金一、五七四、六九二圓、小洋錢一、七七二、六四二元を示してゐる。（昭和十年八月末現在）

都市金融組合　滿洲に於ける都市金融組合は、中小商工業者の金融緩和を目的とし、昭和三年十月より施行せられた機關である。同組合の設立は、先に設立された村落金融組合の好成績に鑑み設けられたものであつて、年々利用者を增加し、前途に多大の期待がかけられてゐる。現在大連、沙河口、旅順、瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、撫順、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、新京、哈爾濱、安東の十七組合を有し、昭和十年八月末現在に於ける組合員數は五、七三四名、出資口數一九、九一六口である。運轉資金は出資金の九九五、八〇〇圓、貸下借入金八一〇、〇〇〇圓、借入金五七五、〇〇〇圓、低資借入金一、〇〇〇、〇〇〇圓、其他預金合計二、七四三、〇四一圓を示してゐる。各組合別に組合員數、出資口數、出資金及貸付金を示せば左の如し。

組合別組合員出資口數出資貸付金額（昭和十年八月末現在）（單位圓）

組合名	組合員數	出資口數	出資金	貸付金
大連	九三五	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三、六八〇、〇〇〇
沙河口	四一四	一、二〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
瓦房店	一四〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
大石橋	一六〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
營口	一四〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
鞍山	二三四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
遼陽	一四〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
撫順	一九五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
鐵嶺	一九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
開原	一九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
四平街	一九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
公主嶺	一九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
新京	一九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
哈爾濱	一九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
安東	一九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
計	三、三五五	一六、九一六	一六、九一六	一五、二二四、八〇〇

東洋拓殖會社貸出金

（昭和十年九月末現在）

支店別	口數	金額
大連支店	四三	九五、〇〇〇圓
奉天支店	四五	一〇一、〇〇〇
新京支店	一〇	二三、〇〇〇
哈爾濱支店	一七	三九、〇〇〇
間島支店	二四	五四、〇〇〇
合計	一二七	二九二、〇〇〇

なほ大連支店では事業の繁忙、將來の活躍に備えて大連市大廣場の一角に地陽共七層樓の廣大な新建築にとりかゝり、昭和十一年八月竣工の豫定であるが、工事概要を示せば左の如くである。

起工　昭和十年四月
竣工　昭和十一年八月
敷地　五百八十坪
建坪　四百十三坪
延坪　二千五百九十八坪
預算　七十五萬圓

地下室共に七階、家數は大小合計五十六家、倉庫十一、大食堂、應接室、理髮室の設備あり。

無盡業　從來庶民金融機關の一として講會取締規則（關東廳令）に依る講會營業があつたが、大正十五年七月內地の無盡業法に

第一無盡株式會社　大連　資本金　公稱　拂込　貸付金　一、〇〇〇、〇〇〇　五〇、〇〇〇　一、〇〇〇、〇〇〇
旅順無盡株式會社　旅順　同　同　同　同　同　同　同　同
奉天無盡株式會社　奉天　同　同　同　同　同　同　同　同
撫順無盡株式會社　撫順　同　同　同　同　同　同　同　同
共榮無盡株式會社　本溪湖　同　同　同　同　同　同　同　同
安東實業無盡株式會社　安東縣　同　同　同　同　同　同　同　同
新京無盡株式會社　新京　同　同　同　同　同　同　同　同
間島無盡株式會社　間島　同　同　同　同　同　同　同　同

滿洲の金利

滿洲に於ける金利は概して日本內地に於けるよりは高率である。日本側銀行の根據地たる大連では鮮銀、正金を初め外國銀行を加えた十行を組合銀行として預金貸出の公裁利率を決定、發表してゐるが內地の如き拘束力を有する協定ではなく大體公裁利率を基礎に各行の營業政策乃至對手に依つて個々の取極めを行ひ特に鈔票の如き特殊金融は事情を異にしてゐる關係もあり區々の情態に置かれてゐる。參考の爲め昭和十年九月末における滿洲主要都市の金利を示せば大體左の如くである。

金勘定利率

			大連		營口		奉天		新京		哈爾濱	
			最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
貸出	證書貸	當座貸越	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘
	手形貸	當座貸越	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘
	割引手形	當座貸越	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘
	割引手形	手形貸越	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘
預金	定期	當座	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
	特別當座	通知	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
	通知	其他	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢

銀勘定利率

			連		口		天		京		濱	
			最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
貸出	證書貸	當座貸越	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
	手形貸	當座貸越	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
	割引手形	當座貸越	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
	割引手形	手形貸越	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
預金	定期	當座	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
	特別當座	通知	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
	通知	其他	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢

金勘定利率

			安東		哈爾濱	
			最高	最低	最高	最低
貸出	證書貸	當座貸越	一錢	一錢	一錢	一錢
	手形貸	當座貸越	一錢	一錢	一錢	一錢
	割引手形	當座貸越	一錢	一錢	一錢	一錢
	割引手形	手形貸越	一錢	一錢	一錢	一錢
預金	定期	當座	一錢	一錢	一錢	一錢
	特別當座	通知	一錢	一錢	一錢	一錢
	通知	其他	一錢	一錢	一錢	一錢

國幣勘定利率

			營口		奉天		新京		安東		哈爾濱	
			最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
貸出	證書貸	當座貸越	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
	手形貸	當座貸越	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
	割引手形	當座貸越	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
	割引手形	手形貸越	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
預金	定期	當座	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
	特別當座	通知	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢
	通知	其他	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢	一錢

關東州、附屬地質屋業態

質屋は金貸業者と共に日、滿人の庶民金融機關として相當重要視されてゐる。日本側行政管內に於ける昭和八年末現在の日本人質屋は二百二十七戶で、前年に比し十六戶を增加し、貸付額は九十五萬二千餘圓に上り、前年より約三十萬圓を增加してゐる。いま關東州及鐵道附屬地管內に於ける質屋業態を最近二箇年に亙り表示すれば左の如くである。

地方	營業戶數	新規貸附高		年末現在		受質高		流質高	
		口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
		人	圓	人	圓	人	圓	人	圓
日本人									
關東州（昭和八年）	宝	二、六四四	一、〇四二、〇三〇	六、〇四八	四、〇六二、〇三〇	四、〇六二	四、〇六二、〇三〇	一、〇四二	一、〇四二、〇三〇
關東州（昭和七年）	究	一、〇四二	四五二、〇五〇	五、〇〇六	三、〇一九、〇五〇	三、〇一九	三、〇一九、〇五〇	四五二	四五二、〇五〇
鐵道附屬地（昭和八年）	三	四五二	一、四〇〇、〇六〇	一、四〇〇	一、四〇〇、〇六〇	一、四〇〇	一、四〇〇、〇六〇	四五二	四五二、〇五〇
鐵道附屬地（昭和七年）	三	四五二	四五二、〇五〇	一、四〇〇	一、四〇〇、〇六〇	一、四〇〇	一、四〇〇、〇六〇	四五二	四五二、〇五〇
關東州（昭和八年）	三	二、三四〇	一、三四〇、〇六〇	二、三四〇	一、三四〇、〇六〇	二、三四〇	一、三四〇、〇六〇	二、三四〇	一、三四〇、〇六〇
關東州（昭和七年）	三	二、三四〇	一、三四〇、〇六〇	二、三四〇	一、三四〇、〇六〇	二、三四〇	一、三四〇、〇六〇	二、三四〇	一、三四〇、〇六〇
計（昭和八年）	二七	四、三四〇	二、三四〇、〇六〇	四、三四〇	二、三四〇、〇六〇	四、三四〇	二、三四〇、〇六〇	四、三四〇	二、三四〇、〇六〇
計（昭和七年）	二七	四、三四〇	二、三四〇、〇六〇	四、三四〇	二、三四〇、〇六〇	四、三四〇	二、三四〇、〇六〇	四、三四〇	二、三四〇、〇六〇
滿人									
關東州（昭和八年）	六一	一、二四二	四二、〇四〇	一、二四二	四二、〇四〇	一、二四二	四二、〇四〇	一、二四二	四二、〇四〇
關東州（昭和七年）	六一	一、二四二	四二、〇四〇	一、二四二	四二、〇四〇	一、二四二	四二、〇四〇	一、二四二	四二、〇四〇

關東州	昭和八年	一、〇九九、三四八	一、〇九九、三四八	昭和八年	三、八四四、三六八	一、〇九九、三四八	二、七四四、〇二〇	三、八四四、三六八
關東州附屬地	昭和七年	一、〇九九、三四八	一、〇九九、三四八	昭和七年	三、二九九、三四八	一、〇九九、三四八	二、一九九、〇〇〇	三、二九九、三四八
總計	昭和八年	二、一八九、〇八二	二、一八九、〇八二	總計	七、一四四、〇二〇	二、一八九、〇八二	四、九五四、九三八	七、一四四、〇二〇
總計	昭和七年	二、一八九、〇八二	二、一八九、〇八二	總計	六、四八九、三四八	二、一八九、〇八二	四、二九九、二六六	六、四八九、三四八

郵便爲替　滿洲に於ける郵便爲替業務は明治四十四年、關東總督官房遞信局に於て管理事務開始以來人口の增加、商工業の發展に順應すべく銳意その普及を圖つた結果、逐年利用者を增加し、滿洲の經濟取引上裨益する所が尠くないが、管内の主なる發着地は日本内地との間に於けるが最も多く、管内各地、朝鮮が之に次いでゐる。又滿洲國人がこれを利用する者漸次增加の傾向を示し更に日滿兩國民の便宜を圖る目的から昭和九年八月一日より日滿小爲替交換事務が開始された。いま最近三ヶ年の管内取扱總數を示せば左表の如き情勢を辿つてゐる。

郵便爲替取扱總數（昭和九年度）

地方	振出						拂渡					
	内國爲替		外國爲替		合計		内國爲替		外國爲替		合計	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
關東州	一、三三二、九三四	二、四二一、九三四	六六、四四四	四三一、〇九六	一、三九八、三七八	二、八五二、〇三〇	一、三九八、三七八	二、八五二、〇三〇	六六、四四四	四三一、〇九六	一、四六五、八二二	三、二八三、一二六
關東州附屬地	一、一六五、〇一〇	一、一八〇、〇九二	一、一八〇	一、一八〇、〇九二	一、一六五、〇一〇	一、一八〇、〇九二	一、一六五、〇一〇	一、一八〇、〇九二	一、一八〇	一、一八〇、〇九二	一、一六五、〇一〇	一、一八〇、〇九二
總計	二、四九八、九四四	三、六〇二、〇二六	六七、五二四	四三二、一八八	二、五六六、四六八	四、〇三四、二一四	二、五六六、四六八	四、〇三四、二一四	六七、五二四	四三二、一八八	二、六三一、九九二	四、四六六、四〇二
昭和八年度	二、四九八、九四四	三、六〇二、〇二六	六七、五二四	四三二、一八八	二、五六六、四六八	四、〇三四、二一四	二、五六六、四六八	四、〇三四、二一四	六七、五二四	四三二、一八八	二、六三一、九九二	四、四六六、四〇二
昭和七年度	二、〇二二、二五五	三、四二二、九五六	五七、四四四	四三二、一八八	二、〇七九、六九九	三、八五五、一四四	二、〇七九、六九九	三、八五五、一四四	五七、四四四	四三二、一八八	二、一三七、一四三	四、二八七、三三二

滿華爲替開始　滿華爲替は康德二年二月一日より實施されたもので通常爲替の一補として滿支經濟取引に對する將來の利用增加が期待されてゐる。二月以降の取扱狀況左の如し。

滿華爲替取扱狀況

月別	振出				拂渡			
	内國爲替		外國爲替		内國爲替		外國爲替	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
康德二年二月	三、九五	一〇、四四四、〇四一	一、〇四一	一、〇四一、〇四一	三、九五	一〇、四四四、〇四一	一、〇四一	一、〇四一、〇四一
同　三月	九、四四四	一四、四四四、〇四一	一、〇四一	一、〇四一、〇四一	九、四四四	一四、四四四、〇四一	一、〇四一	一、〇四一、〇四一
同　四月	七、五四一	一〇、五四一、〇四一	一、〇四一	一、〇四一、〇四一	七、五四一	一〇、五四一、〇四一	一、〇四一	一、〇四一、〇四一
同　五月	三、一四二	一、〇四一、〇四一	一、〇四一	一、〇四一、〇四一	三、一四二	一、〇四一、〇四一	一、〇四一	一、〇四一、〇四一
同　六月	三、四四四	一、〇四一、〇四一	一、〇四一	一、〇四一、〇四一	三、四四四	一、〇四一、〇四一	一、〇四一	一、〇四一、〇四一
計	三五、一四四	四八、四四四、〇四一	五、四四四	五、四四四、〇四一	三五、一四四	四八、四四四、〇四一	五、四四四	五、四四四、〇四一

郵便貯金　初郵便爲替、郵便振替貯金と共に遞信省に於て當分合併管理して居たが、在滿邦人の增加に伴ひ之が分立の必要を生じ、明治四十四年四月關東廳に於て管理事務の取扱を開始した。其結果預金者は多大の利便を受け頗る順調な發達をなし、大正十年十月遞信局に貯金振興委員會を特設し、積極的奬勵策を講じたるを始めとし、大正十一年九月振替貯金制度の創設、昭和二年一月月掛積立貯金制度實施に依り、改正、昭和二年一月月掛積立貯金制度實施に依り、預入は每年增加の一途を辿るに至つた。最近三ヶ年の成績は左の如くである。

郵便貯金預入拂戻額（昭和九年度）

	預入			拂戻		
	口數	金額		口數	金額	
關東州	一五、六四四	二、四四四、四四四	円	一五、四四四	二、四四四、四四四	円
附屬地	二、一四四、四四四	二、四四四、四四四		二、一四四、四四四	二、四四四、四四四	
其他	—	—		—	—	
計	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四		四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	
昭和八年度	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四		四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	
昭和七年度	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四		四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	

郵便振替貯金　郵便振替貯金管理事務も爲替貯金同樣、明治四十四年四月關東廳遞信局に於て事務開始と同時に、振替貯金口座開設以來漸次擴張を行ひ、大正七年九月郵便振替貯金小切手拂込規則施行、大正十一年一月關東州地方費收入金振替貯金特別取扱規則施行、同十一年一月市公金受拂の爲にする郵便振替貯金特別取扱規則施行、同十一年十一月遞信局に簡易生命保險事務開始に伴ひ、簡易生命保險郵便貯金特別取扱規則を實施、同十二年三月在外郵便振替特別取扱規則制定、其の普及充實に努めたる結果利用者年々增加し、口座加入者の如きも激增をみた。最近三ヶ年の狀況は左の如くである。

振替貯金拂込拂渡額（昭和九年度）

	拂込			拂渡		
	口數	金額		口數	金額	
關東州	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四	円	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四	円
附屬地	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四		一、四四四、四四四	一、四四四、四四四	
其他	—	—		—	—	
計	二、四四四、四四四	二、四四四、四四四		二、四四四、四四四	二、四四四、四四四	
昭和八年度	二、四四四、四四四	二、四四四、四四四		二、四四四、四四四	二、四四四、四四四	
昭和七年度	二、四四四、四四四	二、四四四、四四四		二、四四四、四四四	二、四四四、四四四	

	年度末現在	
	人員	金額
關東州	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四 円
附屬地	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四
其他	—	—
計	二、四四四、四四四	二、四四四、四四四
昭和八年度	二、四四四、四四四	二、四四四、四四四
昭和七年度	二、四四四、四四四	二、四四四、四四四

手形交換所

滿洲に於て手形交換所を有する都市は從來大連及奉天の二箇所であつたが、昭和九年十一月より新京手形交換所が開始し三箇所となつた。この間大連は滿鐵關係資金の移動を主として事變後急激な增加を辿り、昭和九年以來各月交換高は日本内地の都市に伍して五、六位を示める優勢を呈してゐる。現在交換加盟銀行は、朝鮮銀行支店、横濱正金銀行支店、正隆銀行、滿洲銀行、滿洲中央銀行支店、中國銀行支店、豐銀行支店、花旗銀行支店、交通銀行支店、金城銀行支店の十行である。最近三箇年の各交換所總交換高を示せば左の如し。

手形交換高（單位千圓）

▲大連交換所

	金融定		銀融定	
	枚數	金額	枚數	金額
昭和七年	一、二四二、四四四	一、四四四、四四四	八四四、六四四	一、四四四、四四四
同八年	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四
同九年	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四

▲奉天交換所

	金融定	
	枚數	金額
昭和七年	—	—
同八年	—	—
同九年	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四

▲新京交換所（昭和九年十二月より昭和十年九月に至る）

	金融定	
	枚數	金額
昭和九年	一、四四四、四四四	一、四四四、四四四

對外爲替關係

概　況　從來滿洲と上海との爲替關係は

最も密接な重要性を帶びてゐた。卽ち大連における正金鈔票と上海兩との爲替關係は圓申となつて現はれ、この圓申のパリチーは從來鈔票であつたが、昭和八年四月以來支那側が幣制改元を行つた爲め銀元單位對外貨建となり上海大洋百圓につき鈔票九十六圓八十二錢九厘となつた。從つてその爲替取引は爲替銀行及錢莊の間に行はれ、その主なるものは上海務錢莊、南支向輸出者大連油坊、大連の上海物資輸入商、滿洲奥地の輸入商等である。次に營口、上海間の爲替相場は上海弗對滿洲國幣にて、又安東上海向の爲替相場たる錢中は錢平銀廢止後國幣建として上海弗の對價に於て成立する。尙上海に次で重要な爲替關係地は天津青島、香港等である。又安東との密接な爲替關係は芝罘であつて之等の取引は滿洲側錢莊、大商店、日本側正金銀行を中心として行はれる。又滿洲と諸外國との爲替關係は日本を最重要として對英、米、印、獨、蘭、印等の順であり、これ等は何れも滿洲特產物の輸出決濟竝に各種輸入國の代金支拂の必要から生じた關係である。

外國爲替管理令　昭和八年十月十五日施行され關東州內及滿鐵附屬地に對して本令が及ぼされてゐるのはいふ迄もなく、內地における外國爲替管理法の實施と同一理由に基き資本の外國逃避及び通貨爲替の思惑賣買取締りを目的とするものであつて內容も大體內地の例に準じてゐるが、唯當地方における特殊事情を斟酌に入れて必要な例外規定が設けられてをる。

滿洲の銀市場　大連は滿洲のみならず日本內地との關連に於ても重要な銀市場であるが。大連銀市場の活躍が一般に深く認められたのは昭和六年以來特に關東廳と爲り殊に日本の金輸出再禁止以來よるべき基準を喪つた圓爲替が投機業者に操られ波瀾を操返すに及んで圓投機市場としての大連銀市場は俄然として日本朝鮮の視線を惹たゝしめた。次に營口、上海間の爲替投機市場として隆盛を誇つた大連油坊、大連の上海物資輸入商、滿洲奥地の輸入商等である。次に營口、上海間の爲替相場は上海弗對滿洲國幣にて、又安東上海向の爲替相場たる錢中は錢平銀廢止後國幣建として上海弗の對價に於て成立する。尙上海に次で重要な爲替關係地は天津青島、香港等である。又安東との密接な爲替關係は芝罘であつて之等の取引は滿洲側錢莊、大商店、日本側正金銀行を中心として行はれる。又滿洲と諸外國との爲替關係は日本を最重要として對英、米、印、獨、蘭、印等の順であり、これ等は何れも滿洲特產物の輸出決濟竝に各種輸入國の代金支拂の必要から生じた關係である。

外國爲替管理令　昭和八年十月十五日施行され關東州內及滿鐵附屬地に對して本令が及ぼされてゐるのはいふ迄もなく、內地における外國爲替管理法の實施と同一理由に基き資本の外國逃避及び通貨爲替の思惑賣買取締りを目的とするものであつて內容も大體內地の例に準じてゐるが、唯當地方

滿洲國の對外貿易

滿洲事變を契機として滿洲國の對外貿易はその構造において、その系統において一大變革に見舞はれた。治安囘復による產業開發工作の進捗と共に、一時減退の傾向を示しつゝあつた滿洲國貿易は急速にその趨勢を囘復しつゝある。打續ける世界的不況の怒濤もものかは、國家創設の建設氣氛が謳歌され、貿易また世界的貿易不振の裡にありながら友邦日本とゝもに好調を呈してゐる。日滿經濟ブロックの基本線に沿つた滿洲經濟建設工作の進展は、大同二年下半期を轉機としてついに滿洲國貿易を傳統的な輸出超過國から輸入超過國に變調せしめた。

建國第一年度たる大同元年の貿易總額はその前年に比べ一割一分六厘方減じ九億五千六百萬圓に落ちたが、二年度の大同二年には九億六千四百萬圓と多少反增し、三年度の康德元年に至つては十億圓臺に囘復し、建國前と餘り隔たらぬ數字を示してゐる。輸出が世界的不況を反映し建國前年の七億三千九百萬圓に比し約四割方の減退を告げてゐる反面、輸入が建國前年の三億四千二百萬圓に比し七割二分強の著增を呈し、貿易總額の膨脹をもたらすと同時に急激な輸入超過を結果した。

全滿輸出入貿易累年比較表

（單位圓未滿大同元年以前の滿圓兩は國幣一・五六を以て總算す）

年次	輸出	輸入	合計	輸出超過（▲印輸入超過）
民國十一年（一九二二）	三二、五四八、〇〇〇	三二、五四八、〇〇〇	六五、〇九六、〇〇〇	▲
同十二年（一九二三）	三四、〇九八、〇〇〇	三四、〇九八、〇〇〇	六八、一九六、〇〇〇	▲
同十三年（一九二四）	三五、八四八、〇〇〇	三五、八四八、〇〇〇	七一、六九六、〇〇〇	▲
同十四年（一九二五）	三七、五九八、〇〇〇	三七、五九八、〇〇〇	七五、一九六、〇〇〇	▲
同十五年（一九二六）	三九、三四八、〇〇〇	三九、三四八、〇〇〇	七八、六九六、〇〇〇	▲
同十六年（一九二七）	四一、〇九八、〇〇〇	四一、〇九八、〇〇〇	八二、一九六、〇〇〇	▲
同十七年（一九二八）	四二、八四八、〇〇〇	四二、八四八、〇〇〇	八五、六九六、〇〇〇	▲
同十八年（一九二九）	四四、五九八、〇〇〇	四四、五九八、〇〇〇	八九、一九六、〇〇〇	▲
同十九年（一九三〇）	四六、三四八、〇〇〇	四六、三四八、〇〇〇	九二、六九六、〇〇〇	▲
同二十年（一九三一）	四八、〇九八、〇〇〇	四八、〇九八、〇〇〇	九六、一九六、〇〇〇	▲
大同元年（一九三二）	四九、八四八、〇〇〇	四九、八四八、〇〇〇	九九、六九六、〇〇〇	▲
同二年（一九三三）	五一、五九八、〇〇〇	五一、五九八、〇〇〇	一〇三、一九六、〇〇〇	▲
同三年（一九三四）	五三、三四八、〇〇〇	五三、三四八、〇〇〇	一〇六、六九六、〇〇〇	▲
康德元年（一九三四）	五五、〇九八、〇〇〇	五五、〇九八、〇〇〇	一一〇、一九六、〇〇〇	▲
同二年（一九三五）	五六、八四八、〇〇〇	五六、八四八、〇〇〇	一一三、六九六、〇〇〇	▲
同三年（一九三六）	五八、五九八、〇〇〇	五八、五九八、〇〇〇	一一七、一九六、〇〇〇	▲
同四年（一九三七）	六〇、三四八、〇〇〇	六〇、三四八、〇〇〇	一二〇、六九六、〇〇〇	▲
同五年（一九三八）	六二、〇九八、〇〇〇	六二、〇九八、〇〇〇	一二四、一九六、〇〇〇	▲
同六年（一九三九）	六三、八四八、〇〇〇	六三、八四八、〇〇〇	一二七、六九六、〇〇〇	▲
同七年（一九四〇）	六五、五九八、〇〇〇	六五、五九八、〇〇〇	一三一、一九六、〇〇〇	▲
同八年（一九四一）	六七、三四八、〇〇〇	六七、三四八、〇〇〇	一三四、六九六、〇〇〇	▲
同九年（一九四二）	六九、〇九八、〇〇〇	六九、〇九八、〇〇〇	一三八、一九六、〇〇〇	▲
同十年（一九四三）	七〇、八四八、〇〇〇	七〇、八四八、〇〇〇	一四一、六九六、〇〇〇	▲

全滿貿易額月別竝に貿易指數表

（單位圓幣千円）

大同二年（一九三三年）

月	輸出 金額	輸出 指數	輸入 金額	輸入 指數	合計 金額	合計 指數
一月	四、〇三二	八五・三	四、〇三二	八五・三	八、〇六四	八五・三
二月	四、〇三二	八五・三	四、〇三二	八五・三	八、〇六四	八五・三
三月	四、〇三二	八五・三	四、〇三二	八五・三	八、〇六四	八五・三
四月	四、〇三二	八五・三	四、〇三二	八五・三	八、〇六四	八五・三
五月	四、〇三二	八五・三	四、〇三二	八五・三	八、〇六四	八五・三
六月	四、〇三二	八五・三	四、〇三二	八五・三	八、〇六四	八五・三
七月	四、〇三二	八五・三	四、〇三二	八五・三	八、〇六四	八五・三
八月	四、〇三二	八五・三	四、〇三二	八五・三	八、〇六四	八五・三
九月	四、〇三二	八五・三	四、〇三二	八五・三	八、〇六四	八五・三
十月	四、〇三二	八五・三	四、〇三二	八五・三	八、〇六四	八五・三
十一月	四、〇三二	八五・三	四、〇三二	八五・三	八、〇六四	八五・三
十二月	四、〇三二	八五・三	四、〇三二	八五・三	八、〇六四	八五・三
合計	四八、三八四	八五・三	四八、三八四	八五・三	九六、七六八	八五・三

大同三年（一九三四年）

月	輸出 金額	輸出 指數	輸入 金額	輸入 指數	合計 金額	合計 指數
一月	四、三二八	九一・八	四、三二八	九一・八	八、六五六	九一・八
二月	四、三二八	九一・八	四、三二八	九一・八	八、六五六	九一・八
三月	四、三二八	九一・八	四、三二八	九一・八	八、六五六	九一・八
四月	四、三二八	九一・八	四、三二八	九一・八	八、六五六	九一・八
五月	四、三二八	九一・八	四、三二八	九一・八	八、六五六	九一・八
六月	四、三二八	九一・八	四、三二八	九一・八	八、六五六	九一・八
七月	四、三二八	九一・八	四、三二八	九一・八	八、六五六	九一・八
八月	四、三二八	九一・八	四、三二八	九一・八	八、六五六	九一・八
九月	四、三二八	九一・八	四、三二八	九一・八	八、六五六	九一・八
十月	四、三二八	九一・八	四、三二八	九一・八	八、六五六	九一・八
十一月	四、三二八	九一・八	四、三二八	九一・八	八、六五六	九一・八
十二月	四、三二八	九一・八	四、三二八	九一・八	八、六五六	九一・八
合計	五一、五九八	九一・八	五一、五九八	九一・八	一〇三、一九六	九一・八

康德元年（一九三四年）

月	輸出 金額	輸出 指數	輸入 金額	輸入 指數	合計 金額	合計 指數
一月	四、五九八	九七・三	四、五九八	九七・三	九、一九六	九七・三
二月	四、五九八	九七・三	四、五九八	九七・三	九、一九六	九七・三
三月	四、五九八	九七・三	四、五九八	九七・三	九、一九六	九七・三
四月	四、五九八	九七・三	四、五九八	九七・三	九、一九六	九七・三
五月	四、五九八	九七・三	四、五九八	九七・三	九、一九六	九七・三
六月	四、五九八	九七・三	四、五九八	九七・三	九、一九六	九七・三
七月	四、五九八	九七・三	四、五九八	九七・三	九、一九六	九七・三
八月	四、五九八	九七・三	四、五九八	九七・三	九、一九六	九七・三
九月	四、五九八	九七・三	四、五九八	九七・三	九、一九六	九七・三
十月	四、五九八	九七・三	四、五九八	九七・三	九、一九六	九七・三
十一月	四、五九八	九七・三	四、五九八	九七・三	九、一九六	九七・三
十二月	四、五九八	九七・三	四、五九八	九七・三	九、一九六	九七・三
合計	五五、一〇九	九七・三	五五、一〇九	九七・三	一一〇、一九六	九七・三

大連錢鈔先物出來高

（單位千圓）

次	月	昭和九年	昭和十年
一	一月		
二	二月		
三	三月		
四	四月		
五	五月		
六	六月		
七	七月		
八	八月		
九	九月		
十	十月		
十一	十一月		
十二	十二月		
合計			

錢莊業者の休業と關係業者の便乘狀態が表面化するに至つて、州內は頓に不振を辿るの觀ある。今最近三箇年に亙る大連錢鈔市場の先物出來高を示せば左の如くである。

四	月	四、〇三五	四、四四四	八、四七九	四、〇三二	四、四四四	八、四七六	四、〇三八	四、四四四	八、四八二	六八	一〇〇	六八
五	月	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
六	月	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
七	月	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
八	月	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
九	月	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十	月	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十一	月	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十二	月	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	一〇〇	一〇〇	一〇〇
平均		四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	四、四四四	四、四四四	八、四八八	一〇〇	一〇〇	一〇〇

（註）指數基準は民國十七年（一九二八年）より大同元年（一九三二年）に至る五箇年間の月平均を算出し之を海關兩對國幣公定換算率一・五六圓で便宜換算し一〇〇とした

康德元年度貿易

康德元年における滿洲國の對外貿易は輸出四億四千八百四十二萬六千六百六十七圓、輸入五億六千三百五十六萬二千二百四十八萬圓であつて、これを前年と對比すれば輸出は一毛餘の減少に過ぎぬが、輸入は一割五分強の著增をなし、貿易總額では七分九厘の增加となつてゐる。なほ輸入超過額は一億四千五百十三萬五千六百八十一圓と一億圓大關門を突破し、前年入超に比較し十一割五分方の急增を告げ態々入超國の感を深くした

康德元年稅關別輸出入貿易

（單位圓弗円）

輸出

稅關別	內國品	外國品	合計	外國品	內國品	合計
大連	三、〇三五、四四四	四、四四四、四八八	四、四四四、四八八	四、四四四	四、四四四	四、四四四
安東	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
營口	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
山海關	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
哈爾濱	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
龍井村	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
圖們	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
其他	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
合計	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
前年比（%）	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四

輸入

稅關別	內國品	外國品	合計	外國品	內國品	合計
大連	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
安東	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
營口	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
山海關	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
哈爾濱	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
龍井村	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
圖們	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
其他	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
合計	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
前年比（%）	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四

大同二年 關東廳 安東 營口 山海關 哈爾濱 龍井村 圖們 其他 合計

主要貿易品

滿洲國が農產國たる關係上その輸出商品は大豆を初め粟、落花生、玉蜀黍、豆類等の雜穀類がその大部分を占め、これに豆粕、豆油、柞蠶絲等の土產工業生產品並に鐵鑛及び石炭等の鑛業資源で、輸入商品としては農民の購買力に直接的關係をもつ絹製品、小麥粉等の衣料品及び食料品その他雜貨が主であるが、事變後產業開發工作の進展につれ車輛類機械及工具、木材等の建設材料の輸入增加が顯著である。

一、輸出　輸出品の大宗たる大豆の輸出一億六千三十四萬八千圓、これに次ぐ大豆を原料とする豆粕二千三十八萬圓、豆油百六十萬八千圓を加へると二億二千八百十一萬八千圓に上り輸出總額の五割強を占めてゐるが、これを前年と比較すれば一千九百六萬三千圓七・七%の減退であり、同年度輸出不振は全くこの特產三品特に大豆の輸出不調に因ると見ることができる。しかし飜つてこれが輸出數量を見れば、金額における減少にも拘らず數量においては却て增加してゐる。即ち大豆は四千百三十八萬八千噸と五・一%の增、豆粕二千三百八十萬噸と一一%增、豆油百六十萬八千噸と一・五四%增を示し、大豆及びその加工品の價格低落を如實に反映してゐる。雜穀類においては小豆百二十一萬七千噸の減少ながら數量において三萬八千噸の增を示し大豆と同樣の現象を呈してゐる外、その他のものは金額數量ともに增加を辿つてゐる。金額において高粱の減少を除き、粟、黍、大扁子、胡麻子等は悉く三割を超える著增振りで、特に落花生の如き六〇%方の激增をなし、玉蜀黍また四八%の增加であつた。しかしこの金額の增勢は數量のそれに及ばず、數量においては大扁子九八%、落花生七一%、蕎麥五八%、胡麻子四一%の增加を示してゐる。他の滿洲特產たる野蠶絲も數量十八萬六千噸、六・八%の減なるも金額は二百十五萬七千圓と二二%の著減であつた。石炭、鐵鑛もまた減少し、塩は內地工業原料として一部輸出解禁を見たゝめ三〇%の增加を見た。

二、輸　入　輸入貿易の王座を占める纖維物は生絲布、綿白及び染色綿布、除蟲纖布、其他綿布を合せ六千八百七萬二千圓、これに綿纖維一千六百六十五萬五千圓を加へれば纖維品は九千萬圓に纔し輸入總額の一六%を占めてゐるが、前年に比し綿布は一・七%、纖維類は三四%の著減を告げ農民大衆の購買力の著減を示してゐる。農料品の外國產農民の消費的購買力の減退を直接反映する食料品については、砂糖は前年比四百七十一萬圓二九%の減、小麥粉また一億圓二・七%の減が目立つてゐる。しかし小麥粉は金額減に拘らず數量の增加を示してゐるが、これは北滿土著製粉工業の振興されたことによる。機械及び車輛類は特產品たる石炭、鐵鑛の增產に反し低廉なる古麻袋が多量輸入されたゝめである。次に輸入貿易の分野に一大變革を齎した建設材料に關しては、纖維類を筆頭に車輛、鐵類及び工具、木材、洋灰等生產財と雖せられるものを合すれば一億四千二百六十二萬餘圓に上り、前年に比し五千四百五十二萬餘圓の激增を示し、本年度における輸入增加額七千七百七十二萬餘圓の七〇%を獨占してゐる。これは國都新京を初め各新興都市の建設、新鑛區道路建設、道路開發、新設企業等滿洲國建設工作の進展によること勿論である。かくて生產財たる建設材料並に工業使用品の增加に對し直接消費財が減少を告げてゐるのは、農民の購買力の減退即ち農業恐慌の深刻化を現すとゝもに、日本の對滿投資の進展による建設的購買力の增進といふ現下の滿洲經濟における躍行性の具體的表現をなしてゐる。

康德元年全滿主要貿易品

（單位圓弗圓）

主要輸出品

品目	數量單位	大同二年 數量	大同二年 金額	康德元年 數量	康德元年 金額
豚毛	噸	二、三四一	一、六八一、四四四	二、四四四	一、四四四、四四四
皮革	同	七、四四四	四、四四四、四四四	七、四四四	四、四四四、四四四
毛皮	同	一、四四四	一、四四四、四四四	一、四四四	一、四四四、四四四
大豆	同	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四
豆粕	同	二、四四四、四四四	四、四四四、四四四	二、四四四、四四四	四、四四四、四四四
其他豆類	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
雜穀	同	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四
落花生	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
大扁子	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
豆油	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
豆粕	同	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四
其他油類	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
石炭	同	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四
鐵鑛	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
木材	千石	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
其他	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四

主要輸入品

品目	數量單位	大同二年 數量	大同二年 金額	康德元年 數量	康德元年 金額
棉花	噸	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
大豆	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
雜穀	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
胡麻子	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
建合鐵料	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
石炭	噸	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
石油	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
綿布	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
綿絲	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
毛織物	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
人絹織物	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
鐵類	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
機械	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
車輛	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
玉蜀黍	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四
其他	同	四、四四四	四、四四四、四四四	四、四四四	四、四四四、四四四

主要國別貿易

康德元年度における國別貿易の大勢を見るに、漸増の好調を辿つて來るものに日本、關領印度、伊太利、米國等があり、漸減せるものに支那、ソ聯、英國があるが、同年においても輸入では三・八%の増加を告げ結局合計において三・八%の増加となつてゐる。對日輸出は四八・八%（前年比二・一%増）輸入六八・九（同二・四%増）と顧的傾向を示してゐる。對支貿易は昭和六年事變時まで凡る多部により、對日貿易と略ゝ年變時まで凡る多部により、對日貿易と略ゝ同じかの差に過ぎなかつたが、支那經濟の疲弊による購買力の激縮と國民政府の抗日排日貨政策の徹底をうけ對支輸出は著減し、一日も早く對支輸入も日本商品により支那商品は漸次驅逐され、且つ從來上海等の支那商品の關港貿易の場を轉出して日本商品が滿洲に直接輸出されたものが非常後日本から滿洲へ直接輸送の經路を轉換したものが非常後日本から滿洲へ直接輸送の經路を轉換したものが非常後日本から滿洲へ直接輸送の經路を轉換した

對朝鮮貿易主要品別（重量單位噸）

輸出

品別	元年		大正11年	
	數量	金額	數量	金額
鐵道材料	一	一	一	一
鐵管	一	一	一	一
鐵板	一	一	一	一
鐵線	一	一	一	一
鐵釘	一	一	一	一
鐵製品	一	一	一	一
鐵及鋼	一	一	一	一
鐵及鋼製品	一	一	一	一
銅及銅製品	一	一	一	一
鉛及鉛製品	一	一	一	一
錫及錫製品	一	一	一	一
亞鉛及亞鉛製品	一	一	一	一
其他ノ金屬及製品	一	一	一	一
石炭	一	一	一	一
石油	一	一	一	一
揮發油	一	一	一	一
燈油	一	一	一	一
重油	一	一	一	一
其他ノ石油製品	一	一	一	一
蠟	一	一	一	一
人造蠟	一	一	一	一
硫黃	一	一	一	一
硫酸	一	一	一	一
硝酸	一	一	一	一
鹽酸	一	一	一	一
其他ノ無機化學藥品	一	一	一	一
染料	一	一	一	一
醫藥品	一	一	一	一
香料	一	一	一	一
其他ノ有機化學藥品	一	一	一	一
人造肥料	一	一	一	一
火藥	一	一	一	一
爆發藥	一	一	一	一
其他ノ火藥類	一	一	一	一
石鹼	一	一	一	一
塗料及顏料	一	一	一	一
樹脂	一	一	一	一
護謨及護謨製品	一	一	一	一
紙及紙製品	一	一	一	一
書籍雜誌及印刷物	一	一	一	一
石及土ノ製品	一	一	一	一
玻璃及玻璃製品	一	一	一	一
陶器	一	一	一	一
耐火煉瓦	一	一	一	一
其他ノ窯業品	一	一	一	一
眞珠貝	一	一	一	一
其他ノ貝類	一	一	一	一
珊瑚	一	一	一	一
其他ノ動物性製品	一	一	一	一
植物油	一	一	一	一
其他ノ植物性製品	一	一	一	一
動物油	一	一	一	一
動物性製品	一	一	一	一
其他ノ動物性製品	一	一	一	一
綿糸	一	一	一	一
綿織物	一	一	一	一
毛糸	一	一	一	一
毛織物	一	一	一	一
絹糸	一	一	一	一
絹織物	一	一	一	一
人造絹糸	一	一	一	一
人造絹織物	一	一	一	一
麻糸	一	一	一	一
麻織物	一	一	一	一
其他ノ繊維及製品	一	一	一	一
帽子	一	一	一	一
履物	一	一	一	一
洋傘及附屬品	一	一	一	一
其他ノ衣服及附屬品	一	一	一	一
木製品	一	一	一	一
竹製品	一	一	一	一
藤及藤製品	一	一	一	一
其他ノ雜品	一	一	一	一
小計	一	一	一	一
再輸出品	一	一	一	一
總計	一	一	一	一

輸入

品別	元年		大正11年	
	數量	金額	數量	金額
鐵道材料	一	一	一	一
鐵管	一	一	一	一
鐵板	一	一	一	一
鐵線	一	一	一	一
鐵釘	一	一	一	一
鐵製品	一	一	一	一
鐵及鋼	一	一	一	一
鐵及鋼製品	一	一	一	一
銅及銅製品	一	一	一	一
鉛及鉛製品	一	一	一	一
錫及錫製品	一	一	一	一
亞鉛及亞鉛製品	一	一	一	一
其他ノ金屬及製品	一	一	一	一
石炭	一	一	一	一
石油	一	一	一	一
揮發油	一	一	一	一
燈油	一	一	一	一
重油	一	一	一	一
其他ノ石油製品	一	一	一	一
蠟	一	一	一	一
人造蠟	一	一	一	一
硫黃	一	一	一	一
硫酸	一	一	一	一
硝酸	一	一	一	一
鹽酸	一	一	一	一
其他ノ無機化學藥品	一	一	一	一
染料	一	一	一	一
醫藥品	一	一	一	一
香料	一	一	一	一
其他ノ有機化學藥品	一	一	一	一
人造肥料	一	一	一	一
火藥	一	一	一	一
爆發藥	一	一	一	一
其他ノ火藥類	一	一	一	一
石鹼	一	一	一	一
塗料及顏料	一	一	一	一
樹脂	一	一	一	一
護謨及護謨製品	一	一	一	一
紙及紙製品	一	一	一	一
書籍雜誌及印刷物	一	一	一	一
石及土ノ製品	一	一	一	一
玻璃及玻璃製品	一	一	一	一
陶器	一	一	一	一
耐火煉瓦	一	一	一	一
其他ノ窯業品	一	一	一	一
眞珠貝	一	一	一	一
其他ノ貝類	一	一	一	一
珊瑚	一	一	一	一
其他ノ動物性製品	一	一	一	一
植物油	一	一	一	一
其他ノ植物性製品	一	一	一	一
動物油	一	一	一	一
動物性製品	一	一	一	一
其他ノ動物性製品	一	一	一	一
綿糸	一	一	一	一
綿織物	一	一	一	一
毛糸	一	一	一	一
毛織物	一	一	一	一
絹糸	一	一	一	一
絹織物	一	一	一	一
人造絹糸	一	一	一	一
人造絹織物	一	一	一	一
麻糸	一	一	一	一
麻織物	一	一	一	一
其他ノ繊維及製品	一	一	一	一
帽子	一	一	一	一
履物	一	一	一	一
洋傘及附屬品	一	一	一	一
其他ノ衣服及附屬品	一	一	一	一
木製品	一	一	一	一
竹製品	一	一	一	一
藤及藤製品	一	一	一	一
其他ノ雜品	一	一	一	一
小計	一	一	一	一
再輸出品	一	一	一	一
總計	一	一	一	一

對支貿易主要品別（重量單位噸）

輸出

品別	元年		大正11年	
	數量	金額	數量	金額
鐵道材料	一	一	一	一
鐵管	一	一	一	一
鐵板	一	一	一	一
鐵線	一	一	一	一
鐵釘	一	一	一	一
鐵製品	一	一	一	一
鐵及鋼	一	一	一	一
鐵及鋼製品	一	一	一	一
銅及銅製品	一	一	一	一
鉛及鉛製品	一	一	一	一
錫及錫製品	一	一	一	一
亞鉛及亞鉛製品	一	一	一	一
其他ノ金屬及製品	一	一	一	一
石炭	一	一	一	一
石油	一	一	一	一
揮發油	一	一	一	一
燈油	一	一	一	一
重油	一	一	一	一
其他ノ石油製品	一	一	一	一
蠟	一	一	一	一
人造蠟	一	一	一	一
硫黃	一	一	一	一
硫酸	一	一	一	一
硝酸	一	一	一	一
鹽酸	一	一	一	一
其他ノ無機化學藥品	一	一	一	一
染料	一	一	一	一
醫藥品	一	一	一	一
香料	一	一	一	一
其他ノ有機化學藥品	一	一	一	一
人造肥料	一	一	一	一
火藥	一	一	一	一
爆發藥	一	一	一	一
其他ノ火藥類	一	一	一	一
石鹼	一	一	一	一
塗料及顏料	一	一	一	一
樹脂	一	一	一	一
護謨及護謨製品	一	一	一	一
紙及紙製品	一	一	一	一
書籍雜誌及印刷物	一	一	一	一
石及土ノ製品	一	一	一	一
玻璃及玻璃製品	一	一	一	一
陶器	一	一	一	一
耐火煉瓦	一	一	一	一
其他ノ窯業品	一	一	一	一
眞珠貝	一	一	一	一
其他ノ貝類	一	一	一	一
珊瑚	一	一	一	一
其他ノ動物性製品	一	一	一	一
植物油	一	一	一	一
其他ノ植物性製品	一	一	一	一
動物油	一	一	一	一
動物性製品	一	一	一	一
其他ノ動物性製品	一	一	一	一
綿糸	一	一	一	一
綿織物	一	一	一	一
毛糸	一	一	一	一
毛織物	一	一	一	一
絹糸	一	一	一	一
絹織物	一	一	一	一
人造絹糸	一	一	一	一
人造絹織物	一	一	一	一
麻糸	一	一	一	一
麻織物	一	一	一	一
其他ノ繊維及製品	一	一	一	一
帽子	一	一	一	一
履物	一	一	一	一
洋傘及附屬品	一	一	一	一
其他ノ衣服及附屬品	一	一	一	一
木製品	一	一	一	一
竹製品	一	一	一	一
藤及藤製品	一	一	一	一
其他ノ雜品	一	一	一	一
小計	一	一	一	一
再輸出品	一	一	一	一
總計	一	一	一	一

輸入

品別	元年		大正11年	
	數量	金額	數量	金額
鐵道材料	一	一	一	一
鐵管	一	一	一	一
鐵板	一	一	一	一
鐵線	一	一	一	一
鐵釘	一	一	一	一
鐵製品	一	一	一	一
鐵及鋼	一	一	一	一
鐵及鋼製品	一	一	一	一
銅及銅製品	一	一	一	一
鉛及鉛製品	一	一	一	一
錫及錫製品	一	一	一	一
亞鉛及亞鉛製品	一	一	一	一
其他ノ金屬及製品	一	一	一	一
石炭	一	一	一	一
石油	一	一	一	一
揮發油	一	一	一	一
燈油	一	一	一	一
重油	一	一	一	一
其他ノ石油製品	一	一	一	一
蠟	一	一	一	一
人造蠟	一	一	一	一
硫黃	一	一	一	一
硫酸	一	一	一	一
硝酸	一	一	一	一
鹽酸	一	一	一	一
其他ノ無機化學藥品	一	一	一	一
染料	一	一	一	一
醫藥品	一	一	一	一
香料	一	一	一	一
其他ノ有機化學藥品	一	一	一	一
人造肥料	一	一	一	一
火藥	一	一	一	一
爆發藥	一	一	一	一
其他ノ火藥類	一	一	一	一
石鹼	一	一	一	一
塗料及顏料	一	一	一	一
樹脂	一	一	一	一
護謨及護謨製品	一	一	一	一
紙及紙製品	一	一	一	一
書籍雜誌及印刷物	一	一	一	一
石及土ノ製品	一	一	一	一
玻璃及玻璃製品	一	一	一	一
陶器	一	一	一	一
耐火煉瓦	一	一	一	一
其他ノ窯業品	一	一	一	一
眞珠貝	一	一	一	一
其他ノ貝類	一	一	一	一
珊瑚	一	一	一	一
其他ノ動物性製品	一	一	一	一
植物油	一	一	一	一
其他ノ植物性製品	一	一	一	一
動物油	一	一	一	一
動物性製品	一	一	一	一
其他ノ動物性製品	一	一	一	一
綿糸	一	一	一	一
綿織物	一	一	一	一
毛糸	一	一	一	一
毛織物	一	一	一	一
絹糸	一	一	一	一
絹織物	一	一	一	一
人造絹糸	一	一	一	一
人造絹織物	一	一	一	一
麻糸	一	一	一	一
麻織物	一	一	一	一
其他ノ繊維及製品	一	一	一	一
帽子	一	一	一	一
履物	一	一	一	一
洋傘及附屬品	一	一	一	一
其他ノ衣服及附屬品	一	一	一	一
木製品	一	一	一	一
竹製品	一	一	一	一
藤及藤製品	一	一	一	一
其他ノ雜品	一	一	一	一
小計	一	一	一	一
再輸出品	一	一	一	一
總計	一	一	一	一

對米貿易主要品別（重量單位噸）

輸出

品別	元年		大正11年	
	數量	金額	數量	金額
米	一	一	一	一
籾	一	一	一	一
玄米	一	一	一	一
精米	一	一	一	一
小麥	一	一	一	一
小麥粉	一	一	一	一
大麥	一	一	一	一
大麥粉	一	一	一	一
其他ノ穀類及粉	一	一	一	一
大豆	一	一	一	一
豆粕	一	一	一	一
其他ノ豆類	一	一	一	一
馬鈴薯	一	一	一	一
甘藷	一	一	一	一
其他ノ澱粉	一	一	一	一
蔬菜	一	一	一	一
果實	一	一	一	一
其他ノ植物性食料品	一	一	一	一
生牛	一	一	一	一
其他ノ動物	一	一	一	一
鹽魚	一	一	一	一
鮮魚	一	一	一	一
其他ノ魚介	一	一	一	一
肉類	一	一	一	一
乳製品	一	一	一	一
其他ノ動物性食料品	一	一	一	一
酒精	一	一	一	一
麥酒	一	一	一	一
葡萄酒	一	一	一	一
其他ノ酒類	一	一	一	一
茶	一	一	一	一
珈琲	一	一	一	一
砂糖	一	一	一	一
煙草	一	一	一	一
其他ノ嗜好品	一	一	一	一
鹽	一	一	一	一
其他ノ食料品	一	一	一	一
生絲	一	一	一	一
繭	一	一	一	一
蠶種	一	一	一	一
其他ノ蠶絲	一	一	一	一
羊毛	一	一	一	一
其他ノ獸毛	一	一	一	一
棉花	一	一	一	一
其他ノ植物性纖維	一	一	一	一
木材	一	一	一	一
竹	一	一	一	一
藤	一	一	一	一
其他ノ木竹藤	一	一	一	一
木炭	一	一	一	一
石材	一	一	一	一
土管	一	一	一	一
煉瓦	一	一	一	一
其他ノ土石	一	一	一	一
大豆粕	一	一	一	一
其他ノ肥料	一	一	一	一
骨粉	一	一	一	一
其他ノ動物性肥料	一	一	一	一
種子	一	一	一	一
其他ノ植物性肥料	一	一	一	一
電氣機械器具	一	一	一	一
其他ノ機械及器具	一	一	一	一
自動車	一	一	一	一
其他ノ車輛及船舶	一	一	一	一
活動寫眞フヰルム	一	一	一	一
其他ノ寫眞材料	一	一	一	一
時計	一	一	一	一
其他ノ精密機械器具	一	一	一	一
武器及彈藥	一	一	一	一
其他ノ武器及彈藥	一	一	一	一
見本品	一	一	一	一
其他ノ特殊取扱品	一	一	一	一
小計	一	一	一	一
再輸出品	一	一	一	一
總計	一	一	一	一

輸入

品別	元年		大正11年	
	數量	金額	數量	金額
米	一	一	一	一
籾	一	一	一	一
玄米	一	一	一	一
精米	一	一	一	一
小麥	一	一	一	一
小麥粉	一	一	一	一
大麥	一	一	一	一
大麥粉	一	一	一	一
其他ノ穀類及粉	一	一	一	一
大豆	一	一	一	一
豆粕	一	一	一	一
其他ノ豆類	一	一	一	一
馬鈴薯	一	一	一	一
甘藷	一	一	一	一
其他ノ澱粉	一	一	一	一
蔬菜	一	一	一	一
果實	一	一	一	一
其他ノ植物性食料品	一	一	一	一
生牛	一	一	一	一
其他ノ動物	一	一	一	一
鹽魚	一	一	一	一
鮮魚	一	一	一	一
其他ノ魚介	一	一	一	一
肉類	一	一	一	一
乳製品	一	一	一	一
其他ノ動物性食料品	一	一	一	一
酒精	一	一	一	一
麥酒	一	一	一	一
葡萄酒	一	一	一	一
其他ノ酒類	一	一	一	一
茶	一	一	一	一
珈琲	一	一	一	一
砂糖	一	一	一	一
煙草	一	一	一	一
其他ノ嗜好品	一	一	一	一
鹽	一	一	一	一
其他ノ食料品	一	一	一	一
生絲	一	一	一	一
繭	一	一	一	一
蠶種	一	一	一	一
其他ノ蠶絲	一	一	一	一
羊毛	一	一	一	一
其他ノ獸毛	一	一	一	一
棉花	一	一	一	一
其他ノ植物性纖維	一	一	一	一
木材	一	一	一	一
竹	一	一	一	一
藤	一	一	一	一
其他ノ木竹藤	一	一	一	一
木炭	一	一	一	一
石材	一	一	一	一
土管	一	一	一	一
煉瓦	一	一	一	一
其他ノ土石	一	一	一	一
大豆粕	一	一	一	一
其他ノ肥料	一	一	一	一
骨粉	一	一	一	一
其他ノ動物性肥料	一	一	一	一
種子	一	一	一	一
其他ノ植物性肥料	一	一	一	一
電氣機械器具	一	一	一	一
其他ノ機械及器具	一	一	一	一
自動車	一	一	一	一
其他ノ車輛及船舶	一	一	一	一
活動寫眞フヰルム	一	一	一	一
其他ノ寫眞材料	一	一	一	一
時計	一	一	一	一
其他ノ精密機械器具	一	一	一	一
武器及彈藥	一	一	一	一
其他ノ武器及彈藥	一	一	一	一
見本品	一	一	一	一
其他ノ特殊取扱品	一	一	一	一
小計	一	一	一	一
再輸出品	一	一	一	一
總計	一	一	一	一

對朝鮮貿易主要品別（重量單位噸）

輸出

品別	元年		大正11年	
	數量	金額	數量	金額
鐵道材料	一	一	一	一
鐵管	一	一	一	一
鐵板	一	一	一	一
鐵線	一	一	一	一
鐵釘	一	一	一	一
鐵製品	一	一	一	一
鐵及鋼	一	一	一	一
鐵及鋼製品	一	一	一	一
銅及銅製品	一	一	一	一
鉛及鉛製品	一	一	一	一
錫及錫製品	一	一	一	一
亞鉛及亞鉛製品	一	一	一	一
其他ノ金屬及製品	一	一	一	一
石炭	一	一	一	一
石油	一	一	一	一
揮發油	一	一	一	一
燈油	一	一	一	一
重油	一	一	一	一
其他ノ石油製品	一	一	一	一
蠟	一	一	一	一
人造蠟	一	一	一	一
硫黃	一	一	一	一
硫酸	一	一	一	一
硝酸	一	一	一	一
鹽酸	一	一	一	一
其他ノ無機化學藥品	一	一	一	一
染料	一	一	一	一
醫藥品	一	一	一	一
香料	一	一	一	一
其他ノ有機化學藥品	一	一	一	一
人造肥料	一	一	一	一
火藥	一	一	一	一
爆發藥	一	一	一	一
其他ノ火藥類	一	一	一	一
石鹼	一	一	一	一
塗料及顏料	一	一	一	一
樹脂	一	一	一	一
護謨及護謨製品	一	一	一	一
紙及紙製品	一	一	一	一
書籍雜誌及印刷物	一	一	一	一
石及土ノ製品	一	一	一	一
玻璃及玻璃製品	一	一	一	一
陶器	一	一	一	一
耐火煉瓦	一	一	一	一
其他ノ窯業品	一	一	一	一
眞珠貝	一	一	一	一
其他ノ貝類	一	一	一	一
珊瑚	一	一	一	一
其他ノ動物性製品	一	一	一	一
植物油	一	一	一	一
其他ノ植物性製品	一	一	一	一
動物油	一	一	一	一
動物性製品	一	一	一	一
其他ノ動物性製品	一	一	一	一
綿糸	一	一	一	一
綿織物	一	一	一	一
毛糸	一	一	一	一
毛織物	一	一	一	一
絹糸	一	一	一	一
絹織物	一	一	一	一
人造絹糸	一	一	一	一
人造絹織物	一	一	一	一
麻糸	一	一	一	一
麻織物	一	一	一	一
其他ノ繊維及製品	一	一	一	一
帽子	一	一	一	一
履物	一	一	一	一
洋傘及附屬品	一	一	一	一
其他ノ衣服及附屬品	一	一	一	一
木製品	一	一	一	一
竹製品	一	一	一	一
藤及藤製品	一	一	一	一
其他ノ雜品	一	一	一	一
小計	一	一	一	一
再輸出品	一	一	一	一
總計	一	一	一	一

輸入

品別	元年		大正11年	
	數量	金額	數量	金額
鐵道材料	一	一	一	一
鐵管	一	一	一	一
鐵板	一	一	一	一
鐵線	一	一	一	一
鐵釘	一	一	一	一
鐵製品	一	一	一	一
鐵及鋼	一	一	一	一
鐵及鋼製品	一	一	一	一
銅及銅製品	一	一	一	一
鉛及鉛製品	一	一	一	一
錫及錫製品	一	一	一	一
亞鉛及亞鉛製品	一	一	一	一
其他ノ金屬及製品	一	一	一	一
石炭	一	一	一	一
石油	一	一	一	一
揮發油	一	一	一	一
燈油	一	一	一	一
重油	一	一	一	一
其他ノ石油製品	一	一	一	一
蠟	一	一	一	一
人造蠟	一	一	一	一
硫黃	一	一	一	一
硫酸	一	一	一	一
硝酸	一	一	一	一
鹽酸	一	一	一	一
其他ノ無機化學藥品	一	一	一	一
染料	一	一	一	一
醫藥品	一	一	一	一
香料	一	一	一	一
其他ノ有機化學藥品	一	一	一	一
人造肥料	一	一	一	一
火藥	一	一	一	一
爆發藥	一	一	一	一
其他ノ火藥類	一	一	一	一
石鹼	一	一	一	一
塗料及顏料	一	一	一	一
樹脂	一	一	一	一
護謨及護謨製品	一	一	一	一
紙及紙製品	一	一	一	一
書籍雜誌及印刷物	一	一	一	一
石及土ノ製品

大連港輸出入品別表（重量噸）

種別	品名	移出	移入
米穀	玄米	一、二四〇	一、二四〇
	精米	一、二四〇	一、二四〇
	籾	一、二四〇	一、二四〇
	玄麥	一、二四〇	一、二四〇
	精麥	一、二四〇	一、二四〇
	大豆	一、二四〇	一、二四〇
	小豆	一、二四〇	一、二四〇
	其他豆類	一、二四〇	一、二四〇
	粟	一、二四〇	一、二四〇
	高粱	一、二四〇	一、二四〇
	玉蜀黍	一、二四〇	一、二四〇
	其他穀類	一、二四〇	一、二四〇
粉類	小麥粉	一、二四〇	一、二四〇
	其他粉類	一、二四〇	一、二四〇
澱粉	馬鈴薯澱粉	一、二四〇	一、二四〇
	甘藷澱粉	一、二四〇	一、二四〇
	其他澱粉	一、二四〇	一、二四〇
食料品	砂糖	一、二四〇	一、二四〇
	其他食料品	一、二四〇	一、二四〇
飲料	酒精	一、二四〇	一、二四〇
	麥酒	一、二四〇	一、二四〇
	其他飲料	一、二四〇	一、二四〇
煙草	葉煙草	一、二四〇	一、二四〇
	製煙草	一、二四〇	一、二四〇
石炭	石炭	一、二四〇	一、二四〇
鑛石	鐵鑛石	一、二四〇	一、二四〇
	其他鑛石	一、二四〇	一、二四〇
金屬	銑鐵	一、二四〇	一、二四〇
	鋼材	一、二四〇	一、二四〇
	其他金屬	一、二四〇	一、二四〇
機械	機械	一、二四〇	一、二四〇
	車輛	一、二四〇	一、二四〇
	船舶	一、二四〇	一、二四〇
	其他機械	一、二四〇	一、二四〇
化學品	肥料	一、二四〇	一、二四〇
	其他化學品	一、二四〇	一、二四〇
雜品	木材	一、二四〇	一、二四〇
	其他雜品	一、二四〇	一、二四〇
合計		一、二四〇	一、二四〇

我關別貿易比較及百分比

（單位國幣圓）

種別	輸出	輸入	合計	百分比
米穀	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	100.0
粉類	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	0.4
澱粉	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	1.4
食料品	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	0.4
飲料	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	1.4
煙草	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	0.4
石炭	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	1.4
鑛石	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	0.4
金屬	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	1.4
機械	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	0.4
化學品	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	1.4
雜品	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	0.4
其他	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	1.4
合計	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	100.0

康德元年度國籍別出入船表

國籍	船舶數	噸數	船舶數	噸數
日本	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
滿洲	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
英國	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
露國	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
獨逸	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
佛國	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
和蘭	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
伊太利	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
其他	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
合計	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇

大連港輸出入品別表（重量噸）

種別	品名	移出	移入
米穀	玄米	一、二四〇	一、二四〇
	精米	一、二四〇	一、二四〇
	籾	一、二四〇	一、二四〇
	玄麥	一、二四〇	一、二四〇
	精麥	一、二四〇	一、二四〇
	大豆	一、二四〇	一、二四〇
	小豆	一、二四〇	一、二四〇
	其他豆類	一、二四〇	一、二四〇
	粟	一、二四〇	一、二四〇
	高粱	一、二四〇	一、二四〇
	玉蜀黍	一、二四〇	一、二四〇
	其他穀類	一、二四〇	一、二四〇
粉類	小麥粉	一、二四〇	一、二四〇
	其他粉類	一、二四〇	一、二四〇
澱粉	馬鈴薯澱粉	一、二四〇	一、二四〇
	甘藷澱粉	一、二四〇	一、二四〇
	其他澱粉	一、二四〇	一、二四〇
食料品	砂糖	一、二四〇	一、二四〇
	其他食料品	一、二四〇	一、二四〇
飲料	酒精	一、二四〇	一、二四〇
	麥酒	一、二四〇	一、二四〇
	其他飲料	一、二四〇	一、二四〇
煙草	葉煙草	一、二四〇	一、二四〇
	製煙草	一、二四〇	一、二四〇
石炭	石炭	一、二四〇	一、二四〇
鑛石	鐵鑛石	一、二四〇	一、二四〇
	其他鑛石	一、二四〇	一、二四〇
金屬	銑鐵	一、二四〇	一、二四〇
	鋼材	一、二四〇	一、二四〇
	其他金屬	一、二四〇	一、二四〇
機械	機械	一、二四〇	一、二四〇
	車輛	一、二四〇	一、二四〇
	船舶	一、二四〇	一、二四〇
	其他機械	一、二四〇	一、二四〇
化學品	肥料	一、二四〇	一、二四〇
	其他化學品	一、二四〇	一、二四〇
雜品	木材	一、二四〇	一、二四〇
	其他雜品	一、二四〇	一、二四〇
合計		一、二四〇	一、二四〇

我關別貿易比較及百分比

（單位國幣圓）

種別	輸出	輸入	合計	百分比
米穀	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	100.0
粉類	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	0.4
澱粉	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	1.4
食料品	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	0.4
飲料	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	1.4
煙草	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	0.4
石炭	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	1.4
鑛石	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	0.4
金屬	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	1.4
機械	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	0.4
化學品	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	1.4
雜品	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	0.4
其他	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	1.4
合計	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	100.0

康德元年度國籍別出入船表

國籍	船舶數	噸數	船舶數	噸數
日本	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
滿洲	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
英國	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
露國	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
獨逸	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
佛國	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
和蘭	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
伊太利	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
其他	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇
合計	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇	一、二四〇

大藏省貿易品

（昭和元年度以降）

年度	輸出	輸入	再輸出	輸入超過
昭和元年	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000
昭和二年	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000
昭和三年	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000
昭和四年	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000
昭和五年	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000
昭和六年	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000
昭和七年	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000
昭和八年	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000
昭和九年	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000
昭和十年	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000	1,357,000,000

安東港貿易

（單位圓位）

主要輸出品

順位	品名	大正十二年 數量	大正十二年 金額	昭和元年 數量	昭和元年 金額
一	豆粕	一,二三四,五六七	三四五,六七八	一,三五七,九〇二	三七九,二一四
二	大豆	九八七,六五四	二七六,五四三	一,一〇二,三四五	三〇八,六四二
三	豆油	四五六,七八九	一二八,〇三五	五〇一,二三四	一四〇,三四五
四	雜穀	三二一,〇九八	八九,八七六	三五六,七八九	九九,八〇二
五	麻袋	一八七,六五四	五二,四三八	二〇五,四三二	五七,四七一
六	木材	一五六,三四五	四三,七六五	一七二,〇九八	四八,一八七
七	石炭	一三四,五六七	三七,五八九	一四八,二三四	四一,四九五
八	鐵製品	一一二,三四五	三一,四六七	一二三,四五六	三四,五六三
九	紙類	九三,四五六	二六,一六九	一〇二,八六四	二八,八〇二
十	其他	二八〇,一二三	七八,四三四	三〇八,三四五	八六,三三七
	合計	三,三七五,〇〇〇	九四五,〇〇〇	三,七一二,五〇〇	一,〇四〇,〇〇〇

主要輸入品

順位	品名	大正十二年 數量	大正十二年 金額	昭和元年 數量	昭和元年 金額
一	綿布	四,五六七,八九〇疋	一,三七〇,三四五	五,〇二四,六八〇疋	一,五〇七,四〇四
二	綿絲	一,二三四,五六七斤	四九三,八二七	一,三五八,〇二四斤	五四三,二一〇
三	人造絲	三四五,六七八斤	二七六,五四三	三七九,二一四斤	三〇三,三七一
四	毛織物	一八七,六五四碼	一二四,七七〇	二〇五,四三二碼	一三六,二八八
五	砂糖	一五六,三四五斤	四三,七六五	一七二,〇九八斤	四八,一八七
六	石油	一三四,五六七斤	三七,五八九	一四八,二三四斤	四一,四九五
七	鐵製品	一一二,三四五	三一,四六七	一二三,四五六	三四,五六三
八	機械	九三,四五六	二六,一六九	一〇二,八六四	二八,八〇二
九	煙草	七八,九〇一斤	二三,六七〇	八六,七九一斤	二六,〇三七
十	其他	二八〇,一二三	七八,四三四	三〇八,三四五	八六,三三七
	合計	三,三七五,〇〇〇	九四五,〇〇〇	三,七一二,五〇〇	一,〇四〇,〇〇〇

其他諸關係

主要輸出品

品名	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
木豆粕玉蜀黍大豆												
材料												
雜貨												
其他												

主要輸入品

品名	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
雜貨綿織物綿												
絹												
織及及織												
工												
鋼其鋼鉄鉄												
雜斤												

國別貿易(價額千圓、▲印入超)

		昭和元年	大正十三年	比較增減
日本	輸出	一、三四〇、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇	▲七〇、〇〇〇
	輸入	一、三〇〇、〇〇〇	一、二九〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	合計	二、六四〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	▲六〇、〇〇〇
	貿易差引	四〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	▲八〇、〇〇〇
英國	輸出	四五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	▲五、〇〇〇
	輸入	一〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	▲一〇、〇〇〇
	合計	一四五、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	▲一五、〇〇〇
	貿易差引	▲五五、〇〇〇	▲六〇、〇〇〇	五、〇〇〇
米國	輸出	六〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	五、〇〇〇
	輸入	一一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	合計	一七〇、〇〇〇	一五五、〇〇〇	一五、〇〇〇
	貿易差引	▲五〇、〇〇〇	▲四五、〇〇〇	▲五、〇〇〇
支那	輸出	一一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	輸入	一四〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	合計	二五〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
	貿易差引	▲三〇、〇〇〇	▲三〇、〇〇〇	一、〇〇〇
香港	輸出	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
	輸入	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一、〇〇〇
	合計	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二、〇〇〇
	貿易差引	▲三〇、〇〇〇	▲三〇、〇〇〇	一、〇〇〇

第一表　第一表は昭和元年の輸入品を一般特別の別に從ひ其の品目を掲げたるものなり。

第二表　第二表は昭和元年の輸出品を一般特別の別に從ひ其の品目を掲げたるものなり。

第三表　第三表は昭和元年の輸入品を國別に從ひ其の品目を掲げたるものなり。

第四表　第四表は昭和元年の輸出品を國別に從ひ其の品目を掲げたるものなり。

第五表　第五表は昭和元年の國別貿易を掲げたるものなり。

關稅改正

關稅改正　關稅定率法中改正ノ件（大正十五年三月勅令第五十號）ニ依リ輸入稅品目ノ一部ニ對シ從價稅ヲ從量稅ニ改メ又ハ稅率ヲ變更シ、又從來無稅ノ品目ニ對シ新ニ稅ヲ課シ、又從來稅ヲ課シタル品目ニ對シ稅率ヲ變更

米穀需給調節特別会計

昭和十年度米穀需給調節特別会計は、米穀法第十一條の規定に基き、米穀の需給調節を図るため、政府の買入、売渡、保管等の事業を行ふ為設置せられたるものにして、其の事業の概要は左の如し。

一、買入

政府の買入は、米穀法第十條の規定に依り、米穀の需給調節上必要ありと認むるときに限り、農業倉庫又は農業倉庫連合会より之を行ふ。

二、売渡

政府の売渡は、米穀法第十條の規定に依り、米穀の需給調節上必要ありと認むるときに限り、農業倉庫又は農業倉庫連合会に対して之を行ふ。

三、保管

政府の保管は、米穀法第十條の規定に依り、米穀の需給調節上必要ありと認むるときに限り、農業倉庫又は農業倉庫連合会に対して之を行ふ。

四、其の他

其の他、米穀法第十條の規定に依り、米穀の需給調節上必要ありと認むるときに限り、農業倉庫又は農業倉庫連合会に対して之を行ふ。

昭和十年度予算概要

昭和十年度米穀需給調節特別会計予算は、歳入歳出共に一千万円にして、其の概要は左の如し。

歳入

歳入は、一般会計繰入金一千万円にして、全額を以て歳出を賄ふ。

歳出

歳出は、買入費一千万円にして、全額を以て米穀の買入に充つ。

昭和十年度米穀需給調節特別会計予算

（単位円）

歳入

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
一般会計繰入金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額

歳出

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
買入費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額

米穀需給調節特別会計予算増減比較

歳入

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
一般会計繰入金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額

歳出

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
買入費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額

米穀需給調節特別会計予算増減比較

歳入

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
一般会計繰入金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額

歳出

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
買入費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額

米穀需給調節特別会計予算

（単位円）

歳入

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
一般会計繰入金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額

歳出

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
買入費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額

米穀需給調節特別会計予算

歳入

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
一般会計繰入金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額

歳出

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
買入費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同額

棉花 噸 三、〇三五 三、五四八 三、五四八 一、三三二 三、三三二 三、三三二 三

き感じを得へて來た。

昭和八一九年度は特產恐慌のドン底時代であつたが九年の出來秋は二割減の不作であつたゝめ十一月末より四圓臺に上り、一月二月には五圓臺以降も大體四圓五十錢以上を維持し、六月ごより昭和十年度秋の豐作を傳へて三圓臺に陷落した。この結果再び混亂に陷り大連特產市場に恐慌を來すに至つたが、日本農村の景氣挽回豆粕の需要を增加し、四圓臺を維持したまゝ昭和十一年度に引ついだ。しかもこの秋は二割の增收を豫想されてゐるので高値と相俟つて滿洲の農村も一ト息ついた恰好である。

しかしこの年度中には昨年の減收の影響が現はれ車運道一帶に春ごろより飯米飢饉を生じ、これを根據として滿洲國政府は義倉制度を制定するに至つた。農業問題は依然として滿洲に於いては中心となつてゐる。

九年度中の日本の對滿投資額は三億三千二百萬圓に上り絕頂に達した感がある。これによつて九年度中は各種の建設事業が順調に進捗し貿易も增大し都市に建設氣氣も起つたが十年度に入りやゝ緩を下つて滿鐵の資金繰なども不如意となり、上半期の滿鐵々道收入も前年よりは減收し、土建界方面も戰爭の激化と共に昨年のごときことなく各地よりぼつ〳〵不況の聲が洩れ出すに至つた。

◇

滿洲國の對外貿易は昭和六年の滿洲事變勃發の年を分水嶺として輸出減、輸入增の逆狀傾向を續け、出超國だつた滿洲國は一轉して入超國となつたが昭和九年度は一層甚だしく輸出四億五千三百五十萬圓、輸入五億九千三百五十萬圓となつた。まことに輸出は事變前の半分になり、輸入は二倍になつたのだから滿洲の國民經濟のコペルニクス的變化を知ることが出來る。昭和十年の上半期は輸出二億二千五百三十萬圓、輸入二億九千八百二十萬圓、差引入超七千二百九十萬圓に達した。前年同期に比すれば輸出は〇、八%減だが輸入は一一、二%增で依然たる入超が續いてゐる。

かゝる連年の入超が日本の對滿投資の結果であることは明白で、日本の財政難と共に滿洲國の國際收支が問題となり、昭和九年より十年上半にかけて滿洲國と滿鐵が協力して調査するところがあつた。これによると滿洲國の國際收支は約九千萬圓で差引入超と滿洲國の國際收支は約九千萬圓で差引入超と認觀すべきでないことが明かにされた。

貿易方面における大なる變化としては昭和九年十一月の第二次關稅改正をあげることが出來る。この改正は輸入稅方面では國內產業の保護、合法的脫稅の防止稅率負擔の權衡是正を、又輸出方面では國內資源の開發を目的としたもので稅收を減ずることなしに保護貿易の實をあげんとしたため內地業者より相當の批評が出た。

◇

鐵道建設は豫定通り進捗し、本年度の出廻旺盛期には鐵佳線中、開創より牡丹江に至る區間が完成し、こゝに獨北鐵東部線(現濱綏線)が直接北鮮港と連絡した。北滿からC・I・F內地海港の運賃を大連經由と北鮮羅港經由の二經路の運賃を等しくし始めて北滿特產の北鮮向を壓縮したが今期中は成績思はしからず、待望されたいはゆる「日本海中心時代」はまだ前途遼遠なるを思はしめた。

一年半の長日月を要した北鐵讓渡交涉は遂に十年一月に成功し、三月無事總局の手に接收した。濱江三千年間北滿を南滿から切離してウラジオの背後地としロシヤの勢力圈內に置いた北鐵はかくて遂に日滿兩國のブロック內に完全に納つたわけで滿洲經濟の一大飛躍であつた。

獨北鐵南部線たる京濱線は九月にゲージを滿鐵同樣に改め大連哈爾濱間に直通列車が通行し、南北滿洲は完全に一體化して昭

和十——十一年出廻年度を迎へた。鐵道により開設された滿洲は從つて鐵道の運賃政策によつて左右される。從來の運賃政策は大連とウラジオの二元によつて定められてゐるのでこゝに全滿を運營たる一體としてその圓滿なる發達を期すべく滿鐵および總局の新運賃政策が要求されたがこの年度中には實現を見なかつた。

◇

この一年間の滿洲金融上の重要事件は國幣金單一バーの實現である。六年下期より暴騰した國幣は大體銀の動きにつれて上昇し昭和九年十月には百二十圓に達した。即ち七十二圓から七割近くも騰貴したわけで日本の對滿投資上、又滿洲國內の通貨政策上重大な問題として屢々たる論議を捲き起した。しかしこの十月を頂上として國幣は漸く銀ベースを離れて管理通貨化し、昭和十年度に入つてはいよ〳〵下げ足つき八月竟に事實上金圓とパーとなつた。これがために市中に於いても又國際銀においても金圓國幣が等價に流通するに至り從來この二つの通貨の別々の騰貴によつて隱まされた滿洲の經濟界も漸く一の安定點を見出した恰好となつた。今後このパーを維持するには相當の操作が必要とされるのでなほ將來を正確に豫想することは困難だが、日滿經濟アロックの區と見られてゐた通貨問題が漸次融一せんとする傾向について來たことは喜ぶべき現象として歡迎された。國幣の流通額は昭和十年六月末で切締つたが總回收高九割七分を越し、かくて圓滿流通は劃期的成功を以つて完了したのも今年度經濟界に記憶さるべき事件であつた。

◇

商業方面では消費組合問題が最も大きな事件であつた。滿鐵の消費組合は事變後連年未曾有の資上記錄を示し、總局移管後は漸次減俸附屬地外にある組合を新設したため周圍の反對を買ひ政治運動化するに至つた。その結果日滿官憲が乘出して解停し消費組合側の自側と商人側のサービス改善により從來無制限に發達して來た消費組合の制限が置かれたことは特筆すべき事實であるが、滿洲においてはなほ消費組合の與り得べき餘地あることを明かにし、將來に問題を殘した恰好である。

商業界全體の景氣は良好で、昭和十年度の年度中に著しく進展したが、附屬地の商民は移管後の租稅負擔を感るべく漸進的ならしむべく運動を開始し。滿洲の經濟界は一轉機を劃しつゝ昭和十一年度に引續がれた。

商業機關

日本側の商業機關

日本側に於ける商人の利益の保護增進を計る機關には商工會議所、實業協會、實業會等があり、更に同業者の利益增進のため

滿洲日本商工會議所一覽（昭和十年九月現在）

名稱	設立年月	會頭名	理事	會員數	昭和十年度歲入豫算
大連商工會議所	大正四、七	第島 信司	長永 義正	四四	八、〇〇〇
奉天商工會議所	明治四四、一	石田 武亥	兒玉 繁靜	三八	五、一〇〇
安東商工會議所	明治四二、七	瀨之口藤太郎	新田 忠平	二一	二、〇〇〇
新京商工會議所	大正九、六	石崎廣治郎	鞆村 豐治	一〇五	三、〇〇〇
營口商工會議所	大正九、四	松木 貞男	日下 清藏	八一	一、九八〇
哈爾濱日本商工會議所	大正三、一〇	加藤 明	中西 仁三	一五五	三、一〇〇
鐵嶺商工會議所	大正三、四	紀藤 義也	松崎 義道	九	一、四〇〇
吉林商工會議所	昭和一〇、二	鈴木 良太			
計					

商工會議所內容（昭和九年度）

名稱	開催常議員會	特別常議員會	議題
大連商工會議所	六	六	二、五七七
營口商工會議所	六	二	二、三二〇
奉天商工會議所	五	二	二、四四四
安東商工會議所	六	一	二、三五五
鐵嶺商工會議所	五	一	二、二〇
新京商工會議所	六	一	二、三八

哈爾濱商工會議所
吉林商工會議所
合計

同業組合　滿洲に於ける組合事業は近時資本的に又企業的に漸次發達しつゝあるが、この內滿鐵社員消費組合及び滿洲輸入組合を除く其他の組合は資金の關係、生産の施設、原料製品竝に生活必需品の供給制度に於て未だ大なる活動を爲して居ない。昭和九年に於ける日滿人及び外國人の組織する同業組合數を擧するに、別表に示す如く三百五十三にして組合員數は十萬七千八百三十三名に達し、前年に比し一萬八千百二名の增加を告げた。

同業組合（昭和九年末）

地名	組合數	組合人員 日本人	滿洲國人	外國人	計	一年間賣買額
旅順	四	三三	一		三四	六、三七五
大連	一五	三、〇三五	三		三、〇三八	三、三五〇、〇〇〇
金州	六	四四四	一		四四五	一四四、四四四
普蘭店	六	四四五	一		四四六	一四五、五五五
瓦子窩	一	八、四五	一		八、四六	三、四五〇
關東州計	三三	九、三三五	四		九、三三九	三、三四二、三四五

天兩會議所は最も活動してゐる。この外沿線附屬地にも略ぼこれに類似する機關がある。卽ち鞍山實業會、遼陽實業會、撫順實業協會、開原實業會、四平街市民協會、公主嶺商工會、旅順商工會、本溪湖實業會、是である。

滿洲輸入組合　同組合は歐洲戰後の不況によつて非常な打擊を蒙つた在滿日本商人の振興及び日本商品の滿洲輸入促進を計るために、昭和二年奉天に先づ創立されたに始まる。その後僅かの間に主要都市に引續き設立を見、現在では全滿十七都市にその成立を見てゐる。昭和二年八月には、これが統制を計るため滿洲輸入組合聯合會が設立された、資本金は十六ヶ年年賦償還の規約で滿鐵から三百五十萬圓の融通を受け十年度迄に十萬圓を償還してゐる。なほ別に大藏省より百五十萬圓の低資を受けてゐる組合員　の仕入資金の融通、商店慣習の改善、仕入委託販賣の斡旋仲介、販路の擴張運賃諸掛の低減並にこれに附帶する事業を目的として設立されたものであるが、昭和十年七月一日組合員の仕入の合理化並に統

組織別	組合名	設立年月	組合員數	出資總口數	出資總金額	貸付金額	貸付金對出資金百分比
瓦斯店	大連瓦斯店	大正三、一	三一	一、二〇〇	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一〇〇
大石橋	大石橋	大正三、一	一九	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
營口	營口	大正三、四	四七	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
鞍山	鞍山	大正三、七	一〇三	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
撫順	撫順	大正三、九	一〇六	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
公主嶺	公主嶺	大正三、一〇	三一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
電燈	奉天電燈	大正三、一一	一一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
電燈	關東電燈	大正三、一一	一一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
電燈	安東電燈	大正三、一一	一一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
瓦斯	本溪湖瓦斯	大正四、一	一一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
瓦斯	撫順瓦斯	大正四、一	一一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
瓦斯	安東瓦斯	大正四、一	一一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
組織別計	組合名計	昭和七年末	三四一	一二、二〇〇	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一〇〇

制を目的に設立された滿洲輸入會社に大部分の事業を分割現在では本來の使命たる組合員の仕入資金の融通に專進してゐる。昭和十年十二月內部に商業研究部が設置され日本商品の滿洲進出助成の見地より生產品

滿洲各地輸入組合狀況一覽表（昭和十年七月末）

組合名	設立年月	組合員數	出資總口數	出資總金額	貸付金額	貸付金對出資金百分比
大連	昭和二、八	三一	一、二〇〇	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一〇〇
營口	昭和二、八	四七	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
鞍山	昭和二、八	一〇三	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
撫順	昭和二、八	一〇六	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
公主嶺	昭和二、八	三一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
奉天	昭和二、八	一一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
關東電燈	昭和二、八	一一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
安東	昭和二、八	一一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
本溪湖	昭和二、八	一一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
撫順	昭和二、八	一一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
安東	昭和二、八	一一	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇
組織別計	組合名計	昭和七年末	三四一	一二、二〇〇	一二〇、〇〇〇	一〇〇

の根本的研究並に滿人側の嗜好、生產地と生產品の關係等の調査に當つてゐる。昭和十年七月末現在に於ける滿洲各地輸入組合の狀況は左表の如くである。

安東縣輸入組合　東京市日本橋區通三丁目一〇　昭和二年一月
鐵嶺輸入組合　鐵嶺市銀座通一七番地　昭和二年一月
開原輸入組合　開原市東一條通一九番地　昭和二年一月
四平街輸入組合　四平街大通一三番地　昭和二年一月
公主嶺輸入組合　公主嶺市大通一七番地　昭和二年一月
新京輸入組合　新京特別市大同大街一三番地　昭和二年一月
吉林輸入組合　吉林市大馬路一二番地　昭和二年一月
哈爾濱輸入組合　哈爾濱市埠頭區一二道街一二番地　昭和二年一月

滿洲輸入會社　組合員の仕入資金の融通以外の滿洲輸入組合の事業を繼承、その擴充強化を期すべく昭和十年七月一日設立、資本金としては輸入組合融合會保留金三十萬圓、滿鐵の組合融資の第二回借還金十萬圓計四十萬圓が當てられてゐる。東京、大阪、名古屋に各出張所を置き、組合員の仕入に對しては保證制度を採用、本邦商權の全滿進出、邦商の地歩確立、日滿貿易の伸展に貢さんとしてゐる。昭和十年八月十五日より業務を開始、同月末約十二萬圓の成約高を見てゐるが前記業務の外貿易館及び北同店舖の經營、並に費付、倉庫、通關代辦及び代理等を行ふ。

大連駐在員協會　內地各府縣の物產、例へば農產物、食料雜貨類、工業製品、海產物、林產物、柑橘類、木材、竹等の取引斡旋、宣傳乃至は在滿關係商人の信用狀況調査等のため各府縣では大連にそれ〳〵駐在員を常置してゐる。昭和二年の六月福岡縣產業振興館が、先づ皮切りに駐在員を置いたのを始めとし、爾來各府縣共之に做ひ現在ではこれ等の駐在員は十四名に達し漸增の趨勢にある。かくて大連駐在員協會を結成し、昭和九年春大連商工會議所に第一回の見本陳示會を開催して實效を擧げる等漸次日滿の取引に貢獻せんとしてゐる。協會の名簿を示せば次の如くである。

大連駐在員協會名簿

名稱	所在地	開設年月日
關東廳農業實習館駐在員事務所	大連市連鎖街	昭和二年六月
大阪貿易圖查所	大連輸入組合聯合會內	昭和二年十二月
愛知縣滿洲輸出組合大連出張所	大連市連鎖街	昭和五年八月
山口縣滿蒙貿易組合大連事務所	大連輸入組合內	昭和八年四月
府立東京商工奬勵館奉天駐在員事務所	大連市羽衣町一〇	昭和八年六月
宮城縣奉天駐在員事務所	大連輸入組合內	昭和八年六月
靜岡縣奉天物產取引斡旋所	大連市羽衣町一〇	昭和八年六月
廣島縣奉天駐在員事務所	大連輸入組合內	昭和八年六月
三重縣滿工奬勵館奉天駐在員事務所	大連市羽衣町一〇	昭和八年六月
石川縣滿洲出張員	大連輸入組合內	昭和八年六月
京都府市共立京都物產紹介所	大連市羽衣町一〇	昭和八年六月
滿洲國出張員	大連輸入組合內	昭和八年六月
神戶市商工課奉天出張所	大連市羽衣町一〇	昭和八年六月
社團法人朝鮮貿易協會奉天支部	大連輸入組合內	昭和八年六月
東京滿蒙輸出組合奉天出張員	大連輸入組合內	昭和八年六月
佐賀縣物產服實斡旋所	大連市儀鸞町一一	昭和八年六月
北海道滿蒙貿易協會大連事務所	大連市連鎖街	昭和八年六月
和歌山縣物產服實斡旋所	大連市山縣通三四	昭和八年八月
華中州島會島產物服實斡旋所	大連市儀鸞町一四	昭和八年九月
鹿兒島縣物產服實斡旋所大連支部	大連市羽衣町一〇	昭和八年四月
關東縣輸出協會大連支部	大連市岩松新四四	昭和九年四月
鹽島縣調東州出張所	大連市羽衣町一〇	昭和九年五月
新潟縣物產紹介所大連出張所	大連輸入組合內	昭和九年
愛媛縣物產服實斡旋所	大連市羽衣町一〇	昭和九年
廣島縣奉天駐在員協會	大連輸入組合內	昭和九年

奉天駐在員協會　奉天に於ける各府縣の駐在員協會は昭和九年二月設立され、事務所を奉天輸入組合事務所內に置く。會員相互の業務上の連絡、協調を圖り日滿貿易の振興に貢獻するを目的としてゐる。會員名左の如し。

各府縣奉天駐在員協會

△石川縣滿洲出張員△府立東京商工奬勵館奉天駐在員△宮城縣奉天駐在員事務所△靜岡縣奉天物產取引斡旋所△京都府市共立京都物產紹介所△廣島縣產業奬勵館滿洲國出張員△神戶市商工課奉天出張所△社團法人朝鮮貿易協會奉天支部△東京滿蒙輸出組合奉天出張員△和歌山縣物產服實斡旋所△岡山縣滿蒙輸出組合奉天出張員△岡山縣滿蒙貿易協會滿洲駐在員△鹽島縣滿洲輸出組合奉天出張所△福井縣滿洲駐在員△大阪府立貿易館奉天分館△福岡縣產業奬勵館奉天駐在員△鹿兒島物產服實斡旋所奉天支部

各府縣輸出組合奉天駐在員及出張員△山口縣滿蒙輸出組合奉天出張所△鳥取縣滿洲輸出組合奉天出張所△大阪市役所農產物係△鹿兒島縣滿洲駐在員△福井縣滿洲駐在員△大阪府立貿易館奉天分館△福岡縣產業奬勵館奉天駐在員△鹿兒島物產服實斡旋所奉天支部

各府縣輸出組合奉天駐在員及出張員△山口縣滿蒙輸出組合奉天出張所△鳥取縣滿洲輸出組合奉天出張所△大阪市役所農產物係△鹿兒島縣滿洲駐在員△福井縣滿洲駐在員△大阪府立貿易館奉天分館△福岡縣產業奬勵館奉天駐在員△鹿兒島物產服實斡旋所奉天支部△和歌山縣物產服實斡旋所△岡山縣滿蒙輸出組合奉天出張所△岡山縣滿蒙貿易協會滿洲駐在員△鹽島縣滿洲輸出組合奉天出張所△福井縣滿洲駐在員△大阪府立貿易館奉天分館△福岡縣產業奬勵館奉天駐在員△鹿兒島物產服實斡旋所奉天支部

奉天貿易商組合　奉天貿易商組合は大正元年十二月の創立に係り、奉天在住對滿貿易業者を以て組織され、昭和九年九月末の會員二十三名である。昭和八年度の取扱高は粟粉、砂糖の七百萬圓、毛皮、織物、ゴム靴、化粧品、物產等を合せ三千二百九十萬圓に上つた。日本內地の輸出同業者と滿洲關係需要者間との中間に立ち堅實なる歩みを續けてゐる。

都市金融組合　（詳細は金融の項參照）

尙、消費者側の組合として、滿鐵消費組合、關東廳職員購買組合、遞信職員購買組合等があり、殊に滿鐵消費組合の如きは加入人員も多いだけに、小賣商人に對しては非常な影響を及ぼしてゐる。

滿鐵消費組合　滿鐵消費組合は明治四十年八月滿鐵が訓練所なる機關を特設沿線在住社員の日常生活必需品供給をなさしめたに始まる。開設當時は滿鐵の監督指導を受け指定訓練人員名組合訓練所合名會社調査機關として業務を續け遂に大正八年十一月一日時勢の要求と全社員の懇望に依り滿鐵消費組合が開設さるゝ迄滿洲在住社員の福利增進と經營刷新に依り業績を遂げて行つた。然し乍ら消費組合の發展は大戰後の不況に入ると共に二百九十萬圓に上つた。日本內地の輸出同業者と滿洲關係需要者間との中間に立ち堅實なる歩みを續けてゐる。

都市金融組合　（詳細は金融の項參照）

尙、消費者側の組合として、滿鐵消費組合、關東廳職員購買組合、遞信職員購買組合等があり、殊に滿鐵消費組合の如きは加

入人員も多いだけに、小賣商人に對しては非常な影響を及ぼしてゐる。

滿鐵消費組合　滿鐵消費組合は明治四十年八月滿鐵が訓練所なる機關を特設沿線在住社員の日常生活必需品供給をなさしめたに始まる。開設當時は滿鐵の監督指導を受け指定訓練人員名組合訓練所合名會社調査機關として業務を續け遂に大正八年十一月一日時勢の要求と全社員の懇望に依り滿鐵消費組合が開設さるゝ迄滿洲在住社員の福利增進と經營刷新に依り業績を遂げて行つた。然し乍ら消費組合の發展は大戰後の不況に入ると共に二百九十萬圓に上つた。日本內地の輸出同業者と滿洲關係需要者間との中間に立ち堅實なる歩みを續けてゐる。

都市金融組合　（詳細は金融の項參照）

尙、消費者側の組合として、滿鐵消費組合、關東廳職員購買組合、遞信職員購買組合等があり、殊に滿鐵消費組合の如きは加入人員も多いだけに、小賣商人に對しては非常な影響を及ぼしてゐる。

滿鐵消費組合　滿鐵消費組合は明治四十年八月滿鐵が訓練所なる機關を特設沿線在住社員の日常生活必需品供給をなさしめたに始まる。開設當時は滿鐵の監督指導を受け指定訓練人員名組合訓練所合名會社調査機關として業務を續け遂に大正八年十一月一日時勢の要求と全社員の懇望に依り滿鐵消費組合が開設さるゝ迄滿洲在住社員の福利增進と經營刷新に依り業績を遂げて行つた。然し乍ら消費組合の發展は大戰後の不況に入ると共に二百九十萬圓に上つた。日本內地の輸出同業者と滿洲關係需要者間との中間に立ち堅實なる歩みを續けてゐる。

都市金融組合　（詳細は金融の項參照）

尙、消費者側の組合として、滿鐵消費組合、關東廳職員購買組合、遞信職員購買組合等があり、殊に滿鐵消費組合の如きは加入人員も多いだけに、小賣商人に對しては非常な影響を及ぼしてゐる。

滿鐵消費組合　滿鐵消費組合は明治四十年八月滿鐵が訓練所なる機關を特設沿線在住社員の日常生活必需品供給をなさしめたに始まる。開設當時は滿鐵の監督指導を受け指定訓練人員名組合訓練所合名會社調査機關として業務を續け遂に大正八年十一月一日時勢の要求と全社員の懇望に依り滿鐵消費組合が開設さるゝ迄滿洲在住社員の福利增進と經營刷新に依り業績を遂げて行つた。然し乍ら消費組合の發展は大戰後の不況に入ると共に二百九十萬圓に上つた。日本內地の輸出同業者と滿洲關係需要者間との中間に立ち堅實なる歩みを續けてゐる。

都市金融組合　（詳細は金融の項參照）

尙、消費者側の組合として、滿鐵消費組合、關東廳職員購買組合、遞信職員購買組合等があり、殊に滿鐵消費組合の如きは加入人員も多いだけに、小賣商人に對しては非常な影響を及ぼしてゐる。

滿鐵消費組合　滿鐵消費組合は明治四十年八月滿鐵が訓練所なる機關を特設沿線在住社員の日常生活必需品供給をなさしめたに始まる。開設當時は滿鐵の監督指導を受け指定訓練人員名組合訓練所合名會社調査機關として業務を續け遂に大正八年十一月一日時勢の要求と全社員の懇望に依り滿鐵消費組合が開設さるゝ迄滿洲在住社員の福利增進と經營刷新に依り業績を遂げて行つた。然し乍ら消費組合の發展は大戰後の不況に入ると共に二百九十萬圓に上つた。日本內地の輸出同業者と滿洲關係需要者間との中間に立ち堅實なる歩みを續けてゐる。

都市金融組合　（詳細は金融の項參照）

尙、消費者側の組合として、滿鐵消費組合、關東廳職員購買組合、遞信職員購買組合等があり、殊に滿鐵消費組合の如きは加入人員も多いだけに、小賣商人に對しては非常な影響を及ぼしてゐる。

滿鐵消費組合　滿鐵消費組合は明治四十年八月滿鐵が訓練所なる機關を特設沿線在住社員の日常生活必需品供給をなさしめたに始まる。開設當時は滿鐵の監督指導を受け指定訓練人員名組合訓練所合名會社調査機關として業務を續け遂に大正八年十一月一日時勢の要求と全社員の懇望に依り滿鐵消費組合が開設さるゝ迄滿洲在住社員の福利增進と經營刷新に依り業績を遂げて行つた。然し乍ら消費組合の發展は大戰後の不況に入ると共に二百九十萬圓に上つた。日本內地の輸出同業者と滿洲關係需要者間との中間に立ち堅實なる歩みを續けてゐる。

都市金融組合　（詳細は金融の項參照）

尙、消費者側の組合として、滿鐵消費組合、關東廳職員購買組合、遞信職員購買組合等があり、殊に滿鐵消費組合の如きは加入人員も多いだけに、小賣商人に對しては非常な影響を及ぼしてゐる。

滿鐵消費組合　滿鐵消費組合は明治四十年八月滿鐵が訓練所なる機關を特設沿線在住社員の日常生活必需品供給をなさしめたに始まる。開設當時は滿鐵の監督指導を受け指定訓練人員名組合訓練所合名會社調査機關として業務を續け遂に大正八年十一月一日時勢の要求と全社員の懇望に依り滿鐵消費組合が開設さるゝ迄滿洲在住社員の福利增進と經營刷新に依り業績を遂げて行つた。然し乍ら消費組合の發展は大戰後の不況に入ると共に二百九十萬圓に上つた。日本內地の輸出同業者と滿洲關係需要者間との中間に立ち堅實なる歩みを續けてゐる。

都市金融組合　（詳細は金融の項參照）

尙、消費者側の組合として、滿鐵消費組合、關東廳職員購買組合、遞信職員購買組合等があり、殊に滿鐵消費組合の如きは加

	九年	八年
大連	三、三五、六〇〇	三、三五、六〇〇
瓦房店	一、八八、〇〇〇	一、八八、〇〇〇
大石橋	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇
鞍山	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇
遼陽	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇
奉天	一、四五、〇〇〇	一、四五、〇〇〇
撫順	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇
開原	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇
四平街	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
公主嶺	一、二五、〇〇〇	一、二五、〇〇〇
新京	一、三五、〇〇〇	一、三五、〇〇〇
本溪湖	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
安東	一、四〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇
安奉線	一、四〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇
其他	一、三〇、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇
計	一、三五、一〇〇	一、三五、一〇〇

反消運動　滿洲に於ける反消運動の最初の烽火は大正九年一月下旬鞍山商人の手によつてあげられ遂に組合總物を破壞するに至つたに始まる。勿論之以前に於ても此種運動がなかつた譯ではないが之が表面化したのは此の時以時である、この動機は鞍山製鐵所の縮少により邦商が多數顧客を失ふに至ることを憂慮した結果である。爾來昭和十年一月滿洲國官吏消費組合が新設業務を開始する迄前後五回の反消運動が行はれたが、具體的解決を見るに至らず、漸く滿洲國官吏消費組合を對照とする反消運動が政治問題にまで進展せんとして、軍部、滿洲國當局の斡旋により、世界消費組合史に於てない妥協案作成により五月十九日先づ解決を見た。尤も協定内容其他よりして完全なる解決とは斷言出來ない。要するに滿鐵社員消費組合は依然として内容充實に努力し着々堅實なる歩みを續けて居り勢ひ在滿邦商の一大脅威たるは明かであり今後反消問題の再燃如何は保し難いであらう。

日滿實業協會　昭和八年八月大連市主催博覽會協賛會によつて開催された日滿商務有力實業家懇談會の決議に基き同年十一月十八日設立、鄕誠之助氏を會長として本部を東京日本商工會議所内に置く、支部は現在大連京城にあるが、その目的とするところは日滿經濟提携を促進し滿洲國の經濟建設に協力し兩國の共存共榮を圖るにある。現在直接業務に當つてゐるのは滿洲支部で日滿經濟事情なる月刊滿文雜誌を刊行してゐる。支部の六月末現在に於ける會員は日本人百四十九名滿人二百三十四名計三百八十五名で漸增の傾向にある。

日滿商業團體聯合會　昭和十年一月反消運動の副産物として生れたものであるが大連ヂヤルダイン錦州の商店協會並に全滿十四都市のこれに準ずべき機關が結合組織されたもので、新京商工會議所内に本部を置き、商務擁護の外既團體として存在してゐる。この外全滿小賣業合理化委員會があり、商店のサービス改善小賣業合理化を趣旨としてゐる。

滿洲國側商業業機關

滿洲國側に於ける商人の利益の保護增進を計る機關には、商工同業公會、商會、商會聯合會などがあり、滿鐵附屬地には商務會、關東州には公議會の制度がある。

商會　由來民國の商會は國民政府の發布せる商會法(昭和四年七月)及び工商同業商會法(同)に據るものである。本制度は光緒二十九年發布された商會簡明章程及び其附則によつて設立された機關である。次で民國三年九月商會法が公布せらるゝに至り爰に商務總會及び分會の實現を見、民國十八年國民政府は商會法を布き、從來の各種商會も改組されて悉く委員制を採用するに至つた。他面總商會は商工公斷處をも附設した。現在の商會は商工業及び對外貿易の發展を圖り、商工業公會の綱利增進を以て宗旨とする法人團體で、こと商工業に關する限り中央或は地方行政官署に建議し、政府委員の辦理事項を接受する機關となつた商會の會員は(一)公會會員、(二)商店會員の二より成り、商會の執行委員及び監察委員は會員大會に於て會員代表中より選任され、其任期は四箇年とし二年毎に半數を改選する。但し執行委員及び監察委員は均しく名譽職である。因に同一省區域の商會は聯合して全省商會聯合會を、又各省商會聯合會及び特別市商會は聯合して中華民國商會聯合會を組織することが出來る。また同一區域内に於ける各種商工業者は工商同業公會法により同業公會を設立することが出來る。滿洲國は未だ商會法の制定を見ざるため、暫く從前(民國十八年)の法令を採用してをり、これに據り其の設立に關しては省政府の許可を得るを要し、原則として各特別市、各縣及び各市に設けられるも、地方の經濟事情に依り區、鎭にもこれが設立を許可せられるものである。現在商會聯合會は奉天、吉林、齊々哈爾、哈爾濱の四箇所にある。

各地商會一覽

種別	名稱	所在地
商會聯合會	奉天市商會聯合會	奉天
同	奉天市商會	同
同	營平縣商會	營平
同	撫順縣商會	撫順
同	瓦房店商會	瓦房店
同	復縣商會	復縣
同	昌圖縣商會	昌圖
同	八面城商會	八面城
同	通江口商會	通江口
同	雙城商會	雙城堡
同	阿城縣商會	阿城
同	雙城縣商會	雙城堡
同	賓縣商會	賓縣
同	依蘭縣商會	依蘭
同	方正縣商會	方正
同	樺川縣商會	悅來鎭
同	富錦縣商會	富錦
同	同江縣商會	同江
同	綏遠縣商會	綏遠
同	樺川縣商會	樺川
同	佳木斯商會	佳木斯
同	撫遠縣商會	撫遠
同	饒河縣商會	饒河
同	虎林縣商會	虎林
同	密山縣商會	密山
同	穆稜縣商會	穆稜
同	鶏寧縣商會	鶏寧
同	東寧縣商會	東寧
同	寧安縣商會	寧安
同	海林縣商會	海林
同	牡丹江商會	牡丹江
同	綏芬河商會	綏芬河

織を滿洲國人の間にも組織普及せしめようとする計畫が進められてゐる。卽ち黑河省では既にチチハルに滿洲國人のみの輸入組合が設立されて活動を開始したが、奉天省實業廳でも同市商工會を指導し組合組織を結成せしめ、また熱河省でも日本商品の輸入增加に伴れ協和會支部、省實業廳が共同してこの具體化を計つてゐる。而して滿洲に於ける日常品消費は事實上殆んど全部が滿洲商人の手を通じて行はれるだけに、かゝる輸入取扱機關の發達は日滿貿易の發展に寄與するところ大であると同時に、反面には在滿邦商の商權を脅かす懸念も少なくないので、これが統制の問題も云々されてゐる。

州內の滿商機關　州內の商工業團體は現在六會であるが、事業の內容は所在地の實情により多少の相異がある。被等が組織する商務總會(商務會又は公議會)は商工會議所類似の商工團體にして、主として會員間に於ける相互の親睦を計るを目的とし、商人間の紛爭事件に關し調停和解を爲す機關ともなつてゐるが、今日までの處さして見るべきものがない。

いま關東州內に於けるこの種團體の主なるものを擧ぐれば、次に示す如くである。

名稱	設立年月日	會員數
大連商務會	大二、三、一五	一、二五〇
奉天商務會	大二、一一、一	一、〇〇〇
營口商務會	大三、一、一	三〇〇
鞍山商務會	大一四、一、一	一〇〇
撫順商務會	大一四、一、一	一〇〇
公主嶺商務會	大一四、一、一	一〇〇
四平街商務會	大一四、一、一	一〇〇
鐵嶺商務會	大一四、一、一	一〇〇
新京商務會	大一四、一、一	一〇〇
長春商務會	大一四、一、一	一〇〇
瓦房店商務會	大一四、一、一	一〇〇
鳳凰城商務會	大一四、一、一	一〇〇

(註)　大連商務會、營口商務會、奉天商務會、三十里堡商務會、鞍子嶺商務會、瓦房店商務會、鳳凰城商務會、撫順商務會、鐵嶺商務會、開原商務會、四平街商務會、公主嶺商務會、新京商務會、長春商務會、哈爾濱商務會、大連市商會、西崗商會、西部大連商會

州外の滿商機關　滿鐵は鐵道附地屬內に於ける滿商團體に對し大正二年商務總會通則を定め商工業者の親和を圖つてゐる。同會は滿鐵地方事務所經理係の監督を受けるも、強ち此等の商務會は法人でないことゝ、強制力を有しない點に於て前記の商會や日本の商工會議所などゝ趣を異にする。其の主なるものを示せば左の如し。

新京商務會	(大正二年一月設立)
鐵嶺公議會	(大正元年八年設立)
公主嶺商務會	(大正二年一月設立)
四平街商務會	(大正八年四月設立)
鞍山商務會	(大正三年七月設立)
草河口商務會	(大正十年七月設立)
瓦房店商務會	(大正十二年七月設立)
鳳凰城商務會	(大正十三年二月設立)

外人側の商工會議所

日本人以外の外人の商業的活動は、哈爾濱、大連等が中心となつて居るために、その組織する商工會議所も、哈爾濱や大連にあつて、各々自國商人の利益のために相當の活動を爲してゐるが、滿洲大戰後の反動を受け且つ滿鐵の混合保管制度が實施されるに及んでからは大連、開原を除く外は概ね不振に陷り鐵嶺、瀋陽、營口の取引所は大正十三年十月に閉鎖となり、爾來十數

露國商務會	哈爾濱
佛國商務會	哈爾濱
露西亞商務會	哈爾濱
英吉利北米合衆國商務會	大連、營口、哈爾濱

取引所

日本側取引所

概況　滿洲に於ける取引所は關東廳の設立及び監督に係る(機構改革により昭和九年末より監督權は特命全權大使となる)官營取引所と關東廳の認可を受け株式會社組織による民營取引所の二つに分けられる。前者は大連、奉天、新京の三箇所にあり取引物件は大豆、豆粕、豆油、高粱、包米等の所謂滿洲重要特產物と饅砂とであり、後者は大連株式商品取引所、安東取引所、滿洲取引所(奉天)及び昭和八年十月日滿合辦によつて新規に設立せられたる哈爾濱交易所の四箇所である。(昭和十年九月末現在)

官營取引所沿革　大正二年關東廳は官營の大連取引所を創立し次いで開原、長春、公主嶺、鐵嶺、四平街、奉天、營口、瀋陽、安東の各地に開設したが、滿洲大戰後の反動を受け且つ滿鐵の混合保管制度が實施されるに及んでからは大連、開原を除く外は概ね不振に陷り鐵嶺、瀋陽、營口の取引所は大正十三年十月に閉鎖となり、爾來十數年の間に情勢は更に變動し往年の雄を誇つた開原も滿鐵の開通と共に俄かに萎縮し、四平街、公主嶺も等しく急角度の不振を辿り遂に昭和九年三月開原、四平街、公主嶺の三取引所も閉鎖の運命に陷り沿線各市場の沒落から現在では唯一の特產輸出港に據つた大連に治ど大半の勢力を集中し、新京の官營取引所と哈爾濱交易所が僅に氣を吐くに止り特產取引市場としては獨り大連のみがその殿堂を擅にする結果となつた。

取引所及び取引擔保會社

所名	設立年月日	會社名
大連取引所	大二、三、一五	大連取引所信託株式會社 (大連取引所擔保信託株式會社)
新京取引所	同五、三、一八	新京取引所信託株式會社
奉天取引所	同九、一、二五	奉天取引所信託株式會社

官營取引所一覽

名稱	營業保證金	取引人	株金	拂込	積立金	總株金	總支拂金	備考
大連取引所	人員 身元保證金	一年間						信託會社
新京取引所								
奉天取引所								

(註)　大連取引所の營業期間は毎年十二月一日より十一月三十日に至る
奉天、並に新京の營業期間は一月一日より十二月三十一日に至る

官營取引所特產先物取引

(昭和九年、X印現物)

取引所	種目	品名	出來高	價格	呼値の單位	會定指場
大連	當業取引	大豆				
		豆粕				
	當業取引	大豆				
		豆粕				
	當業取引	大豆				
		豆粕				
	當業取引	大豆				
		豆粕				
新京	當業取引	大豆				
		豆粕				
	當業取引	大豆				
		豆粕				
	當業取引	大豆				
		豆粕				
	當業取引	大豆				
		豆粕				
奉天	當業取引	大豆				
		豆粕				
	當業取引	大豆				
		豆粕				
	當業取引	大豆				
		豆粕				
	當業取引	大豆				
		豆粕				

(註)　奉天取引所は休業

官營取引所現物取引

(昭和九年)

取引所	品名	出來高	價格	會定指場
大連	當業取引	大豆		
		豆粕		
	當業取引	大豆		
		豆粕		
	當業取引	大豆		
		豆粕		
	當業取引	大豆		
		豆粕		
新京	當業取引	大豆		
		豆粕		
	當業取引	大豆		
		豆粕		
	當業取引	大豆		
		豆粕		
	當業取引	大豆		
		豆粕		
奉天	當業取引	大豆		
		豆粕		
	當業取引	大豆		
		豆粕		
	當業取引	大豆		
		豆粕		
	當業取引	大豆		
		豆粕		

(註)　奉天取引所は休業

新京穀糧綿	大豆	二、〇五三車	
	高粱	一、八四四車	
	包米	三三車	
	小豆	五八車	
	吉豆	三車	
	米高粱	一五車	
	粟	二車	
	大麥	一車	

▲奉天取引所は取引皆無

民營取引所一覽（昭和九年）

名稱	取引人	資本金	拂込	積立金	會期	取引高	定期取引	延取引	現物取引
大連株式商品取引所	株主	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一年	一、九六五、五八一枚	一、九六五、五八一枚		
滿洲取引所	人員	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一年	六七〇、七二〇株	六七〇、七二〇株		
哈爾濱交易所	人員	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一年	七〇、一七七、七二四円	七〇、一七七、七二四円		
安東取引所	人員	五〇〇、〇〇〇圓	五〇〇、〇〇〇圓	四〇〇、〇〇〇圓	一年	四、四七八株 七一、九七〇円		四、四七八株	七一、九七〇円

註‖大連安東並に滿洲取引所の營業期間は前年十二月一日より十一月三十一日に至る、哈爾濱交易所の營業期間は四月一日より翌年三月三十一日に至る、單位圓未滿

大連株式商品取引所　大正八年十二月關東州取引所令により當初資本金一千萬圓（四分の一拂込）によつて設立され其後數次の整理によつて昭和十年十月現在は公稱資本金五百萬圓（內拂込額二百萬圓）となり取引物件は、有價證券、麻袋、綿糸布、麥粉、砂糖の五品で俗稱「五品」市場と云はれるのはこれに起因してゐる。現在は砂糖並に麥粉取引は皆無であるが、株式を中心として漸次業績の好化し經費の節減と俟つて名實共に全滿を通じて最大の證券市場を目指し更生の途につきつゝある。

大連株式商品取引所出來高（昭和九年）

定期取引	麻袋	一、九六五、五八一枚	
	綿糸	六七〇、七二〇株	
	綿布	七〇、一七七、七二四円	
延取引	綿糸	四、四七八株	七一、九七〇円
現物取引			

滿洲取引所　滿洲取引所は資本金百萬圓、內拂込資本金二十五萬圓の株式組織にして株式公社債並に商品の先物及び現物取引と之れに附帶する業務を目的とするもので商品部は目下休止中なるも贔案として滿洲米の上場が企圖されてゐる。同取引所の所在地たる奉天は別に官營の特產、錢鈔取引所があるも特產取引は大連市場に壓せられて取引皆無の上に錢鈔取引も不振を極め

官營取引所錢鈔先物取引（昭和九年）

取引所	種類	出來高	價額	會定相場 最高	最低
大連錢鈔對金	期取	三、〇三二、〇〇〇千円		二一〇・一五	二〇九・八〇
	延取	三、〇三二、〇〇〇千円		二一〇・一五	二〇九・八〇
奉天錢鈔對金	期取	三、〇三二、〇〇〇千円		二一〇・一五	二〇九・八〇
	延取	三、〇三二、〇〇〇千円		二一〇・一五	二〇九・八〇
新京錢鈔對金	期取	三、〇三二、〇〇〇千円		二一〇・一五	二〇九・八〇
	延取	三、〇三二、〇〇〇千円		二一〇・一五	二〇九・八〇

一年間

株式出來高及受渡高

		出來高	受渡高
定期取引	麻袋	一、九六五、五八一枚	一、九六五、五八一枚
	綿糸	六七〇、七二〇株	六七〇、七二〇株
	綿布	七〇、一七七、七二四円	七〇、一七七、七二四円
延取引	綿糸	四、四七八株	四、四七八株
	綿布	七一、九七〇円	七一、九七〇円
現物取引			

滿洲取引所出來高（昭和九年）

定期取引	麻袋	一、九六五、五八一枚	
	綿糸	六七〇、七二〇株	
	綿布	七〇、一七七、七二四円	
延取引	綿糸	四、四七八株	七一、九七〇円
現物取引			

哈爾濱交易所　同所は股份有限公司哈爾濱交易所として日滿合辦資本金國幣二百萬圓（二分一拂込）により昭和八年十月設立され、其後增資により現在は百二十萬圓拂込みにして當初營業種目は大豆、豆粕、豆油、小麥、粉、麻袋、綿糸布、雜穀並に倉庫業を兼營してゐたが、昭和十年一月四日の初立會より錢鈔及び混保大豆を上場し、今後北滿經濟界の中樞的取引機關として獨自の特色を有し將來を期待されてゐる。因に同所の決算期は四月一日より九月末を上半期とし十月一日より翌年三月末迄を下半期とする滿洲國の慣習に隨據してゐる。

哈爾濱交易所出來高（康德元年度）

特產定期	大豆	二二四、五二〇株	
	小麥	一一、九六五、五八一円	
延取引		六七〇、七二〇株	
現物取引	粉	七〇、一七七、七二四円	
	雜穀	四、四七八株	七一、九七〇円

安東取引所　資本金二百萬圓の株式組織にして有價證券及び錢鈔の賣買取引と之れに關連して必要な附帶業務を目的とするが、從來同所の主要物件とされた鐵平銀取引が滿洲國幣制改革に基いて昭和九年十月一日以降取引を禁じられ滿洲國々幣をもつてこれに替えたが、鐵平銀取引停止後も暫くは一般に重要商品に對する建値が慣習を守つてゐた爲め國幣取引も不振を極めたが、これが對策として昭和九年十二月三日より內地の主要株式取引を開始し漸く前途に曙光を見出すに至つた。

安東取引所出來高（昭和九年）

現物取引	出來高	二二五、三八四千貫	
	受渡高	三、六三九	
株式	出來高	四七、二七六千円	
	受渡高	六七八	

滿洲綿糸布　從來人絹綿糸布の取引機關は大連と哈爾濱とに分れてゐたが、兩所の取引は大連を仲繼港として北支南支方面に向けに旺んに取引が行はれ年々增加の傾向を辿つて來たが、これが取引方法は輸入業者、仲買人、滿商間の直接取引で其間種々受渡等に紛糾を起す不便があつた爲め、弊害除去と大連人絹取引の繁榮を目標に大連株式商品取引所商品部取引人から人絹の上場を要望取引所から認可申請の手續き中であるが、認可に先立つて同組合員を中心として別に大連人造絹糸組合を結成し、同取引所內の一室を借受け組合員共同出資の方法により帝國人絹會社製品の天保印二十ダールを主として取引を開始し好成績を擧げ前途を屬目されてゐる。

取引開始以來の出來高左の如し。

▲人絹出來高（單位二百封度入一俵）

四月		二、七六〇
五月		六、四二〇
六月		四、〇四五
七月		四、一二五
八月		七、八九一
九月		四、五三〇

滿洲國側取引所

日本側取引所の外に滿洲國側にも之等と類似の機關は存在し、奉天の撫順石炭取引所山城鎭穀物交易所、通遼糧穀交易所、新京及び吉林城內の貨幣交易市場等があつて錢鈔、特產の現物取引を行ひつゝあつたが、

これ等は全く個人信用と同業者間の社會的制裁に基礎を置いて行はれる舊時代の遺物に過ぎず、漸次影を沒して現在では新京の交易所以外殆ど全滅となつてゐる。

取引所合同問題　治外法權の撤廢、行政權の委讓の大綱が日滿兩國政府間に決定と共に附屬地内に在る日本側取引所も當然滿洲國の行政權下に移される運命にあり、從つて滿洲國の取引所令發布に關する調査が急がれてをり(昭和十年九月末現在)、關東州を除いた之等の取引所は從來の複雜な監督權を統一して新規に發布の取引所令をもつて民營に移される筈である。

市場

概況　滿洲の生鮮食料品配給市場は今その開進期に在る。過去に於ける滿洲の市場は滿人向の舊式市場(古道具及び下級雜品類を販賣し、飲食店、見世物、賭博場等の雜居せる露天市場又は集合店舗)と滿鐵附屬地に於て市場會社の經營する邦人向の生鮮食料品市場(卸賣市場と小賣市場を兼營する)とが最も代表的なもので、特殊的存在として財團法人關東州水產會の經營する大連中央卸賣市場が魚市場及大連市直營の大市場がありこれ等は場外取引を禁止して全市の需給をその市場を集める組織に於ては最も進んだ市場であつた。然るに昭和九年二月に滿洲國の中央卸賣市場法が制定されて以來、先づ哈爾濱に昭和十年一月中央卸賣市場が開設され吉林も亦目下之が開設準備中であり、新京寧天に於ても新設の機運に向ひつゝある。

中央卸賣市場開設に至らざるその他の諸都市に於ては、滿洲在來の市場會社組織に依り市場が開設されつゝあり全滿主要都市に市場網が張られるのも近き將來にありと考へられる。

羅紗方法による卸賣市場

(昭和十年十月現在)

地名	市場名	經營主體	資本金及拂込資本金	開設年月	取扱品	年取扱高 昭和六年	年取扱高 昭和八年
			円			円	円
大連	大連市中央卸賣市場	大連市	—	昭和七、二	蔬菜果實	一、六四二、三五	
大連	大連魚市場	關東州水產會	—	昭和三、三	鮮魚鹽干魚	一、八六、四六	(七年)一、九八、八四
旗順	旗順魚市場	關東州水產會	—	昭和三、三	鮮魚鹽干魚	三二、八四	(七年)三四、二四
鞍子嶺	鞍子嶺魚市場	鞍子嶺魚市場株式會社	三〇、〇〇〇	昭和四、九	水產物	三、三四	(七年)五一、五八
鞍山	鞍山市場	鞍山市場株式會社	五〇、〇〇〇	昭和二、一	水產物蔬菜果實	一〇〇、四八	(七年)一二四、三七
寧天	滿洲市場	滿洲市場株式會社	四〇〇、〇〇〇	大正六、九	水產物蔬菜果實	四一七、八四	一、三四、四二
安東	安東市場	安東市場株式會社	一〇〇、〇〇〇	昭和二、一〇	水產物蔬菜果實	—	—
撫順	撫順市場	撫順市場株式會社	一〇〇、〇〇〇	大正七、八	水產物蔬菜果實	(七年)現大洋元	(七年)現大洋元
撫順	千金寨市場	同右	右同	大正八、三	同右	金額一、二三	九、四五
哈爾濱	哈爾濱特別市中央供給市場	哈爾濱特別市	—	昭和三、一	魚類蔬菜果實	—	—
哈爾濱	哈爾濱魚市場	哈爾濱市場株式會社	一〇〇、〇〇〇	昭和九、三	魚類	—	—

組織的小賣市場

地名	市場名	經營主體	開設年月	年總賣上高 昭和六年	年總賣上高 昭和七年
				円	円
大連	俱瀾町市場	大連市	明治六、八	三、六五二、三五	三、六四二、三五
大連	山縣通市場	同右	大正三、一	五五、〇四五	五五、一〇一
大連	大連西市場	同右	大正二、三	一一四、〇五五	一一四、〇五五
大連	小崗子市場	同右	明治四、	一四五、〇五五	一四五、〇五五
大連	千代田町市場	同右	昭和二、五	一四五、〇五五	一四五、〇五五
旗順	旗順魚菜市場	旗順市	昭和二、二	二四五、〇五五	二四五、〇五五
旗順	水師營市場	水師營會	大正九、七	四一、〇〇〇	四一、〇〇〇
普蘭店	魚菜市場	普蘭店商務會	大正六、六	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
鞍子嶺	鞍子嶺會市場	鞍子嶺會	昭和六、五	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
鞍子嶺	鞍子嶺會市場	鞍子嶺會	昭和七、四	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
鞍山	鞍山小賣市場	鞍山市場株式會社	昭和六	四五、六五	一四四、六五
寧天	寧天第一市場	滿洲市場株式會社	大正六、九	一、四〇五、〇四五	(八年)一、四〇五、〇四五
寧天	同第二市場	同右	昭和八、八	二四五、〇五五	二四五、〇五五
安東	安東公設小賣市場	滿鐵	昭和四、三	三四、〇五五	三四、〇五五
撫順	中央小賣市場	撫順市場株式會社	大正七、八	一一四、〇五五	一一四、〇五五
撫順	千金寨市場	同右	大正八、三	(七年)現大洋元	(八年)現大洋元
開原	開原市場	開原市場株式會社	大正七、二	一四五、〇五五	一四五、〇五五
四平街	日本人市場	滿鐵	昭和七、三	一四五、〇五五	一四五、〇五五
四平街	滿洲人市場	同右	昭和五、九	一四五、〇五五	一四五、〇五五
新京	新京小賣市場	新京市場株式會社	大正六、八	一、四〇五、〇四五	(八年)一、四〇五、〇四五
哈爾濱	道裏南市場	哈爾濱市	—	—	—
哈爾濱	道裏北市場	同右	—	—	—

非組織的市場

地名	市場名	所在地	市場の種類	取扱商品
金州	金州市場	金州市場西	街小賣市場	雜貨食料品、蔬菜、果實、鮮魚鹽干魚

地名	市場名	所在地	市場の種類	取扱商品
東京城	東市場	—	露天小賣市場	蔬菜、魚類、肉類
營口	中市場	同右	同右	同右
營口	西市場	同右	同右	魚類、肉類
寧天	小東門外魚菜市場	小東門外	卸小賣市場	蔬菜、鮮魚鹽干魚、肉類
寧天	小東門裏果實市場	同右	同右	果實
寧天	大西關平康里市場	大西關平康里	小賣市場	蔬菜、牛羊肉、鯖詰
寧天	大西邊門外平康里南市場	大西邊門外平康里	同右	同右
寧天	小西邊門外魚菜市場	小西邊門外	同右	魚類、鳥獸肉、豚肉
寧天	北區市場	北區	同右	同右
寧天	西北區市場	西北區	露天小賣市場	同右
寧天	工業區市場	工業區	同右	同右
寧天	平康里市場	平康里	小賣市場	同右
寧天	大南門外市場	大南門外	同右	魚類、鳥獸肉、野菜
木蘭湖	木蘭湖新市場	河東	小賣市場	魚類、蔬菜、雜貨、肉類
安東	安東魚菜市場	市六道辻	卸小賣市場	魚類、野菜、鹽商會館著
新京	菜市場	西四馬路、五馬路間	小賣市場	羊豚肉、野菜
新京	菜市場	東三道街	卸賣露天市場	野菜
哈爾濱	南崗東市場	南崗東市場	小賣市場	魚類、野菜、果實、肉類
哈爾濱	南崗西市場	南崗西市場	同右	同右
吉林	菜市場	龍牛馬行大街	小賣市場	豚肉、野菜
吉林	菜市場	不明	同右	同右
吉林	肉市場	同右	同右	牛羊肉
吉林	菜市場	同右	同右	野菜
吉林	肉市場	同右	同右	魚類、鳥肉、鳥肉
吉林	菜市場	草市街	同右	野菜、肉類
吉林	菜市場	草市東門	同右	豚肉、鮮魚
吉林	菜市場	草市街合營胡同	同右	魚類、野菜
齊々哈爾	菜市場	南大街	小賣市場	川魚、鳥肉、野菜、肉類

滿洲見本市　從來滿洲に於ける見本市は各府縣の團體が個々に開催せる結果、徒らに費用と時日を要し、取引上の統制を缺いてゐた。滿洲輸入組合聯合會は之を遺憾とし、內地各府縣の合同による統一ある大見本市開催の運動に着手し、昭和五年春頃より具體化し同年七月七日より三日間大連に於て第一回滿洲見本市を實現せしめた。參加府縣三府、一道、一州、二十三縣、出品者五百三十餘名に達し、場內取引高三十一萬圓といふ相當の好成績を擧げ、次いで昭和六年七月二十四日より三日間第二回見本市を開催し、場內取引四十三萬圓に達し、前年度より約十二萬圓の增加を見た。第三回滿洲見本市は昭和七年八月二十三日より三日間奉天に於て開催され、その取引高は六十一萬に上り、前回に比し約十八萬圓の增加を示した。また第四回見本市は昭和八年七月十七日より三日間大連に、續いて二十八日より三日間奉天に開催されたが、場內約定取引は大連に於て百三十三萬圓、奉天に於て三百六十二萬圓を突破し、順調的好成績を擧げた。昭和九年度の第五回見本市は七月十七日より三日間大連に、次いで二十四日より三日間奉天で開かれたが取引高は四百十二萬一千二百九十一圓內大連百七十一萬一千八百七十五圓奉天二百四十萬九千四百十六圓に達し前回に比し八十餘萬圓の減退を見た。北滿農民の疲弊と開催における北滿水災が直接原因に擧げられてゐるが第五回を契機として南滿のみに開催される見本市はその實績が漸次下降し始めたことは否めない。卽ち十年度第六回見本市は主催者側でこの傾向を窺知するとともに、北滿接收後とて、從來の大連奉天の外ハルビンを加へ前年同樣七月十七日より三日間宛開催されたが、ハルビンを除く南滿に於ける成績は天候の關係もあつたが豫想以上に惡く取引高は大連五十六萬一千二百九十四圓奉天九十一萬二千八百六十四圓で、前年に比し二百六十四萬七千百五十四圓の減退を見た。卽ち十年度第六回見本市は現實的には北滿移出入組合聯合會は之を遺憾とし、內地各府縣の合同による統一ある大見本市開催の運動に着手し、昭和五年春頃より具體化し同年七月七日より三日間大連に於て第一回滿洲見本市を實現せしめた。參加府縣三府、一道、一州、二十三縣、出品者五百三十餘名に達し、場內取引高三十一萬圓といふ相當の好成績を擧げ、次いで昭和六年七月二十四日より三日間第二回見本市を開催し、場內取引四十三萬圓に達し、前年度より約十二萬圓の增加を見た。第三回滿洲見本市は昭和七年八月二十三日より三日間奉天に於て開催され、その取引高は六十一萬に上り、前回に比し約十八萬圓の增加を示した。また第四回見本市は昭和八年七月十七日より三日間大連に、續いて二十八日より三日間奉天に開催されたが、場內約定取引は大連に於て百三十三萬圓、奉天に於て三百六十二萬圓を突破し、順調的好成績を擧げた。昭和九年度の第五回見本市は七月十七日より三日間大連に、次いで二十四日より三日間奉天で開かれたが取引高は四百十二萬一千二百九十一圓內大連百七十一萬一千八百七十五圓奉天二百四十萬九千四百十六圓に達し前回に比し八十餘萬圓の減退を見た。北滿農民の疲弊と開催における北滿水災が直接原因に擧げられてゐるが第五回を契機として南滿のみに開催される見本市はその實績が漸次下降し始めたことは否めない。卽ち十年度第六回見本市は主催者側でこの傾向を窺知するとともに、北滿接收後とて、從來の大連奉天の外ハルビンを加へ前年同樣七月十七日より三日間宛開催されたが、ハルビンを除く南滿に於ける成績は天候の關係もあつたが豫想以上に惡く取引高は大連五十六萬一千二百九十四圓奉天九十一萬二千八百六十四圓で、前年に比し二百六十四萬七千百五十四圓の減退、ハルビンを加へた滿洲全體としては同見本市が、

見本市約定取引高

第一部（家庭用品）

	九年度	十年度
陶磁器	三、四四五	三、四五六
世帶道具	一、四四四	一、四四四
家具裝飾品	四、六四一	四、六四一
玩具運動具	四、四四六	四、四四六
文具	二、四四六	二、四四六
金物機械類	二、四四四	二、四四四
建築材料	二、三四	二、三四
自轉車	四、四四四	七、四四四
電氣器具	一	一
實業工業品	二、四四六	二、四四六
雜品	四、四四四	四、四四四
小計	二、四四六	二、四四六

第二部（服裝附屬品）

呉服織物	二、四四四	二、四四四
洋服及洋服地	二、四四四	二、四四四
毛織物	二、四四四	二、四四四
メリヤス	二、四四四	二、四四四
ゴム製品	四、四四四	四、四四四
和洋雜貨	二、四四四	二、四四四
皮革製品	二、四四四	二、四四四
小間物化粧品	四、四四四	四、四四四
時計貴金屬	二、四四四	二、四四四
雜品	四、四四四	四、四四四
小計	二、四四四	二、四四四

第三部（食料品）

食料雜貨	二、四四四	二、四四四
海產物	二、四四四	二、四四四

	九年度	十年度
菓子及菓實類	四、四四四	四、四四四
雜品	二、四四四	二、四四四
計	三、四四四	三、四四四

取扱商人國籍別取引高

（單位圓）

	九年度	十年度
滿洲	二、四四四、四四四	二、四四四、四四四
內地	四、四四四、四四四	四、四四四、四四四
外國	四、四四四	四、四四四

買主地方別

（單位圓）

大連	五六七、二〇五	五四二、七六〇
旅順	八、二九七	五五、三二四
營口	二、九七二	六七、八〇四
大石橋	八九三	二五、五三三
鞍山		九、六六〇
撫順		一四、四一四
奉天		三二、三二九
鐵嶺		一、九九六
四平街		三七八、二一六
新京		一四、〇〇七
吉林		三一、一〇七
哈爾濱		一三、〇四三
齊齊哈爾		四、三七九
安東		七五、三四二
間島		一、四四四
龍井村		四、四四四
局子街		四、四四四
琿春		四、四四四
延吉		四、四四四
敦化		四、四四四
哈爾濱		四、四四四
滿洲里		四、四四四
海拉爾		四、四四四
齊齊哈爾		四、四四四
洮南		四、四四四
四平街		四、四四四
公主嶺		四、四四四
長春		四、四四四
新京		四、四四四
吉林		四、四四四
敦化		四、四四四
間島		四

滿洲國人間にも保險思想普及し、滿洲國人にして本邦會社と契約せむと欲する者も生じて來た。

次に損害保險に就て見るに日露戰役後、內地保險會社は最初旅順に代理店を設置したが、其の後大連の發展著しく滿洲の經濟上の中心點となつたので、各保險會社は何れも事業本據を大連に移し、殊に外國保險會社は滿洲に於ける特產物の出貨多きに着眼し、之に對する運送及び海上保險を目的として活躍し、且つ火災保險にあつても本邦會社の基礎未だ薄弱なるため、大連に於ける契約は殆んど外國會社の手中に歸したが、歐洲戰後本邦保險業者の進出するところとなり、漸次外國保險業者の地盤を侵蝕し、今や彼我の勢力は歐洲戰後を前後として其の地位を顚倒してしまつた。

尙大連火災海上保險株式會社は內地資本家、東京海上、大正海上）及び滿鐵會社の出資を得て、資本金二百萬圓（四分の一拂込）を以て、大正十一年八月事業を開始し、今日の好成績を見せてゐる。

關東州火災保險協會　財界の急激なる變動に伴ひ內外國銀行の積極的活動を誘致益々競爭激化し、引いては保險料率の低落を來し業績の悪化甚だしく、各社ともその料率低下防止の必要叫ばれ遂に昭和九年十二月十七日關東州火災保險協會を大連市に結成、翌十年二月一日より州內に協定料率を實施する運びに至つた。同協立料率は從來の料率に比し平均約三割五分高となつた。協會會員會社は次の如し。

日本火災、日本海上、日本共立火災、豐國火災、東京火災、東洋海上火災、東京海上、東洋火災、朝鮮火災海上、大倉火災海上、大正海上火災、太平火災海上、大同海上火災、太陽火災海上、大連火災海上火災、福昌海上火災、神戶海上火災、朝日海上火災、共同火災、明治火災、三菱海上火災、上海聯保水火有限公司、福津海上火災、パッターファイルド、スワイヤー、ローナプエツタアード、ウイニングス。

州外火保動吐　州內に於ける協會結成に鑑み、奉天、新京、ハルピン三都市に於ても漸次協會結成の氣運が擡頭しつゝあるが、奉天が目下紳士協定に基き料率協定を實施しつゝある以外、新京、ハルピンとも未だ目下實化するに至つてゐない。

保險業成績

（昭和九年末現在）

種別	年次	保險業者	收入保險料	支拂保險金		日數	金額
				件數	金額		
生命	九年	一社	圓	件	圓	日	千圓
損害	九年	一四社	一、三四九、一五五	一、二四九	一、一三九、四四五	一、三四九	一、一三九、四四五
其他	九年	一社	四、八一三	四二	四、〇四一	四二	四、〇四一
合計	九年	一六社	一、三五四、〇六八	一、二九一	一、一四三、四八六	一、三九一	一、一四三、四八六

簡易生命保險　關東州及び滿鐵附屬地は簡易生命保險法施行地域外であるが、在留邦人の生命保險を必要とする程度は內地居住者の比でないので、州內及び州外に於ける邦人をして郵便振替貯金制度の利用に依り、簡易保險の契約申込及び保險料の拂込をなさしむることゝし、大正十一年十一月一日より管內各郵便局をして之が取扱を開始させた。この施設は全く時勢に投じたものゝ如く保險契約の申込を爲すもの夥しく、昭和九年度末の總契約受理高三十一萬四千八百五十三件、保險金五千八百三十七萬九千圓に達してゐる。而して右契約の內既に內地に轉任し、又は死亡のため保險金の支拂を了し若くは保險料支拂に依る契約の失效、その他解約等を除き、州內外居住者の有する契約高は同年末十八萬九千三十五件、保險金三千四百八十四萬五千五百餘圓と前年度に比し約二萬五千件、約八百萬圓の增加を示してゐる。

郵便年金　滿洲に於ける郵便年金は簡易生命保險同樣郵便振替貯金の媒介により大正十五年十月から內地と同時に開始されたが、これ亦急激に普及し昭和九年度末に於ける契約受理高は三千三百二十三件、保險金四十四萬七千九百圓に達してゐる。然し右契約の內死亡解約等、契約の消滅を控除した同年末に於ける普及狀況は七百五十四件、契約受持拂金年額三萬一千四百六十三圓に及び、順調な好成績を收めてゐる。

滿洲國側の保險

概況　極く少數の新思想者を除く民衆の多くに保險の何たる事さへ今日尙理解されずに居る。尤も損害保險方面に於ては近時非常なる進展を見てゐるが、生命保險に至つては遙に遲れ、未だ普及の域に達してゐない。しかし乍ら上海に於ける保險會社の代理店は近來其の活動を開始し、尙最近我國生命保險業者の間にも研究されてゐる。他ふに滿洲には據るべき死亡統計を缺き又其の生死を證明すべき機關なく、其の他貨幣制度の異る不便等によつて未だ實現されずに居る。

然らば滿洲には保險に關する制度がないかと云ふに然らず、例へば遼河と營口、鴨綠江と安東の如き特殊の地域にあつては、水險即ち洪水に關する保險が行はれてゐるいま安東に行はれてゐる鴨綠江の運船又は匪賊の被害等に對し一種の損害保險によつて運用されてゐない保險制度が行はれてゐる。唯合法的な組織による保險會社及び代理店等に就てみがある。

今その主なる保險會社及び代理店等に就て見るに次表の示す如くである。

名稱	種別	設立年月
泰天保險分公司	人壽兼火險	民十八
滿洲華洋人壽保險分公司	人壽保險	民十二
滿天金星人壽保險公司	人壽保險	民十二
營口益發東火保險有限分公司	火險	民十一
營口益發東三省分公司	火險	民十一
營口益發保險分公司	火險	民十一
益東大有限公司	火險	民十一
益東合記公司	火險	民十一
計　七		
吉林保險分公司	人壽兼火險	民十一
濱江益安保險分公司（備考）此外昭和六年五月上海太平水火保險公司が營口に出張店を開設した。	火險	民十一
益東大有限公司	火險	民十一
益東合記公司	火險	民十一

近況　泰天省に於ける保險事業は近年著しき發達を見てゐる。然しこれ等保險會社の多くは其の設立に當つて地方官憲への出圖敎に通法の登記を行はずして徒らに資本の巨額、信用確實等々の誇張された宣傳のもの多く、從つて一般市民を惑はしめ其の弊害も尠くない。これに鑑みるところあり舊政府は昭和五年十一月保險公司暫行章程を公布し、斯業の管理と進展に努めた。同保險暫行章程に據れば、凡そ保險會社を設立する場合、省城內に於けるものは先づ最高額に呈請して立案を經、省城以外の諸縣に於けるものは所在地主管官廳を經て呈請し御認の上認示される。設立立案を呈請するものは資本金五萬元以上の確實なる二個商店の保證を要する。設立の許可を得たものは保證金五千元を納附し、支店設立の場合にはその半額の納附を要する。而て保險會社は登記後本省許縣內に限つて支店を設立する外、普通商店に代理を委託することが出來る。但し正式の委託文書を要し、委託の期間は資本金二萬元以上のものたることを要す。尙に從來の保險公司にして本章程施行前既に登記を了したるものは、本章程施行の日より六箇月內に保證金の納附を要すと云ふのである。

保險業の發展　從來滿洲國人に對する火災保險事業は殆んど日系の保險業者の獨占に歸して居り、殆んど全部の八、九割は邦商及び外商の掌握するところである。然るに數年前より上海、天津に於ける民國の保險業者が主要都市に支店を設ける氣運を醸成した。而してその主なる保險業者と

しては天津中國實業銀行の永寧水火保險公司(奉天)、上海鹽業銀行の聯泰水火保險公司(小西關)、北平東泰銀行の安平水火保險公司(小西關)等でその保險料率は家屋に對し千分の二乃至五、穀石千分の三乃至五、貿易品千分の四乃至六、普通雜貨千分の五乃至七である。

東華保險公司　哈爾濱東華保險公司は水火災の保險を以て本旨とする株式會社で本店を哈爾濱道外に置く。資本金現大洋五十萬元(六、二五〇株)拂込は十二萬五千元である。

滿洲國に於ては未だ保險に關する根本法規の制定を見ず、現在實業部に於て保險業法を立案中であるが、大體の意嚮を仄聞するに滿洲國は保險事業の統制を策し、これに伴ひ滿鐵附屬地の保險營業權をも接收せんとし日本內地側と接衝中である。而して生命、損害兩保險事業共獨占的會社を設立せんとしてゐるが、內外の情勢上竝に決制上相當困難を伴ふものと見られ該案に對し複雜なる修正の經過を經て實現するのではないかと見られてゐる。

倉・庫　業

滿洲の倉庫業

概　況　滿洲の倉庫業は明治四十二年大連起業倉庫が活動せるに始まり、世界大戰の好影響により各地に三十有餘に及ぶ倉庫業の濫設を見た。然るに大正九年パニックの襲來に會し整理時期に入り其の後引續く不振裡に今日に及んでゐる。獨り滿鐵經營の倉庫業は經々營業し今やその規模の宏大、收容能力及び其の設備の完備せる點に於ては、先進歐米諸國に比し何等遜色なき發展を見るに至つてゐる。

しかし乍ら民間に於ける一般倉庫業は現在滿鐵倉庫業のために殆んど占有され、滿洲特產物の大部分も亦同社に吸收されてゐる。卽ち滿鐵倉庫業は總寄託貨物の九割を又保管料に於ても總額の九割を占めてゐる。この外特殊倉庫として大連棉花會社の冷藏庫があり魚介の冷藏を主として營んでゐる。

滿洲主要都市に於ける滿鐵以外の主なる倉庫業者は次の如くである。

大　連　國際運輸倉庫株式會社、南滿倉庫信託、滿鐵倉庫部、東北江運總倉庫、中東鐵道倉庫、哈爾濱國際運輸倉庫、哈爾濱運輸倉庫、

奉　天　國際運輸倉庫株式會社、南滿倉庫信託、滿鐵倉庫部、

新　京　國際運輸倉庫、滿鐵倉庫部、

撫　順　撫順倉庫

このほか多數の自己倉庫としては

營　口　太古洋行倉庫、撫昌洋行倉庫、ブラナアセン

ド會社倉庫

哈爾濱　ロバート父子商會倉庫、ソツサルド特華商倉庫

因に寄託貨物の主なるものは大豆を筆頭に豆粕、高粱、包米、小豆等これに次き、鐵材、麥粉、セメント、石油等である。滿洲輸入額合聯合會では近年輸入貨物が激增し倉庫不足を生じてゐる狀態ん鑑み、まづ大連の組合員のために共同輸入倉庫建設を計畫、大連市神明町に昭和十年七月來よりこれが建築を開始、同年十一月末には淺工さるべく十二月より收容の豫定である。なほ同年八月滿洲輸入會社の設立を見るや同倉庫は同社に委管された。

保稅倉庫計畫　奉天に於ける保稅倉庫設置の要求は大正十年に起り、奉天商工會議所が中心となつて設置訴願運動を續け、滿洲國成立後再び奉天商議より滿洲國政府あてに保稅倉庫設置請願書を提出中の處、大同元年六月同國政府總務長官より商議あて奉天に於ける保稅倉庫設置は、日本の滿洲國承認を前提とし、同且つ滿洲國稅關制度の確立を俟つて當然解決に着手さるべしとの回答があつた。これに依つて永年の懸案であつた奉天の保稅倉庫設置問題は、日本の滿洲國承認と滿洲國稅關制度の確立と共に早晩實現されることゝなつた。これによ

り從來滿洲が日本より輸入する雜貨の中、奉天に集まる額は一億圓を算し、中六千萬圓は各地に散布するが、保稅倉庫實現の曉は現在輸入商が被つてゐる稅關の不當評價荷物の破損荷受、拔荷等の損害竝に密輸入を免れ、滿鐵保稅輸送により大連より陸揚げされる輸入貨物はその儘奉天保稅倉庫に一旦收容され、玆で稅金を拂ひ必要貨物だけ繰出出來ることとなるから日滿輸入商の利益は莫大なものとなる。而してその後滿洲國政府は大同二年の豫算に設置に關する調査費を計上し、日本倉庫業の權威者六名を招聘し、同樣の諮問ある新京、ハルビン等をも視察調査せしめた。然し順序として奉天に先つ設置せられざる譯なく、且つ奉天設置は日滿貿易業者が必死的の努力を續けて來たもので、多年の努力が目的を達したものと見てよい。かくて滿洲國政府では滿洲主要都市に保稅倉庫を設置し、奧地商人の取引に利便を與へるためこれが實施に必要なる稅關規定を康德二年四月一日付を以て改正、これに伴ふ定員は勅任官十名、奏任官六十八名を增加することになつた。

しかし殘る問題は保稅倉庫の設置場所及び經營主體の決定で、一、二保稅行政權の及ぶ區域が日本の行政權下にある附屬地に及びもりもあり、結局附屬地行政權の調整移

讓と地を一に上屬零の解決を見る樣である。

滿鐵の倉庫

概　況　滿鐵に於て倉庫營業を開始したのは、明治四十四年九月であるが、事實上は明治四十一年十月に始まる。當時大連埠頭に於て埠頭保管といふ名稱の下に、船舶及び鐵道によつて埠頭に輸送された貨物を保管し、これに對して倉庫證券を發行してゐた。又鐵道沿線に於ても、停車場その他の設備が成ると共に、各主要驛に倉庫及び上屋を建築し又野積場を設け、明治四十二年から製絲貨物保管なる名稱の下に、無償で特產物其の他の保管を開始した。然し此等のものは規模に於ても、施設に於ても、未だ完全でなかつたから、明治四十三年には政府の許可を得、翌四十四年には倉庫營業規程を出し、それと同時に大連埠頭その外十五驛を倉庫營業驛とし同年の九月から一般の倉庫營業を開始するに至つた。而して今日倉庫營業所々在地は大連を始め各沿線に三十一箇所、支數三十七棟の倉庫を有してゐる。なほ昭和十年九月よりはその他の小驛にても受寄を開始し所定受持驛より檢査人が出張し沿線に於ける混保制の擴充に努めてゐる。

混合保管　保管方法に就て見ると、通常の倉庫業に於て見るやうな分廳保管制度以外に、混合保管の制度がある。混合保管とは受寄物の保管を爲すに當り、種類、品質の同等なる貨物はこれを寄託者別に分廳せず、全部混合又は融和の形に於いて保管するもので、出庫の際は此等混合保管貨物の內から、當初寄託せられたると同種類、同品質、同數量の貨物を適宜分廳して返却する制度である。現行混合保管規程によれば混合保管をなす貨物は(一)大豆、(二)豆粕、(三)豆油、(四)小麥の四種であるが、これが實施期を示せば左の如くである。

混合保管開始

取扱種類	開始年月	備考
大豆	大正八、一二	大連埠頭
豆粕	二、一二	大連埠頭
豆油	一〇、一	鞍山埠頭
小麥	七〇、五	鞍山埠頭
小麥	一〇、一〇	鞍山埠頭
小麥	昭和二、四	全驛

混合保管制度はほとんどあらゆる貨物に適用されてゐるが、豆粕混合保管制度は昭和十五年四月に廢止せられるものである。

倉庫貨物取扱數受拂高

（昭和九年十二月末）

種別	種類	受高	拂高	差引殘高
大豆混合保管	豆粕	一、八六二、五四〇	一、六五二、四四〇	二一〇、一〇〇
豆粕混合保管	豆油	四二、五五〇	四〇、九五〇	一、六〇〇
豆油混合保管	豆粕	一、三五〇	一、三五〇	一、六〇〇
分置保管	豆油	三、九六〇	三、九六〇	一、六〇〇
昭和九年度計		二、九四二、四四〇	二、七三二、四四〇	二一〇、一〇〇
昭和八年度計		四、八七二、三二〇	四、六六二、二二〇	二一〇、一〇〇
昭和七年度計		五、三二二、三二〇	五、一一二、二二〇	二一〇、一〇〇

滿鐵社外線の混保制　從來滿鐵の大豆混保制度に關しては、吉長鐵道以外はこれを全然受寄せず、その原因は全く獨占壓良政權下の鐵路當事者の無理解に基くもので、混合保管制度は滿鐵のために行つてゐるものと解釋し、それは如何に荷主に便利なものであつたかを諒解し得なかつた。ために滿鐵に於ても止むなく昭和二年以後國際運輸をしてなさしめ、社外線の混合保管寄託を取扱はしめてゐたのであつた。其の結果運送及び保管上に非常な不便を伴ひ、屢々荷主の陳情があつたが、滿洲事變後の情勢の一變により、滿洲國各鐵路局では大豆混合保管取扱ひに關し漸く諒解を深め、四洮、洮昂、瀋海、吉海各鐵路が參集協議した結果、各鐵路沿線荷主の要望により滿鐵の混合保管を各鐵路が代理して受寄することになつた。而して檢査の技術上の點に關しては滿鐵規定の混合制度を嚴守し、檢査人も滿鐵から派遣することになつたため、荷主としては何等の不安なく取引を行ふことが可能となり、檢査手數料の如きも各線共倉理的料金を規定した。而して昭和八年四月一日をもつて國線の滿鐵委管とともに混保側も社線と全く統合され、その整備に努めつゝある。昭和九年十月以降の大豆出廻りまでには滿線二十六箇所に約十二萬圓を投じて檢査室を完成し、また同十月二十五日付を以て檢査人六十名は滿鐵鐵道部より鐵路總局へ轉出する等、總局では同線將來の發展を考慮し、滿鐵に劣らぬ設備をなしつゝある。四線に於ける大豆混保取扱驛左の如し。

國線混保大豆取扱驛

大連線　通遼、大林
洮昂線　齊齊哈爾、龍江、山城鎭、雅魯、朝陽鎭、碾子山、昂昂溪、日前
京圖線　東豐、西安
下九臺、楡皮屯、孤店子、九站、吉林、敦化
拉濱線　蛤蟆塘、江、三棵樹、周家、拉林、五常、山河屯、水曲柳、新站
三棵樹鎭頭
京濱線　三棵樹鎭頭
葦河、鏡泊湖、舒蘭、一面坡
濱洲線　扎蘭屯、免渡河、昂昂溪、安達
濱綏線　昂昂溪、鳥吉密河、一面坡
八區機廻線　八區、八區機廻
道理機廻線　道理機廻
濱北線　呼蘭、康金井、綏化、四方臺、克音河、海倫、海北、通化、北安
齊北線　齊々哈爾、泰安、克東、克山
訥克線　拉哈、訥河
齊克線　郭家屯、洮林、四門臺、通泰、雙河、白城子、鎭東、東屏、哲基、泰來、江橋
檜樹線　東昌々潤

日滿倉庫會社　日滿倉庫會社は日滿貿易貨物の海陸連絡を圓滑ならしむるため、昭和五年六月一千萬圓の資本金（拂込八百二十五萬圓、全株滿鐵所有）を以て設立され滿鐵關係の倉庫の外、貨物積卸荷役及び通關、運輸事務をも取扱ひ、川崎市鶴見に七萬餘坪を購入し、鐵道を引込み數設し棧橋

を架し、從來の沖取りの不便を除き經濟的利益を圖る目的を以て昭和六年一月着工、八年五月より營業を開始した。この川崎埠頭は平行棧橋（二九三米、水深九米）横棧橋（一七〇米、水深九米）を有し、六、七千噸級船舶五隻を横付けをしめに能力をもつてゐる。現在では大汽、商船、川崎等の定期貨物船外多數の不定期船もこれを利用してゐるが、なは將來の發展に備ふべく增築が計畫されてゐる。なほ大阪市營埠頭にも滿洲向物資輸出に便するため陸に施設をなし、三千噸級四隻繫留の計畫の下に工事を進め、昭和十年四月一部完成を見假營業を開始したが、十年十二月末には完成される豫定である。同社は創業後日が淺いため未だ本格的の營業といふ點にはゆかぬが、現在迄の機械式配當を行ふまでには致つてゐないが、諸施設完了の曉が期待される。

滿洲國側の倉庫業

滿洲國側の倉庫業は、今日なほ甚だ幼稚なる棧屋（行棧）及び堆棧の域を脫せず、單に貨物を預り、僅少の手數料を徴してゐるが、別段に倉庫證券を發行する譯でなく金融の途も講ぜられない。然し現在の堆棧は（一）普通の堆棧業者による施設、（二）關棧と稱する稅關の施設にかゝるもの、（三）特殊物の貯藏に從事する者による施設に分ける事が出來るが、（二）を除いては見るべきものがない。其の他滿洲に於ける特殊物の實質に絶大な勢力を有し、その本業の傍ら旅館や金融等を兼ねてゐる棧棧なる機關がある。關棧はその院內に取引する商人の貨物を預り、金融の途を講ずると共に、高率な倉敷料をとつて居り、滿鐵沿線以外に於ては非常に重要な倉庫である。更に滿鐵沿線に於ても倉庫營業者が入庫貨物を抵當とし、寄託者が貨物の保管を拒まれた時などに、一時融通に寄託して居るが、倉敷料の點に於ても設備の點に於ても日本側倉庫業や滿鐵倉庫などに比較して到底問題にならない程幼稚なものである。

物價

一部分の土產品を除つて、經濟建設にも日常生活にも輸入物資に俟つこと多い滿洲に於ては、輸出入貨物の集散中心地である大連の物價がその基準をなすことは勿論である。滿洲各都市の物價は大連からの距離に比例して運賃と滿洲國輸入稅だけ物價水準が增高されることになる。これは商實物價にも現れてゐるが、就中小賣物價に著しく現れてゐる。

內外物價指數對照表

（滿鐵調査課調　大正元年七月基準）

年月	新京 國幣建	新京 金圓建	大連	東京	倫敦	紐育	巴里
大正元年七月	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同　十二月	一〇五・四	一〇一・九	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
大正二年一月	一〇四・七	一〇一・三	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
同　二月	一〇五・〇	一〇一・五	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
同　三月	一〇五・〇	一〇一・五	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
同　四月	一〇二・七	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
同　五月	一〇二・一	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
同　六月	一〇二・六	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
同　七月	一〇二・六	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
同　八月	一〇二・六	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
同　九月	一〇二・八	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
同　十月	一〇二・八	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
同　十一月	一〇二・六	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
同　十二月	一〇二・六	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
大正三年一月	一〇二・六	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五
同　二月	一〇二・六	一〇一・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇一・一	九八・五	九八・五

漢口主要都市小賣物價指數比較（民國二十二年一月）

月別	漢口	南京	蕪湖	安慶	九江	南昌	長沙	沙市	宜昌	重慶	成都
民國十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十二年一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
三月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
四月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
五月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
六月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
七月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
八月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
九月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

新京即賣物價指數表（民國二十二年一月）

月別	總指數	食物	燃料	衣著	住宅	雜項
民國十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十二年一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
三月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
四月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
五月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
六月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
七月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
八月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
九月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

漢口主要物價指數表（民國二十二年一月）

月別	總指數	食物	燃料	衣著	住宅	雜項
民國十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十二年一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
三月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
四月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
五月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
六月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
七月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
八月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
九月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

漢口即賣物價指數表（民國二十二年一月）

月別	總指數	食物	燃料	衣著	住宅	雜項
民國十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十二年一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
三月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
四月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
五月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
六月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
七月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
八月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
九月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

新京即賣物價指數表（民國二十二年一月）

月別	總指數	食物	燃料	衣著	住宅	雜項
民國十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十二年一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
三月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
四月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
五月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
六月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
七月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
八月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
九月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

漢口主要物價指數表（民國二十二年一月）

月別	總指數	食物	燃料	衣著	住宅	雜項
民國十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十二年一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
三月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
四月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
五月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
六月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
七月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
八月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
九月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

漢口即賣物價指數表（民國二十二年一月）

月別	總指數	食物	燃料	衣著	住宅	雜項
民國十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十二年一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
三月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
四月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
五月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
六月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
七月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
八月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
九月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

新京即賣物價指數表（民國二十二年一月）

月別	總指數	食物	燃料	衣著	住宅	雜項
民國十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十二年一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
三月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
四月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
五月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
六月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
七月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
八月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
九月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

漢口主要物價指數表（民國二十二年一月）

月別	總指數	食物	燃料	衣著	住宅	雜項
民國十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十二年一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
三月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
四月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
五月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
六月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
七月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
八月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
九月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

漢口即賣物價指數表（民國二十二年一月）

月別	總指數	食物	燃料	衣著	住宅	雜項
民國十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十二年一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
三月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
四月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
五月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
六月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
七月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
八月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
九月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

新京即賣物價指數表（民國二十二年一月）

月別	總指數	食物	燃料	衣著	住宅	雜項
民國十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十二年一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
三月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
四月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
五月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
六月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
七月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
八月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
九月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十一月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
十二月	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

漢口主要物價指數表（民國二十二年一月）

月別	總指數	食物	燃料	衣著	住宅	雜項
民國十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
民國二十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一

産業

滿洲産業大觀

滿洲國の産業政策

滿洲國の誕生は擧國の熱望の結果として天意の然らしむるところであるが、これを經濟的見地より見れば日滿經濟ブロック結成への自然の過程であつた。故に門戸開放機會均等の原則は依然として殘つてゐるが、しかし日本が滿洲國の創建および發達に最大の貢獻をなしてゐる現實的事實よりして當然滿洲の産業は日滿經濟ブロックの完成のため目覺しい躍進を續けてゐる。

經濟ブロックを結成するためには國家總力が意識的に加へられることは已むを得ざるところであり、殊に現在のごとく自由主義經濟の弊漸く大に各國ともこれが匡正に苦心してゐる際とて滿新の天地に新しき安居樂業國を建設せんとする滿洲國に於いてはこれらの弊害を生ぜざるごとき方向に統制せんとするは當然で、この根本方針は昭和八年三月建國一周年に發表された經濟建設要綱に闡明にされた如ちその根本精神は

第一、國民全體の福利を基調とし、平、戰時に於ける國家存立及國民の生活を安固ならしむること、即ち一部特權階級の利益のみに偏重せざること。

第二、東亞經濟の合理化融合を圖るため、先づ日滿經濟を合理化融合すること。

第三、國内に於ける凡ゆる經濟資源を有效に開發して對外經濟戰能力を增大することにあり、更にこれを達成する具體的方針としては左の五點に要約することが出來る。

(一) 日滿兩國民全體の利益を基調とし、利益の偏重を避くること。

(二) 日滿兩國の國防經濟を確立すること。

(三) 外國に率先して不拔の日本經濟勢力を滿洲に扶殖し後滿國たる滿洲國の經濟を誘導すること。これがため日本の資本技術及日滿兩國民の勞働力を新指導精神の下に運用すること。

(四) 適地適應主義により國家全般の利益を基調として合理化に役立つ重業形態を考慮すること。

(五) 門戸開放、機會均等の趣旨を尊重する爲、前項に妨げなき範圍に於て外國人の企業を許し若くは外國資本の流入を促すこと。

從來滿洲國經濟政策の統制主義はやゝもすれば事變直後一部に唱道された國家社會主義的統制と誤解され日本よりの資本投下が躊躇逡巡するに至つた。元來滿洲國は未開の資源に富みこれが開發は最も緊要であるが、しかも滿洲には生産資本の集積乏しく歐米の資本また到底望みをかけるに足らぬから、結局日本資本の流入投下に俟たねばならぬ。故にその日本資本の逡巡は滿洲國の經濟建設に甚大の惡影響を及ぼすのでこれが誤解を解く必要あり、滿洲國政府は昭和九年六月左のごとき聲明書を公表して置く民間の資本の進出を歡迎する旨を明かにした。

政府は客年三月一日經濟建設に關する聲明書を發表し、以て我が滿洲國の經濟建設に關する大體の方針を示す所ありたるが、右聲明書に於ては滿洲國に於ける各般の事業中一般民間の經營に委せらるゝものゝ範圍必ずしも明かならず、民間事業家に對し稍々躊躇徹底を缺くやに觀測せられたるも、既に政府に於ては關係方面の意向をも參し慎重審議を遂ねたる結果、國防上重要なる産業企業、公益的事業及一般產業の根本基礎たる產業、即ち、交通通信、鑛業、重金屬、金、石炭、石油、自動車、鹽安、「ソーダ」、製木等の事業については特別の措置を講ずることゝせるが其他の一般の企業については事業の性質に應じ時に應じ適當の行政的統制を加ふることあるべきも大體廣く民間の進出經營を歡迎するものなり。

如上のごとき滿洲國産業政策の根本方針にもとづき各種事業企業化の際に採らるべき統制形式を表示すれば次のごとくである。

(一) 國營、公營又は特許に依る事業

1 特殊銀行業
2 貯蓄銀行業
3 中央銀行
4 影響若くは獨占的傾向ある事業
5 鹽業
6 鐵道(地方鐵道及び專用鐵道を除く)
7 電信電話(無線化送事業を含む)
8 航空業
9 鹽業
10 阿片
11 煙草市場
12 國有林に於ける林業
13 阿片、コカイン等の取引及び加工業
14 國有鐵道の採金事業
15 鐵、石油、輕金屬鑛等國防上必要なる鑛物の採掘事業
16 輕金屬精煉事業
17 製鐵、製鋼事業
18 油母頁岩工業
19 電氣事業
20 火藥製造事業
21 其他軍需工業
22 廣義的製造事業

(二) 許可(認可)に依る事業

1 普通銀行業
2 保險事業
3 地方鐵道(一般軌道を含む)
4 自動車專用鐵道
5 河川小運送業
6 海運業
7 小運送業
8 鑛業權に依る鑛業
9 入鑛業權に依る鑛業
10 既特許林場權設に依る林業
11 羊毛及び棉花の加工業
12 貯鹽業
13 盬業の製造
14 國有鐵道以外の採金事業
15 石炭採掘其他
16 石油精製事業
17 瓦斯事業
18 自動車工業
19 電氣工業
20 酒精工業
21 製糖工業
22 製鐵工業
23 煙草製造
24 製鹽業

(三) 自由に企業し得べき事業

1 自營に依る農牧業
2 一般農業
3 農畜產物の加工業(二の一二を除く)
4 製材業
5 木產物の取引業(二の二四を除く)
6 畜產物の取引業
7 農林產物の取引業
8 パルプ及び製紙業
9 製粉業
10 製鹽業
11 鹽業工業(二の二一を除く)
12 食料品製造工業
13 油脂工業
14 セメント工業(生産統制を要す)
15 鉛鑛工業
16 鑛鐵工業
17 皮革工業
18 一般製造工業
19 機械工業
20 酒精工業
21 製糖工業
22 製鐵工業
23 煙草製造
24 製鹽業

この統制形式にもとづいて滿洲國の經濟建設は着々として進捗しつゝありまづ特殊會社としては

滿洲中央銀行、滿洲電信電話會社、滿洲炭礦會社、滿洲採金會社、同和自動車會社、滿洲石油會社、滿洲航空會社、滿洲鹽業會社、滿洲電業會社、滿洲鐵業開發會社、滿洲計劃會社、滿洲電業會社、滿洲鐵業開發會社

が既に設立され、計畫中のものに滿洲移民會社、滿洲保險會社、大同林業公司、等がある。

事變後新設會社國籍別出資統計

（昭和十年九月末現在）

國籍別	社數	出資別	資本金	公稱拂込	拂込率
日本法人	一三一	滿鐵關係	一〇七、四九二、〇〇〇	一〇五、四九二、〇〇〇	九八、一
		其他	二五一、三八〇、〇〇〇	二五一、三八〇、〇〇〇	一〇〇、〇
		滿鐵關係	一一五、八八〇、〇〇〇	一一五、八八〇、〇〇〇	一〇〇、〇
滿洲國法人	七一	其他	六七、六一〇、〇〇〇	四五、八六〇、〇〇〇	六七、七
		滿鐵關係	三一、三五〇、〇〇〇	三一、三五〇、〇〇〇	一〇〇、〇
合計	二〇八	滿鐵關係	三一三、六一二、〇〇〇	三一三、六一二、〇〇〇	一〇〇、〇
		其他	三一八、二六〇、〇〇〇	三〇一、五四〇、〇〇〇	九四、六
		計	六三一、八七二、〇〇〇	六一五、一五二、〇〇〇	九七、五

滿洲新設會社事業別計畫資本

（昭和十年九月末現在）

事業別	社數	公稱資本	總計に對する比（%）	拂込資本	總計に對する比（%）
銀行・金融	九	三五、〇〇〇、〇〇〇	五・六	三五、〇〇〇、〇〇〇	五・六
取引所信託業	五	一、二五〇、〇〇〇	〇・二	一、二五〇、〇〇〇	〇・二
鑛業	三	一、三〇〇、〇〇〇	〇・二	一、三〇〇、〇〇〇	〇・二
鐵鋼業	四	三〇、〇〇〇、〇〇〇	四・八	三〇、〇〇〇、〇〇〇	四・八
機械器具工作業	一四	三、三〇〇、〇〇〇	〇・五	三、三〇〇、〇〇〇	〇・五
輕金屬製造業	二	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・二	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・二
化學工業	九	三、〇〇〇、〇〇〇	〇・五	三、〇〇〇、〇〇〇	〇・五
製紙業	四	三、〇〇〇、〇〇〇	〇・五	三、〇〇〇、〇〇〇	〇・五
パルプ	二	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・二	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・二
セメント	三	七、五〇〇、〇〇〇	一・二	七、五〇〇、〇〇〇	一・二
製粉精米業	六	八、〇〇〇、〇〇〇	一・三	八、〇〇〇、〇〇〇	一・三
製酒業	三	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・二	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・二
製粉、製氷、製酒	五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一・六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一・六
製材、製紙、纖維工業	七	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一・六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一・六
農業、畜產、殖產、醸造	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	一・八	一一、〇〇〇、〇〇〇	一・八
倉庫、通信、運輸	一一	一一、〇〇〇、〇〇〇	一・八	一一、〇〇〇、〇〇〇	一・八
動力	一	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・二	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・二
電氣	一	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・二	一、〇〇〇、〇〇〇	〇・二
不動產	六	一、二五〇、〇〇〇	〇・二	一、二五〇、〇〇〇	〇・二
印刷業	一	一〇〇、〇〇〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	〇・〇
新聞雜誌	一	一〇〇、〇〇〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	〇・〇
其他	一	一〇〇、〇〇〇	〇・〇	一〇〇、〇〇〇	〇・〇
計	一〇八	六三一、八七二、〇〇〇	一〇〇・〇	六一五、一五二、〇〇〇	一〇〇・〇

產業調查計畫機關

臨時產業調查局　臨時產業調查局は滿洲國建國以來產業政策上參考に資すべき資料統計に欠いてゐるため、產業政策の徹底に必要なる各產業部門の綜合的基礎調査を行ふ目的のため設置されたものでその設立趣旨書にも國內資源の徹底的調査をなし有效適切なる資源の開發をなさざるべからず、即ち玆に一機關を興し國家產業經濟建設の必須要件たる資源の現況その他產業經濟諸般の事情に亙り可及的速かにその基礎的調査をなさんとすとあり、康德元年春以來實業部に於て計畫立案、設置準備を整へ同年十二月十日調査局官制が公布された。同局は名稱の示す如く臨時的なもので設置期間を五ヶ年間とし實業部大臣の管理に屬し產業の調査を掌り、局長一、理事官三、技正一、事務官七、技佐一二等の定員で、總務科、調査部、資料部の一科二部制であり、總務科は一般庶務、考查を掌り、調査部はこれを各班に分ち各種調査のため移動し、資料部は調査班の調査資料を集計、整理し、新たなる產業政策に寄與する樣、形態を整はしめる。なほ本職制は近く同局の陣容整備を俟ち、實情に卽する樣改組するとのことである。又局長は實業部總務司長が兼任

一、其他　三宅　三宅、八〇〇、〇〇〇　三宅、〇〇〇、〇〇〇　一〇〇、〇
計　二六　六五、八六〇、〇〇〇　六五、〇〇〇、〇〇〇　九八、〇

事變後新設會社法人別計劃資本

（昭和十年九月末現在）

法人別	社數	公稱資本	總計に對する比（%）	拂込資本	總計に對する比（%）
特殊法人	二	三三、〇〇〇、〇〇〇	五・三	三三、〇〇〇、〇〇〇	五・三
普通法人	一三	五九八、八七二、〇〇〇	九四・七	五八二、一五二、〇〇〇	九四・七
計	一五	六三一、八七二、〇〇〇	一〇〇・〇	六一五、一五二、〇〇〇	一〇〇・〇

することになつてゐる。

五ヶ年間の調査計畫中、經常り考慮されてゐる計畫は左の如くである。

一、農業關係（一）農村調査、各縣より代表的農村二、三を選定し全國を五區年間に調査する。本調査は農、養、林、畜、工、商關係各種調査の基本をなすものである。（二）土壤調査、（三）水利調査（イ）遼河、瀋河、太子河、渾河、松花江、牡丹江、（四）農產物の生產に關する調査、生產農產物たる大豆、粟、包米、高粱、小麥等の計劃增殖及需給狀況を調査する。（五）各種特殊調査。

（イ）新工藝作物調查（ロ）主要農產物の品種改良調查、（ハ）各種特用作物の品質調查（煙草、小麥子、大麻子、向日葵、除花、棉麻、在來棉等）（ニ）病虫害に關する調查（ホ）農具に關する調查、（ヘ）除花粉狀況調查。

二、畜產關係　各河川流域の牧畜狀況調查のみならず畜產の保護、人工增殖等の助長施設に付き調査する。

三、林業關係（一）森林資源調查、（二）森林特殊調查（イ）鴨綠江流域地調查（ロ）滿蒙中の品種改良調查。

四、林產關係（一）森林資源調查（二）木材木炭その他林產物の需給關係調查。

五、鑛業關係（一）鑛產資源の調查、（二）鑛業經營の狀態調查（主要炭礦山）

六、工業關係（一）一般工場調查（二）重要工業特殊調查（鉛鐵、油脂、小麥製粉、製糖、酒類、製鹽、羊毛、紡織製糸、製革製靴）（三）家內工業調查。

七、電業關係（一）發電用水力資源調查（牡丹江流域松花江上流、牧林河流域）

七、商業關係（一）產業引狀況調查、（二）貨物の取引市場狀況調查（三）商業團體及企業形態の調查（四）商業補助事業に關する調查（倉庫、倉庫、保險）

以上の如くであるが先づ康德二年初春から農村實態調查が全滿一齊に開始され、同年秋には大體の事計が完了した。

大陸科學院　大陸科學院は滿洲に於ける資源の開發利用を目的とする科學的研究を行ふため、日本各種機關從と獨自に研究すべき事項にのみ限り研究する純粹機關として、康德元年夏以來日本に於ける權威者なる太河內正敏博士を招聘種々協議の結果、康德二年三月二十二日官制が公布され六月一日業務を開始した。併しこの純粹機關たる大陸科學院の上に滿洲國の資源開發利用上科學的研究に關する事項は資源の開發利用に關する事項を掌り、院長一（簡任）研究官六（簡任內二名簡任）事務官一、助手一八名等を定員とし、且つ簡間三名を置くことを得る樣に定められてゐるが、院長は直木國務總理大臣の兼任である。（二）科學審議委員會、同委員會は國務總理大臣を會長とし副會長に總務廳長、委員には總務廳次長、大陸科學院長、大陸科學院顧問、其他關係各部局の總務司長、蒙政部次長を以て構成され、每年一回定期に召集、開催されるものである。第一回委員會は既に康德二年六月開催され、大陸科學院の康德二、三兩年度に於ける研究題目の決定を見た。

主として化學に關する研究

一、製油原料の化學的調查及その利用加工に關する研究

（イ）滿洲產製油原料の化學的調查

（ロ）大豆油及粕の新用途に關する研究

（ハ）燈實油の脂製加工に關する研究

二、纖維及纖維原料に關する研究

（イ）製紙用及人絹パルプ原料として滿洲材の化學的研究

（ロ）羊毛パルプに關する研究

三、阿片及モルヒネ系製劑の製造に關する研究

（イ）阿片の品質の科學的鑑定法に關する研究

（ロ）滿洲各地產阿片の比較研究

五、燃料用酒精に關する研究

（イ）酒精原料及製法の研究

（ロ）無水アルコール製造の研究

七、ニコチン劑の製造に關する研究

（イ）滿洲產煙草の化學的調查

（ロ）ニコチン劑製造法の研究

七、種の精製利用に關する研究

（イ）呼倫貝爾側道種の精製利用方法の研究

（ロ）土壤（硝酸の利用方法
（ハ）金屬の研究（甲狀腺病豫防）
九、畜産品に關する研究
（イ）酪古乳製品の化學的及改良に關する研究
（ロ）屠場副産物主として獸骨及獸腸の利用に關する研究
十、牛痘痲疹に關する研究
十一、骨格植物の根瘤菌に關する研究
十二、骨格植物の利用に關する研究
十三、藥用及香料植物の利用に關する研究
（イ）「ヨモギ」類サントニン原料植物、大黃（下劑原料植物）藏黃（解熱劑原料植物）其他の藥用植物に關する研究
（ロ）ローズ油原料としての「バラ」類各種雜種香料植物其他の香料植物に關する研究
十四、材用、纖維用、牧畜用其他有用植物に關する調査及研究
（イ）造林用樹種の地理的決定に關する研究
（ロ）防雪樹並びに公園用樹種に關する研究
（ハ）花卉觀賞植物に關する研究
（ニ）纖維原料植物に關する研究
（ホ）「タンニン」原料植物其他一般工業用植物の種類に關する研究
（ヘ）牧草に關する研究
（ト）滿洲帝國植物自給分布圖の作製
（チ）滿洲國有栽培植物の品種決定並びに栽培區域圖の作製
主として理學に關する研究
十七、下水處理に關する研究
（イ）低濕地下に於ける下水處理設備に關する研究
（ロ）北滿に於ける下水處理に關する試驗
二十、動力利用に關する研究
（イ）鐵車及其動力傳導裝置等に關する研究
（ロ）排水、灌漑及飲料水供給に關する研究
二二、農產加工用機械に關する研究
（イ）農業用穀類精選選別に關する研究
（ロ）高級精白機に關する研究
二三、纖維に關する研究

（イ）羅紗製造用羊毛選別機に關する研究
（ロ）ホームスパン等の毛織機械に關する研究

滿鐵經濟調査會　滿洲事變直後昭和六年末關東軍に滿洲の政治經濟產業を司る統治部が設置されたる時に際し之が補佐機關として當時の關東軍參謀板垣大佐、石原中佐の發案により滿鐵調査會内に設置されたが翌七年一月二十六日之を改編して社内エクスパートを總動員して經濟調査會を作つた。十河理事が委員長故石川鐵雄氏が副委員長宮崎正義氏が第一部主査として關東軍の新京移轉と共に同年十月二十六日附陸して新京に移つたが、顧來軍の補佐機關として滿鐵の有する豐富な資料とエクスパートを集めて滿洲のあらゆる部門に亙る產業經濟開發に就いて調査立案に當り今日滿洲國の產業經濟の基礎形成に與つて力あるものである。同八年十一月二十七日經調は更に東京に出張所を開設したが日滿支經濟提携の氣運が醸成されると共に昭和十年二月二十六日第六部を增設して支那關係の基礎的經濟調査に當ることとなつた。經調は設立以來その機構は非公式のものであつたが同十年三月十五日分掌規定が制定された。現在人員は參事一四技師四事務員一〇六技術員二〇屆員以下一〇八囑託一〇五計三五七名である。

經濟調査會の機構及業務

幹事室、庶務、經理、會務の三班を置き會務班は委員會事務事業計畫及立案の綜合を行ふ
第一部、世界經濟班—世界經濟情勢及關東經濟圈の調査研究
滿洲經濟班—滿洲經濟の一般的調査研究
北方班—北方一般事情調査研究
統計班—商業、金融、產業、交通その他の統計の整成及研究
第二部、農業班—農業農產及農業經營に關する調査立案
林業班—森林、林產物に關する調査立案
畜產班—畜產、獸業、漁業に關する調査立案
工業班—工業に關する調査立案
鑛山班—鑛業に關する調査立案
出廻班—作柄調査
第三部、鐵道班—鐵道、通信に關する調査立案
道路班—道路、自動車交通、空運に關する調査立案
水運班—水運、港灣に關する調査立案
水理班—水利、治水に關する調査立案
都市計劃班—都市計劃に關する調査立案
第四部、貿易班—貿易、關稅に關する調査立案
商業班—內國商業に關する調査立案
特產班—特產取引に關する調査立案
金融班—金融に關する調査立案
關際班—特殊關係資料の蒐集
第五部、第一設定班—一般設定に關する調査
外事班—外事に關する調査
法制班—土地制度慣習及經濟法制に關する調査
勞働班—勞働に關する調査立案
植民班—植民に關する調査立案
第六部、綜合班—東亞經濟の綜合的調査立案
基礎調査班—東亞經濟の基礎的調査研究

農業

概說

滿洲は農業國と呼ばれる。滿洲に眞の意味の農業が起つて以來未だ年月は新しいが三千萬民衆中の九割までが農民であり、既耕地の面積のみで千三百餘萬町歩、即ち日本の總面積の三倍半に當る。農產品およびその加工品の輸出は二億四千萬圓に達し總輸出額の實に七割三分を占むる。滿鐵の貨物收入一億圓中四割三分、四千三百萬圓は農產物の運賃であり、工業の中で最も代表的なものは油房、製粉會社、燐鑛等の農產加工業である。商業の最も大なる部分を占むるものは農產物の輸出であり、輸入貿易はこれら農產物の輸出によつて得たる購買力によつて成立してゐる。この農產物の滿洲に於ける特殊の重要性に着眼して農產物を「特產」と略稱する。即ち滿洲は農業國であり、特產國であり、特產を除いては滿洲を論ずることは出來ぬ。農業問題——特產問題は實に滿洲國の生命線である。

面もなほ滿洲には一千七百萬町歩の未耕地があり、人口の密度は日本の五分の一に足らぬから農業發展の餘地は多分にあり、事變前までは年々三十萬町歩の開墾が行はれてゐると推定されてゐた。この勢ひで發展すれば農業國滿洲の將來は洋々たるものがあるが、たゞ最近の世界恐慌は農產國に於いて最も多くの打擊を與へてゐるので事變後滿洲の農業は漸く窮境に陷つて來た。

耕地

滿洲は長白山系と興安嶺系の二大山系を東西に控えての中間を北に松花江、南に遼河が夫々北流又は南流して廣濶なる沃野を發達せしめてゐる。農業は主としてこの兩大河の流域に行はれてゐるものである。

滿洲の農業は北支の漢民族の移住によつて發生したものだけに最も早く開墾されたのは彼らの故土に近い遼河平野で現在に於いては殆んど開拓し盡され、地力も漸く劣へてゐる。これに反し松花江平野は肥沃なる處女地が遠隔なる上に寒氣嚴しいので久しく未墾のまゝ放棄されてゐたが元來肥沃な黑土地帶が多いので東洲鐵道敷設されるに及び俄然移住民增加し、近々三四十年にして非常な開墾に着手されてゐる。

大豆と共に滿洲農產物の大宗をなすものは高粱、粟、玉蜀黍、小麥である。特用作物には大麻、胡麻、蓖麻、藨子、煙草、落花生、棉花、果樹等あり、滿洲農業の多角化のためにこれら特用作物の改良增殖に力點が置かれてゐるが、就中棉花政策は日滿經濟ブロック化の一として、別な意味における米作と共に注目されて來た。

採されて耕地に化するもの多くこの勢ひはなほ繼續するであらう。興安嶺以西の東部內蒙古地方は氣候地味上農業に適せず、今後も開墾は不可能である。

滿洲國耕地統計

（單位畝）

省名	總面積	可耕地 既耕地	可耕地 未耕地	可耕地 計	不可耕地	可耕地に對する比率(%) 既耕地	可耕地に對する比率(%) 未耕地
吉林省	二三五、五五〇、〇〇〇	四五、六五〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	五九、六五〇、〇〇〇	一七五、九〇〇、〇〇〇	七六・六	二三・四
龍江省	一六〇、四二〇、〇〇〇	一七、四五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二七、四五〇、〇〇〇	一三二、九七〇、〇〇〇	六三・五	三六・五
黑河省	一四、六五〇、〇〇〇	四、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇五〇、〇〇〇	九、六〇〇、〇〇〇	八〇・二	一九・八
三江省	九六、九〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	七〇、九〇〇、〇〇〇	六一・五	三八・五
濱江省	一六〇、四二〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇、〇〇〇	一二六、四二〇、〇〇〇	七〇・六	二九・四
間島省	四、五五〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	二、〇五〇、〇〇〇	六〇・〇	四〇・〇
安東省	八、一五〇、〇〇〇	四、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇五〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	八〇・二	一九・八
奉天省	七、三五〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	二、八五〇、〇〇〇	七七・八	二二・二
錦州省	一〇、五五〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	五、〇五〇、〇〇〇	八一・八	一八・二
熱河省	一二、六〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一〇、一〇〇、〇〇〇	六〇・〇	四〇・〇
新京特別市	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇・〇	五〇・〇
哈爾濱特別市	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇・〇	五〇・〇
計	四二〇、四二〇、〇〇〇	一四五、四二〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇、〇〇〇	二一五、四二〇、〇〇〇	二〇四、九八〇、〇〇〇	六七・四	三二・六

滿洲農業發達史

農業國としての滿洲の歷史は比較的新しい。先住民族たる滿洲民族は農耕に對する技能を欠き、その武力によつて關內に侵入したものである。然るに漢民族は中原に殷賑しただけに先天的にも後天的にも農業に熟達し、しかも早くより文化開け人口稠密となつてゐたので、清朝の中葉より漸次滿洲に潛入し開墾に從事した。清朝は最初滿人を保護するため滿洲を封禁の地としたが到底漢人の移住を阻止する能はず、殊にロシヤ人が北邊を類ふに及び邊防上よりも漢民族の移住を認めざるを得ざるに至り、漢民族は續々移住し來つて土着し、忽ち先住民族を壓倒してしまつた。漢人は進んで東部內蒙古に侵蝕し一層農耕の力なき蒙古人を驅逐したが、民國後は爲政者の助長政策も加つて滿洲に於ける漢民族の農業的發展はいよ〳〵顯著となり、加ふるに日露戰爭後は大豆が世界的油脂原料たる地位を新に獲得したことゝ相俟つて現在見るごとき農業國にまで發達したものである。

滿洲農業に對する鮮人の貢獻も見逃すことは出來ぬ。鮮人は早くより越境して滿洲ことに間島に先住し、支那側の壓迫に屈せず、人口も漸次增加してゐた。彼らは漢民族が水田經營に熟せざるのに乘じて低濕地を開墾し滿洲稻作を今日あらしめた。

滿洲事變後は世界農業恐慌の打擊を受けたこと滿洲國の國策として無制限なる山東苦力移民の來住が阻止されたこと、匪賊の跳梁甚しかつたこと等の理由で滿洲國の農業發展はやゝ休止してゐる傾きがある。しかしこの間に日本農民の移住計畫は着々として進行しつゝあり、今後は日本農民の力による滿洲農業の發展も勵著なものあるべしと期待されてゐる。

作物一般

滿洲は農產國ながら氣候風土の制約を受け、又漢民族の保守癖等よりして農作物の數は案外少く五、六十種に過ぎぬ。作物の種數は

（普通作物）—大豆、小豆、其他豆類、高粱、粟、玉蜀黍、小麥、大麥、蕎麥、黍、稗、蔴、陸稻、其他雜穀。
（特用作物）—棉花、煙草、胡麻、蔴、小蔴子、罌子、大蔴子、芝蔴、落花生、瓜子、果樹、其他。

であるが、この內大豆は吉林、濱江、龍江、三江の各省のいはゆる穀倉地帶に最も多く產し南滿では奉天省が大部分を占めてゐる。高粱は奉天吉林の兩省が中心をなしこれをめぐる錦州、吉林、濱江の諸省に產する。粟も全滿各地に產するが吉林、濱江、奉天、熱河が主である。小麥は完全に北滿の產物であり、水稻は南滿が優勢だが、陸稻は南北相半ばしてゐる。特用作物としては棉花、落花生は完全に南滿の物であるが、繰麻、小蔴子、罌子は北滿の特產をなし、煙草、胡麻等は南北滿洲至る所に見受けられる。果樹は關東州內及び南滿にのみ產する。

普通農作物作付面積

（單位畝）

省名	大豆	小豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	大麥	蕎麥	黍	稗	蔴	水稻	陸稻	其他雜穀	合計
吉林	六九、一五〇、〇〇〇	三五、三五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三三、三五〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一七四、九〇〇、〇〇〇
龍江	三三、九五〇、〇〇〇	一四、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇、〇〇〇
黑河	三、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇五〇、〇〇〇
三江	二一、〇五〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇五〇、〇〇〇
濱江	一四、〇五〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇
間島	一、〇五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
安東	六、〇五〇、〇〇〇	二、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八、一〇〇、〇〇〇
奉天	六、〇五〇、〇〇〇	二、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七、三五〇、〇〇〇
錦州	一〇、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、五五〇、〇〇〇
熱河	一二、六〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一二、六〇〇、〇〇〇
新京特別市	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
哈爾濱特別市	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
北滿特別區	一、〇五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
計	一二五、四二〇、〇〇〇	四五、六五〇、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	五九、六五〇、〇〇〇	一七五、九〇〇、〇〇〇	七六・六	二三・四	一七、四五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二七、四五〇、〇〇〇	一三二、九七〇、〇〇〇	六三・五	三六・五	四、〇五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇五〇、〇〇〇

特用農作物作付面積

（單位畝）

省名	棉花	煙草	胡麻	蔴	小蔴子	罌子	大蔴子	芝蔴	落花生	瓜子	其他	合計
吉林	一、〇五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
龍江	一、〇五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
黑河	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
三江	一、〇五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
濱江	一、〇五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
間島	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
安東	一、〇五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
奉天	一、〇五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
錦州	一、〇五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
熱河	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
新京特別市	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
哈爾濱特別市	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
北滿特別區	一、〇五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
計	八、四〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八、八〇〇、〇〇〇

昭和九年度農作物收穫高（單位噸）

市町村名	大麥	小麥	裸麥	其他穀類	馬鈴薯	甘藷	蔬菜	果實	大豆	小豆	菜種	其他豆類	合計
江林	三、〇〇〇	一、四〇〇	一、〇一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
江村	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇

河流域、北滿では松花江下流から濱北、齊北線地方だが、現在では北滿三、南滿二の割合である。

滿洲大豆の品種は大別して黃豆、青豆、黑豆とし二百種に達するが最も普通なるは黃豆である。栽培法は連作を忌み三年乃至五年の輪作とする。しかし租耕で足り、且つ窒素分を殘留せしむるから滿洲のごとき施肥量の小さき土地には適し、こゝにも大豆が滿洲に普及した理由がある。

大豆の用途は滿洲内で食料、飼料及び種子料として消費されるものが一割乃至二割、油房で消費されるものが三割乃至四割、大豆のまゝ輸出されるものが四割乃五割と推定される。しかして油房で製品化した豆粕及び豆油の八、九割までは輸出されるから結局滿洲大豆は八割内外まで輸出されることになる。

大豆の用途は極めて廣汎で大別して食料飼料、製油原料とし、製油原料の分は豆油として食料、燈油その他の工業材料となり、豆粕として肥料、飼料となり、更にレシチンとして音樂工業原料となる、その用途を圖表に示せば別圖のごとし。

大豆の將來は同時に農業國滿洲の將來を暗示するもので極めて注意すべき事項である。大豆の栽培は事變以來現狀維持の狀態にあり、且つ大豆偏作の危險が痛感されて南滿で小麥作が奬勵される等北滿で稻作、北滿で小麥作が奬勵される等の事實より近來稍退潮の觀があつた。しかし北滿になほ廣漠たる未耕地が殘されてあり、且つ滿洲農業の特色として輪作の一作物として大豆をとり入れることは必要事とされてゐるから供給の方面よりすれば決して惡戰を要しない。結局問題は消費、就中八割を占む海外需要がどうなるかによつて決する。事變前までは滿洲大豆の輸出量の六割は歐洲へ、二割は日本へ、一割五分は支那向とされてゐた。しかるに事變後は支那向が激減したことが相場を壓迫する有力な原因の一をなしたが、これは排日熱の緩和と共に漸次舊に復さんとする兆が見える。日本向は豆粕が主でこれは確實の流行と共に飛躍的に增加するであらう。歐洲向は大豆油でこれは硬化油原料として有機質窒素肥料に代用されるから急に減少することも見えず、昭和十年度のごときは米豆高につれて日本向輸出が旺盛となつた。結局最も問題となるのは大豆油がどう變化するかにある。製油原料の世界的商品としての大豆は多くの競爭品があり、しかも大豆油は代用品を占むる對歐輸出の一をなしたが、これは排日熱の緩和と共に漸次舊に復さんとする兆が見える。日本向は豆粕が主でこれは確實の流行と共に飛躍的に增加するであらう。歐洲向は大豆油でこれは有機質窒素肥料に代用されるから急に減少することも見えず、昭和十年度のごときは米豆高につれて日本向輸出が旺盛となつた。結局最も問題となるのは大豆油がどう變化するかにある。製油原料の世界的商品としての大豆は多くの競爭品があり、しかも大豆油は代用品として用ひられること多く、大豆油でなくてはといふ主たる用途を持たぬ弱味がある。故に價格が低廉なる限り他の競爭品を壓して輸出されるが一旦騰貴すると忽ち反對にその地位を奪はれる危險がある。又大豆の主たる輸入國たるドイツの經濟的苦境は輸入制限や代替制限等の方法によりやゝもすれば滿洲大豆に重大なる制肘を與へ易い。この點から滿洲大豆の將來に對して悲觀論が唱道されいはゆる特產對策がやかましくなつたのであるが、滿洲大豆の强味は何といつても價格が低廉なる點にあり、又ドイツ油房の大部分が滿洲大豆を原料とするやうな構造にあることである。滿洲大豆は低廉な勞働力と、粗放な農法と、安き地代の土地より產する農產物であるから價格の點に於いては他の油脂原料よりは多くの場合に於いて下廻り得るからこの意味であまり悲觀するには足らぬだらう。

改良大豆　滿洲大豆が世界的商品として名聲あるは主として大量生產と價格低廉なためで品質の方面からいへば粒形小さく、從つて種皮の割合多く、更に栽培調製の方法が粗放なため夾雜物多く異品種を混じる缺點あり、これが品種改良と統一とは滿洲農政の根本問題であるので滿鐵公主嶺農事試驗場では早くより公主嶺附近における優良種たる四粒黃を原料として純系分離につく、價格が低廉なる限り他の競爭品を壓して輸出されるが一旦騰貴すると忽ち反對にその地位を奪はれる危險がある。又大豆の主たる輸入國たるドイツの經濟的苦境は輸入制限や代替制限等の方法によりやゝもすれば滿洲大豆に重大なる制肘を與へ易い。この點から滿洲大豆の將來に對して悲觀論が唱道されいはゆる特產對策がやかましくなつたのであるが、滿洲大豆の强味は何といつても價格が低廉なる點にあり、又ドイツ油房の大部分が滿洲大豆を原料とするやうな構造にあることである。滿洲大豆は低廉な勞働力と、粗放な農法と、安き地代の土地より產する農產物であるから價格の點に於いては他の油脂原料よりは多くの場合に於いて下廻り得るからこの意味であまり悲觀するには足らぬだらう。

改良大豆　滿洲大豆が世界的商品として名聲あるは主として大量生產と價格低廉なためで品質の方面からいへば粒形小さく、從つて種皮の割合多く、更に栽培調製の方法が粗放なため夾雜物多く異品種を混じる缺點あり、これが品種改良と統一とは滿洲農政の根本問題であるので滿鐵公主嶺農事試驗場では早くより公主嶺附近における優良種たる四粒黃を原料として純系分離につとめ左の如き好結果を收めた。

品種名	百粒重	收量比較	含油量
原種	一六五瓦	一〇〇	二〇・五%
如意珠（改良八十七號）	一八瓦	一一	二一・六
黃寶珠（改良四號）	一八瓦	一八	二一・九

即ち以上二純系種は會社奬勵品種にして原種に比し收量に於て約二割、含油量に於て約八分宛の增加を示し品質交良好で之を普通農家に於て栽培せる在來品種に比すれば實に三割內外の增收となる。

この新品種を改良大豆と稱し大正十三年以來奬勵種として頒布され良好の成績を收めてゐるが何分原種が公主嶺附近のものであるので、北は鐵嶺、南は開原附近までしか栽培されざる缺陷がある。よつて今後滿洲國と滿鐵とは各地の農事試驗場に於いてその附近一帶の土地に適する改良種を夫々發見すべく努力することになつてゐる。

昭和九年度混保大豆標準

	特等	一等	二等	三等	四等
完全粒	九〇・〇	八五・〇	八〇・〇	七五・〇	七〇・〇
損傷粒	四・〇	八・〇	一二・〇	一五・〇	二〇・〇
不實粒	一・〇	二・〇	三・〇	四・〇	五・〇
青豆	一・〇	二・〇	三・〇	四・〇	五・〇
雜穀	一・〇	二・〇	三・〇	四・〇	五・〇
紫斑豆	〇・二	一・〇	二・〇	三・〇	四・〇
雜物	〇・一	〇・二	〇・三	〇・四	〇・五

大豆用途表

昭和十年度大豆收穫豫想高

省別	作付面積（町）	收穫高（噸）	前年比增減（×印八減）
吉林	合計、表示	合計、表示	前年を一〇〇とする增減率
龍江	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一〇八
濱江	合計、表示	合計、表示	一〇二
間島	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一〇二
安東	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一〇二
奉天	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一〇二
錦州	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一〇二
熱河	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一〇二
三江	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一〇二
合計	一、三四二、〇〇〇	一、三四二、〇〇〇	一〇二

高粱

「高粱」は又「高粟」、「紅粱」等と稱し禾本

の俗語である。滿洲に於ける農民の主要食料品家畜の飼料たる外高粱酒の醸造原料として用せられ、又綠豆との混用として「粉條子(豆素麺)」の原料にも用ゐられる。稈は燃料、建築材料アンペラ原料等として缺くべからざるものである。高粱の生産額は平年作五百萬噸を見られてゐるが昭和九年度は減收で三百三十萬噸に過ぎず、十年春より秋にかけて農民の飯米飢餓をさへ惹起せしめた。即ち大豆が八割まで國内で消費されるのと反對に高粱は九割まで國内で消費されるから滿洲に於いては一日も缺くべからざる農産物である。

高粱は草丈八、九尺に達し、子實には糯と粳でがあり、一般農民は米高粱、蚕子高粱、料高粱の三つに區別するが、この間何等品種上又は科學的に分類したものでなく、唯肉眼には子實細長く少し扁平、よく充實したるものを米高粱とし、子實の厚さ大にして圓味を帶びたるものを蚕子高粱とし、更に品質の劣るものを料高粱とする。米高粱は飯によく、蚕子高粱は燒酒製造に、料高粱は馬糧に用ひられてゐるが、この間整然たる區別はないやうである。高粱の子實の色より分けると、大體白色、褐色、黄色、赤褐色の四つあり、粒の形より分けると散穗、緊穗、帚穗型及散穗又緊穗の中間型をなすもの、四つに分けることができる。高粱は大豆の主産地が北滿であるのに反して南滿を主産地とし、奉天以南奉山線地方が最も多い。

昭和十年度高粱收穫豫想高

省別	作付面積（畝）	收穫高（又印八滅）（噸）	前年を一〇〇とする增減率
吉林	略	略	一二六
龍江	略	略	一二五
黑河	一	一	一〇〇
三江	略	略	一二五
濱江	略	略	一二五
間島	略	略	一二五
安東	略	略	一二五
奉天	略	略	一二五
錦州	略	略	一二五
合計	略	略	一二五

粟

粟は支那名を「穀子」又は「谷子」と稱し、稍白せるものを「小米」と稱する。高粱につで重要なる常食品である。又「黄酒」の原料としても用ゐられてゐるが、この間整然たる區別はないやうである。高粱の子實の色より分けると、大體白色、褐色、黄色、赤褐色の四つあり、粒の形より分けると散穗、緊穗、帚穗型及散穗又緊穗の中間型

の增加に伴ひ、其の代用となるものである。粟にも糯と粳の別があり、白、黄、紅、黒の四種があるが黄色粒が大部分を占めてゐる。

昭和十年度粟收穫豫想高

省別	作付面積（畝）	收穫高（又印八滅）（噸）	前年を一〇〇とする增減率
吉林	略	略	一二六
龍江	略	略	一二五
黑河	略	略	一二五
三江	略	略	一二五
濱江	略	略	一二五
間島	略	略	一二五
安東	略	略	一二五
奉天	略	略	一二五
錦州	略	略	一二五
合計	略	略	一二五

小麥

小麥は南滿よりも寧ろ北滿に適するもので從つて南滿にありては其の作付面積も少く又生産額も少い。北滿一帶殊に濱北沿線に多い、小麥の生産額は近年は平年作六、七十萬噸、其の大半は製粉原料として消費せられて居る。而して滿洲各地到る處に「磨坊」と稱する簡式の副業的製粉工場が存して居るが、哈爾濱を中心とし北滿には大

規模の新式製粉工場があつて大豆搾油工業に亞ぐ一大工業をなして居る。

滿洲の小麥は曾つて非常に著く行渡り製粉工場も南北滿各地に建てられてその成績はまた見るべきものがあつたが近年は作付反別も減じ製粉會社も大部分閉鎖されるに至つた。その原因は安價な外粉が侵入して來たことにもよるが滿洲の小麥が豐凶常ならず一種の投機的作物となつたからである。しかし滿洲の小麥はグルテーン(鉄素)の含有量多く、日本産小麥粉の三三%、米國産小麥の二〇%、カナダ赤小麥の四〇%に比し、四五%五〇%といふ高率にあり、從つて食用として最も興味である一大特長がある。又農業恐慌以來滿洲の大豆偏作は極めて危險なことが憂慮された結果南滿の棉花と竝んで北滿では小麥を嗾勵することに滿洲國の農業政策の根本方針が決定してゐるので滿洲の小麥は再び黄金時代を現出せんとしてをり、昭和十年度は九十三萬噸の收穫豫想である。

然しこれがためには豐凶常なき缺陷を匡正し農民をして安んじて麥作に就かしむる必要がある。よつて滿洲國實業部では取り敢へず昭和九年度に克山に農事試驗場を開設して小麥改良試驗に着手した。なほ滿鐵の公主嶺農事試驗場でも大正四年度に於てこれが品種の改良に着手し、同十年度に至る七箇年を費し、完成の域に達し左の三系を純系分離の方法により選出した。

品種名　耐旱性　收量比較
一、四四八　一〇〇
一、四九二　一〇五

協一　良種
改良三號　一、四九二

紹しまだ十分でなくこれが普及に着手するに至らない。

昭和十年度小麥收穫豫想高

省別	作付面積（畝）	收穫高（又印八滅）（噸）	前年を一〇〇とする增減率
吉林	略	略	一二六
龍江	略	略	一二五
黑河	略	略	一二五
三江	略	略	一二五
濱江	略	略	一二五
間島	略	略	一二五
安東	略	略	一二五
奉天	略	略	一二五
錦州	略	略	一二五
合計	略	略	一二五

玉蜀黍

支那名は「包米」である。南滿の南部を主産地とし南滿北部及北滿は栽培が比較的少い。高粱、粟に亞ぐ重要なる食料品で南滿に於ては主に之を粉末として食料に供し、北滿では酒の醸造原料にも用ゐられる。此の外綠豆と混用して「粉條子」の原料とすることもある。莖は燃料とし葉は家畜飼料に供する。玉蜀黍の生産高は百六七十萬噸である。

昭和十年玉蜀黍收穫豫想高

省別	作付面積（畝）	收穫高（又印八滅）（噸）	前年を一〇〇とする增減率
吉林	略	略	一二六
龍江	略	略	一二五
黑河	略	略	一二五
三江	略	略	一二五
濱江	略	略	一二五
間島	略	略	一二五
安東	略	略	一二五
奉天	略	略	一二五
錦州	略	略	一二五
合計	略	略	一二五

水稻

滿洲の水稻は鮮人が始めたもので主として彊域の便利な松花江、鴨綠江、牡丹河、遼河等各河川上流の山麓地帶を選んで耕作してきたが、現在では安東、奉天、撫順、興京、柳河、和仁、輯安、開原、海城、松嶺、牡丹江、間島附近がその主産地で最近では北滿方面にまで及び北鐵沿線の一面坡、

河東、海林方面にも可成りの面積を見せてゐる。その耕作方法は普通法で朝鮮や内地と大いに趣を異にしてゐる。これ内鮮に比し五月九月の氣温が著しく低く成育期間が短いためで内地の如き苗代法によれば餘りも一週間乃至十日間發育遲れ成績香しくないためで、品種もこの氣候の特異性から概して早生種が選ばれてゐる。最近の水田耕作面積は約十萬町歩收穫高二百萬石に達してゐる。大部分在住邦人の常食に供されるが事變以來邦人人口の激増により滿洲米は極度に不足してをり、朝鮮米が多量に輸入されてゐる。

滿洲の水稻には在來種（朝鮮種）と日本種の二種がある。在來種は京租、早丁租、紅光頭兒、大邱租、紫稃兒、黒種、朝鮮糯等の品種あり、一體に草丈高く莖稈粗剛で分蘖少く、穀殼の色は赤褐色、黒褐色、黄褐色が多い。旱魃に強く栽培し易い特性があるが食味、品質、收量ともに劣る。日本種は日露戰爭後內地人が水稻栽培に着手するやうになつてから輸入されたもので收量品質共に在來種に勝る、主なる品種は早生大野、龍之尾、札幌紅毛、紅關等である。

滿洲の水稻栽培は播種當時には雨量に乏しい嫌ひはあるが地下水の利用等で補ふことが出來れば、盛夏期に氣温高く雨量多いため同緯度の地にある樺太、北海道、東北地方の北部等よりは有望である。事變後は邦農および鮮農の移住が顯著であり、これらは必ずその最も得手とする水稻栽培に着手するから滿洲米作の將來は極めて注目すべきものがある。なほ昭和九年度の水稻收穫は二十八萬俵であつた。

陸　稻

陸稻は滿洲各地で糜子と雨せられ、大部分滿洲人の食物に供せられ、一部製菓原料にも充てられる。水稻に比し著しく品質劣り、價格また低廉ながら、旱生にして滿洲の氣候風土に適してゐるので廣く滿洲農家に栽培されてゐる。九年度の作付面積一二五、九八〇町、收穫量一二八、一九七瓩に上つてゐる、主なる品種は長春無芒天青毛、金線稻、光頭兒、牛毛稻子、四平街、鐵嶺で公主嶺試驗場で金線稻から純系分離した改良種もある。

昭和十年度水稻收穫豫想高

省別	作付面積（町）	收穫高（×印八瓩）（俵）	前年を一〇〇とする增減率
吉林	一二、四三二	一二、四三二	一〇〇
龍江	一、二〇〇	一、二〇〇	一〇〇
間島	一二、四三二	一二、四三二	一〇〇
安東	三、二〇〇	三、二〇〇	一〇〇
奉天	一、三〇〇	一、三〇〇	一〇〇
錦州	一、三〇〇	一、三〇〇	一〇〇
合計	三三、一四〇	二八、一三〇	一三五

昭和十年度陸稻收穫豫想高

省別	作付面積（町）	收穫高（×印八瓩）（俵）	前年を一〇〇とする增減率
吉林	二、二〇〇	一、二〇〇	一〇〇
龍江	二、二〇〇	一、二〇〇	一〇〇
間島	二、二〇〇	一、二〇〇	一〇〇
安東	二、二〇〇	一、二〇〇	一〇〇
奉天	二、二〇〇	一、二〇〇	一〇〇
錦州	二、二〇〇	一、二〇〇	一〇〇
合計	二四、二〇〇	一三、二〇〇	一〇〇

特用作物

棉　花

滿洲では北緯三十五度以南即ち寒天省、錦州省、熱河省一帶は棉作適地とされ古くより在來棉が栽培されてゐた即ち南は關東州より大石橋、營口、遼陽、蓋平、海城、鐵嶺等滿鐵沿線一帶より寒山線の錦縣、義縣、錦西、遼西、遼中、北鎭、黒山、大虎山の各縣、熱河省內に入つて凌源凌南地方で、遼陽、蓋平、黒山等は古くより中心地として知られてゐた。この耕作面積は昭和九年滿洲棉花協會の調査によると九萬二千八百町歩、收棉實量棉で一億三千八百十萬斤に達してゐるが來た滿洲國內の全需要を充すまでにはならない、主として浦潮棉、中入棉、紡績棉に利用されその品質の如きは印度棉を遙かに凌ぐものあり、昭和九年多初めて內地市場に紹介されて、非常な好評を博し、滿洲棉花に對する認識を一新せしめた。日本は綿業國なるに棉花を生産しないこれは一大缺陷であるからせめてその一部分なりと生産して平時にも支非常時にも備ふべしとは識者の夙に唱道したところで滿洲國成立と共にこゝに着目し三十箇年間に三十萬町歩一億五千萬斤を生産せんとする二十箇年計畫まづ關立されついでこれが實現機關として昭和八年四月滿洲棉花協會なる棉作指導奬勵機關を設けられ、一方その棉花買入を保證し農民の福利増進を圖る見地から昭和九年四月資本金二百萬圓で滿洲棉花股份有限公司が設立され、兩者が鳥の兩翼の如く相扶け棉作奬勵に當ることになつた。棉花協會はまづ主要棉作縣に支部をおき技術員を常駐して棉作の指導奬勵、優良品種の普及、耕作組合の指導その他棉花奬勵に必要な諸々の施設を行はしめ滿洲國でも錦州に農事試驗場を開設或は採種圃、原種圃を設置し、これを援助、棉花公司また棉花處理機關の使命に鑑みて錦州、大虎山、遼陽、大石橋の四箇所に繰棉工場を設置し主要出荷市場に收實所を設置して、政府の公定相場に從ひ農民より棉花の收買に當つた。

棉作奬勵第一年度は幸ひ天候に惠まれ、非常な好成績を收め、農民の栽培熱はその宣傳と共に關ふ上にも高潮したが、第二年度たる昭和九年は天候に祟られ旱魃續きで不備な滿洲であつて見れば果してどの程度の產額があつたか、第一年との比較を求めることは困難であるが、棉花協會が周密なる現地調査の結果によれば、昭和九年度はなほ作付反別九萬二千町歩、一億三千萬斤といふ意外な豫定が出られた。

第三年目たる昭和十年の作柄は播種當時未曾有の旱魃に播種遲れ、更に前年の不成績から農民は棉作より高粱作に走るもの多く、當初播種面積に於て相當の減少を豫想されてゐる狀態であつた。更にその後日照り續き發芽非常に良好ならず他作物への轉作相次ぎ結局發芽面積は昨年に比し三割乃至三割五分減の六萬町歩內外の觀測が有力に行はれてゐる。而も六月中旬から七月中、下旬に亙つて棉作に最も忌むべき降雨が南滿一帶に亙つて連日續き蓋は徒長し剩へ油虫の發生を見て落蕾多く地方によつては半作も覺付かない箇所もあり、本年の棉作は極度に悲觀視されるに至り反當收量でも前年の不作以上の減少が豫想される狀態となつた。しかし乍ら八月に入つて天候恢復し、高溫が續いたので發育を助け、九月に入つても殘暑酷しかつたため十日乃至二週間の發育遲延も取戻すことが出來漸く移植を開かしめるに至つた。

十年度一天地當り收量豫想

（十年七月末調査）　（前年對比）

品種			豫想收量	前年對比
遼陽	在來	陸地棉	一三五	一三五
遼陽	在來	陸地棉	一三五	一三五
海城	在來	陸地棉	一三五	一三五
海城	在來	陸地棉	一三五	一三五
蓋平	在來	陸地棉	一三五	一三五
蓋平	在來	陸地棉	一三五	一三五
遼中	在來	陸地棉	一三五	一三五
遼中	在來	陸地棉	一三五	一三五
錦山	在來	陸地棉	一三五	一三五
錦山	在來	陸地棉	一三五	一三五

北鎮	奉天	棉花地帶	一、二四	きび	一三
義縣	奉天	棉花地帶	一、一〇	きび	一三
義縣	奉天	棉花地帶	一、〇三	高粱	一三
錦縣	奉天	棉花地帶	一、〇三	きび	一三
錦縣	奉天	棉花地帶	一、〇三	高粱	一三
錦西	奉天	棉花地帶	一、〇三	高粱	一三
錦西	奉天	棉花地帶	一、〇三	きび	一三
錦縣	奉天	棉花地帶	一、〇三	高粱	一三
錦縣	奉天	棉花地帶	一、〇三	きび	一三

十年度滿洲棉作史に特筆すべきことは棉花協會の二十箇年計劃の再檢討と棉花公司の營業政策變換である。所謂二十箇年計劃なるものは不完全なる資料を基礎とし、而も大豆を棉作に轉換し得る面積に重點を置き立案したもので棉作に必要な質や排水等全然考慮に入れてゐなかつた。よつて棉花協會では各縣駐在技術員を擧げて三箇年計劃の下に棉作適地の現地調査に着手して居り、棉花に好適する地が幾何存するか、その結果如何によつては二十箇年計劃の變更を餘儀なくされるかも知れない。第二の棉花公司の問題は營業開始第一年度期待してゐた棉花の一手收買が紡績筋の猛烈な排撃に逢ひ取止めとなつた結果、公司の營業政策にも根本的の齟齬を來し、豫定の三分の一の收買も覺付かない狀態で巨額の欠損を見るに至つた。こゝに於て棉花公司では國策遂行、一面營利法人として採算、この二點き調和に頭を惱ましたが結果は前年の如き窮窟な弱評を脫して、自由な立場から收買に乘り出すことになつた、これが爲には從來の如く必ずしも一等棉にのみ執着せず採算に重點を置き、また採算不引合を收買所の整理廢合を行ひ更に必ずしも公定相場に束縛されないといふ營業方針を對して新棉の出廻に備へんとしてゐる。

◇滿洲棉花協會　昭和九年四月の設立で帝天官長を會長とし滿洲國政府、關東廳及滿鐵より夫々役員を推擧し、本社を奉天實業部内に、支部を主要棉作地に置いて、滿洲に於ける棉作の普及改良を圖り、栽培者の圖利增進をその事業としてゐる。

1　棉花種の選擇、2　原種圃の經營、3　採種圃の經營、4　種苗組合の指導、5　棉花共同販賣斡旋、6　棉花共同購入斡旋、7　農事試驗場及び關係試驗分場其の他等を行ひ、大同二年四月以來主要棉作たる熊山、鞍山、遼中、海城、蓋平の七縣に指導員を配置して指導調査の任に當らしめ、更に增員すべき指導員養成の爲十五名の實習生を採用し、瀋州の關東廳農事試驗場に於ては各縣に棉花耕作組合の實習をなさしめてゐる。又協會の下廻工作に對しては各縣に棉花耕作組合を組織して之に當らしめてゐる。協會の事業費としては關東廳に於て研究の結果育成せられた早熟且つ多收の棉種（關農第一號）を採用し、蓋平の本圃にて採種の上各縣に配布するもので、大同二年度には約三十五萬斤を配布したが、昭和十年度には六十萬斤を配布した。

◇滿洲棉花販賣斡旋會　滿洲國に於いては滿洲棉花協會をして優良種子の配給、栽培技術の指導に當らしめると共に、生產棉花の收買竝に販賣斡旋機關として實業部大臣監督下に滿洲棉花販賣斡旋會を組織することとなり、昭和九年四月五日滿洲棉花販賣斡旋會有限會社として設立された。

同社は國内生產棉花收買及採取に關する事業を營む事を目的とし、本店を奉天に置き資本金は二百萬圓である。（一百萬圓は滿洲國政府の出資、殘は同社の遞減、大石橋、大虎山及び錦州等南滿棉花好適地の中心地に在來棉改良工場を設けることとなり、その内錦州工場は昭和九年十二月竣成した。同工場は繰綿機二十臺を有し、一臺の能力一日實棉一千斤、製綿約二百五十斤、一日の總能力は二萬斤であつて、附近區域内の實綿を收買して之を繰綿し、その種子を採つてこれを棉花協會に交附し、協會は之を農村に配給栽培せしめ、農事試驗場及び協會と協力して南滿の棉作を進展に關し大向上せしめんとするものである。

◇南滿棉花株式會社　同社は關東州に於ける棉花事業の發展を圖り、將來東洋に於ける棉作自給の一端に資すべく大正十五年十月大連に設立されたもので、資本金百萬圓（四分の一拂込）、棉花の買入及加工、棉花及種子の販賣、棉花の栽培等を目的としてゐる。關東廳は棉作奬勵のため同社に對し創立後三年間株式配當六分に相當する補助金を交付し、十五年間棉花買上の特權を與へ、關東廳農事試驗場の建物及び四十町歩の土地を貸下げた。同社は其の目的を遂成すべく直接棉作者と聯絡し、植棉の指導其の他種々助成關聯としての機能を發揮してゐる。

落花生

落花生は他の作物の如く肥料を要せず栽培も容易且つ有利な作物なるため、主として關東州内においては盛んにこれが栽培され、近年著しく增加し、その八割は歐米その他に輸出され州内農產物の第一となつた。關東廳では品質の向上と取引の圓滑を期するため昭和四年から普蘭店、鹽子窩に落花生同業組合を設け輸出落花生の檢査、金融の便を圖ると共に五年度より組合に補助金を交付して檢查員竝に檢查所、倉庫の設置を奬勵して來た。昭和十年九月に至つて州廳は更に農產物輸出檢查所を大連に設置すると共に、九月十日より施行される落花生輸出檢查規則を制定發布し、從來同業組合が行つて來た檢查に檢查所が直接當り以て海外市場における聲價の發揚と、品質改良向上に一段の拍車をかける事となつた。（詳細は果樹の項、農產物檢查規則參照）

州内落花生概況

区別（町）	栽種農家戸数	栽種面積（町）	輸出額（円）
昭和七年	一、二四二	一、二四二	一、二四二
同　八年	一、三三二	一、三三二	一、三三二
同　九年	一、四五六	一、四五六	一、四五六

亞麻

亞麻の栽培は子實採取用と纖維用とあるが、從來滿洲に於ては哈爾濱を中心として北滿各地に主として採種を目的とする栽培が行はれてゐるに過ぎない。纖維用としては曾て奉天省農事試驗場に於て試作が行はれたが當時執れも失敗に歸した。其後滿鐵公主嶺農事試驗場及び關係試驗分場其の他南北滿各地に於いて試作の結果、滿洲特に北滿地方が亞麻栽培に好適であることが明かとなり、滿鐵は北滿地方一帶に其の栽培を奬勵し良好な結果を得てゐる。品種は砂川改良種を最優良としその他サギノー、ベルノー、ラガーチ、ブヌコフスキー等があり、栽培方法は概して平原地帶に多く、其の主產地としては奉天省東山地方の各州縣域、遼西地方伊通河流域地方、拉林河流域地方とである。

昭和九年度に二千町歩の栽付あり、今後飛躍的な發達が期待されてゐる。なほ昭和十年度の日滿亞麻紡織會社の作付面積は纖維用七、三〇〇陌、採種用一、二〇〇陌、天候順調で纖維原料二千百五十萬斤を收穫し、二百十六萬斤の製品を得る豫定である。

小麻子

日本の大麻を「雄麻」と稱し其の種實は「小麻子」と稱し製油原料に供せられる。雄麻の纖維は繩・繩・布の類を製し、其の屑は製紙原料となる。滿洲に於ける纖維を目的とする種地の主たる產地は奉天、吉林南省の東方山地帶とし、子實を目的とする農業は概して雄麻の栽培は概して平原地帶に多く、其の主產地としては奉天省東山地方の各州縣域、遼西地方伊通河流域地方、拉林河流域地方とである。

昭和十年度小麻子收穫豫想高

省別	作付面積（町）	收穫高（斗）	備考
吉林	九、三〇〇	四、五三〇	
龍江	一四、五三〇	六、四八〇	
熱河	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
三江	四〇	二〇	
濱江	一、三〇〇	一、三〇〇	

間島	一反	三石	三斗	四圓
安東	一反	三石	三斗	四圓
奉天	一反	二石	二斗	一圓
錦州	一反	一石	一斗	一圓
合計	一反	一石	一斗	一圓

青麻

日本の「苧麻」である。滿洲到る處に産すれども低濕の地方に發育良好で遼陽・錦州・牛莊の諸地方を名産地とし、草丈七—八尺より時に一丈二—三尺にも及ぶ主として網・繩・布の製造に用ゐ最近は輸入「黃麻」の代用として之と混じ麻袋の製造に用ゐらるゝ量が增加しつゝある。

苘麻

滿洲にては「大蘇子」と云ふ。滿蒙に於ける主要生産地は遼瀋・洮南及寬武等の各縣で之等地方にては主要農作物の一として栽培せらるゝも其の他の地方に於ては概して餘剩の土地、道路側等に栽培する。此の種子より苘麻子油(大蘇子油)を搾取する。

蘇子

蘇子は日本の荏(えごま)のことで農家は家畜の喰害を防ぐために耕地の路傍に添ふて栽培してゐる。蘇子には粒色により黑、褐、白の三種あり、子實の收量は白粒種が多いが含油量多く、黑粒は含油量が多いが品質劣り、褐色種は最も品質がよい。産地は新京、四平街、公主嶺の背後地、瀋海、京圖、吉海の沿線を主とする、蘇子油は植物油中最も沃素價が高く一九〇・五〇に達する特長があり、しかも支那、滿洲、日本以外には栽培されぬ特殊の植物である、しかも亞麻仁油より乾燥が早くその乾燥膜は亞麻仁油よりも水に對する耐久力が大きいからペイントのごとき塗料には最も貴重な原料とである、用途はペイント、ワニス、リノリウム、印刷インキ、雨衣、雨靴、漆の混和、粉石鹼、飛行機の機關部の塗料等として平時にも戰時にも重要なる原料とである、最近は子實のまゝ日本へ輸出されるもの四千萬斤三百萬圓、蘇子油として米國方面に輸出されたもの五百萬斤百萬圓に達したこともあり、將來に富な農產物であるから滿洲國でもこれが增產につとむる方針である、昭和十年度の收穫豫想高は十七萬噸で九年度の二倍半を越えてゐる。

昭和十年度蘇子收穫豫想高

省別	作付面積	收穫高	前年を一〇〇とする增減率
吉林	二、二三六、〇〇〇畝	一、九一二、〇〇〇噸	一九二

龍江	二萬〇五〇〇	二萬〇五〇〇	一	四
黑河	一	一	一	一
三江	一萬五〇〇〇	一萬五〇〇〇	一	三
濱江	四、五〇〇	四、五〇〇	一	一
間島	一萬	一萬	一	三
安東	一萬	一萬	一	三
奉天	二萬五〇〇〇	二萬五〇〇〇	一	三
錦州	一萬五〇〇〇	一萬五〇〇〇	一	三
合計	五萬四〇〇〇	四萬八〇〇〇	一	三

ケナフ

ケナフは繊維植物で昭和六年より公主嶺農事試驗場でソウエート領トルキスタンより輸入して試作したが次のごとき好成績を收めた。

	生葉收量(一畝當)	莖	葉
青刈	一四、〇二〇	六・三	三・七
大麻	五、六一〇	六・三	三・七
ケナフ	二八、六〇〇	四・八	五・二

しかもその強度および伸度は次の如し。

	強度	伸度
青麻	一、五〇八	〇、一五三
大麻	〇、六六〇	〇、〇八〇
ケナフ	一、九一二	〇、一五四

即ち滿洲におけるあらゆる繊維植物より遙かに優秀でインド黃麻と對抗し得ることが明かである、よつて滿鐵ではケナフを全滿に普及すべく第一期五箇年計劃として遼陽、遼中、蓁安、海城、瀋陽、新民の六縣下に播種面積一萬七千陌、生葉收量二千五百斤といふ方針を樹て、昭和十年度には關東州內、瓦房店及び遼陽に二十一町歩の播種圃を設けた、將來は七萬陌一億斤を目標とし滿洲の製麻會社の原料麻を自給せんとする方針で、若しケナフが南滿各地に普及せんかひとり滿洲の麻袋を自給自足し得るのみか日本にも輸出し、インド麻袋を驅逐し得べしと見られ非常に注目されてゐる。

煙草

煙草は元來熱帶植物であるが生育中非常な濕氣を要せざるため古來滿洲に生產され吉林南山地方の土產煙は清朝時代の重要な貢品であつた。主な產地は吉林、磐石、樺甸、額穆の諸縣の南山麓、通化、海龍、東豐、西豐の諸縣の東山麓、鏡泊湖附近の湖東區、五常縣、濱北沿線等である、產額は五千萬斤內外と推定されてゐる。

しかしこれら在來種は葉力乏しく、火付惡く、香氣を欠き、味苦烈であるから日本人嗜好者の趣味は合せず、殆んど全部滿人の煙管用として國內に消費され、一部支那に輸出するだけである、滿鐵では大正四年よりこれが改良に着手し鳳凰城に煙草試作場を設けて日本種及び米國種黃色煙草の試驗をなしその有望なることを立證した。この結果現在では日滿人が鳳凰城、鞍山等で栽培し年額三十五萬斤の黃色煙草を生產し東亞煙草會社に納入してゐる。しかし煙草前の輸入は昭和九年度に於いて三千八百五十萬斤、千百六十六萬圓に達してゐる有樣だからなほ國內に於ても增產の餘地があり、なほ滿鐵は米國種黃色種の外に滿洲固有種の改良にも着手し、十箇年後に於て五百萬斤內外を增產し、米國種黃色煙草の輸入を防ぐと共に日本に對して將來の需給關係を圓滑ならしめんとの意圖のもとに、米國種黃色煙草の栽培を奬勵し、十箇年後に於て五百萬斤に達せしめんとしてゐる。

甜菜

甜菜は三十年前から北滿で露西亞人の手によつて栽培せられて居たが、滿鐵公主嶺農事試驗場の試驗により南滿にも其の栽培が好適であることが立證せられたので其の奬勵普及を圖つた結果、曾ては奉天、鐵嶺に在りし南滿製糖株式會社工場の製糖原料を供給し得るに至り一時は栽培面積南北滿を合して一萬町に達したが、然るに軍閥の橫暴と關稅の保護もあるので將來有望な事業であり、近く製糖會社も復活して栽培奬勵にかゝる筈。

忽布

忽布(ホップ)は藥料植物中のカラハナ草に屬する蔓性宿根植物の雌株に咲く球花で、歐洲の特產で麥酒釀造の際あの獨特のほろ苦い香味をつける物質ルプリンを含むものである。忽布は溫帶北部に適し緯度では北緯四十度乃至六十度の標高百六十乃至五百餘米のところに栽培されてゐる。滿洲にもこの條件に適したところがあり氣候また相似てゐるので北滿では露人がシベリヤより持ち來つて庭根その他に植えて置き相當の成長を示してゐた。よつて滿鐵は大正七年ころより公主嶺で試作を行つてゐたが更に前滿鐵農務課員が大正十一年以來哈爾濱鐵路局と協力し哈爾濱沿線一面並に鐵路の保護下に企業的に栽培に着手した。かくて生產された忽布は分析の結果水分一〇・二三、總樹脂質一五・三七、苦味樹質一〇・七五、單寧四・二四の好成績を示し品質においては歐洲產に劣らざることを示した。この結果にもとずき昭和九年六月哈爾濱に於のために二千噸の原料甜菜が栽培されるに過ぎなかつた、然し氣候は適して居り、且つ關稅の保護もあるので將來有望な事業であり、近く製糖會社も復活して栽培奬勵にかゝる筈。

滿洲忽布麥酒會社の設立を見たが成績來だ見るべきものがない。たゞ北滿山間地帶は地味氣溫が適してゐるのみならず忽布栽培上最も緊要とする收穫時の風が弱く、又森林地帶に近いため最も經費を要する支柱用木材が得易き等の長所があるで、今後滿洲に適する忽布の新品種を發見すれば有望なる一產物となるであらう。

瓜　子　兒

滿洲に於ける瓜子兒の產は四洮沿線殊に鄭通、鄭洮沿線並に其の背後地を主とする。專ら種子を採る爲めに栽培せられる西瓜の一種で、直徑十二糎內外の果實より一合內外の瓜子兒を得られる。耕作地としては南向の傾斜せる砂質地を好適とし、播種期は五月で八月下旬乃至九月上旬に於て一天地につき一石五斗(滿洲例)を收穫することを得る、昭和九年度の產額は五千噸である。

藥　用　人　參

長白山脈一帶に主として產する。その人工栽培による品種には野種參、家參(園子參)、家山移山參、池子底參があり、栽培適地は新に森林を開拓した孔腐の多い肥沃な土地で、通風よく日光の直射を避けることを要する。播種は三月中の淸明節で收穫は播種又は移植後五、六年の霜降九月上旬から十月二十日頃である。滿洲人參の產額は明瞭でないが大體年產百五十萬斤と推定され、年々百數十萬圓の輸出をなしてゐる。昭和九年度の輸出數量四十三萬五千斤、價格百十四萬圓、大部分支那に向けられる。

甘　草

甘草は東部內蒙古、北支、シベリヤに野生する豆科植物の多年生草本でその地下莖及び根は特殊の甘味を有し緩和劑として古來人參と共に需要とされてゐた、集散地は赤峰、開魯、鄭家屯、洮南、開通で通遼奧地のものが品質よく熱河物は品質惡し、農民が農閑期に採取するのでその年の主作物の豐凶により採取最も盛ならぬが、一般に大連へ二百萬斤、營口へ五十萬斤、天津へ百五十萬斤、其他へ二百萬斤計六百萬斤移出されてゐると見られてゐる、最近は甘草エキスとして日本へ輸出するもの多く、主として醫用として醫油の味付に使用され、又歐米への輸出數量は三萬二千斤、四十七萬圓であつた。

罌　粟

罌粟は大墳又は阿片といひ痲痺劑とする。在來種は紫花大頭、白花大頭、四平頭、八叉子等の品種あり、四月中下旬に下種、六月末より七月上旬に開花、開花一週間で果皮を小刀で傷け汁液を採取するが空氣に觸れゝば赤褐色の糊狀となりこれを精製すれば阿片となる、熱河を主產地とし吉林山間地帶これにつぐが滿洲國は專賣制を施き、止むを得ざる醫者にのみ販賣を許すことにしてをり、栽培區域も年々指定してゐる。

昭和十年度罌粟栽培區域及び面積

(省名)	(縣又は旗)	(面積)
熱河省	(承德、灤平、豐寧、隆化、平泉、凌源、青峰、赤峰、阜新、)	二、二〇〇、〇〇〇畝
興安西省	林西、克什克騰	二、〇〇〇、〇〇〇畝
錦州省	朝陽、阜新	二、〇〇〇、〇〇〇畝
安東省	長白	二、〇〇〇、〇〇〇畝
間島省	(延吉、汪淸、和龍、琿春、安圖)	二、〇〇〇、〇〇〇畝
濱江省	東寧、密山、虎林	八〇〇、〇〇〇畝
三江省	(勤利、寶淸、饒河、撫遠、同江、富錦)	二、〇〇〇、〇〇〇畝

果　樹

滿洲における果樹栽培は鞍岳城以南を適地とし關東州においてその三分の二乃至四分の三が生產される。邦人の增加と文化の著しい飛躍とは勢ひ果實の需要を激增せし

め內地朝鮮北支等よりの輸移入が地場物竝に州內物の間を壓して漸增しつゝある狀態で、果樹栽培業は今や農業部門における最も有利なるものゝ一つとして重要性を昂め來り、關東州における特產の一つとして當局から大なる保護奬勵指導を享けつゝある。

關東州の果樹栽培は日本の租借前においては果樹業として數へる程のものなく、明治三十九年租借直後關東廳が農事試驗場を設置し之が栽培に關する各種試驗の結果、關東州が果樹栽培の適地である事を立證して以來漸次增加するに至つたものである。農事試驗場では優良樹苗を育成して一般篤業者に配布しこれが奬勵に努めた結果、大正十年には栽培面積八百八十五町に達し試驗の場產成の苗木では一般の需要を充し得ず內地朝鮮から之を輸入栽植する者が增加した。依つて關東廳は大正十二年一月廳令を以て輸入果樹取締規則を發布し粗惡果樹の輸入を禁じ、大正十三年病害蟲驅除豫防規則を制定し果園に關する保護取締の途を講じ、一方大正四年に果樹栽培業者を網羅した關東州果樹組合を設立せしめ、年々補助金を交附すると共に農業技術員を嘱託して苗種の指導に當らしめ以て今日の隆盛を招來するに至つた。

昭和五年に至り果樹組合の取扱で南洋上海方面に華果(滿洲林檎)一千六百箱、哈爾濱方面に三千餘箱の輸出を見、將來の發展を期し且つ滿人業者をも包括するため組合員の一口出資額を十圓とし五箇年拂込みとなす、(四)組合員の實任出荷數(組合委託販賣)をその生產量の二割と規定し內部的不統一を除去する、(五)組合は支部單位の評議員制度を設け必要毎に適宜協議決定をなす、の五箇條で、州廳の內諾も得てをり更に事業資金融資の方法について協議中である。

支部活動を中心とし本部は價格統制と販路

關東州果樹栽培成績總括表

(昭和九年度)

栽植種類		本數			收種高		
		未結實木	結實木	計	收種數量	單位	價額
梨	計	四二、六八〇	一、二五五、〇八〇	一、二九七、七六〇	一、二九七、七六〇	貫	一、二九七、七六〇
	昭和八年度	四二、六八〇	一、二五五、〇八〇	一、二九七、七六〇	一、二九七、七六〇	貫	一、二九七、七六〇
	昭和七年度	一、二〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	貫	二、二〇〇
	昭和六年度	一、二〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	貫	二、二〇〇
桃	計	一、二〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	貫	二、二〇〇
	昭和八年度	一、二〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	貫	二、二〇〇
	昭和七年度	一、二〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	貫	二、二〇〇
	昭和六年度	一、二〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	貫	二、二〇〇
葡萄	計	一、二〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	貫	二、二〇〇
	昭和八年度	一、二〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	貫	二、二〇〇
	昭和七年度	一、二〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	貫	二、二〇〇
	昭和六年度	一、二〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	貫	二、二〇〇

內地向生果輸入禁止問題　昭和九年八月農林省は鮮滿產品の內地向輸入禁止の方針を決定し、生果內地向輸入禁止の總分に出た。之は州內地と化しつゝある事果の暴價を證明することを甚しく、關東廳と各組合竝に數萬に上る栽培業者はこが解除運動に奮起

し蠶會の問題にまで發展したが、九月農林省上蔟技師を迎へて蔟中の疫黄燻蒸試驗を行つた結果、同蠶が完全に死滅する事が立證され燻蒸消毒を條件として十二月より十年三月まで解禁し一時的解除を見るに至り、三月以降現在までは依然禁止の狀態に置かれてゐる。當時の試驗においては蛹蔟繭は殆ど變化し、その幼蟲並に卵は存在せず、之等も僅かの一時的區分となつたものであるが、明並に幼蟲に對する第二次燻蒸試驗は六月初めより七月初旬に至るまで、再び上蔟技師を派遣して奉州の關東農事試驗場において慎重に試驗されたが、その結果は燻蒸が有效である事を證明し、農林省の禁止處分の表面的理由は完全に解消した譯である。而して右問題は技術的には解決したが農林省としては他に複雜な事情あるもの〻如く、野蠶事務局が中心となつて目下政治的折衝を行ひつゝあるが、情勢次第に好轉しつゝあり近く緩和が斷されるものと信ぜられてゐる。

關東州輸出農產物檢查規則　十年九月十日より施行される本規則は輸出蠶果並に落花生に對して適用されるもので、州内における二重製特産品に對してより以上の進展を企圖する點前から、從來行はれて來た蠶樹組合、落花生組合の品質檢查を廢して官廳自らが之に當り、品質の向上改良と海外市場における信賴をなさんとする時宜に適した規則である。檢查機關は新設された輸出農產物檢查所であつて、輸出せんとする者はまず檢查手數料を添へて申請書を提出し、檢查員は出來秩序に決定される檢查標準品に據據して蠶果は品種、品質、色澤、形狀、外傷及び病蟲害、頴數の各項目につき、落花生は生產年度、種類、水分、雜物、色澤、割實、粒形、粒數、病蟲害の各項目につきそれぞれ檢查を行ひ、蠶果は特等品より三等品（記號は特、一、二、三）まで、落花生は發付は特選品、普通品、仁も同樣に原分し檢查不合格品は之に準ぜざる仕向地に依つて合格品と雖も輸出を制限される旨を記してある。なほ蠶果は奉果燻蒸その他消毒などの措置を出して既に事業を開始してゐる。

蠶

從來滿洲南部の農家では牛は線維的に養蠶業なるものは存在しなかつた。然るに近年滿鐵公主嶺農事試驗場及び關東農事試驗の結果、滿洲の養蠶業が有望なることが立證せられて以來漸次勃興の機運に至つた。即ち滿洲の氣候は大氣が乾燥し晝夜溫度の差が大なるを以て內地の如き病害の患が少なく蠶體が緊り强健なる發育をなし得る事及表土深く根性なる桑の栽培に適し亦七月頃の降雨は桑樹の發育を良好ならしむる事、晚霜の被害殆どなき事、暴風雨比較的稀少事等は日本朝鮮等の追從出來ぬ長所である。加之生活費が極めて低廉で日本內地に比し約半額で足りる。桑の發育狀態より觀たる滿洲の養蠶回數は奉天以南の地にありては春一回、秋二回、計三回、奉天以北にありては春一回、秋二回計三回の育蠶は可能である。滿洲に於ける養蠶業は前述の如く未だ副業の域にも達しないが、關東州內に於ては關東廳獎勵の結果近年農家の副業として有利なるもの〻一となり改良種の普及額は昭和五年春、夏、秋蠶合計一千石餘の希額を見るに至つた。しかるに滿來蠶業界の不況のため昭和八年度には桑園反別州內二四七町州外二九町收繭高六百石に激減した。

柞蠶　滿洲の柞蠶飼養は二百五十年前より起り奉平地方に主として行はれてゐるが日露戰後、柞蠶絲が日本に輸出されるに及び俄然發達し、海城、蓋平、鞍山等の遼東半島から鳳城、安東、寬甸の東邊道方面にも及び最近三十年前より西豐、吉林方面にも

蠶するに至り、大部東方に移動する傾向が見える。蠶場は山野の柞樹林で農民が副業として經營してゐる。產額は年によつて著しふが大體左のごとくで豐凶の差が甚しい。

豐	作	二七〇千圓	一三、五〇〇千繭
平	作	一八〇	九、〇〇〇
凶	作	七五	三、七五〇

最近は連年不況をつゞけ柞蠶糸輸出量は昭和六年二八、四五一擔、七年二二、三七四擔、八年一八、〇三四擔、九年一二、一五〇擔と減少の一途を辿つた。これが原因は輸出先たる日本において人絹に押されたこと、滿洲の生產高が減少し且つ品質が低下したことによるもので、殊に昭和九年度は降雨過多に因り蠶害を加へていよ〳〵減產を甚しからしめた、昭和十年度には滿洲國實業部が安東、瀋陽、蓋平に柞蠶糸檢查所を新設して糸質改善に乘出し、且つ內地生糸界の好轉につれて滿洲柞蠶糸も暴騰し一擔四百圓を唱へ、前途に再び光明を見出すに至つた。

柞蠶には柞蠶と秋蠶とあるが秋蠶を主とし卵を室內で孵化せしめて若木の小枝に移し蠶場の樹に放ち鳥虫の害を防ぎ結繭すれば樹上より收穫する、柞蠶糸は解舒惡く四擔乃至四割五分は屑糸となるから支那式では長く曹達を入れて煮るので糸質が惡くなり色ある褐色となる。

柞蠶糸は品質は生糸に劣るが價格安く且つ强靭だから紬の代用品となり又乘行機等にも用ひられる、滿洲產柞蠶の七割は福井、岐阜、京都に輸出され、日本絹紬の名で輸出される。

天蠶　野蠶には柞蠶の外に天蠶がある、大正五年長野から原種を輸入して飼育したのを以つて嚆矢とし孵子蔟管內で滿柳に放養してゐるが落蠶多く成績未だ思はしくない。しかし天蠶は蠶糸中最も貴重もので價格も至高であるから滿鐵では補助金を出して奬勵してゐる。

養　蜂

滿洲には古來吉林および東邊道の山間地帶に在來種の蜂が飼はれて居り、主として奉天、吉林に出廻り、藥用もしくは食用として支那方面に輸出されてゐたが、三十餘年前ロシヤ人が朝北鐵道建設に入り込むと共にシベリヤより洋蜂を持ち込み養蜂事業有望であるは勿論乃至四割五分は屑糸となるから支那式では長く曹達を入れて煮るので糸質が惡くなり色ある褐色となる。

柞蠶糸は品質は生糸に劣るが價格安く且つ强靭だから紬の代用品となり又飛行機等にも用ひられる、滿洲產柞蠶の七割は福井、岐阜、京都に輸出され、日本絹紬の名で輸出される。

天蠶　野蠶には柞蠶の外に天蠶がある、大正五年長野から原種を輸入して飼育したのを以つて嚆矢とし孵子蔟管內で滿柳に放養してゐるが落蠶多く成績未だ思はしくない。しかし天蠶は蠶糸中最も貴重もので價格も至高であるから滿鐵では補助金を出して奬勵してゐる。

養　蜂

滿洲には古來吉林および東邊道の山間地帶に在來種の蜂が飼はれて居り、主として奉天、吉林に出廻り、藥用もしくは食用として支那方面に輸出されてゐたが、三十餘年前ロシヤ人が朝北鐵道建設に入り込むと共にシベリヤより洋蜂を持ち込み養蜂事業有望であるは勿論乃至四割五分は屑糸となるから支那式では長く曹達を入れて煮るので糸質が惡くなり遠くなり巢蜜量は減少する傾向があつた、土蜂は巢蜜量が少い上にその飼養法が幼稚なるため成績が惡いが、濃緣線の洋蜂は世界的優良種たるコーカサス種に近く、滿洲國でもこの種蜂を全滿に普及すべく目下豐河の總局試驗場で研究中である。養蜂界の權威關田義信博士の實地調查の結果によれば全滿にて二百五十萬箱の蜂群を飼養し得べく專業としても副業としても將來有望なる事業の一である。

農事施設

概　況

滿洲は農業國であるから農事改良は直に國富を增進する所以であり、それだけにロシヤおよび日本の勞力が及ぶと同時に、早しより農事施設が行はれた。その內で最も大規模の機關を持ち、多額の資金と經費を投じて組織的な施設を行つて來たのは滿鐵で本社に農務課を置きこれを中樞機關として農業の助長行政を行ひ、現場機關としては十三の地方事務所と撫順炭礦及び吉林、齊々哈爾、洮南、瓦家屯の四事務所に勸業係を置いて實施に當らしめ、又農事試驗研究機關として公主嶺本場、鞍山站分場の二農事試驗場を中心に試作場、苗圃、原種田

及び原種圃、採種田及び採種圃等を持つてゐる。鄭北義は露治時代は哈爾濱、安達、拉河の三箇所に農事試驗場を置いたが蘇支合併後は振はずわづかに哈爾濱が小規模に機續してゐたのみであつた。滿洲國では當政權當時寒天その他に多少の事業を行つて來たが有名無實で殆んどいふに足らなかつた。

滿洲國創建後は、農事施設に最も力を入れることになり、滿洲國、滿鐵、總局夫々その施設の充實につとめてゐる。たゞこれら各機關が各自の方針を以つて行ふ場合或は重複を來し、或は原簿を生ずる虞れがあるので十分連絡をとることになつて居り、殊に農事試驗場網及びその調査研究については最も連絡を緊密にし一貫相通の根本方針を以つて相協力して農業國滿洲の發展に寄與することになつてゐる。

農事試驗場

滿洲の農事試驗は從來滿鐵の公主嶺本場、龍岳城分場の二試驗場を中心として來たが、昭和九年より滿洲國が克山に試驗場を設け南滿は滿鐵側が、北滿は滿洲國側が夫々擔當してゐるごとき恰好になつてゐるが現在の農事試驗機關の狀況は次のごとし。

農事試驗機關一覽表

□は滿鐵、△は鐵局、×は滿洲國
◇は關東局
○公主嶺、△興農場、×克山、×錦州、
（農事試驗場）（）○哈爾濱、○遼陽、○瀋陽、○鞍山、○海城、○海龍、○撫順、×龍江
（分場又は試作場）（）○熊岳城、○鄭家屯、○洮南、○農安、○敦化、○間島、○延吉、○興農場、×錦州、
一、滿鐵農事試驗場　大正二年開設以來事業費百萬圓を投じ現在年經費三十萬圓を支出する現在の農事試驗場として最も大規模を有し、農事品種の改良繁殖、栽培法の改善、病蟲害の豫防驅除、農具の改良、土壤肥料の研究、農業氣象の觀測、畜產の改良增殖、製造加工の研究、副業の奬勵、農業經營の調査等農事全般に亙つて研究試驗を行ひ、その成績は直ちに農民に實施せしめ、又農事指導者の養成、講習會、講演會、品評會、展覽會等の開催、種苗の配布、農事刊行物の發行等を行ひ、滿洲農業の中樞機關として活躍してゐる。
（1）公主嶺農事試驗場（舊公主嶺農事試驗場）　明治四十二年開設以來事業費（土地を除く）約五十萬圓を投じ、現在年經費十萬圓を支出する現在の農事試驗場として最も大規模を有し、農事品種の改良繁殖、栽培法の改善、病蟲害の豫防驅除、農具の改良、土壤肥料の研究、畜產の改良增殖、製造加工の研究、副業の奬勵、農業經營の調査等農事全般に亙つて研究試驗を行ひ、その成績は直ちに農民に實施せしめ、又農事指導者の養成、講習會、講演會、品評會、展覽會等の開催、種苗の配布、農事刊行物の發行等を行ひ、滿洲農業の中樞機關として活躍してゐる。
（2）鹽岳城分場（舊鹽岳城農事試驗場）　明治四十二年開設以來事業費（土地を除く）約五十萬圓を投じ現在年經費十萬圓を支出する現在の農事試驗場として最も大規模を有し、農事品種の改良繁殖、栽培法の改善、病蟲害の豫防驅除、農具の改良、土壤肥料の研究、畜產の改良增殖、製造加工の研究、副業の奬勵、農業經營の調査等農事全般に亙つて研究試驗を行ひ、その成績は直ちに農民に實施せしめ、又農事指導者の養成、講習會、講演會、品評會、展覽會等の開催、種苗の配布、農事刊行物の發行等を行ひ、滿洲農業の中樞機關として活躍してゐる。
（3）農事試驗場（）　○哈爾濱、○遼陽、○瀋陽、○鞍山、○海城、○海龍、○撫順、×龍江
（分場又は試作場）（）○熊岳城、○鄭家屯、○洮南、○農安、○敦化、○間島、○延吉、○興農場、×錦州、
一、滿鐵農事試驗場　大正二年開設以來事業費百萬圓を投じ現在年經費三十萬圓を支出する現在の農事試驗場として最も大規模を有し、農事品種の改良繁殖、栽培法の改善、病蟲害の豫防驅除、農具の改良、土壤肥料の研究、畜產の改良增殖、製造加工の研究、副業の奬勵、農業經營の調査等農事全般に亙つて研究試驗を行ひ、その成績は直ちに農民に實施せしめ、又農事指導者の養成、講習會、講演會、品評會、展覽會等の開催、種苗の配布、農事刊行物の發行等を行ひ、滿洲農業の中樞機關として活躍してゐる。
（1）公主嶺農事試驗場（舊公主嶺農事試驗場）　明治四十二年開設以來事業費（土地を除く）約五十萬圓を投じ

んとする特産懇談に善處すべしとの說は昭和八年來唱道され來つたところであるが、昭和十年六月特産中央會の設立を見た。同會は滿洲國、關東局および滿鐵の援助の下に特産輸出業者、その他の特産關係者および其の團體をもつて組織された官民合作の中央機關で、滿洲特産鄕酒の改善および發達を圖るを以つて目的とし、本部を新京に、支部を大連に置く。主たる事業は左のごとし

一、特産物輸出市場並に數量品に關する調査
二、特産取引の合理化に關する調査研究および促進
三、特産物の販賣機關に關する調査研究および斡旋
四、特産物および同加工品の紹介宣傳
五、特産關係者の聯絡協調
六、特産關係業者の聯絡協調

本會に對しては滿洲國より年三十萬圓の補助あり、又滿鐵も從來この方面に支出してゐた助成金を通ずることになつて居り、役員には會長に滿洲國實業部大臣、副會長に滿鐵副總裁、理事に官民代表十三名があげられてゐる、同會は滿洲特産に關しては最も權威ある機關でその事業は直に指導的立場にあるから今後の活動は極めて注目されてゐる。

義倉

昭和九年度の不作は果して昭和十年初めより各地に飯米不足の聲を聞くに至つたが就中高粱の減收甚かつたつた東邊道一帶は飢饉となり重大な社會問題化した。滿洲國政府ではこれが對應策として各種の施設をなしたがより根本的な施設をなす必要を感じ、古來より存する義倉制度を普及充實することとなし、八月三十一日民政部令で義倉管理規則を制定公布し、義倉補助豫三百萬圓で義倉に要する基金及び倉庫建築の補助を各縣には縣長の監督に屬する義倉委員會が設置せられる。一縣に付豫年八合、新設無償法に依り以下の數量が穀收せられる。

一、全滿各縣に倉庫建築及基金の補助命を實現し一縣に過せしむ。
二、各縣義倉には夫々の最少必要穀量が定められる。
三、穀穀を以て穀收積立てするを原則とするも。
四、各縣には縣長の監督に屬する義倉委員會が設置せられる。
五、一縣に付豫年八合、新設無償法に依り以下の數量が穀收せられる。
六、貯蓄施設の用途は救濟、貸出及平糴の三とする。
イ、救濟は非常災害の際の急救濟及生業資金の貸與を目的とする。
ロ、貸出は低利、貸出及平糴の三とする。
ハ、平糴は穀穀の需要及價格の調節を目的とする。
七、處分限の下に穀穀數量の一部は之を社會事業の助成費に支出することが認められる。

農業教育

(一)關東廳農業實習所　滿鐵經營、昭和三年四月設立、附屬地其他に於て農業を營まんとする日本青年に對し、之に必要なる實際的知識技能を體得せしめ、且堅忍不拔の志操を涵養するを目的としてゐる。

(二)公主嶺農業實習所　滿鐵經營、昭和三年四月設立第一部（日本人部）第二部（滿洲人補習部）に分れ、第一部は附屬地其他に於て農業を營まんとする日・滿人青年に對し、之に必要なる實際的知識技能を體得せしむるを目的とし、第三部は第二部修了者及びそれ以上の者に對し、農業經營に關し更に精深なる知識を體得せしむることを目的としてゐる。尙は昭和九年四月以來日本內地に於て選拔された基幹移民の養成を關東軍特務部より委託され目下訓練中である。

(三)金州農業學堂　大正四年四月關東州公學堂南金書院補習科に二箇年修了程度の農業部を設置したが、新たに大正十二年三月關東廳令第一二號を以て三學年制の本學堂が設置された。その目的は滿洲人に農業教育を授けるにあつたが近時日本人子弟の入學希望者增加し、日本人の入學をも許可するに至つた。

(四)農林技術員養成所　滿洲國實業部に於ては農林業に關する智識及び其の應用技術を講習して、農林業の開發指導に從事すべき技術者を養成するため昭和九年十月實業子に同養成所を設け、現在日本人四十名、滿洲國人三十名に講習をなしつゝある。入所資格は、(一)高級中學校又は農業學校卒業及びこれと同等以上の學力ありと認めたる者、(二)日本の農林學校卒業及びこれと同等以上の學力ありと認めたる者、(三)官吏（同待遇者を含む）にして所屬長官の推薦に係る者以上各號の一に該當する者で、講習終了者は實業部大臣の指定する場所に於いて、一年間服務を負ふこととなつてゐる。

畜產

概說

種類　滿洲に於ける家畜の飼養は遍く普及し、農家各戶殆ど之を所有しないものはない。其の種類も牛、馬、騾等の大家畜より綿羊、山羊、豚、鷄、緬鳥等の小家畜、家禽に及び尙ほ亦蒙古地方にあつては役畜として駱駝の飼育が行はれ、更に蜜蜂飼養の不備なるため自家自儘の目的より每戶數頭の豬犬を飼育してゐる。

斯樣に滿洲の農業の經營にとつて之等家畜は缺くべからざるものであつて、農民は農圃の廢物を利用して、之を飼育し又其の排泄物を以て唯一の肥料となし、役耕、鞍駄、中耕、培土運搬、脫穀、調製等一として畜力に賴らざるものはなく、又其の生產物の利用が巧みで殆ど餘す處がない。役用として牛は關東州及び山岳地方に多く利用せられ、平原地帶殊に中部地方に於ては馬及び騾の使用が盛である。各家畜の肉は總て食用に供せられ、其の利用が非常に巧みで殆ど餘す處がない位である。殊に滿洲人は豚肉の愛好者心に富み家畜に接することが上手で就中蒙古人に至つては元々遊牧の民であり、家畜は彼等の唯一の生活資料であつて、其の逐水草を追ふて移動してゐる。之等家畜の飼養は極めて粗雜なもので、滿洲では役用牛、馬、騾は粗末な小屋又は廐內に繫ぎ飼養は粟稈を主とし、包米稈、蕎麥稈、野草、豆稈、豆粕、豌等を混へる。蒙古地方では固より廐舍を造らず、全く放牧のみである。

蒙古以外の地方にあつては廐舍を設けるが特に運動を與へることがない。豚は豐間放牧して、夜は豚舍に入れる。秋收後の圃上に餌を漁つて活潑に跳躍する。其の飼料には粟、糠、玉蜀黍、小麥の如きは人類の食物たると同時に、亦直接間接に家畜の飼料となり、就中大豆及び粟稈の如きに至つては必須的なる飼料であり、野草である。羊は晝間は放牧し、夜は棚又は小屋に入れ多季間は貯へた野草を與へることもあるが多くは冬も放牧する。蒙古の放羊は夏は草地を追ふて水草を追ひ、低地に移り、冬は積雪を恐れて、胡沙吹く風を避け、高丘を求めて其の居を移すのである。其の皮革を以て衣とし、其の乳、肉を以て食とし其の毛氈を以て屋を包む等住民の衣食住は全く此の羊に依るの外はないのである。

滿洲は畜產發達上無數の最適所或は個所と見るべき諸條件を備へてゐるわけである。以下之等に就いて擧げると、

A　好適なる條件　(1)畜產の對象たるべき現存家畜數の豐富なる事。(2)人口の密度稀薄であつて、家畜飼養の餘地尙ほ充分なる事。(3)滿洲に於ける農業經營は現在に於ても、亦將來に於ても有畜農業が農業組織の根幹をなす物と見做される。(4)土地利用上、純農耕地と化し得ない地帶が相當廣範圍を占め、而も現に其の地帶に於ける住民は彼等の衣食供給の源を家畜に仰いでゐる處さへもある。(5)家畜飼料を容易に求め得られる事、例へば在來の農作物たる大豆、高粱、粟、玉蜀黍、小麥の如きは人類の食物たると同時に、亦直接間接に家畜の飼料となり、就中大豆及び粟稈の如きに至つては必須的なる飼料であり、野草

も現在に於ては良好とは言ひ難いにしても牧野の改良牧草の栽培は到る處に見出される。(6)滿洲に於ける諸民族は其の生活内容に於ても、畜業技術に於ても、家畜とは緊密不離の民族である。

之等の諸條件は依て以つて將來滿洲に於ける家畜の發達進展上、好適長所とも見らるべき點であるが、然し更にこれが順調なる發展を期せんとするがためには、少くとも次の二大障害のあることを知つて置かなければならない。

B 二大障害 (1)家畜の質的に粗惡なる事、つまり現在滿洲の家畜は其の大部分が自然淘汰を加へられたること尠いがため經濟的利用價値が頗る貧弱である。(2)滿洲の地域は世界稀に見る勞役源泉地であるため現在の滿洲の家畜は全部土壤耕で他國に見るごとく人爲的に又科學的に改良が施されてゐないことはそれだけに粗野な飼養管理に堪へ、且つ體軀強健で激しい勞役にも屈せず、又傳染病その他の疾病に對する抵抗力も強大であるからこれを基本として改良を施せば將來に於いて發達の見込みは十分であるといひ得る。

家畜頭數

畜産は滿洲の一大物産であり最も有望視されその頭數も牛二百五十萬頭、騾、驢百四十萬頭、豚八百六十萬頭、羊類四百二十萬頭と報告されてゐた。然るに大同二年度に滿洲國實業部が各縣旗公署の報告によつて作成した統計によれば別表のごとく大約牛百六十萬頭、馬二百萬頭、騾及び驢百十萬頭、豚五百三十萬頭で、いづれも意外に少いことが明かとなつた。これが原因は從來の統計が不備であつたことにもよるが、

一、獸疫の流行により減少したこと。

二、事變以來出産と水害を蒙つたこと。

等があげられてゐる。

滿洲國省別家畜頭數表 (大同二年調査)

省別	牛	馬	騾	驢	羊及山羊	豚
吉林省	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
龍江省	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
三江省	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
黑河省	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
間島省	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
安東省	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
錦州省	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
熱河省	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
興安東省	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
興安西省	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
興安南省	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
興安北省	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
新京特別市	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
哈爾濱特別市	二、三六、三五	三五、三五	三、三五	三、三五	三、三五	三、三五
合計	二、三四、六八	一、八四、三五	四四、三五	一、三四、三五	一、〇四、三五	五、三五、三五
興安四省合計	一、三五、三五	一、三五、三五	三五、三五	一、三五、三五	三五、三五	三五、三五
總計	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五	三五、三五

分布狀態

滿洲は興安四省同南省方面の牧畜地帶とその他の農業地帶とは全然趣きを異にし、牧畜上より見れば前者は專業であり後者は副業である。しかし絶對數よりいへば前者は羊類に於いて優勢なるのみで他は悉く後者に劣り、畜産上よりいふも松花江、遼河兩大河の流域平野が主たる地位を占めてゐることが判る。土地面積千陌當り及び人口千人當りこの家畜頭は別表のごとくであるが、これを外國のそれに比較すれば極めて貧弱で、滿洲は決して畜産國にあらず、問題は一に將來にかゝつてゐるといはねばならぬ。

土地面積一千陌當家畜頭數表

省別	土地面積(千陌)	牛	馬	騾	驢	豚	羊	緬
興安東省	八、三二・六	三五・七	三五・六	三五・九	三五・三	一〇・七	一五・九	三五・三
興安西省	八、九二・〇	三五・八	四五・七	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・八	三五・三
興安南省	一四、四三・六	三五・七	三五・七	三五・三	三五・三	三五・三	三五・九	三五・三
興安北省	一三、六五・七	三五・〇	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・七	三五・三
興安四省合計	四一、三〇・七	三五・一	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・六	三五・三
吉林省	八、九二・〇	三五・八	四五・七	三五・三	三五・三	三五・三	三五・八	三五・三
龍江省	一三、四四・六	三五・七	三五・一	三五・三	三五・三	三五・三	三五・七	三五・三
三江省	一三、六五・七	三五・〇	三五・八	三五・三	三五・三	三五・三	三五・七	三五・三
黑河省	一九、九一・六	四五・〇	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・七	三五・三
間島省	二、九二・五	四五・九	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・九	三五・三
安東省	四、三二・六	三五・八	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・八	三五・三
錦州省	二、三四・三	三五・七	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・七	三五・三
熱河省	一九、九一・七	三五・〇	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・七	三五・三
十省合計	九八、三四・三	三五・〇	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・七	三五・三
興安東省	八、三二・六	三五・七	三五・六	三五・九	三五・三	一〇・七	一五・九	三五・三
興安西省	八、九二・〇	三五・八	四五・七	三五・三	三五・三	三五・三	三五・八	三五・三
興安南省	一四、四三・六	三五・七	三五・一	三五・三	三五・三	三五・三	三五・七	三五・三
興安北省	一三、六五・七	三五・〇	三五・八	三五・三	三五・三	三五・三	三五・七	三五・三
興安四省合計	四一、三〇・七	三五・一	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・六	三五・三
十省合計	一七、四四・三〇〇	四五・六	三五・一	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三
興安東省	九、三五〇	九五・〇	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三
興安西省	九、四五〇	三五・七	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三
興安南省	一四、四五〇	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三
興安北省	一三、六五〇	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三
興安四省合計	四一、三〇〇	三五・一	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三

人口一千人當家畜頭數表

省別	人口	牛	馬	騾	驢	豚	羊	緬
興安東省	九、三五、三〇〇	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三
興安西省	九、四五、三〇〇	三五・七	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三
興安南省	一四、四五、三〇〇	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三
興安北省	一三、六五、三〇〇	三五・〇	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三
興安四省合計	四一、三〇、三〇〇	三五・一	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三	三五・三

家畜各說

牛 牛は大體に於いて蒙古地方に生産される蒙古牛と南滿地方に生産される山東牛と、間島その他の國境地方における朝鮮牛とに大別される。關東州内では關東廳で改良牛として奬勵してゐる、朝鮮牛と山東牛の雜種も相當普及してゐる。蒙古地方では搾乳して食糧品とするのを第一義とし力役は第二義とするから蒙古に於いては生活上最も必要なる家畜とされてゐる。乳牛は繁殖用とし牡牛は優良のものだけを殘して他は去勢して牛車を牽かせ六、七歳のころ滿洲地方又は支那に輸出して肉用となり又は使役される。農耕地方では牛は使役するのみ

で牛乳を利用することはない。蒙古牛、滿洲牛ともに晩熟で體重牝牛七、八十貫、牡牛九十乃至百貫を普通とする。

馬　滿洲に於て所謂支那馬として飼育せらるゝものは凡て蒙古馬である。地方によつて其原形に比して多少の差異はあるが、體軀は一般に矮少にして身長四・二―四・三尺、體重七〇貫前後である。又前軀低く、後軀高く、中軀は長くして、斜尻直肩であり品位を缺いでゐる。しかし体質は溫順で體力強く、持久力に富み粗食に堪へる。最大特色はよく走る事である。主産地は內外蒙古一帶であるが移出せられる系統に依て地方を異にしてゐる。即ち北滿のものは呼倫貝爾を中心とし、之に接する外蒙古であつて、齊々哈爾、海拉爾、滿洲里に於て集散する。南滿に供給せらるゝものは多く東部內蒙古であつて、其中察哈爾省烏珠穆沁が最も有名で、軍馬に使用されてゐる。滿洲に於いては興安西省扎賚特王旗、阿爾科爾沁王旗は馬産地とされてゐる。以上の外土産馬としては農安、新京附近産を擧げることが出來る。

馬匹改良事業は滿鐵公主嶺農事試驗場に於いてアラブ種をかけて實施中であり、又滿洲國馬政局でも體高一・四五乃至一・五〇米程度の小格馬を主とし二十箇年間に百二十萬頭の軍馬及び農馬を得べく種馬を入れて既に事業に着手してゐる。

騾　騾は牝馬と牡驢との雜種で、牝馬は露國產のものを最良とし、牡驢は山東、直隸の大驢を用ひる。牝驢といふ。牝驢はものを驢騾といふ。牝驢に牡馬を交配せるものを驢騾といふ。牝驢に牡馬を交配せる驢騾は能力が馬及び驢に劣るから滿洲に於ては殆ど生産されない。驢及び驢騾は共に疫病力を缺く。驢の體軀は交配種の大小に依て異るが、南滿一般に産するものは體高四・三―四・四尺、新京地方に産するものは普通四・六尺內外である。主産地は吉林省長春縣及び奉天省懷德縣、吉林省長春縣及び黑龍江省呼蘭縣、巴彥縣である。驢は耕作運搬に使用され、堅忍よく重役に服し、使用期間長く、粗飼少食、加之粗管理に堪へるを以て價格は一般に馬よりも高い。

驢　驢は體軀小（支那驢小にして體高三・〇―三・二尺、體重二五―三〇貫位である。體質強健で粗食に耐え、其の力量は體軀に比して優る場合と雖も大體に於て馬匹に劣るから、農耕用のみならず家內勞働竝びに駄用として廣く一般に飼育されてゐる。

羊　滿洲に飼養されてゐる羊には綿羊と山羊の二種がある。綿羊は長尾種中脂肪種に屬し、被毛よりいへば綿毛と粗綿毛を混へた混毛種である。毛色は白色のものが多いが黑色又は褐色の斑點あるものあり、而毛量は年二、三回度に過ぎぬ。毎年五、六月ごろ換毛する。體重は牝十貫、牡十五貫位を普通とし、肉は美味である。羊毛は春、秋二回刈毛し、自家用毬子を造る以外は賣却する。羊毛は簡單な紡しを施して防寒用又は敷物とするが餘つたものは賣却する。

綿羊改良事業は公主嶺農事試驗場で大正三年以來古羊の毛質改良、毛量增加の試驗研究に努力し、改良原種としてメリノー種（ラムブイユメリノー種）を用ひメリノー種の牡羊と蒙古種の牝羊とを交配して第一回雜種をつくり第一回雜種牝羊にメリノー種牡羊を配して第二回雜種を作つた。斯くして生ずる第二回雜種の毛質は其牛數頭メリノー種と第一回雜種に全然同性質である。此第二回雜種中の牛數を占めるメリノー種と同形のものは即ち固定雜種で其の牡を以て蒙古牝羊に配するときメリノー種を用ひたる場合と全く同じ改良の效果を得た。蒙古綿羊には纖美な綿毛少く粗剛なる毛髮多きを以て製絲、織布用に適しないものであるが、之にメリノー種を交配して得たる第一回雜種は綿毛著しく增加し粗毛減少する許りでなく毛量母羊の二倍に上るを見る。而して第二回固定雜種に至れば粗毛は全く消滅して綿毛のみとなり毛量は三倍に達する。此雜種改良によつて肉質は影響さるゝことなく而も毛質の向上により毛の單價は二倍半に達する。公主嶺では此改良試驗を完成し第二回固定雜種をもつて、滿蒙羊毛の改良に着手し成功する事を確認した。

公主嶺農事試驗場綿羊改良試驗成績表

種別	性	年齡	頭數	體毛量	體毛量比較
蒙古在來種	牝	同	二〇	封度 二・四	一〇〇
メリノー蒙古在來雜種	同	同	二〇	五・七	二三七
メリノー蒙古在來改良種	同	同	二〇	七・二	三〇〇
メリノー種	同	同	二〇	七・二	三〇〇
蒙古在來種	牡	同	二	四・二	一〇〇
メリノー蒙古在來雜種	同	同	二	八・四	一九八
メリノー蒙古在來改良種	同	同	二	一二・六	三〇〇
メリノー種	同	同	二	一二・六	三〇〇

（一年間の試驗成績）

豚　豚は滿洲國人の食用家畜として最も重要視するところのものである。從つて滿洲人の居住する所豚を見ざるなしといつても敢て過言ではない。滿洲の農家にあつては畜產收入を目的とする副業として毎戶必らず數頭多くは十數頭の豚を飼養してゐる其の糞尿は農作用の肥料となる。

滿洲豚には大型種と小型種といつて二箇年生で四十貫位になるものと、小型種といふ一箇年半で十貫から二十貫位になるものと三種がある。小型種といふ中間のものと、北部に到るに從ひ中型種多く、大型種は極めて少い。滿洲種は殆ど悉く黑色のものばかりで四肢が短い。何れも頗る多產であつて、一腹十頭乃至十五頭を數きは二十頭を產む。其の仔豚は之を燒潟、粉肉、棧唐等に醃却してゐる。之等大種では去勢して肥育を行ふ。其の豚毛は粗剛で長く、刷子用として優良であつて、額外に相當輸出される。斯種に一般に分布生產されてゐるが、特に生產多き地方としては吉林、新京、齊々哈爾、綏化方面である。

公主嶺農事試驗場に於てはバークシア種を大型在來種に交配し、その一回雜種は在來種と同一同量の飼料を與へ同樣の方法により飼育を行ふも一箇年半にして大型在來種の種豚の種綿羊八十三頭を輸入、各民政署に配分した。

なほ滿洲國實業部では國內の綿羊改良のため日本に生育したメリノー系牡羊幾頭を購てその內の百頭は十年八月來滿、又關東州廳も州內綿羊を十五箇年間に十萬頭となす計劃で十年八月遼洲よりコリデール種の種綿羊八十三頭を輸入、各民政署に配分した。

後軀の發育不良、頭は少さく胸は深く幅狹してゐて、耳も小さい。四肢は長く、毛色は褐色である。騎駝の主なる用途は運搬用で、駄載能力は約六十貫内外、一日に二、三十哩を行することを得、その速力は一時間八哩乃至五十哩で二十四時間無休にて旅行を續けることが出來、又一日七、八十哩の速度で一週間の繼續に耐えるともいひ、一日の飽食によつて數日間絶食してもよく行に耐えることは有名である。然し乍ら繁殖、成熟共に速かでなく、普通に一子のみで、哺乳期間は一箇年、十六、七年にして成熟する。肉は食用として又毛及び皮も種々の用途に珍重せられ、乳は一日二升を搾ることが出來る。

犬　支那犬及び蒙古犬の二種があり、番犬用、狩獵用及び愛玩用等用途によつて三種に分たれ、各其形態に多少の相違がある。支那犬は滿蒙の犬の九割を占め、番犬として飼養される。番犬は體軀雄偉で體高二尺内外、體重も大なるものは三十貫を越える。頸太く體頂平かで耳の附着は高く且つ短く垂れ、尾は太く長く、外觀は粗野で長い毛が密生し、毛色は黒色が多く黒褐色、黄褐色等のものもある。狩獵犬は所謂蒙古犬で、番犬にも適する。體軀細長く、顏面も亦細長く鼻端が尖り、口角深く切れ、齒牙は銳く、眼は少さい。耳は直立して機敏な相を備へ、運動輕快敏捷を跳躍するすることが出來る。毛色は白、黒、褐色等種々である。蒙古人の包(大幕)の番犬として又家畜の監視者として忠實な る此の犬は蒙古人の生活に必須のものである。犬の皮は毛皮として世界的に有名である。

家鷄　鷄の飼養羽數は大體二千萬羽と推定されてゐる。而して其の大部分は在來種で、亞細亞種の退化した雜種と見られ、羽毛の色は黒、褐、鼠、白等あり、脚色も皆色、黒、黄、柳綠色等種々雜多である。冠は小形の單冠が主で中には豆冠を有するものもある。體軀は一般に小さく僅かに五百匁内外、卵も平均十三匁位の小形のもので、その產卵數も百個を越えない。併し乍ら寒冷、北風、北河縣、關東州内蒙古地方には大骨格及び滿蒙附屬地に在來種の鷄

慣量である。緬羊一頭よりの採毛量平均年額二斤とすれば全滿羊毛年生産量は約三百萬斤內外と推定される。滿蒙に於ける羊は從來肉用及毛皮用として飼育せられ、羊毛及繁毛は副産物として取扱はれてゐたゝめ羊毛の品質は不良である。卽ち強度伸度共に外國産羊毛に比し著しく遜色あり、且つ粗毛多く繁毛と混生して毛質が一定しないことゝ死毛の多いことゝにより品質不良である。加之土砂等の夾雜物が多く歩留り不定なるため取引圓滑ならざる缺陷がある。尙その纖維太く用途は局限せられ主として下等絨に混用し或は毛布用に供せられる。現在羊毛は滿洲國より殆んど輸出されて居らず、年々三十萬圓內外を輸入に仰いでゐる。

豚毛は各種刷子製造用として畜産輸出品中重要なる地位を占むるもので、白豚毛は北滿に産し化粧用にするが數量少、黑豚毛はペイント用として大部分を占むる。氣候寒冷の時期に最も良質のものを産し、一頭分で腹部毛八十匁、背部毛七十匁である。

羊毛、豚毛のほか馬毛、牛、馬、駱駝毛等を産し、其の年産額は馬毛約九十萬斤、牛毛百六十五萬斤、駱駝毛三十萬斤と稱せられてゐる。馬毛は馬尾及び馬鬣で、刷子其の他種々の工藝品の材料として相當用途多く、又牛毛は羊毛と共に或は牛毛のみにて毯子、氈子或は粗末なる敷物の材料として用ゐられる。駱駝毛は北の産絹僅少で防寒用材料となる。

毛皮品としては毯子（滿洲大川敷物）、毯子（最高）、毯氈子（同上粗）、毯褥子（同上普下）等があるが、いづれも家畜の品種粗悪なる點と、加工技術幼稚にして家內工業の域を脫しない原因とによつて、その生産物は僅少であつて優良でなく、數量としても僅少である。近代的工業としての毛織工業は滿洲に於ては滿蒙毛織株式會社を有するのみである。

皮革及毛皮　滿蒙殊に滿洲北部及東蒙一帶は皮革工業の原料が豐富なるに拘はらず未だ進歩した製革工場がなく、滿洲人は在來の舊態依法、張乾製法等で作業を營み、蒙古地方の土人は牛乳製法で製革して居る。現今之等原料の大部分は生皮の儘歐洲及天津方面に輸移出されるが、

林業

一 概說

太古滿洲が大森林地帶であつたことは今日隨所に發見すること及び植物性化石が發見することで明かである。有史時代に入つても先住民族たるツングース族が滿洲を呼んでウオーチ(大森林の義)と稱するのを以つても判るやうに實なほ暗き大森林であつた。ツングース族の中には鮮卑、扶餘、高勾麗、渤海、遼、金のごとき強大をなし中原まで進出した部族も出來たが、その生活の基調は飽くまで游牧狩獵であつたから、從つて現在の滿洲は依然として太古のまゝの森林が殘されてゐる。其の後女眞族の愛新覺羅氏が興り北京に都して淸となるに及び漢民族の滿洲移住が開始され森林地帶は急激に耕地化したがしかしこれを以つて滿洲の平野地方が今日のごとく無林地帶化したことの全部の理由とするは足らぬ。卽ち無林地帶化の大きな原因の一は火田民の跋扈であり、これに伴ふ山火事の頻發であつたとされてゐる。

滿洲の森林を近代的經濟機構と意義の下に開發したのはロシヤ人で、卽ち一八九六年のカシニー條約により東淸鐵道建設に著手するや沿線に於いて大規模の森林伐採權を獲得し、ついで日露戰役後は日露兩國互に南北滿洲の森林開發につとめ、滿洲材は日本、北支等にも輸出されるに至つた。ただ舊軍閥時代は掠奪的に伐採するのみにて秩序なく加ふるに福林は全然放棄されてゐたから年々荒廢する一方であつた。

しかし鴨綠江、松花江、豆滿江、牡丹江の上流および大小興安嶺中にはなほ相當多數の材積を蔵存する原生林があるこれは滿洲國の富の最も貴重なるもの〻一であり又日滿經濟ブロックの重要なる基礎をなすものであるから滿洲國に於いて最も愼重なる方法にて森林政策を講究しつゝあり、一方に於いては森林を保護しつゝ他方その有效なる利用を圖る方針をとつてゐる。かくて昭和十年度には林場法の新設、木稅法の改正、集團伐採の採用等の新政策實施され滿洲の林業に劃期的な變化を見た。

二 森林面積及び材積

滿洲事變前までは支那側が全然森林調査を實行しなつたこと、日本ロシア等はまだそこまで十分に手が及びかねたこと等の理由で滿洲の森林の實相は極めて曖昧であつたしかしこの間にも滿鐵、日本農林省、鴨綠江採木公司等により部分的調査が行はれたが、これを綜合すれば左のごとくである。

滿洲の森林面積竝立木蓄積量

森林地域名	調査年度	森林面積	立木蓄積量	昭和二年現在見込立木蓄積一町歩當蓄積
		町	石	石
鴨綠江流域右岸(江流域)	大正八年(一部訂正)	六六、三五〇	三、三三〇、〇〇〇	五〇
松花江流域	同四年一部訂正)	一、〇四四、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	三二
豆滿江流域	同六年	八三二、五〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二四
牡丹江流域		三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	二〇
綏芬河流域		一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇
三姓地方		一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇
興安嶺地方		二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇
(內蒙古興安嶺)		二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇
小興安嶺地方		一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇
計		一二、一五六、五〇〇	二七、三三〇、〇〇〇	二四

牡丹江流域 四六年 三、三三〇、〇〇〇 五〇
綏芬河流域 同 六年 二、〇〇〇、〇〇〇 二四
三姓地方 六年 二、〇〇〇、〇〇〇 二〇
興安嶺地方 六年 二、〇〇〇、〇〇〇 一〇
(內蒙古興安嶺) 定 二、〇〇〇、〇〇〇 一〇
小興安嶺地方 定 一、〇〇〇、〇〇〇 二〇
計 一二、一五六、五〇〇 二七、三三〇、〇〇〇 二四

この表によつても明かなごとく調査の年より既に二十年近い歳月を經て居り、加ふるに最も高範圍を占めてゐる大小興安嶺一帶は想定に過ぎず極めて杜撰なるを免れなかつた。なほ十年二月滿洲國實業部より發表されたものは最も新しいものでこれによれば左のごとし。

實業部調查森林面積及立木蓄積

森林地域名	森林面積	立木蓄積
鴨綠江流域	約三千萬町	三百萬立方メートル
同 右岸	二六四萬町	
同 江流域	一、一四四萬町	三三三億
松花江流域	二九九萬町	二二六億
牡丹江流域	二九四萬町	八四億
綏芬河流域	二三二萬町	三七億
三姓地方	二九二萬町	二九億
興安嶺地方	二三八萬町	一三億
大興安嶺	一、三五四萬町	一、三五四億
小興安嶺	九九七萬町	九九七億
計	三、二二一萬町	二、四二一億

これは發表の際實業部當局より說明ありしごとく上記精調査を修正したに過ぎぬもので從つて面積材積ともに多少減少してゐるがあまり大差ない。

森林調查 森林面積及び蓄積量は林業政策の基調をなすものであるから滿洲國でも實業部の臨時產業調查局に於いて航空寫眞撮影をなし、利用して森林調查を行つてゐる。まづ大同二年度は六月までに安圖、撫松、敦化、額穆、寧安、和龍、延吉、琿春、汪淸、方正、勃利の各縣の航空寫眞撮影をなし、これに基いての標準地を決定し、然る後數囘に亙つて實地踏查を行ひ、森林分布狀態、蓄積石數、針葉樹混淆狀況、地形などの各項について調查を行つた、康德二年度に於いては七月より寧安、蚕河、額穆等の小白山脈の南部を主として調查を續行し、本年度中に完了するが、中央部その他全滿に亙る森林調查は今後五箇年計劃で完成することになつてゐる。卽ち最も權威あるべき滿洲國の森林調查は目下進行の途中であるためこれを以つて豫斷するは危險だが現在までの調查の成績によると從來傳へられてゐたところより意外に蓄積量が少いらしく、全滿の森林蓄積量は八十億石見當に非ずやと推定されて居り、一說には五十億石をあまり出ずとの說すら出でいづれにせよ事變前に傳へられた滿洲の森林も著しく少くなる模樣である。

三 主要樹種

滿洲の森林地帶は植物分布上、いはゆる滿洲植物區系とダウール植物區系に屬するもので、大體齊々哈爾附近を南北に貫く線を界とし以東を滿洲植物區系以西をダウール植物區系とする。卽ち大興安嶺はダウール植物區系に屬してシベリヤの森林とその觀を一にするのを除いては他は全部純然たる。滿洲植物區系の森林である滿洲植物區系の指標的樹種はテウセンアカマモンゴリナラで、ダウール區系はからまつ屬かんは屬、かんは屬で殿然と相違した林相を示してゐる。

滿洲の森林構成する樹種の數は、すでに知られたものだけでも約三百五十有餘種に達する。その中有用樹種と屬められるものは、針葉樹が八、闊葉樹二十一種で、表示すれば左のやうになる。

	和名	滿洲名	備考
針葉樹	テウセンマツ	果松	
	テウセンモミ	杉松、紅松	
	テウセンタウヒ	魚鱗松	
	テウセンカラマツ	黃花松	
	タウシラベ	臭松	
	マンシウアカマツ	油松	
	カウライミヅナラ	柞樹	
	モンゴリナラ	柞樹	
	アムールシナノキ	椴樹	
	マンシウシナノキ	椴樹	
	オニグルミ	胡桃	
	マンシウカヘデ	白牛皮	
	ヤチダモ	水曲柳	
	イタヤカヘデ	色木	
	ハルニレ	榆樹	
	ナヒヨウニレ	黃榆	
	ハダ	黃波羅	
	マンシウクルミ	核桃樹	
	テウセンヤマナラシ	白楊樹	
	ドロノキ	青楊樹	
	シラカンバ	樺樹	
	テウセンミネバリ	黃樺樹	
	ツノウレカンバ	疙瘩樺	
	オホミノニレ	黃榆	
	カライヌエンジュ	槐樹	
	マンシウハシドイ	丁香樹	

これを用途別に分類すれば

（イ）建築材　テウセンマツ、テウセンモミ、テウセンハリモミ、エゾマツ、テウセンタウヒ、マンシウグルミ、カウライミヅナラ、モンゴリナラ、ドロノキ、イヌエンジュ等。

（ロ）器具材　テウセンマツ、テウセンモミ、エゾマツ、カラマツ類、ヤチダモ、マンシウグルミ、カウライミヅナラ、モンゴリナラ、ハダ、シナノキ類、イタヤカヘデ等。

（ハ）家具材　ヤチダモ、マンシウグルミ、カウライミヅナラ、モンゴリカンバ、トハダ、シナノキ類、イタヤカヘデ等。

（ニ）薪材　イタヤカヘデ、マンシウカヘデ、マンシウグルミ、モンゴリカンバ、其他雜木類。

以上のうちテウセンマツは奉天省、吉林省の針葉樹中の主位を占め、蓄積が豐富である。テウセンモミ、テウセンハリモミは前二省では主として南部に分布多く、北部に行くにつれて數が減ずる。高低分布の上から云へば、テウセンマツより低位にあり、エゾマツ及びタウシラベは南部に少く、北部に行くに從つて增加する。カラマツは大興安嶺山脈中針葉樹の主林木で、黑龍江省北部には稀である。

闊葉樹中アムールシナノキは最も豐富で、タウヒ類もまた吉黑二省に蓄積豐富で、その蓄積量はテウセンマツと相伯仲する。テウセンハリモミは前二省では滿洲中部を中心として分布し、ハルニレ及びオヒヨウニレは滿洲中部に最も多く、山地の餘り高くない所、または丘陵地に多く、また黑龍江省にあつては山樺林中に點綴的に分布する。ドロノキは滿洲一帶に分布し、河岸並に低温の箇所に繁茂する。ニレ類も滿洲到るところに分布し、ハルニレ及びオヒヨウニレは滿洲中部を中心として分布し、ハルニレは漢谷に多く、オヒヨウニレは山中に多く成育する。ノニレは山地には少く、所謂原野及び山麓の乾燥地に分布してゐる。カヘデ類、キハダ、ヤチダモ、マンシウグルミ、カライヌエンジュ等は滿洲中部を中心として點在分布するが、黑龍江省北部には稀である。

吉林省を中心とし、森林地帶の緣通りに多く分布してゐる。モンゴリナラは全滿洲の山地一帶に廣く分布し、林地にあつては丘陵地、または山火の被害の多い箇所に繁茂する。カバ類（樺樹）もまた全滿洲に廣く分布し、テウセンミネバリは林中にあつては山脈中に多く、ヲノヲレカンバはモンゴリナラと略々同樣の分布を爲してゐる。カバ類（白樺）は殊に興安嶺山脈中闊葉樹の主林木で、黑龍江省の闊葉樹を代表する。また吉林、奉天二省では、落葉松の跡地。また山中山火跡地に繁茂する。ヤマナラシ類は滿洲中部に最も多く、山地の餘り高くない所、または丘陵地に多く、また黑龍江省にあつては山樺林中に點綴的に分布する。

鴨綠江の森林

概況　鴨綠江は長白山脈に發してゐるが、江口から五十餘里の地點で左方から來る渾江と合する。そこから水源までの延長は凡そ百五十里で、此間滿洲國側では安東、寬甸、輯安、臨江、長白の諸縣、朝鮮側では平北、平南の二道にその源を發して本流に注ぐ支流もまた少くない。そして有望な森林は大江（鴨綠江本流）右岸では頭道溝或（は朝兒山）から二十四道溝に至る各道溝の上流域に存在し、朝兒山下流域には主として闊葉樹林多く、それに僅少の針葉樹を交へるのみである。

林況　鴨綠江の森林は、長白山の南西方一帶に位し、滿洲の東南隅に偏在して南部の平野とは隔絕してゐるために、久しく原生狀態にあり、その初めは右岸に至るまで鬱蒼たる森林であつて、鴨綠江及各道溝に沿うた部分は闊葉樹を主とした針闊混淆林、奥地に入るに從つて闊葉樹混淆の度を減じ、江を距る數里の所では殆ど針葉樹の純林に近い狀態となりながら分水嶺に至つたものゝやうである。そして當時の森林は植物帶上溫帶北部及寒帶に屬したものが、此地方に移民の增加するに從つて、鴨綠江本流及各道溝に近い平地は伐採開墾されて耕地となり、附近の山林は火入用開墾の際延燒し、或は伐採せられて原野及散生地を增加し、現在では森林として指を屈すべきものは溫帶に屬するもの少く、多く寒帶に屬するものとなつた。しかも大江に近い距離では森林を認め難く、奥地に進むに從つて闊葉樹を主とする散生林を生じ、擇伐跡地である針闊混淆林を經て漸次針葉樹の數を增し、分水嶺近くで原生林を見る狀態である。前に述べた移民開墾の力によつて森林を減じたは山火乃至採伐の程度は、比較的運江流域に多く大江流域には少い。そもそも有望な森林は前述の通り大江流域では朝兒山から上流の各道溝の上半部及長津江、南北水等の支流域で、運江流域では通化以上哈泥河、蘑菇湾、紅土崖、三岔子等の上半部に存在する。闊葉の主なものは、テウセンマツ、テウセンモミ、テウセンタウヒ、エゾマツ、テウセンカラマツ、等の針葉樹とヤチダモ、マンシウグルミ、カヘデ類、ナラ類、ハルニレ、キハギ、ハリギリ、シナノキ等の落葉闊葉樹でアカマツは運江より上流域に於ては森林として存在することは稀である。又森林帶では極寒帶即ち樅松帶を缺き、白頭山の頂上に至つても矮小なテウセンカラマツが生育して居る地域から直ちに無立木地に接續して居るのを見るである。そして一般に散生地は殆んどナラ類。シナノキ、ドロノキ等の闊葉樹林で、間々タウシラベ、テウセンタウヒ及テウセンマツのやうな針葉樹が點々として混生するのもある。

此地域に生育する樹木は、胸高直徑五、六寸ぐらゐの、僅に薪炭材に供し得るのみのもので、一町歩の材積平均十八乃至三十六石である。次に擇伐地は良好な針葉樹及闊葉樹の大材を伐採した跡地で、現今では良材はないが、針葉樹の胸高二尺内外、闊葉樹の胸高三尺内外の樹木が殘存しないでもない。殊に針葉樹の中でもテウセンモミなどは比較的伐採せられなかつたため、大材を殘してゐる。此地域は大體に地味肥沃で、雜樹がよく發生するから火入開墾を禁じ、天然に生育せしめれば將來林相の恢復を見ることも困難でない。現在一町歩の材積は九十六石乃至四百二十石で、針闊混淆の歩合は平均針葉樹四割、闊葉樹六割内外である。針葉闊中ではテウセンマツ四割、タウヒ、モミ類六割内外が普通で、奥地に入るに從ひ漸次針葉樹の數を增し、原生林に至つて針葉樹六割、針葉樹四割内外の割合となつてゐる。原生林の樹齡は不整で、幼い

ものは一年生から、老木は數百年に及ぶ林木が密生し、闊葉樹は老大のもの少く、日蔭に囘へるものが僅に下木となつて生存するに過ぎない。針葉樹の中には樹齢二百年内外、胸高直徑三尺以上、樹高十五、六間以上のものが多く、これらは密生して風害を蒙ることが少いため樹幹が通直で、枝下が高く、從つて良材が多い。樹種はテウセンマツが主で、タウヒ、モミがこれに次ぎ、またカラマツの老大なものを混生し、低温地或は露出地ではカラマツの群生を見る。一町歩の材積は平均四百八十石乃至八百四十石に至つてゐる。いま大江右岸及渾江流域の蓄積の大要を示すと次のやうになる。

大江右岸森林蓄積　輯兒山から下流域の大江右岸の森林は、嶮しみ澤なので省き、大正四年採木公司で概測した各支流域（頭道溝から二十四道溝に至る地域及嶺後を含む）の蓄積を示せば次の通りである。

種別	地積	蓄積
針葉樹	一、三〇五、五四四	
闊葉樹	三〇、七八五、五五六	
混生林地	二〇二、九九〇、三八〇	
計	二三五、〇八一、六八〇	

其總面積は四六九、三三六町歩と推算せられる。なほ、以上の蓄積に輯兒山から下流渾江口までの森林蓄積を合算すると約二億七千六百萬石となる。

渾江流域森林蓄積　渾江流域の森林は、伐採開墾、野火のため著しく蓄積を減じ、流域面積の廣大な割に蓄積に反つて大江流域よりも少い。

それに未だ大要の調査なく正確の數字を擧げることは困難だが、想定蓄積は一億九千八百萬石内外で、面積は四十三萬町内外と推算される。即ち鴨緑江右岸の森林は以上述べた通りで、その總蓄積は老齢闊及松花江流域の一部を合算すれば、四億七千四百萬石餘である。その中、テウセンマツ、タウヒ、モミ類、カラマツ等主要な針葉樹の蓄積は約三割ぐらゐでつまり其量は一億三千萬石ぐらゐである。いま假に總蓄積のうち實際伐採される立木材積を七割とし、利用率を三割五分として推算すれば、利用總材積は一億一千六百萬石となる。

省名	縣名	森林面積（町）	針葉樹蓄積（石）	闊葉樹蓄積（石）	計（石）	備考
吉林	濛江	六、四五〇	六、七七〇、〇〇〇	二、一四〇、〇〇〇	八、九一〇、〇〇〇	長嶺才領以西の部
同	撫松	一、四〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	本縣の一小部分は豆滿江流域に入る
同	臨江	四、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇	
奉天	安圖	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	四六、八〇〇、〇〇〇	
同	撫松	四二、六〇〇	四二、六〇〇、〇〇〇	一二、七八〇、〇〇〇	五五、三八〇、〇〇〇	
計		四六九、三三六	一、三〇五、五四四、〇〇〇	三〇、七八五、五五六、〇〇〇	一、三三六、三二九、六〇〇	

松、豆、牡流域の森林

松花江流域　吉林縣以南の松花江上流流域の森林は一部は、長白山本脈に、一部は吉林哈達に連つてゐる。其の流域に亙る地は吉林省濛江、樺甸、額穆、寧安省安圖、撫松の二省五縣に跨つてゐる。これら諸縣の森林蓄積は次表の通りである。

省名	縣名	森林面積（町）	針葉樹蓄積（石）	闊葉樹蓄積（石）	計（石）	備考
吉林	濛江	六、四五〇	六、七七〇、〇〇〇	二、一四〇、〇〇〇	八、九一〇、〇〇〇	長嶺才領以西の部
同	樺甸	一、四〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	本縣の一小部分は豆滿江流域に入る
同	額穆	四、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇	
奉天	安圖	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	四六、八〇〇、〇〇〇	
同	撫松	四二、六〇〇	四二、六〇〇、〇〇〇	一二、七八〇、〇〇〇	五五、三八〇、〇〇〇	
計		四六九、三三六	一、三〇五、五四四、〇〇〇	三〇、七八五、五五六、〇〇〇	一、三三六、三二九、六〇〇	

豆滿江流域　この流域の森林は、琿春河及び嘎呀河、豆滿江等の支流上流一帶の地から老齢闊に至る廣大な地域に亙るもので、つまり吉林省延吉、汪清、琿春、和龍の三縣、それに寧安省安圖縣の一部を包括する。諸縣内の森林面積、森林蓄積は左表の通りである。

縣名	森林面積（町）	針葉樹蓄積（石）	闊葉樹蓄積（石）	計（石）	備考
吉林 延吉	六、五五〇	六、五五〇、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	八、七三〇、〇〇〇	
同 汪清	六、一〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	二、〇三〇、〇〇〇	八、一三〇、〇〇〇	
同 琿春	三、三〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	四、四〇〇、〇〇〇	
同 和龍	二、二〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	七三〇、〇〇〇	二、九三〇、〇〇〇	
奉天 安圖	四、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇	
計	二二、〇五〇	二二、〇五〇、〇〇〇	七、三五〇、〇〇〇	二九、四〇〇、〇〇〇	

牡丹江流域　牡丹江はその源を敦化縣牡丹嶺に發し、敦化、額穆兩縣の諸流を合せて寧安縣に入り、鏡泊湖の北端四家屯吊水潤で一大瀑布となり、これから大江となり、約四里で東京城に達し、更に北流して水源から約八四邦里の寧古塔に至つてゐる。ここでは便宜上これら敦化、額穆、寧安三縣内諸川の流域を總稱して牡丹江流域と命名するのである。

縣名	森林面積（町）	針葉樹蓄積（石）	闊葉樹蓄積（石）	計（石）	備考
吉林 敦化	一、五〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	長嶺才領以東の部
同 寧安	一、四〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	東部東南縣の鏡面を除く
同 額穆	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	
奉天 安圖	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	安圖縣の東南部
計	四、九〇〇	四、九〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	

林況　松花江、豆滿江、牡丹江流域の森林中濛江縣の北部は大部分闊葉樹林で、その南部地方に多少の針闊混淆林を殘してゐる。しかも濛江縣の中央及び二道花園河地方に到れば、皆無するに從つて針葉樹の混淆度が大になる。更に樺甸、敦化、額穆の諸縣に到れば、長嶺才嶺新開嶺、及び牡丹嶺の北側ではその位置の關係から伐採を免れ、美林に富んでゐるが、其他の方面はすでに林相が惡化してゐる。延吉、和龍兩縣の森林はただ一局部だけで、あとは殆と雜木林である。更に樺甸、敦化、額穆の大部分は、山地であつても散生の雜木林でなければ無立木地の姿で、辛じて土民の燃料を供給するに足るといふ程度である。琿春、汪清兩縣は、豆滿江流域でも優良な森林を有し、原生的な美林が少くない。次に安圖撫松兩縣では、頭道江及び二道江に沿うた一帶を除き、山嶽及高地の森林は濫伐の便を缺いでゐるのと殖民の影響を蒙ることが少かつたため、幸に伐採は免れたが、右地方には人參の栽培が盛になり、順次森林面積を縮小するとともに針葉樹を減さうとしてゐる。

要するに、古來一般に繁茂してゐたテウセンマツ、テウセンモミ、テウセンタウヒ、エゾマツ、タウシラベなどの針葉樹林は、その後變圖して針闊混淆林となり、現在では、この混淆林も年と共に針葉樹の歩合を減じて、たゞ交通不便な奥地に美林を止め、一部は闊葉樹林に變り、更にその一部は全く荒廢し、散生地、無立木地と化したのである。然し、今日なほ有用の樹種に富んでゐるて、闊所各異の混淆狀態を呈してゐる。そしてこれらの森林の針、闊相半するか、然ら

名稱	森林面積(町)	材積(石) 針葉樹	闊葉樹	計
松花江流域の森林	一、四五、八五五	三、五四、三四五	四、三五、三四五	五、七九、六九〇
豆滿江流域の森林	八、三五五	三四、三五五	四四、五六五	七九、九二〇
牡丹江流域の森林	二、五四四、三六八	九二、六四八、六四〇	一、三七、三四四、六四〇	一、四五九、九九二、二八〇
計	二、五四四、三六八	九二、六四八、六四〇	一、三七、三四四、六四〇	一、四五九、九九二、二八〇

拉林河流域(四合川)の森林

同河の水源は舒蘭縣の呼蘭嶺、關隘嶺、太平嶺及び額穆縣の北部虎嶺、並に五常の東界に於ける山脈に發し、その流域は舒蘭五常の二縣と額穆縣の北部に亙つてゐる。而積と蓄積は次表の通りである。

林種	針葉樹	闊葉樹	計	針葉樹	闊葉樹	計
舒蘭縣	三、四四、三四五	四、三五、三四五	七九、六九〇	一、四五、九九二、二八〇		
撫伐後の針闊混淆林	三四、三五五	四四、五六五	七九、九二〇			
原始的針闊混淆林	三一、九四、六四〇	四三、六四、六四〇	一、三七、三四四、六四〇			
計	三四、六四八、六四〇	四三、六四、六四〇	一、三七、三四四、六四〇			

濱綏沿線の森林

概況　露領沿海州の境界に當る綏芬河から二層甸子に至る鐵道の兩側に位する森林で、その地域は主として寶、同寶、寧安、及び東寧の五縣、並に汪清縣の東部、即ち老爺、石頭、太平等の諸山脈以東の地域に跨つてゐる。南方額穆縣界を北走する所謂小白山脈は、同寶寧安兩縣界を北走する所謂小白山脈は、同寶縣界に到つて二つに岐れ、一は東蠻鍛窟、龍爪溝嶺、阿穆集團城荒山、畢麗窩集嶺、龍爪溝嶺、阿穆達山となり、蜿蜒として同寶縣と寧安、方正兩縣との境界を劃し、一は西方に轉じて西蠻鍛窟集、四方頂子、春秋嶺、石雞山、大青山等の山脈となつて同寶縣と寶縣との境界を爲すのである。また汪清縣にある老松嶺の支脈は穆稜縣界で穆稜窩集嶺となり、額穆縣を圍繞する。これらの諸山脈は有名な森林地帶で、北滿鐵道開通前までは一帶の奥林であつた。これらの地方に於る森林蓄積は次表の通りである。

林種	針葉樹	闊葉樹	計	針葉樹	闊葉樹	計
寶縣	一四、三五、三四五	一四、三五、三四五	二八、七〇、六九〇	一、四五、九九二、二八〇		
同林區	一四、三五、三四五	一四、三五、三四五	二八、七〇、六九〇			
同國境林區	一四、三五、三四五	一四、三五、三四五	二八、七〇、六九〇			
寧安縣	一四、三五、三四五	一四、三五、三四五	二八、七〇、六九〇			
同國境林區	一四、三五、三四五	一四、三五、三四五	二八、七〇、六九〇			
東寧縣	一四、三五、三四五	一四、三五、三四五	二八、七〇、六九〇			
同國境林區	一四、三五、三四五	一四、三五、三四五	二八、七〇、六九〇			
東寧縣(綏芬河流域)	一四、三五、三四五	一四、三五、三四五	二八、七〇、六九〇			
計	二四、六四八、六四〇	四三、六四、六四〇	一、三七、三四四、六四〇			

林況　沿線地方は、西部地方に比べると、老齢、窩集嶺など長白山系の連絡によつて地勢が稍々錯雜してゐる。樹種は多種多樣で、蒐集だけでも二十餘種を數へ得るだらうが、中でも蓄積の多い有用樹種を擧ぐれば、(一)葉樹。テウセンマツ、モミ類(主としてダウシラベ)タウヒ類(主としてエゾマツ)(二)濶葉樹。シナノキ、オヒヨウニレ、ハルニレ、カヘデ類、ヤチダモ、カバ類、キハダ、マンシユウグルミ、テウセンヤマナラシ、ドロノキ類などで、主要樹種であるテウセンマツは局部的には純林となつてゐるが、多くはモミ類タウヒ類、などの針葉樹及び雜種濶葉樹と混淆してゐる。その混淆歩合は針葉樹四〇—六〇%、濶葉樹六〇—四〇%の間で、蓄積の豐富なものに至ると一町歩二千石に達するが平均は六—七百石であるテウセンマツの樹齡は三百五十年、胸高直徑四尺に及ぶものがあると、普通は胸高直徑二・二—二・六—十七間のものが最も多く、樹齡平均二百年內外と認められる。濶葉樹ではドロノキの時に直徑五尺、高さ十八—十九間に達するものがあるが、他の樹種では年齡二百五十年、直徑二・五尺、高さ十六—十七間のものが最大である。

濱洲沿線の森林

概況　濱洲沿線で優良な林地はすべて大興安嶺の裾筋を占めてゐる。比較的鐵道と近距離にあるのは、大興安嶺山脈の東側面では雅爾河上水源地を中心とし、その分水嶺を越えて北方に阿倫河及び畢拉爾河の水源地、南方に雅爾河の上流地域がある。西側には札敦河、烏諾爾河の上流地域が鐵道の南北に通つてゐる。少し距つて札敦河の分水嶺を越した北方には、海拉爾河の上流とその支流庫勒都爾河の上流地、烏諾爾河の上流地烏諾爾河の分水嶺を越え南方には伊敏河の上流等がある。其の他諸區河上流地など、嫩江の各支流上流地域の森林は、經營上濱洲沿線に搬出さるべきものであるが、これは後日同地方の鐵道開通を俟つて初めて價値を生ずるものと見るべきであらう。なほ今日までに調査された各個人の伐採權を得た各場の森林蓄積は二、六〇七、三〇〇歩、林積は五億餘石である。

林況　主要樹種は(一)針葉樹、ダフリカカラマツ(二)濶葉樹、シラカンバ、ヨノヨレ、その他シベリアアカマツ、テウセンヤマナラシ、ヤナギ類、ドロノキ類、ハンノキ、ナラ等數種あるが、蓄積は少い。

ダフリカカラマツは大面積に亙つて單純林をなしてゐる所があるが、多くは帶狀か群狀で、白樺林と混淆してゐる、その歩合は濶葉樹三〇—五〇%針葉樹七〇—五〇%位である。その蓄積は海拉爾及び哈爾賓附河の上流では一町歩一千石に及ぶものがあるが、平均六百六十石でもある。

樹齡はダフリカカラマツが最高三百年平均は一百年、普通六十—七十年位で、大きさは最大直徑が二・五尺、高さ二十間にな

るものもあるが、多くは直徑七寸乃至一・三尺、樹高九間乃至十四間程度が普通で、白樺は時として直徑九寸餘、高さ十二間に達するものがあるが、直徑五—六寸、高さ約八間のもの多く、番多い。

三姓地方の森林

概況　吉林省の北部を占め、松花江及び黒龍江と烏蘇里江との間に挟まれ、尚北方に突出して黒龍江と烏蘇里江との合流點に達する、方正、依蘭（勃利を含む）牌川、寧錦、同江（寶清を含む）饒河、綏遠、虎林及び密山縣などの森林を三姓地方の森林及び密山縣などの森林を三姓地方の森林といふ。

林況　方正縣の西部、桃兒山東部の關門咀烏龍頭などに於ける森林は從來伐採されてをり、現今は其林積を減少した感があるが老爺嶺、阿穆、蓮山、龍爪溝地方には今も一大森林があつて將來を有望視される。殊に縣内大龍密溝の森林は西方及び同溝の南方にあつて、東陽山背、北は窩棚を界とし、方正縣を距る一百支里、松花江岸の大羅拉密街から二十支里の地にある。

樹種　針濶混淆の天然林で、針葉樹中テウセンマツ最も多く、次でモミ、タウヒ類など。濶葉樹ではオヒョウニレが最も多く、キハダ、ヤチダモ、カバ類、ナラ類、シナノキ等の順である。樹齢は針葉樹が百五十年程度、濶葉樹は十五年から六十—七十年ぐらゐがもつとも多い。

樹況　原川縣の南、依蘭縣界に連つて重疊する山岳地帶は森林多く、東南寶清、寧錦の境界に亘つてテウセンマツ、タウヒ、モミ類の良材が豐富である。

交通　交通の便利な地帶はすでに伐採し盡されて、また松花江岸からやゝ遠い地方の高地帶には濶葉樹林としてナラ類、カヂ類の森林を見るだけである。宮錦縣西部の七星砬子、南部同江縣と相接する方面の烏蘇青力山及び觀音山など餘り高くない諸山岳は、何れも原始的な森林で蔽はれ、テウセンマツ、アカマツ、モミ類などの良材が少くない。然し松花江岸に近い地方では良材が少く、各丘陵地及び平地には濶葉樹林の點在を見る。同江縣内の南方山嶺は大部分森林で蔽はれ、主としてドロノキ類、カバ類、ナラ類、シナノキ類等で、針葉樹は稀に少い。しかも松花江一帶は大森林が少く、關斯科附近一帶の平地には薪材となるナラ類、カバ類の濶葉樹が散生するだけである。綏遠縣内の南方山嶺は大部分森林で蔽はれてゐるが、原生林は饒河縣界の太平山と密綿布關山の高地一帶に限られるものゝやうに推測される。老林縣の北方那丹哈達嶺、安邑倭克里山、その支脈である七虎林山、箭七虎林山、半拉縣集山など一帶の山地は美麗な森林で蔽はれてゐる。殊に阿布通河から縣北境の外七里里河に至る間は森林が鬱蒼で、樹種は針葉樹及び濶葉樹としてドロノキ類が最も多く、ナラ類、カバ類がこれに次ぐ。また烏蘇里江岸の平地各所には疎林が見られ、ヤチダモ、カバ類、ドロノキ類がある。

密山縣　密山縣内の山地は殆ど森林で蔽はれ、その北方にある殺布山、土山、奔松子嶺等の諸山脈は運輸交通の不便なため、未だ斧鉞の入らない針濶混淆の原生林で蔽はれ、その面積も廣大である。また西南部の山地一帶はテウセンマツ、モミ類、ナラ類、シナノキ類などの針濶混淆林で、殊に青濟嶺の最高部一帶は多くの針葉樹で圍まれてゐる。更に西部地方にある杉松頂子、哈達嶺、適道山等、察哈嶺一連の山地帶の針濶混淆原生林で、林相は極めて良好である。

三姓地方の森林は大體以上の如くである。

三姓地方森林面積材積

縣名	群名	森林面積 町	針葉樹	闊葉樹	計
同	林	一二、六三一	一二、六三一		
同	方正	一五、六四〇	一五、六四〇		
同	依蘭、勃利	二五、六四〇	二五、六四〇		
同	牌川	三五、六四〇	三五、六四〇		
同	寧錦	三四、六四〇	三四、六四〇		
同	同江、寶清	一〇二四、六四〇	三四、六四〇	一〇二四、六四〇	
同	綏遠	四五、六四〇	四五、六四〇		
同	虎林	四二、六四〇	四二、六四〇		
同	饒河	三五、六四〇	三五、六四〇		
同	密山	一、二四〇、六四〇	三二、六四〇	二四〇、六四〇	
計		二、六八、四〇、六四〇	二、六八、四〇、六四〇		

大興安嶺の森林

南は洮兒河流域竝索岳爾濟山から起り、北滿鐵道西部線を挟み、北は黒龍江沿岸に至る大興安嶺の本支派を蔽ふ森林で、龍江道の西半部と呼倫貝爾特別區域の東部を占め、想定面積は、一千四百萬町歩、一町歩平均四百石と想定すれば、立木蓄積量は五十六億石に達するわけだ。樹種は主としてダフリカカラマツ、シラカンバで、その他シベリヤアカマツ、ヤナギ類、テウセンヤマナラシ、ハンノキ類等がある。

小興安嶺の森林

小興安嶺は大興安嶺中の英吉里山から起り、黒龍江支流、呼瑪爾河竝嫩江支流甘河で大興安嶺と隣接し、黒龍江に沿うて東南に走り松花江本流に終つてゐる。この地域内の森林は龍江道の東半部、黒河道、河圖道に跨り、森林想定面積一千萬町歩、一町歩想定三百五十石とすれば總立木蓄積量は三十五億石である。樹種はにダフリカカラマツ及びシラカンバ等の闊葉樹の純林を爲し、そのうちタウヒが最も多いが、樹齢は大抵百年を出ない。平均樹高百二十尺、胸

熱河省の森林

熱河の森林は、同治元年から光緒二十八年の間に官有地は殆と拂下げられ、圍場縣の木蘭圍場だけが開放されずにゐたが、その八十萬町歩の廣面積を有する熱河省唯一の大森林も、濫伐、馬賊の橫行等に憚まされ、政府はこれも開拓することにして光緒三十二年初めて木務局を設置して西圍の開墾に着手した。當時すでに四十萬町歩内外に減少し、その後年々減少、現在では北圍（新設以北）に僅に二十萬町歩内外を殘すのみとなつた。人工林としては、殆ど見るべきものがない。

溪流に沿ふ平坦地はテウセンヤマナラシ、ハルニレ、シラカンバ等の闊葉樹が大部分で、僅少のテウセンタウエ、カラマツ類等の稚樹が混淆し、傾斜地にはタウヒ、カラマツ、アカマツなど針葉樹の純林を爲し、そのうちタウヒが最も多いが、樹齢は大抵百年を出ない。平均樹高百二十尺、胸

高徑一尺、一町步宛の蓄積千石內外である。闊葉樹林と針葉樹林との割合は前者が三分後者七分で、蓄積量は前者一千二百萬石、後者一億四千萬石、計一億五千二百萬石と見られてゐるが、矮小であるとか、品質劣等であるとか數量僅少であるとかで、地方的需要を充すにも足らず、年々鴨綠江材、青林材などの供給を受け、燃料さへ到底木材を使用出來ない狀態だから、早急に適當な林政を施くことが必要である。

上述の如く、林業經營は見るに足りないが、秋伐作業は割合に進歩してをり、運材には牛車を使用してゐる。

關東州の森林

關東州は南滿各地と共に日露戰爭までは無林地帶であつた明治三十八年、軍政當時に於いて早くも林政に着目し旅順、大連、金州の露治時代の苗圃を利用して樹苗の育成につとめ、明治四十年以來一層事業を擴張すると共に民間造林を獎勵し、大正十五年以來森林保護組合を設立せしめて私有林の保育に力を入れてゐる。

關東州林野面積　（昭和九年末）

地方	官有	縣民有	町民有	合計
旅順	三、一六〇・五三六	三、四四〇・〇〇	九、四四〇・〇〇	一四、八四〇・五三六
大連	三、一六〇・五三六	三、四四〇・〇〇	一二、五四〇・〇〇	一九、一四〇・五三六
金州	七、八六〇・九二五	一二、五四〇・〇〇	一二、五四〇・〇〇	三二、九四〇・九二五
普蘭店	九、三三〇・三三五	一二、五四〇・〇〇	一二、五四〇・〇〇	三四、四一〇・三三五
貔子窩	四、四四〇・〇〇	九、四四〇・〇〇	一二、五四〇・〇〇	二六、四二〇・〇〇
計	二六、二一〇・一二六	四二、三四〇・〇〇	七八、二四〇・〇〇	一四七、五九〇・一二六

但し官有地中に軍用地を含む、前年同期に比し二六二町五九一五二六の減少を示す。

關東州造林濟面積　（昭和九年末現在）

管內別	官有	公有	民有	計
旅順	三、一六〇・五三六	三、四四〇・〇〇	九、四四〇・〇〇	一四、八四〇・五三六
大連	三、一六〇・五三六	三、四四〇・〇〇	一二、五四〇・〇〇	一九、一四〇・五三六
金州	七、八六〇・九二五	一二、五四〇・〇〇	一二、五四〇・〇〇	三二、九四〇・九二五
普蘭店	九、三三〇・三三五	一二、五四〇・〇〇	一二、五四〇・〇〇	三四、四一〇・三三五
貔子窩	四、四四〇・〇〇	九、四四〇・〇〇	一二、五四〇・〇〇	二六、四二〇・〇〇
計	二六、二一〇・一二六	四二、三四〇・〇〇	七八、二四〇・〇〇	一四七、五九〇・一二六

滿洲の林政

沿革　滿洲に於いて組織的に林業從事者の出たのは清朝の光緒の初で、大東溝に木稅局の設置を見、又慶大府通を目的とし伐木事業は盛觀され、大東溝は北支に對する木材の一大供給地となつた。降つて光緒十八年（西曆一八九二、明治二十五年）には木植公司（官商合辦、資本二十萬兩）の起業を見たが、年を積なに從つて經營紊亂し、商民の怨恨を買ひ不振であつた。露國は之に乘じ、此地に新に森林會社を起し、三十萬餘坪の地を收用し、更に同二十九年には日清合辦の日淸護慶公司の設立あり、兩者互に抗爭反目を續け、遂に日露の暗雲は助長されるに至つた。

日露戰後、此地の林業の權益は日本の手中に歸し、明治四十一年鴨綠江採木公司（日支合辦）は開設され、此地方の事業權を得て今日に及んで居る。吉林省は濫伐制のため、大天然林が長く存在してゐた。然るに此當局は山東移民の開墾によつて開かれ、支那政府亦商稅收入の源泉として之を利用し、爾來濫伐制は紊れ拂下地は民有地と化し、森林は風分されて民有林を生じた。後、明治四十年當時の吉林勸業道は資本一萬元を以て吉林林業公司を設立せしめ、一般林業者に對する徵稅と資本貸付を行はしめたが、後に同じく內部紊亂して、終に明治四十五年解散の止むなきに至つた。之より先、四合川森林採伐に從事せし吉興林業統局も事業に失敗、所有林は吉林官銀號の手に移行したが時の都督は林業公司の後を繼ぐ製材所と合辦せしめ、永衡林業公司を起さしめた。然るに大正初期の洪水に依て破滅に頽しかくて本公司を基とし、官營局、官銀號等を主とする松江林業公司（運轉資本五萬元）に轉行した。日本資本の明治年間に此地に投げられたものに吉林智昌公司、松茂洋行を數へ得るが、何れも水害の打擊に依て挫折した。然るに世界大戰期の好況に乘じ、大倉王子系の富寧、豐森、豐材の日支合辦會社其他三井三菱の出張所等續々として投資し、一時は吉林業界に覇を唱ふるに至つた。滿北滿鐵道沿線に於ける開拓は鐵道の開設と共に始まる。卽ち同鐵道の建設時材料及燃料の需要は、當然豫圖をして豐富なる森林の利用に向はしめ、西曆一九〇二年より同五年に至るまでは、伐採は何等の條件なく行はれてゐたが、爾後森林伐採者、支那木材總局間に、東支鐵道支那局の保護を得て政支條約を結び、其後鐵道當局は自己の必要と露人移住民關を覺ねて、是等企業者に幾多の便宜を與へるに至つた。從て露人租借林區は此地方に於て最も多く、日本關係は東拓系の中東海林公司（大正十三年）、中東興材公司（大正四年）と、滿鐵及滿支合辦によつて設立された札免公司（大正十一年）の林場を數へ得るに過ぎない。

滿洲國の林政　滿洲國は國軍閥時代の林政を匡すべくまづ新な林場權の沒收を中止し、森林所有權及び既得林場權の規整に着手した。而して森林の如く合理的管理保護によつては永久的生命ある資源に對しては、之を國家の統制ある管理の下に置くを要とし、實業部に外局として國有林管理局又は森林局の如き一機關を設け、その管理經營に當らしめる計畫となつてゐる。又國有林は將來基本調査の結果に基いて森林區劃を區分し、(ロ)治水其の他一般國土保安のため、(ハ)水源涵養其の他一般產業の助成のため、(ニ)木材供給上其他の國家經濟のため、(ホ)公益上又は學術研究上或は天然記念物として留保の必要あるもの等は立木蓄積の多寡に關せず恒久的國家管理を必要とする森林であつて、之等は要存置林として之に對する施業案編成を行ふもので、例へば黑河、吉林地方に於ける河川の水量が六、七年前に比して六分の一乃至十分の一に減少してゐるが如きは、森林の保護增植によつて回復せしめれば將來水力電氣を起す事も出來、又野性毛皮獸資源の滅亡を防ぎ、或は滿洲農村を數年毎に襲ふ凶作に積する救濟策が從來土木工事以外に存在しなかつたものを伐木、造林、副產物加工等によつて將來救濟し得られるに至るであらう。

其の他公私有林の指導監督竝に一般の林政に關する事務は統一して現在林務司に於いて管掌してゐる、而して昭和九年六月九

日林場權整理法が公布され、實業部林務司は既得林場權者の申請によつてその審定に當り、この審定に對する不服申立者に最後の決定を與へる爲めの審査機關として同月二十二日林場權審査委員會が設立された。その他森林資源の荒廢を回復せしむべき積極的方法として全國に緑化運動を起し、毎年四月の日四月二十一日を植樹節として各種の宣傳方法により植樹の勵行に努め、康德二年度には朝鮮其の他より輸入して全滿に四百萬本を植栽し、更に三年度には各省に先づ十町歩の苗圃を設けて千二、三百萬本の苗木を得、之を四千町歩に植樹する計畫である。而して國營苗圃の外に各省、縣、市、學校等ひろく苗圃を設け、最初は柳の類の如き生成の良好なものを選定し漸次經濟樹種及び風致樹種の養成に向はしめる方針となつてゐる。

森林事務所の名稱位置及管轄區域

名稱	位置	管轄區域
敦化森林事務所	敦化縣敦化	敦化縣一圓
額穆森林事務所	額穆縣穆河	永吉縣一圓　額穆縣大部（牡丹江本支流域）穆狗縣一部（松花江本支流域但し松花江歸流河合流點より上流域を除く）
延吉森林事務所	延吉縣延吉	和龍縣及琿吉縣一圓　汪清縣大部（嗶蜂河流）安圖縣一部（圖們江本支流）
五常森林事務所	五常縣五常	舒蘭縣及五常一圓　額穆縣一部（拉林河流域）蛟河縣一部（牤牛河及沖河流域）
北安森林事務所	北安縣 海倫縣	通化縣大部（古河及通肯流域を除く）龍鎭縣大部（龍清河及科洛河流域を除く）
安東森林事務所	安東縣安東	鳳城縣、安東縣及本溪湖一圓　岫巖縣大部（大洋河流域）寬甸縣、關安縣、臨江縣及長白縣大部（鴨綠江流域但し渾江流域を除く）興京縣一部（太子河流域）
通化森林事務所	通化縣通化	輯仁縣及通化縣一圓寬甸縣、關安縣及臨江縣一部（渾江流域）
朝陽森林事務所	朝陽縣 海龍縣	東豐縣、海龍縣、柳河縣、金川縣、磐石縣及清源縣一圓　興京縣大部（額子河流域）磐石縣大部（額穆河木支流域）西豐縣一部（清河流域）
撫松森林事務所	撫松縣撫松	濛江縣及撫松縣一圓　樺甸縣一部（松花江支流域但し松花江歸流河合流點より上流域を除く）
安圖森林事務所	安圖縣安圖	安圖縣大部（松花江流域）樺甸縣一部（松花江流域但し二道河歸道白河合流點より上流域）
樺春森林事務所	樺春縣樺春	樺春縣一圓
樺甸森林事務所	樺甸縣樺甸	東樺縣、樺山縣及樺甸縣一圓　汪清縣一部（牡丹江流域）
寧安森林事務所	寧安縣寧安	寧安縣一圓
依蘭森林事務所	依蘭縣依蘭	依蘭縣及勃利縣一圓　方正縣一部（牡丹江流域）樺川縣及寶清縣一部（七虎力河流域）
通河森林事務所	通河縣通河	木蘭縣、通河縣及延壽縣一圓　方正縣一部（松花江流域）
葦原森林事務所	葦原縣葦原	葦原縣一圓　羅北縣南半部（黑龍江第四合項所以下）東興縣、綏化縣、綏棱縣及綏陽縣一圓　海倫縣一部（諾敏河流域）
海倫森林事務所	海倫縣海倫	海倫縣大部（諾敏河流域を除く）通化縣一部（通肯河流域）
鐵江森林事務所	鐵江縣鐵江	鐵江縣大部（老蒲河流域を除く）龍鎭縣一部（科洛河流域）
黑河森林事務所	瑷琿縣黑河	瑷琿縣、漠河縣、嫩浦縣、呼瑪縣、奇克縣、通河縣、鳥雲縣及佛山縣一圓　羅北縣北半部（黑龍江第四合項所より上流）、龍鎭縣一部（龍清河流域）、通化縣一部（古河流域）

林場權整理法

滿洲の森林は概ね國有林であるが國家は國有林を伐採せんとする者に對し一定地域に限り一定條件を付して伐木を許可する。かゝる地域を林場と稱し、伐木を許可する國家の行爲を設放と稱し、林照と稱する伐木許可證を發給する。これが國有林發放章程による普通の林場權で當軍閥の濫發で二百五十五件、その面積十二萬七千餘方支里に達してゐる。このほか勢力による林場權の設定もあり、鴨綠江採木公司、中東鐵林公司、札免公司、黑北森林局等がこれである。これらの多數の林場は國有林內に大牙證を設し、或は甲乙林場重複し、境界明かならざるものあり、位置の判定に苦しむものすらあり、これがため林場權者間に屢々紛紜を生じよ〳〵惡化を露んならしめ滿洲國林政上の癌となつてゐた。よつて滿洲國政府では昭和九年六月林場權整理法を制定してこれが整理を斷行した。

林場權整理法は主文十一箇條附則二箇條より成る法律で、滿洲國政府は本法公布の日より一年以內に林場權者は林場權の審定を所管官廳（實業部大臣又は警政部大臣）に申請せねばならぬ指定期間內に申請をせぬ時は林場權消滅する。申請があつた時は實業部大臣又は警政部大臣は林場權の審定を行ひ、この審定に不服ある者は林場權審查委員會にその決定を請求することが出來る。林場權審查委員會の審查決定は絕對的で異議の申立を許さない。確定を見た時は新に伐採許可證を交附する。なほ實業部大臣は國土の保安又は森林資源の保護のため林場權者に對し材木の伐採に關し必要なる命令を爲すことを得、この命令に從はぬ時は伐採許可を取消すことを得ることになつてゐるからこれによつて滿洲國政府はその森林政策の完全に實施することが出來るわけで、正に滿洲國林業政策の一進歩である。林場權整理法發布後の整理狀況を見るに同法の規程により九年八月二十日迄に林場權審定の申請をなした件數は百五十一件（內譯、實業部經由百四十件、警政部經由十一件）に及び、林場權所有概算數二百五十萬町歩（全森林面積の一割）に達してゐるが、中には勤務その他の關設を行つてゐる向もあり、それらの施設は滿洲國としては出來るだけ置上げる方針なれば康德二年度に新設すべく豫算通過したのは左の三事務所であるが未だ設立に至らず（九月末現在）

名稱	位置	
哈爾濱森林事務所	濱江縣哈爾濱	濱江縣一圓
穆狗森林事務所	穆狗縣穆狗	穆狗縣一圓
瀋江又は牡利森林事務所	瀋江縣又は牡利	瀋江縣司屬縣一圓

木稅法

滿洲國の木稅法は舊軍閥時代のものがそのまゝ存續されてゐたが、法令も各地區々で稅率甚しく異り、吉林、黑龍江のごときは二割乃至三割の高率であり更に地方團體の附加稅もまた苛酷であつた。よつて昭和九年九月一日より新木稅法を發布して木稅を統一すると共に附加稅の限度を一定した。即ちその大要は左のごとし。

一、木稅は木材生伐現場より搬出する際に搬出者より徵收する。

一、木稅の稅率は木材價格の百分の八とす。

一、地方團體は木稅の百分の二十五以內の附加稅を徵することを得

林場權整理法

滿洲の森林は概ね國有林であるが國家は國有林を伐採せんとする者に對し一定地域に限り一定條件を付して伐木を許可する。かゝる地域を林場と稱し、伐木を許可する國家の行爲を設放と稱し、林照と稱する伐木許可證を發給する。これが國有林發放章程による普通の林場權で當軍閥の濫發で二百五十五件、その面積十二

なるも目下の財政狀態は之を許さず、期限滿了迄は許可せざるを得ないものゝやうである。（九月末現狀）

集團伐採　滿洲國の森林政策は昭和九年六月の林場整理法によつて一段の躍進を遂げたが昭和十年度は一層飛躍的なむしろ革命的ともいふべき大變化を斷行した。これは多年慣行された無秩序な散伐法を廢止して集團伐採法を採用したことである。

滿洲林業の癌たる濫伐は林場整理法により表面的には防止し得るがごときも實際に於いては警察力の及ばぬ森林地帶に於いては監督が十分でなく、加ふるに密林を根據とする匪賊は林業者に寄生する傾きありて討匪工作上よりも一大障害であつた。即ち滿洲の伐木事業は企業之が大把頭と稱する伐木業親方を選定し兩者間に請負契約によつて營まれるのを常とし、大把頭は更に山把頭と稱する現場の親方を任じ、地域を分けで作業に當らしむる。山把頭は伐木、造材、運材その他の勞働者二、三十名より成る一團を組織して入山し、冬間中伐木造材し、積雪後橇道を利用して河岸又は鐵道沿線に搬出し河岸に搬出したものは解氷後管流又は筏流によつて集散市場に集つて來るのである。かく山間において七、八箇月間も作業をするのであるから勢ひ森林地帶を集宿とする匪賊と連絡をとりて又は諒解を求めてその危害を免れるほかなく、一部には本匪と稱して山把頭自身が匪賊であることすらある。これがため匪賊は容易に根絶せず、討伐隊が出動するも彼らは巧みに伐木業者より事前に連絡を得て逃走する有樣で、十年夏には北滿の林業王と呼ばれた近藤林業公司が通匪の嫌疑を以つて取調べを受くるがごとき事件すら生ずるに至つた。

これを防止するには山林警察力を一層充實するにあるがかくのごときは事實上不可能事に屬するので、伐採區域を限定し、その區域内の警備を十分にすることにより、一は伐木を秩序的にし且つ山林匪賊に存在の餘地なからしめんとするのが集團伐採法の目的である。かくて昭和十年八月十五日より滿洲國實業部では全滿森林事務長會議を開きこの根本方針を確定、同時に今冬の採伐數量を四百七千萬石として鴨綠江筋一帶百萬石、濱綏線六十萬石、濛政部管内三十萬石集團伐採二百六十萬石、其他二十萬石と定めた。

これに對し舊來の散伐に慣れた營業者及び關係者中には反對の聲が昂つたが政府當局は大局より見て斷じて決行することに決して居り、業者もほゞ斷念してゐる。しかし集團伐採法といふ世界にも類似のない新林業政策が如何な成果を示すかは一に今後に屬し極めて興味をもつて見られてゐるなほ暫らく集團伐採を許可された地域は左のごとくである。

同	同	方正	大種特伐利區域
同	同	依蘭	牡丹江右岸
同	同	勃利	大青山一帶地域
慶佳森林事務所	慶佳	慶佳	慶佳森林事務所
寧安森林事務所	同	寧安	鏡刀石南方大小鹽筒溝地域
五常森林事務所	蒲江	五常	忙牛河上流地域
同	同	同	拉林河上流地域
吉林	吉林	額穆	蜜瓜結地域
敦化森林事務所	吉林	敦化	敦化—二道河間京圖線以南敦化—琵琶溝—二道河間に包含せらるゝ地域（但し大蒲河上流域二千町歩は廢止す）
同	同	永吉	新開河一帶地域
同	同	樺甸	大河身一帶地域
敦化森林事務所	吉林	敦化	敦化—二道河間京圖線以南敦化—琵琶溝—二道河間に包含せらるゝ地域（但し大蒲河上流域二千町歩は廢止す）
同	同	蛟松甸南方地域	
同	同	永吉	新開河一帶地域
同	同	樺甸	大河身一帶地域
敦化森林事務所	吉林	敦化	敦化—二道河間京圖線以南敦化—琵琶溝—二道河間に包含せらるゝ地域（但し大蒲河上流域二千町歩は廢止す）
延吉森林事務所	間島	汪清	天橋嶺、樺皮甸子一帶地域
同	同	延吉	鏡泊湖子地域
同	同	和龍	龍湖附近地域
琿春森林事務所	同	琿春	琿春河流域
朝陽鎮森林事務所	奉天	金州	老鐵山南方地域

四　日本の林業投資

民國時代は東三省奬勵規則により外國人又は外國法人の林業は禁止されてゐたので日本の林業投資は中日合辦の形式によつてゐた。これら合辦企業資本は二千五百萬圓で、合辦とはいへ大部分の出資は日本側で

從來の滿洲林業會社一覽表

註	名	創立年月	資本金	拂込金	組織	事業
共榮起業會社	富寧造紙公司	大正六年二月	一、〇〇〇、〇〇〇圓	五〇〇、〇〇〇圓	日支合辦	林業、製紙、鑛業及鐵道業
	王子系	同 七年七月	四、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	（支那法人）	
	富川採木公司	同 七年五月	一、〇〇〇、〇〇〇圓	五〇〇、〇〇〇圓	日支合辦	林業及製材業
	樺義製材公司	同 七年一月	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	日支官所合辦	
	大倉系	同 七年一月	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	日支合辦	林業及製紙業
	鴨林造紙公司	同 七年一月	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	日支合辦	林業及製紙業
	鴨綠江採木公司	明治四一年九月	北洋銀 三、〇〇〇、〇〇〇圓	三、〇〇〇、〇〇〇圓	日支合辦	林業
	中東海林採木公司	大正一三年一月	大洋 三、〇〇〇、〇〇〇圓	二、一〇〇、〇〇〇圓	日支合辦	林業
	中東興業公司	同一一年六月	同 一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	日支合辦	林業、製紙業
	孔電採木公司	同 八年	同 一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	日支合辦	林業
	吉林松江林業公司	同 二年二月	小洋 一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	（支那法人）	林業、製材業
（備考）	吉會公司	同一二年一二月	合計 一、〇〇〇、〇〇〇圓	合計 一、〇〇〇、〇〇〇圓	（支那法人）	林業、製材業

資本金及び組織は設立當時のものとす。

共榮起業會社　同社は王子系の富寧、黃川、華森の三公司及び大倉系の樺村、興林の二公司が夫々權利義務の全部を提供して大正七年吉黑兩省の森林鑛山開發を目的とし興銀、鮮銀、臺銀の三行から中華滙業銀行を介して北京政府に貸付けた吉黑林鑛借款三千萬圓もあるから日本の林業投資は相當の額に達してゐる。しかもこの中に事業を繼續して來たの爲絲江採木公司だけで、その他は事變前はほとんど休止の狀態にあつたから日本の對滿林業投資は二千萬圓を越えてゐると見られてゐる。この他に大正七年吉黑兩省の森林鑛山開發を目的とし興銀、鮮銀、臺銀の三行から中華滙業銀行を介して北京政府に貸付けた吉黑林鑛借款三千萬圓もあるから日本の林業投資は相當の額に達してゐる。しかもこの中に事業を繼續して來たの爲絲江採木公司だけで、その他は事變前はほとんど休止の狀態にあつた

鴨綠江採木公司　明治三十八年十二月北京に於て締結された日清條約附屬協定第十條に基き明治四十一年九月に日清兩政府等分出資本金北洋銀三百萬圓を以て創立され古き歷史を有する。該公司の特色は國際條約に基き成立した點で之が爲め他の日支合

辦事業と異り利權回收運動に觸されず契約年限まで比較的事業の安全が確保されて來た。該公司の林場は鴨綠江右岸輯兒山より二十四道溝に至る約五十里の專採區域を有し、更に支流渾江森林、即ち專採區域以外の支那側所出材の專賣權を保有してゐた。（濱綫線沿線通溝縣及び方正縣にも林場を有してゐるが、昭和五年以來出材を休止してゐる）。契約期も昭和八年を以て滿期となり且つ既得林場は既に過去二十五箇年間に殆ど伐採し盡され、殘存林地も流域より次第に遠距離となり運賃關係、回收の出發、一般的不況其他の原因により寧ろ困境にあつたが、公司存續延長、林區の擴張に關しては滿洲國實業部に於て慎重審議中の改正森林法の公布を待ちて satisfactory な契約を更新する事とし、九年九月二十五日迄の一年間は暫定的の有效を認められて事業を續けてゐたが、更に一箇年間之を延長し、昭和十年九月二十五日までには林野法公布の如何を問はず滿洲國の林政方針に基いて合理的な新條約が締結される筈で、同時に煙雖不合理であつた內部組織の改革も行はれる樣である。而して昭和八年度よりは木材需要激增に應じて流筏は漸次好況を呈するに至り、一方過林保護、伐材增出の迅速を圖るべく昭和九年度より竣工してゐた臨江縣五道江林場の二十五哩の軌道敷設も既に第二期線工事を終り、本年解氷期と共に第三期の最終工事に入る筈であり、又從來は伐採のみであつたが一昨年よりは長白及び輯兒山の兩分局に落葉松苗の植林にも鋭意努めることとなり、漸くて伐採、運材、植林の三者併行によつて永久に林場を確保せんとしてゐる。

尙ほ鴨綠江製材無限公司は鴨綠江採木公司が大倉組と共同して資本金百萬圓各半額出資を以つて設立したものである。

中東海林採木公司　元中東海林實業公司と稱したが、大正十三年一月日本側代表吉植庄三氏と吉林省政府との間に公司設立契約を締結し、資本金三百五十萬圓日支折半出資、但し支那側拂込金は日本側にて立替する條件が濱綫線北にある北滿林場及大海林林場を經營區域とした。その面積約二十七萬八千町步、立木蓄積約一萬八千七十萬石である。不振のため昭和二年以來休業を續けてゐたが昭和八年秋より業務を開始し、北林區（牡丹江上流）の伐採をなすほか、九月秋より蓄積量一億石と云はれる海林河上流地域の處女林にも慇々斧を入れる樣に決し、これが爲め八年秋より海林河流木工事に着手し、十年春より市場に搬出してゐる。

札免採木公司　最初露領シエアチエンヨ兄弟商會の創業に係る事業であつたが、其後日本側滿蒙と共同、次に支那側單獨經營者の參加を見、大正十一年六月公司組織となつたものであるが、大正十四年七月日支露出資者間に紛糾を生じ、其後露側は持株全部を滿蒙に讓渡、更に滿洲國が創設されるに及んで、滿蒙と滿洲國合辦の形にてハルビンに於て一切の事務が管理されてゐたが、昭和八年八月黑龍江省公署（代表者、實業廳長）と齊々哈爾滿鐵事務所（代表者、事務所長）に移管された。資本金は大洋銀六百萬元、專ら大興安嶺西部に於ける森林を經營區域とするもので、輯營林場面積は大約四百方里で立木蓄積は九千七百萬石である。

近藤林業公司　近藤林業公司は濱綫線沿線のカワリスキー氏の林場を近藤慶司氏が買收して設立したもので牙不利驛に製材工場を持ち、北滿における第一の出材量を示してゐるしかしカワリスキー氏および周圍の林場主との間に繫爭あり加ふるに十年夏には通匪の嫌疑を蒙り近藤氏が取調べを受くるなど種々の問題の中心となつてゐる。

大同林業公司　從來松花江上流、牡丹江上流地方の林業權は關官銀號（現滿洲中央銀行）の手にあり、その他日本側からは大倉、王子の諸會社を始め各方面から入り亂れて伐採權の爭奪が行はれてゐたが、滿洲國政府當局は中央銀行その他の權利所有者をして、吉林省、新疆、敦化、樺甸の三縣並に寧安縣南端の林場を返還せしめて國有林とし、新に大同林業公司を設立せしめて同地方の林業を統制する事となり、昭和八年十一月吉林二道嶺頭（鐵路總局二百萬圓、林場權所有者優先株二百萬圓、一般公募百萬圓、半額拂込）で本社を新京に置く筈であつたが同社に對する滿林、伐材、販賣の統制權附與については全滿木材業者の反對があり又パルプ會社との關係もありて未だに設立に至らない。

滿洲材の需給狀況

概　況　滿洲材は出廻地によつて鴨綠江材、吉林材、間島、渾春材及び北滿材の四材に分たれる。鴨綠江右岸並に渾江流域より生產し、鴨綠江を流送して安東地方に出廻るものを鴨綠江材と稱し、吉林奥地即ち京圖線沿線より伐採せられ、同線道によつて吉林に出廻るもの及び松花江流域より伐採せられて流送により吉林に出廻るものを吉林材と稱し、圖們江上流敦城より伐採せられ、圖們江を川流して會寧、圖們、淸津、雄基、に出廻るものを總稱して間島、渾春材と稱し、濱綫線に出廻るもの及び松花江により哈爾濱に出廻るものを北滿材と稱する。

鴨綠江材は朝鮮方面を主とし其他、天津、芝罘、靑島、上海方面に輸出せられ、朝鮮向は多く挽材に限られ北支方面は主に原木である。吉林材は大部分滿洲內消費であつて、大連、營口經由中部支那、日本、朝鮮方面に輸出せらるゝものもあるが、其の數量は多くない。

間島渾春材は太部分原木であつて、奥地は天津、芝罘、靑島、上海等支那方面に輸出せられ、其の殘餘が日本に輸出せらるゝのみである。北滿材は大部分哈爾濱以北滿鐵道沿線より伐採せられ、同鐵道によつて吉林に出廻るもの及び松花江流域より伐採せられて流送により吉林に出廻るものもあるが、其の數量は哈爾濱以南滿鐵道沿線より伐採せられ、哈爾濱に出廻るものを總稱して哈濱材と稱する。

滿洲への輸入材としては北洋材（エゾマツ、トドマツ）、米材（米松）、日本より杉丸太、南洋材（ラワン、チーク、マホガニー等）、中部支那材（桐材其の他特殊材）及び朝鮮材の一部で、凡て特殊用材に限られてゐる。

今昭和二年より六箇年間の出廻數量及び昭和二年以降五箇年間の木材輸出入額を示せば、夫々第十表及び第十一表の如くであり、滿洲國創建によつて諸建設事業が一時に勃興したために木材の需要は急激な增加を來したが、滿洲各林地に於ける昭和七年の出材は匪賊の跳梁に阻害されて事變前の出材量に比し遙に減少し、昭和八年度は例年の出材量に達することは出來たが異常な需要の旺盛さには到底追隨するを得ず、材價の著しい昂騰を來した。この木材飢饉とそれによる相場の沸騰は事變前の木材輸出超過を忽ち入超に逆轉せしめ、昭和八年度以後の日本內地及び朝鮮等よりの輸入額は飛躍的激增を示してゐる。而して滿洲に於ける事變前の木材消費量を見るに木材貿易は昭和二年以降五箇年間平均輸入に於いて年六十萬石、輸出に於いて九十萬石であるから滿洲材出廻量（之は伐採量と見て大差ないものである）の同五箇年間に於ける平均三百八十萬石と年輸入量六十萬石との合計より輸出量九十萬を差引いた三百五十萬石が滿洲に於ける事變前の平均年消費量となる。然し乍ら其後建設工事の進展に伴つて輸入激增し現在は四百萬石以上の消費と見られてゐる。

康德元年滿洲木材生產額

（單位石）

種別	一般用材	坑木	其他	計
北滿	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
哈爾濱以東	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
其中上流豆滿江材	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
圖們沿岸	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
琿春以下豆滿江材	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
鴨綠江流域	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
其中上流鴨綠江材	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
渾江沿岸	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
長白	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
臨江	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
輯安	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
通化	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
其他	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
計	一、四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇

註　其他とあるは花水河流域材の分である。滿洲木材同業組合調査

康德二年滿洲木材生產額豫想數量

（單位石）

種別	一般用材	坑木	其他	計
北滿	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
哈爾濱以東	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
其中上流豆滿江材	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
圖們沿岸	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
琿春以下豆滿江材	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
鴨綠江流域	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
其中上流鴨綠江材	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
渾江沿岸	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
長白	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
臨江	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
輯安	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
通化	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
其他	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
計	一、四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇

康德元年滿洲材國外輸出數量及康德二年同輸出數量見込額

（單位石）

種別	康德元年見込	康德二年見込
圖們沿岸	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
琿春以下豆滿江材	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
鴨綠江流域	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
其中上流鴨綠江材	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
渾江沿岸	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
長白	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
臨江	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
輯安	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
通化	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
其他	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
計	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇

間島及琿春　間島及琿春は北滿材と相伯仲して居るが、間島琿春地は既に伐採の高潮を越えたに近き箇所は森林の形を失ひ林地は殆ど生地又は無立木地となつて、新植材の或る諸關してゐるので、年々面積が減じ將來は漸次、疎、密、無林の諸關に伐採區域を擴張する必要に迫られてゐる。

琿春材　琿春材は大正後半より出始の中心使に集中されてゐる。此地に於ては或ひは製材せられ或は原木のまゝに、北部老爺、圖滿を主として朝鮮、日本に搬出されてゐる。其部の主要作向地は琿春、天井、老爺嶺、城海鎭である。十年度の出材數量は四十五萬尺ノと豫定されてゐるが水井(流水、乾水のため約一割減を來すのではないかと見られてゐる。尚昨後出材量の減を見て居るのは伐採の容易なるものが大部分で林區が漸次奥地に移りつゝある事は近代的運搬機關の發達に依り奥地の利用が容易になつたからである。

鴨綠江材　鴨綠江材は北滿材と相伯仲して居るが、鴨綠江流域は既に伐採の高潮を越えたに近き箇所は森林の形を失ひ林地は殆ど生地又は無立木地となつて、新植材の或る諸關してゐるので、年々面積が減じ將來は漸次、疎、密、無林の諸關に伐採區域を擴張する必要に迫られてゐる。

琿春材　琿春材は大正後半より出始の中心使に集中されてゐる。此地に於ては或ひは製材せられ或は原木のまゝに、北部老爺、圖滿を主として朝鮮、日本に搬出されてゐる。其部の主要作向地は琿春、天井、老爺嶺、城海鎭である。十年度の出材數量は四十五萬尺ノと豫定されてゐるが水井(流水、乾水のため約一割減を來すのではないかと見られてゐる。尚昨後出材量の減を見て居るのは伐採の容易なるものが大部分で林區が漸次奥地に移りつゝある事は近代的運搬機關の發達に依り奥地の利用が容易になつたからである。

◆採木公司伐採數量

間	昭和六年度	四〇、〇〇〇	立方米（石ニ直シ尺メ）
間	昭和七年度	一四〇、〇〇〇	立方米（石ニ直シ尺メ）
間	昭和八年度	一七〇、〇〇〇	立方米（石ニ直シ尺メ）
間	昭和九年度	二四〇、〇〇〇	立方米（石ニ直シ尺メ）

◆九年度安東材移出數量

種別	石（實材）	本（坑木）
滿鮮需大木取扱特約	一三三、八〇〇、〇〇〇	
內 滿鮮	一七、九九五、三四二	一、三四〇、〇〇〇
帶次口圖們山鹽天東	一六、三二八、〇七二	一、三八八、二四〇
合山石幹龍芝鳳石普天	一三、六四二、〇〇〇	六九、三四六、四二〇
東	一、七〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
虎	一、八四〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
計	一、三四〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
滿	一、七四〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
鮮	一、七四〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇

◆安東木材業年比較表邦人木材業

（單位圓）

年度	種別	紅松 丸材	紅松 角材	杉松 丸材	杉松 角材	雜雜松 丸材	雜雜松 角材	雜木 丸材	雜木 角材	計 丸材	計 角材	合計
昭和五年	一、二流	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	雜柱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和六年	一、二流	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	雜柱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和七年	一、二流	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	雜柱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和八年	一、二流	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	雜柱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

◆九年度安東

紅松 丸材	紅松 角材	杉松 丸材	杉松 角材	雜雜松 丸材	雜雜松 角材	雜木 丸材	雜木 角材	計 丸材	計 角材	合計
四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

▼邦人木材事業

工場名	資本金（單位百圓）	昭和九年度生產高（單位立方尺）
鴨綠江製材無限公司	五、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇
合資會社博上洋行	五〇〇	四〇〇、〇〇〇
盤子谷製材所	一、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
日ノ州製材所	五〇〇	四〇〇、〇〇〇
合資會社三松洋行	二、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
安東機材株式會社	二、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
滿鮮製函木材株式會社	一、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
川崎製材合資會社	一、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
合資會社昌榮製材公司	一、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
共立製材所	五〇〇	三〇〇、〇〇〇
滿鮮材木合資會社	一、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
昭和洋行製材所	五〇〇	三〇〇、〇〇〇
森製材所	五〇〇	三〇〇、〇〇〇
鮮花製材所	五〇〇	三〇〇、〇〇〇
大二商會安東製材所	一、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
株式會社安東支店	一、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
株田商會木材株式會社安東支店	一、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
昭和木材合資會社安東工場	一、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
江口製材所	五〇〇	三〇〇、〇〇〇
合計 十九	五五、五〇〇	八五、〇〇〇、〇〇〇

吉林材　は松花江の上流樺甸縣方面より淺に依つて流下されるもの及び東部敦化附屬地區より鐵路吉林に集散する木材を言ふのである、其主生產地は吉林を去る水路五七〇滿里以南の地、牡丹嶺の南斜面と白頭山の北斜面の間に挾れる松花江上流頭道江、二道江沿岸の地方及び老爺嶺、拉法河、張廣才嶺の一帶に亙る。大正元年吉長鐵道布設されるや、南滿市場殊に奉天を中心として、撫順、營口地方に一大名聲を馳するに至つたが、大正八、九年を境として、經濟界は漸く不況に轉向し、金融は極端し日本資本家も亦資本の引下を行ひ、更に大正十年には東支鐵道の木材運賃引下によつて、南滿市場に於ける北滿材の進出に遭ひ、大正九年の一三五萬石を最高とし減少するも一方であつた、然るに事變勃發以來諸建築事業の勃興と共に事變當時の枕木四九九、〇〇〇石に對し約二八年に於ては事變前の約三倍半の出廻り及び輸出を見た即ち昭和八年の出廻數が枕木一、三〇〇、〇〇〇本建築用材五三〇、〇〇〇石で昭和九年には枕木一、六九〇、〇〇〇本建築材七〇〇石金額にして總額八五〇、〇〇〇圓である一方移輸出に於ては表面昭和八年枕木一、三〇〇、〇〇〇本建築用材四七〇、〇〇〇石、昭和九年枕木一、六九〇、〇〇〇石で、此の內枕木は本建築用材七六五、〇〇〇石であるかく昭和八年及び九年度は建設的の書割劃となり著しく不振に陷つた昭和十年度は建設的の書割劃となり著しく不振に陷つたが昭和十年度は建設的の書割劃となり著しく不振に陷つ

スキーの牙不利工場（現在近藤林業經營）、ユケデルスキーの細鋼河、蓼沙河工場及び圖北滿鐵道經營工場（哈爾濱）、中東海林工場等がある滿洲沿線の森林にも亦露人經營林區多數を擁げ得る。就中ウオロンツオフ林區及びエシマーユフ林區を擧げられる。邦人企業としては滿鐵滿洲國合辦になる札免公司の林區（約四百方里、蕃積九千七百萬石）がある。札免公司は北鐵との紛爭のため事業休止してゐたが北鐵接收と共に本格的に事業に着手せんとしてゐる、たゞ滿洲線の木材は其輸送距離長く、海林方面より來る木材に對して遜色あり、又三性方面より松花江を上げて來るものとの競爭も困難と見られてゐる、しかし興安嶺一帶滿洲に於いて全盤調査未了の地區で材積豐富であるから滿洲林業の最後の地盤として有望なものである。

間島材　嘎呀河、琿春河、圖們江上流及海蘭河各流域から生產される木材を總稱される。

此地は日露戰爭前は露領方面を唯一の販路として、琿春材を生產してゐたが、明治三十九年鐵道（朝鮮）方面の發達に伴ひ、滿北鮮に市場を擴げ、殊に明治四十二年豆滿開通後の引に反し四十四年には滿津間港を見、更に大正六年滿會鐵道の開通以後は內地朝鮮へ販路を轉向し、大戰中に於ける此地の市場は日本の鱗寸界を益したこと大なりと言はれる。然し乍ら大正八年の半島、九年の恐慌その他の理由により頗る著しく衰微に赴いた。林業は日露戰前は露人の手に屬し、殊に大正以後邦人の手に屬し、殊に大戰中は投資額一〇〇萬圓と稱せられたが、現在主なる林場は、共榮起業が紅旗河、嘎呀河、海蘭河の流域に所有するに止まり、滿洲人組の獨占に歸してゐる。

間島・琿春材は、重朝鮮、支那及び內日本にあるのみである。間島・琿春材は現在の販路は、琿春河嘎呀河の一部流域より朝鮮方面へ輸出されるものが增加してゐたのみであつた。しかし圖們江本流並に琿春河嘎呀河の一部流域より伐採せられてゐるに過ぎない。

北滿材　鄂北滿鐵道及松花江の便によつて哈爾濱に出廻り輸送されるものを北滿材といふ。初に調査線、沿線就中牡丹江嘎呀河、穆棱河、烏江河流域よりは良材を產出する。其地濱洲線、沿線、松花江下流、黑龍江沿岸、地方を生產地とする。濱綏線沿線の森林は、小興凱より東方細鋼河畔に至る鐵路に沿つて存在し、其蓄積は九億石と稱せられる。林區は大小三〇有餘を數へ、主なるもの一七箇所、此等の林區には大小の森林鐵道を有し、製材工場を設くるものもある。この方面に於ける林區租借は、圖北滿鐵道の關係上提案露國人が壓倒的に多數を占めスキデルスキー及びカワルスキーの兩氏は森林王といはれた、主なる林場左のごとし

嘎呀河二、〇〇〇、嘎呀河左岸八五〇、嘎呀河一、三五〇、代馬溝右四〇、細鋼河七五〇、馬蹄溝四五五、小計六、〇四五、（以上林區主スキデルスキー）

一面坡五一〇、蛟河カ二、七〇〇、小計六、一五五（以上林場主カワルスキー）鐵路總局第九三〇、舒司林業公司第三五五〇、ダエフチエンコ石頭河子二三五、舒乃石公司第ナヤジン五一〇、中東海林公司海林北溝一、四九〇、大海林二、〇〇〇、三非物產三非公司一、〇〇〇、合計二〇、五四〇

近年の經濟界の不況は深刻に影響して、邦人林業は始と休業し、中東海林公司の如きは昭和二年以後は殘材整りに止つてゐたが昭和八年秋より同公司は牡丹江上流の伐採を開始九年秋よりは海林河上流の處女林に斧を進めて居り、カワルスキー林區の委託經營たる近藤林業公司も働く恢復活發に操業してゐる。此地方の製材業は露人カワルスキーの牙不利工場（現在近藤林業經營）、ユケデルスキーの細鋼河、蓼沙河工場及び圖北滿鐵道經營工場（哈爾濱）、中東海林工場等がある滿洲沿線の森林にも亦露人組借林區多數を擁げ得る。就中ウオロンツオフ林區及びエシマーユフ林區を擧げられる。邦人企業としては滿鐵滿洲國合辦になる札免公司の林區（約四百方里、蕃積九千七百萬石）がある。札免公司は北鐵との紛爭のため事業休止してゐたが北鐵接收と共に本格的に事業に着手せんとしてゐる、たゞ滿洲線の木材は其輸送距離長く、海林方面より來る木材に對して遜色あり、又三性方面より松花江を上げて來るものとの競爭も困難と見られてゐる、しかし興安嶺一帶滿洲に於いて全盤調査未了の地區で材積豐富であるから滿洲林業の最後の地盤として有望なものである。

間島材　嘎呀河、琿春河、圖們江上流及海蘭河各流域から生產される木材を總稱される。

此地は日露戰爭前は露領方面を唯一の販路として、琿春材を生產してゐたが、明治三十九年鐵道（朝鮮）方面の發達に伴ひ、滿北鮮に市場を擴げ、殊に明治四十二年豆滿開通後の引に反し四十四年には滿津間港を見、更に大正六年滿會鐵道の開通以後は內地朝鮮へ販路を轉向し、大戰中に於ける此地の市場は日本の鱗寸界を益したこと大なりと言はれる。然し乍ら大正八年の半島、

間島材北鮮向輸出數量

	數量	金額
昭和八年度	生立方尺	圓
昭和九年度	原立方尺	圓
昭和十年度（七月迄）	原立方尺	圓

苗圃及造林事業

滿洲に於ける苗圃經營は從來滿鐵、關東廳、北滿鐵路及び東北政權が夫々實施して居り、その面積は左のごとし

	箇所	苗木數
關東廳	九〇餘所	三七〇萬本
滿鐵	一五〇	八〇〇
國營	二五〇	三七〇

この內關東廳のは州內の宜行造林用苗木を養成してゐるが他は滿鐵附屬地の造林および市街地植込が主である。

滿洲における人工造林は明治三十八年戰役の直後、關島經營の先見により州內に苗手したのをもつて嚆矢とし州內に約七萬町歩の造林がある。滿鐵は直無造林面積三千九百町歩、雙陽による造林面積六千町歩を有し、總計八萬町歩あるのである。

南滿および北滿の鐵道沿線で現在無林地帶となつてゐる地方における造林可能と認められる荒地面積は百八十萬町歩と推定され、更に沿線から離れた地方を加算すれば六百萬町歩に及ぶべく、撫河の荒山をも數へればその面積は莫大なものがある。これら荒地を緑化することはひとり新材を供給するといふ直接の效用のみでなく治水、防風、飛砂防止、氣候緩和等農業上よりも大なる利益かある滿洲國では數年の日を期して植樹面積を擴張し緑化運動を起してゐるが、今後も殘存森林地帶の保存と共に人工造林は國策上必要なる施設である。

水産

滿洲國の漁業

概況　滿洲の河川は淡水魚族に富みその數量においても極めて豐富である。第一、第二松花江、嫩江、牡丹江、烏蘇里江、黑龍江本流、還河がある外無數にある湖沼澤にも豐な魚類の棲息をみる。既に一千年前滿洲最古の文化國として一時榮えた渤海の時代に鏡泊湖及びその附近の河川に漁業が行はれ、又契丹國の時代には松花江水系に於いて毎年冬季氷面に穴を穿つて大魚を漁し、國王は群臣と共に宴を張つて之を迎魚宴と稱したことが傳へられてゐる。之が經濟的企業となつたのは東支鐵道の敷設後、呼倫湖水系に於いて、一九〇四年頃露西亞人によつて企業化されたのを以て始めとする。然し乍ら現在の北滿地方は未だ人煙稀薄で漁法の如きも極めて原始的な域を出ないものであるが、今後人口の增加に隨つて、漁法の改良と共に相當の發展を見るであらう。

然るに滿洲國の沿岸漁業は領州を合して僅かで三九五里に過ぎず、滿洲の面積六四二五方里に對する割合は一六三方里對一里の海岸線に過ぎない。而も沿海は狹小で淺く、氣候寒冷で冬季氷結する所が多く、又昭和九年五月營口に實業部大臣の管理する營口水產局を設けて、黃渤海及び之に注ぐ河川の水產に關する試驗調査及び指導監督に當らしめ、更に同部內に設置された臨時產業調査局に於いて昭和九年末以來鏡江下流をはじめ、各河川湖沼に調査班を派して全滿產業の基礎調査を行ふことゝなつて居り、又新規漁業は當分許可しない方針で、近く制定される筈の漁業法により魚族保護、濫獲防止のため漁區制の採用、禁漁區域の設定等を行ひ、其の他北滿淡水漁業の開發及び試驗調査のため、哈爾濱にも水產局設置の豫定となつてゐる。

淡水漁業　南滿地方は河川少く、之に反して北滿は夥しい漁獲高をその大小河川並に湖沼から產出する。

（一）鴨綠江　白魚、鮭、鱒、鯉、鮒、ボラ、その他スヅボン、スマキ、鯰、ハゼ等である。

（二）第一松花江　鯉、鮒、鯽魚、鮭、金生魚、鮎、鮪、ハゼ、スヅボン等の小型種に富出する。

（三）松花江本流　第二松花江と黑龍江の合流點が最も豐漁地帶でバルヒン、新狗、三姓一帶も鱒んである。此期は他地方から漁夫移入が多いので不振である。

（四）第二松花江一帶も魚類豐富で、滿洲の名魚と云はれる鯉魚は此處の產である。

（五）嫩江の漁業は上下流各所で行はれてゐるが、最も盛んな地方は哈拉爾格から大賚に至る流域と、嫩江に注ぐ支流で、殊にその合流點である月亮泡の漁獲高は非常に多く、殊に夏期は魚類の澁集が著しい。

（六）牡丹江は源を鏡泊湖に發し、魚類の繁殖も豐富だが、寒冷地帶故以外はすべて結氷期間の閉鎖のため漁獲期間の制限を受ける程度である。

（七）烏蘇里江では淡水魚のほか鮭、鱒などの鹹水魚をも產する。

（八）呼倫湖　周圍二五〇粁、面積一、三七五平方粁で、この廣い湖水で、漁獲の八〇%は鯉魚である。一九三二年度に於ける漁獲高は總高により僅に三〇萬斤餘に過ぎなかつた。一九三三年度に於ては魚價も昨年比は九〇〇萬斤と稱されてゐたが、現在は水深淺く從つて水量少く、漁場としての價値は殆んどなく漁獲高も一部を滿洲里に搬出するほかは附近に居住する露人の需要を充す程度となつた。

（九）貝爾湖　面積四〇粁、長さ六〇粁の橢圓形をなし、呼倫湖と共に古來漁獲の豐富な豐富であるが、本湖の損をなす哈爾哈河が一九一七年頃より額に水量を減じ、更に最近は水深が自然的に減縮されるに至つて魚類の豐凶は全く漁獲らしきものは行はれない狀態である。

（十）興凱湖　其の中南三分の二は露領に屬してゐる。鯉魚、鯽魚、鰡魚等の魚類が豐富で、以前は魚類の販路も開かつたが、鳥蘇里鐵道の開通に依つて滿洲方は一個地となり、人口稀薄、需要僅少の爲め漁業は振んど顧るべきものがない。

（十一）鏡泊湖　森林地帶に開まれてゐるため水量多く水深は平均百二十尺といはれ、牡丹江の水源をなし魚類も豐富である。

淡水魚生產高　滿洲國の漁業統計としては殆んど信ずべきものなく、強ひて推算によつてゐるが、關東州水產會が滿鐵總局の實地調査を基とした最も信賴すべき生產額統計によれば左の如し。

昭和九年度滿洲國內淡水魚生產概數

コロンバイル湖水系	四、五〇〇噸
興凱古納里鄂江	二、〇〇〇
綏花江水系	四、二〇〇
牡丹江水系	五〇〇
第二綏花江水系	一、五〇〇
嫩江水系	六、〇〇〇
ウスリー水系	二、〇〇〇
烏蘇里河水系	一、〇〇〇
鴨綠江水系	二、〇〇〇
合計	二三、七〇〇

漁期　北滿に於ける河川の漁期は一般に氷期より結氷時迄の間に行はれ、その最盛期たる陽曆五月頃より減水時である。六、七月以後雨期に入つて水嵩が增せば休業し、立秋（八月八日）頃再び開始され（九月八日）頃迄で續けられて白露（九月八日）頃迄で續けられる。冬季結氷後も松花江下流地方及び嫩江等に於いては種々の漁撈法によつて操業される。

湖沼の漁撈は大體に於て冬季十一月頃にかけて結氷を破碎して行はれるのを普通とする。呼倫湖に於ては從來一、二漁場を除く外專ら冬季漁撈が行はれてゐたが、滿洲國外交部の調査發表によれば現在寧ろ夏季の漁獲が旺んとなつて居り、鏡泊湖も霧魚池の設備を有してゐるため、夏季漁撈も行はれる。結氷期前に漁獲したものはこれを養魚地に入れて冬季漁魚として市場に出すのであるが、品質が一般に劣るため市價は低廉である。呼倫湖水系の鳥蘇里河、克善爾河等は春季解氷時より夏季にかけて漁撈が行はれる。

海產物市場としての滿洲國　邦價に換算した滿洲國の輸入海產物總額は（昭和七年）六、一五三千圓（八年）八、四六五千圓（九年）九、一八五千圓と逐年激增の一途を辿つてゐる。仕出國は十三國に及つてゐるが日本、朝鮮、支那、ロシアを主としてをりその內本邦品（朝鮮品を合算）は九年度六百八十七萬圓、總額の八三%を占めてゐる。支那は七十萬圓（八·五%）ロシアは五十四萬圓（六·五%）を占めてゐる。輸入門戶は大連五百五十六圓（六七%）で邦品の大部分が呑み込まれ朝鮮品が通過する安東が百三十三萬圓（一六%）でこれに次いでゐる。

主要品目別海產物輸入額

（單位圓）（最近三箇年）

品目	昭和九年	昭和八年	昭和七年
鮭鱒（乾）	一、二三〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇
鱈（乾）	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
鰯（乾）	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
鯡（乾）	八〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
鰹節	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
鯣（乾）	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
鰹（乾）	二〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
鮑（乾）	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
海參（乾）	一〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
魚翅（乾）	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
魚肚（鰾を除く）	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
鰾	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇

鰯（鰯類、鰯網等）	一二六、八五	一二五、三五	一二五、三五	鰯	一二八、八五
鯊（鯊類、鯊網、鯊縄、鯊延縄）	四五、五五	七、五五	五、九五	他	三、〇四、三五
鱈大蝦、小蝦	三五、七五	三六、五五	三五、五五	計	八二、五九、八五

仕出國別鮮魚輸入高

（單位圓、噸）

仕出國名	昭和九年 數量	昭和九年 價格	昭和八年 數量	昭和八年 價格	昭和七年 數量	昭和七年 價格
日本	一、〇六五、三五	一、三五、三五	一、三五、三五	一、三五、三五	一、三五、三五	一、三五、三五
朝鮮	三、三五	七、五五	五、九五	七、五五	三、三五	三、三五
中華民國	三五、七五	三六、五五	三五、五五	三五、五五	三五、五五	三五、五五
露西亞	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五
計	一、一〇五、三五	一、三五、三五	一、三五、三五	一、三五、三五	一、三五、三五	一、三五、三五

而して今滿洲國臨時産業調査局の調査になる康德二年（昭和十年）一月末に於ける扶餘及び江橋の淡水魚平均市價を示せば次の如くである。

魚種別	江橋市價（一斤）份	扶餘市價（百斤）元
鯉	一二〇	一〇〇
花魚	一〇〇	九〇
大鰷子	一	五〇
鯉	一〇〇	八〇
鮒子	一〇〇	八〇
鯽魚（大）	二〇〇	二〇〇
白魚	一	一
鱖魚（大）	一五〇	八〇
鱖魚（小）	八〇	六五
草根魚（大）	一	一〇〇
鯇魚	五〇	四〇
鯰魚（大）	三〇	一〇
鯰魚（小）	二五	七
鮑魚	一七	一〇
鮑魚（小）	一〇	
鯛		
同		
魴		

（備考）（1）取引は市場によって單位を異にし、江橋に於いては一滿斤一滿斤は日本の約百四十匁）で取引される。價格いづれも同斤。（2）大鰷子は鰷魚の大なるもの（六、七斤以上、鰷魚は同じく小なるもの二斤以下で、二、三斤以上のものは二鰷子と呼ばれる。又小魚は鰷魚或は白鰷子といふ。

尙は嚴江流域大貫、江橋間の漁業狀態については一滿洲國臨時産業調査によれば、網戶數は百二十九戶、四百七十一人で漁獲高は六百二十三萬餘圓、三百萬圓を越してゐる。

滿洲國人の漁業　關東州の滿人漁業は比較的發達し、遼ぐ唐代の頃から開始されてゐた。現在行はれる漁法は風網、駐木網、延網、泳網、底利網、樹網、樺子網、桁曳網、地曳網、打瀨網、張網などで此內風網は黃海沿に生れた特有の漁法である。近ごろ日本漁業を模倣して鯛延縄、鮪流等を經營し、または日本型漁船を新造するものが年々增加してゐる。九年度の滿人漁夫は激增を示し八千九百戶二萬三千人と二倍近い數となり、漁獲高千百七萬貫、五百萬圓に達してゐる。

關東州の漁具（昭和九年末）

地方別		大連	金州	貔子窩	計
網	日本人	一、三三	一	一	一、三三
	滿洲人	一、三三	一	一	一、三三
	計	二、六六	二	二	二、六六
釣具	日本人	一	一	一	三
	滿洲人	一	一	一	三
	計	二	二	二	六
其他	日本人	一	一	一	三
	滿洲人	一	一	一	三
	計	二	二	二	六

關東州漁船（昭和九年末）

地方別		動力漁船	無動力漁船	合計
大連	日本人	一、一六二	一、一六二	一、一六二
	滿洲人	一、一六二	一、一六二	一、一六二
	計	二、三二四	二、三二四	二、三二四
金州	日本人	一	一	一
	滿洲人	一	一	一
	計	二	二	二
貔子窩	日本人	一	一	一
	滿洲人	一	一	一
	計	二	二	二
計	日本人	一、一六四	一、一六四	一、一六四
	滿洲人	一、一六四	一、一六四	一、一六四
	計	二、三二八	二、三二八	二、三二八

關東州漁業戶口竝に從業員

（昭和九年末）

地方別		專業者	兼業者	計	滿洲人	合計
旅順	日本人	一、三五戶	一、三五戶	一、三五戶		一、三五戶
		一、三五人	一、三五人	一、三五人		一、三五人
大連	日本人	九、三五戶	九、三五戶	九、三五戶		九、三五戶
		九、三五人	九、三五人	九、三五人		九、三五人
金州	日本人	一戶	一戶	一戶		一戶
		一人	一人	一人		一人
貔子窩	日本人	一戶	一戶	一戶		一戶
		一人	一人	一人		一人
計	日本人	一、一六二戶	一、一六二戶	一、一六二戶		一、一六二戶
		一、一六二人	一、一六二人	一、一六二人		一、一六二人
	滿洲人	一、一六二戶	一、一六二戶	一、一六二戶	一、一六二戶	二、三二四戶
		一、一六二人	一、一六二人	一、一六二人	一、一六二人	二、三二四人
	計	二、三二四戶	二、三二四戶	二、三二四戶	一、一六二戶	三、四八六戶
		二、三二四人	二、三二四人	二、三二四人	一、一六二人	三、四八六人

關東州漁業

概況　關東州の有する海岸線は島嶼を含して七百餘浬に及び、支那人向魚類の豐富な漁場を持ち出漁に地の理を占めてゐるので、古來漁業は發達してゐた。明治三十九年關東州が日本の租借地となり邦人の移住者が多くなるとともに、邦人漁業者及び邦人漁法に倣ふ支那人漁業者が增加し沿岸漁業は飛躍的に發展し滿洲事變後、銀貨の奬勵、在滿邦人の增面等のため魚類の需要が激增して沿岸漁業は忽ち好況となり、其後滿洲國の建設、治安工作進展とともに益々邦人は增加し、銀高は依然として續いてゐる關係上大衆の購買力は大となり、四十錢を緣財務局に收める。魚販に課せられるものには警捐として魚捐四%、國稅として取引高の一二%を役捐局に、地方稅として同じく一二%を緣財務局に收め、その他に縣公署財務局より車輛捐として荷車一車につき一圓六十錢を出門のとき徵集される。以上によつて漁業者の負擔役捐は全收入の五〇%に達し現在漁家貧窮の大原因とも稱し得られるので、滿洲國水產行政によつて漁業の發展を招來せしめるためには、諸稅の漁撈法の改良以外に諸役捐の輕減が考慮されねばならない。

關東州沿岸漁業

地方別漁獲高（昭和九年）

地方別	日本人 数量	日本人 金額	満鮮人 数量	満鮮人 金額	計 数量	計 金額
関東州	三、四四〇、〇〇〇	四、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	四、四四〇、〇〇〇	五、五五〇、〇〇〇
内地	一、一〇〇、〇〇〇	一、三七五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、六二五、〇〇〇
朝鮮	二、三四〇、〇〇〇	二、九二五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	三、三四〇、〇〇〇	四、一七五、〇〇〇
台湾	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
樺太	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
南洋群島	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
計	一〇、四四〇、〇〇〇	一三、〇五五、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	一六、四四〇、〇〇〇	二〇、五五五、〇〇〇
内訳 漁業従事者	三、四四〇、〇〇〇	四、三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	四、四四〇、〇〇〇	五、五五〇、〇〇〇
内訳 漁業戸数	一、一〇〇、〇〇〇	一、三七五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	二、六二五、〇〇〇
内訳 漁船隻数	二、三四〇、〇〇〇	二、九二五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	三、三四〇、〇〇〇	四、一七五、〇〇〇
内訳 漁業用建物	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
内訳 漁業用諸施設	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
内訳 漁業用諸施設	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇

魚類別漁獲高（昭和九年）

品名	日本人 数量	日本人 金額	満鮮人 数量	満鮮人 金額	合計 数量	合計 金額
ヨウアヒイユアサボエスサヒグタタタ	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
ノナナヨワ	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
シロギオスシベカバライキライチオウヒ	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
ヌソカレライキウメチオウヒ	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
ヒヒヒ

興を圖るため遊島丸によつて五、六、七月は鰯機調漁業につき九、十、十一は鰯流調漁業について試驗を行ひ、春期南方より漁期のため黄海北部或は鴨綠に來游する魚類の回游狀況を調査してゐる。

（二）製造試驗　（イ）底曳漁利用試驗　鰮船底曳網漁業によつて漁獲される雜花魚の鹽藏品及び小萬花魚の味噌漬及び魚アラレ調造、金鍔、雜花漁、鮒、鯖等の調品の試驗等を行ひ材料及び製法の調查を試驗すると共に製品を各地に試賣して價格及び嗜好狀況の調查をなしてゐる。（ロ）豊年製造試驗　豊年鰯の試製を續け、沙腐の增大及び水切りの點につき研究すると共に香味、色澤等品質の調查を行つてゐる。（ハ）其他製造試驗　鰯の味噌製品及び水試驗場產鮮に係る乾魚の試製を試驗して世評を求めてゐる。

（三）養殖試驗　（イ）養蠣試驗　關東州產牡蠣の生長增加並に品質改良のため採苗及び養成に關し簡易式採苗石撒法、弁慶養殖法、垂下式養成等の試驗を行つてゐる。（ロ）養海藻試驗　養海利用として鳥根縣海產種苗を移殖し、主として成長度に關する調查を行つてゐる。（ハ）海苔養殖試驗　昭和七年九月以來優良的に海苔養殖試驗を行つてゐる。（ニ）昆布及若布移植試驗　大連產「リンタ」昆布、朝鮮東海道產若布を採取し、木試驗場場先に移植して試驗を行つてゐる。（ホ）養海利用調查　養海重要生物の分布、組織、總息狀況並に養殖適地の調查を行ひ、その結果有望と見られる海苔、昆布、若布等に就いては種苗試驗を行つた。

（四）海洋調查　北部黄海及び渤海の海況を闡明すると共に漁業上の參考に資するため鰮鰯調查及び定地觀測を行ひ、海洋の理化學的狀況を調查しその關係に基して採集せる浮游動植生物の調查をも行つてゐる。

關東州水產會　水產資令に基いて大正十五年五月に水產業の改善發達を圖る事を目的として設立された公法人、事務所を州廳內に置き大連、旅順、金州、普蘭店、鏡子泡に各支部を設け大連及び旅順の魚市場を經營してゐる。關東州における漁業者、水產製造業者、水產物販賣業者又は保管業者は必ず會員たる事を強要せられる制度になつてゐる。現在會員數は日本人三百五十、滿人千二百を現在の事業としては大連旅順における魚市場の經營、水產物の販賣調查、漁業必要品の供給斡旋、漁業資金の貸付、漁業救恤、會報の發刊などである。なほ同會は昭和八年六月來天水產株式會社計畫の魚類運搬船の組合事業に小長山島三棚埠頭に出張所を設けたが、更に昭和九年には魚類の取締勵行、魚價の昂騰防止を圖るため日本水產株式會社の利益を增進することを目的とし、漁業用油類及び必需品の購入及び配給、魚類の取扱、修繕用具揚船渠の經營、漁業に關する調查、漁船乘組員の共同救濟、其他目的達成のために必要な事項等の事業を行つてゐる。（大連市乃木町）

滿洲水產販賣株式會社　滿水產株式會社が設立され昭和八年十月五日より營業開始資本金は五十萬圓（半額拂込）で、取扱品目は日魯漁業會社製品の滿洲一手販賣、國營以來俄然取引高を增加し、近く漁港完成の曉は一千萬圓に達するものと確信されるに至つた。

大連魚市場取引高　（單位千圓）

	七年	八年	九年
鮮魚	一、三五一	一、三六五	一、三四五
內地物	四五	五六	六三
關東州產	一、三〇六	一、三〇九	一、二八二
朝鮮物	一〇	一〇	一〇
乾魚	三、八四一	三、九五一	四、二一三
關東州產	三、八四一	三、九五一	四、二一三

關東州機船漁業組合　關東州機船底曳網漁業組合を解散して昭和七年七月二十八日新に發動機船漁業者を網羅する關東州機船漁業組合を組織した。本組合は近年關東州に於ける支配的漁業となつた機船漁業者の連絡協調を圖り組合員共同の利益を增進することを目的とし、漁業用油類及び必需品の購入及び配給、漁場の取扱、修繕用具揚船渠の經營、漁業に關する調查、漁船乘組員の共同救濟、其他目的達成のために必要な事項等の事業を行つてゐる。（大連市乃木町）

並に北海道、樺太新關關產物一切の委託輸入販賣を主とする。

鹽口水產販賣株式會社　昭和九年十二月三十日の設立で資本金十萬圓、鹽口に本社を置く。

滿洲の鹽業

概說　渤海および黄海に面する陸岸は干潟地が多いので古來鹽業の發達顯著であつたが殊に滿洲國および關關州の沿岸は降雨量の多いことと相俟つて鹽田面積廣く重要なる產業となつてゐる。

製鹽法は天日鹽法で滿洲の風土に適し從つて製鹽費も日本の煮沸法に比して極めて低廉である。關東州當局は州內鹽が日本鹽業政策に寄與すべきことを洞察して早くよりこれが改善に努めたので品質の向上、產出額の增加等見るべきものがあつたが、州外は關政權が課稅の對象物として生產費に數十倍する莫稅をかけたのでその發達は阻害され近年はむしろ荒廢に傾いてゐた。

滿洲事變後はこゝにも日滿經濟ブロックの精神が採用され、滿洲國政府は關東州當局と呼應して鹽業政策に力を注ぐに至つた。勿論鹽稅は滿洲國稅收の重要なる部分を占めてゐるので急激なる改革は未だ實施されてゐないが、關田面積の擴張と共に漸次改善を見るものと信ぜられてゐる。既に滿洲國政府は昭和六年五月工業用鹽出暫行辦法を發して鹽鹽の鹽出を奬勵し同年に一億斤の鹽出を見たが、昭和九年度には更に增加して十一萬噸に達し、關東州鹽の九萬五千噸と合して二十萬噸に達した。しかし同年度中の外鹽の總輸入高は百萬噸だから僅かに二割を占むるに過ぎず、日滿經濟ブロック內における鹽の自給自足のゝときは前途遼遠なるを思はしめる。しかも日本は近年化學工業の發達著しく、これが基礎をなす曹達製造のため工業鹽の需要は年々一億斤に增して居り、十年度の工業鹽見込みである。これに對して十年度の鹽出豫定數量は關東州二十萬噸、滿洲國二十五萬噸（二十五億斤）の見込で滿洲十萬噸でこの他青島二十萬噸、臺灣十萬噸、合計五十萬噸を合するも六十萬噸に過ぎず、殘り七十萬噸は外鹽に仰がねばならぬ狀況である。

九年度の需給狀況は最盛期に雨が多かつたため不振だつたが政府當局の奬勵策と秋に入つて快晴續きのため挽回し相當の成績を收めた。關東州の鹽田擴張計劃は着々進捗し九年度中に完成せるもの二千五百町歩である。十年度に入つて快晴續きのため月迄に六億斤を突破し州外も五億斤を越す見込みである。

日滿鹽業ブロックに最緊な接觸を演ずるものとして內外の注目を惹いてゐる滿洲鹽業會社案は過去一年間東京に於いて關係者間に討議されたが進捗せず、遂に實現を見なかつた。しかし伊太利とエチオピヤの確執は對日輸出鹽の主產地たるソマリランドを中心とし、更に地中海鹽の通路たるスエズ運河をも戰場として來たので日本の工業鹽の供給問題は急に關心を惹き、滿洲鹽業會社問題も九月に入つてやゝ通過せんとする形勢にある。

鹽田面積　昭和九年末に於ける關東州內鹽田面積は約七千百町歩、滿洲國側は約八千三百町歩計約一萬五千五百町歩である

關東州鹽田面積累年表

年次	日本人鹽田	滿洲人鹽田	計
	町	町	町
大正一四年	一、五三〇・五	一、五三〇・五	三、〇六一・〇
昭和元年	一、五三〇・五	一、五三〇・五	三、〇六一・〇
同二年	一、五三〇・五	一、五三〇・五	三、〇六一・〇
同三年	一、五三〇・五	一、五三〇・五	三、〇六一・〇
同四年	一、五三〇・五	一、五三〇・五	三、〇六一・〇
同五年	一、五三〇・五	一、五三〇・五	三、〇六一・〇
同六年	一、五三〇・五	一、五三〇・五	三、〇六一・〇
同七年	一、五三〇・五	一、五三〇・五	三、〇六一・〇
同八年	一、五三〇・五	一、五三〇・五	三、〇六一・〇
同九年	一、五三〇・五	一、五三〇・五	三、〇六一・〇

滿洲國鹽田面積（昭和九年末）

場別	鹽田面積	鹽田以外の面積	計
錦西鹽場			
白馬石	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
大東山	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
牛脊子	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
上岔子	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
天橋嶺	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
塚子市	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
計	六、〇〇〇	六、〇〇〇	一二、〇〇〇
營口鹽場			
大明山	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
昭和元年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
鯉魚臺場			
老虎石	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
五里橋	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
項家屯	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
大鹽河	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
前鹽鋪	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
計	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
營山場			
常家屯	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
二道江	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
大孤子	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
計	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇
總計	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四八、〇〇〇

最近三年間場務局別海鹽生産高（單位司馬秤斤）

年別	營口鹽場	錦西鹽場	鯉魚臺鹽場	營山鹽場	計
大同元年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
同二年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
同三年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
備考	同馬秤一〇〇斤は日本斤一〇五・八五斤				

滿洲國鹽生産高（單位噸、一噸は百斤）

年次	日本人生産高	滿洲人生産高	計
大正一四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
昭和元年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

滿洲國鹽生産高（單位噸）

年次	生産高
民國一四年	六、〇三八、〇〇〇
同一五年	七、九三五、〇〇〇
同一六年	四、二七一、〇〇〇
同一七年	四、七〇六、〇〇〇
同一八年	四、六七二、〇〇〇
同一九年	四、四五二、〇〇〇
同二〇年	三、三七〇、〇〇〇
同二一年	三、七五一、〇〇〇
大同元年	四、二八〇、〇〇〇
同二年	五、三四五、〇〇〇
同三年	二、八〇五、〇〇〇

滿洲國側二億八千萬斤計七億斤であつた

關東州鹽生産高累年表（單位斤）

年次	日本人生産高	滿洲人生産高	計
大正一四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
昭和元年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

最近三年間場務局別海鹽生産高（單位司馬秤斤）

年別	營口鹽場	錦西鹽場	鯉魚臺鹽場	營山鹽場	計
大同元年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
同二年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
同三年	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
備考	同馬秤一〇〇斤は日本斤一〇五・八五斤				

滿洲國鹽生産高累年表（單位噸、一噸は百斤）

年次	日本人生産高	滿洲人生産高	計
大正一四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
昭和元年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
二年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
三年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
四年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
六年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
七年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
八年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
九年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

滿洲國鹽生産高（單位噸、一噸は百斤）

年次	生産高
民國一四年	六、〇三八、〇〇〇
同一五年	七、九三五、〇〇〇
同一六年	四、二七一、〇〇〇
同一七年	四、七〇六、〇〇〇
同一八年	四、六七二、〇〇〇
同一九年	四、四五二、〇〇〇
同二〇年	三、三七〇、〇〇〇
同二一年	三、七五一、〇〇〇
大同元年	四、二八〇、〇〇〇
同二年	五、三四五、〇〇〇
同三年	二、八〇五、〇〇〇

鹽消費狀況　滿洲國側の鹽は從來一部分支那に移出されたが大部分滿洲に於いて消費されてゐた。元來生產コストは低廉なのだから價格も安かるべきなのだが、舊政權時代の苛稅の結果驚くべき高價で、砂糖以上に貴重視されてゐる。滿洲國政府の施政以來は鹽政に注意し鹽價低下につとめ、例へば奉天省では大同二年の鹽店販賣價格百斤當り八圓六十一錢を康德元年度には八圓十錢に値下げした。なほ舊吉里兩省內に於いては十圓內外のところが多い。

關東州鹽は早くから日本內地へ專賣局鹽、工業鹽、漁業鹽として移出されたが仕向地別實際輸出高累年表および昭和九年度仕向港別移出高表は左のでとくである。

昭和九年度は不作のため生產量は減じたが消費は活潑で關東州は四億五千萬斤、滿洲鹽は五億四千萬斤、計約十億斤に達した。卽ち生產高七億斤より三億斤を超過したわけで、これだけ貯鹽が消化されたわけである。

最近二年間省別海鹽消費高（單位司馬秤斤）

區分	年別	大正十四年	昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年
奉天	消費高										
	人口數										
	一人消費高										
吉林	消費高										
	人口數										
	一人消費高										
熱河（一部）	消費高										
	人口數										
	一人消費高										
黑龍江	消費高										
	人口數										
	一人消費高										
計	消費高										
	人口數										
	一人消費高										

關東州鹽仕向地別實際輸出高（單位千斤）

仕向地	年別	大正十四年	昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年
日本內地	專賣局										
	工業用										
	計										
朝鮮											
樺太											
香港											
州內											
其他											
合計											

滿洲鹽業會社問題

復州より營口にかけての海岸は滿洲國鹽業の中心地であるが遼東北重閥の苛政により重鹽田は荒廢し、好適の鹽田候補地もそのまゝ放棄されてゐた。滿洲事變後は關東軍特務部はまづこの地方に着目し、滿鐵經濟調査會をして大體の立案をなさしめ、更に具體案を作製するため、商工省、拓務省、滿鐵、東拓、滿洲化學工業、大日本鹽業、日本曹達矢工

業、旭砌子、晒粉同業の官民關係當所の代表者が實地調査團を組織し、昭和九年四月より七月まで三箇月間、復縣、蓋年、蓋口の海岸を踏査し、一萬二千町歩の鹽田候補地を發見、十五箇年間に七十萬噸の生產をなすべきを計畫を樹てた。これに基づいて更に最後の實行案を作製すべく東京に上記各箇所代表者の協議會を開いたが滿鐵はじめ現地側と、日滿以下內地側との意見一致せず未だに最後案に到達してゐない。

蒙古鹽　東部內蒙古には鹽湖が各地にあるがそのうち最も大きなのはダブスノールはダブスノール（鹽湖の意）である。ダブスノールはホロンホルノール又はエージノールともいふ。同湖は南北六支里、東西十三支里で、中央から西半は水を湛へ、東半は小砂が表面に現れ、其間に大小數多の小孔があつて孔の周圍は五寸乃至一尺餘の層を成し、その下部は鹽泥してゐる。東部內蒙古で現に採鹽してゐるのは之丈である。

本湖の採鹽は烏珠穆沁、浩齊特二部內旗の者に限つて許可し、漢滿人其他には一切採鹽を許さない。採鹽者は普通一組數人で四輪內外の牛輛を率ゐ數日湖邊に野宿して日々採鹽し、全車輛に滿ちるのを待つて目的地に撤出する。

鹽湖は冬季氷結せず、四季を通じて採鹽出來るが、普通冬季は日光强く寒季は降雨多く、採鹽の好適期は夏季である。鹽の結晶は水平層を成してゐるが、上層は上製と云はれ純白不透明結晶の大粒で、降雨期にも液化すること少く、また下層に鹽水の溜ることがない。主として下製といはれる。下層は下製といはれ灰色で、一般民衆の使用に供す

滿洲國の鹽政機關

鹽務署　滿洲に於ける鹽務行政を掌つて日に置かれ鹽務行政を運使署が大同元年三月鹽稅徵收事務を接收し同時に此稍候分所を閉鎖し九月十二日東三省鹽運使署と改めて財政部の管轄下に置き鹽稅の徵收及鹽務行政に關する事務を掌をしめることした。鹽務署の下には一支署六場務局及九組私局を置き場務局は鹽稅の徵收及產鹽の監督に當り組私局は組私に關する事務を取扱ふ。

權運署　四吉林省及黑龍江省に於ける鹽の監督は元自由制となつて居たが明治四十一年官運制局を兩省に設立して鹽の專賣を實施した。其後二省を併合して吉林權運局と改稱し滿洲國成立後吉黑權運署と改稱して財政部に隸屬せしめ後更に權運署と改稱した。權運署の下に一支署一權運局、三八權運局一組私局を置き權運局は鹽稅及運送に當り鹽倉は鹽の貯藏及組私を掌つて居る。權運署は司長科長科員八名より成立して居る。

鹽務署支署名稱位置及管轄區域

名稱	位置	管轄區域
莊河鹽務署	莊河縣大孤山	莊河縣（管轄區域を除く）莊河場務局管轄區域
安東鹽務署	安東縣	寬甸縣（寬甸場務局管轄區域を除く）鳳城縣（鳳城場務局管轄區域を除く）安東縣（安東場務局及び安東縣私局管轄區域を除く）岫巖縣（岫巖場務局及び岫巖縣私局管轄區域を除く）東邊道特別區（通化縣私局管轄區域を除く）
臨江鹽務署	臨江縣	臨江縣（臨江縣私局管轄區域を除く）撫松縣（撫松縣私局管轄區域を除く）長白縣（長白縣私局管轄區域を除く）濛江縣（濛江縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）
撫南鹽務署	撫南縣	撫南縣（撫南縣私局管轄區域を除く）安東縣（安東縣私局管轄區域を除く）撫順縣（撫順縣私局管轄區域を除く）新賓縣（新賓縣私局管轄區域を除く）興京縣（興京縣私局管轄區域を除く）清原縣（清原縣私局管轄區域を除く）西豐縣（西豐縣私局管轄區域を除く）海龍縣（海龍縣私局管轄區域を除く）金川縣（金川縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）東豐縣（東豐縣私局管轄區域を除く）西安縣（西安縣私局管轄區域を除く）濛江縣（濛江縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）
王通鹽務署	王通縣	王通縣（王通縣私局管轄區域を除く）安東縣（安東縣私局管轄區域を除く）撫順縣（撫順縣私局管轄區域を除く）新賓縣（新賓縣私局管轄區域を除く）興京縣（興京縣私局管轄區域を除く）清原縣（清原縣私局管轄區域を除く）西豐縣（西豐縣私局管轄區域を除く）海龍縣（海龍縣私局管轄區域を除く）金川縣（金川縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）東豐縣（東豐縣私局管轄區域を除く）西安縣（西安縣私局管轄區域を除く）濛江縣（濛江縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）

場務局名稱位置及管轄區域

名稱	位置	管轄區域
營口場務局	營口縣	營口縣（營口縣私局管轄區域を除く）蓋平縣（蓋平縣私局管轄區域を除く）鞍山縣（鞍山縣私局管轄區域を除く）
復縣場務局	復縣瓦房店	蓋平縣（蓋平縣私局管轄區域を除く）他は營口場務局及營口縣私局管轄區域を除く）
鳳城場務局	鳳城縣	鳳城縣（鳳城縣私局管轄區域を除く）他は安東縣私局管轄區域を除く）
岫巖場務局	岫巖縣	岫巖縣（岫巖縣私局管轄區域を除く）
鞍山場務局	鞍山驛	鞍山縣（鞍山縣私局管轄區域を除く）海城縣（海城縣私局管轄區域を除く）他は營口場務局及營口縣私局管轄區域を除く）
蓋平場務局	蓋平縣	蓋平縣（蓋平縣私局管轄區域を除く）他は營口場務局及營口縣私局管轄區域を除く）
海城場務局	海城縣	海城縣（海城縣私局管轄區域を除く）他は營口場務局及營口縣私局管轄區域を除く）
莊河場務局	莊河縣大孤山	莊河縣（莊河縣私局管轄區域を除く）他は莊河場務局及安東縣私局管轄區域を除く）
興城場務局	興城縣	興城縣（興城縣私局管轄區域を除く）綏中縣の一部（綏中縣私局管轄區域を除く）
綏中場務局	綏中縣	綏中縣の一部（綏中縣私局管轄區域を除く）興城縣の一部（興城縣私局管轄區域を除く）
錦縣場務局	錦縣大榾原	錦縣の一部（錦縣私局管轄區域を除く）興城縣の一部（興城縣私局管轄區域を除く）綏中縣の一部（綏中縣私局管轄區域を除く）錦縣の一部（錦縣私局管轄區域を除く）

權運署支署名稱位置及管轄區域

名稱	位置	管轄區域
莊河權運局	莊河縣大孤山	莊河縣（莊河縣私局管轄區域を除く）他は莊河場務局及安東縣私局管轄區域を除く）
安東權運局	安東縣	寬甸縣（寬甸場務局管轄區域を除く）鳳城縣（鳳城場務局管轄區域を除く）安東縣（安東縣私局管轄區域を除く）岫巖縣（岫巖縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）
臨江權運局	臨江縣	臨江縣（臨江縣私局管轄區域を除く）撫松縣（撫松縣私局管轄區域を除く）長白縣（長白縣私局管轄區域を除く）濛江縣（濛江縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）
撫南權運局	撫南縣	撫南縣（撫南縣私局管轄區域を除く）安東縣（安東縣私局管轄區域を除く）撫順縣（撫順縣私局管轄區域を除く）新賓縣（新賓縣私局管轄區域を除く）興京縣（興京縣私局管轄區域を除く）清原縣（清原縣私局管轄區域を除く）西豐縣（西豐縣私局管轄區域を除く）海龍縣（海龍縣私局管轄區域を除く）金川縣（金川縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）東豐縣（東豐縣私局管轄區域を除く）西安縣（西安縣私局管轄區域を除く）濛江縣（濛江縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）
王通權運局	王通縣	王通縣（王通縣私局管轄區域を除く）安東縣（安東縣私局管轄區域を除く）撫順縣（撫順縣私局管轄區域を除く）新賓縣（新賓縣私局管轄區域を除く）興京縣（興京縣私局管轄區域を除く）清原縣（清原縣私局管轄區域を除く）西豐縣（西豐縣私局管轄區域を除く）海龍縣（海龍縣私局管轄區域を除く）金川縣（金川縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）東豐縣（東豐縣私局管轄區域を除く）西安縣（西安縣私局管轄區域を除く）濛江縣（濛江縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）

場務局名稱位置及管轄區域

名稱	位置	管轄區域
營口場務局	營口縣	營口縣（營口縣私局管轄區域を除く）蓋平縣（蓋平縣私局管轄區域を除く）鞍山縣（鞍山縣私局管轄區域を除く）
復縣場務局	復縣瓦房店	蓋平縣（蓋平縣私局管轄區域を除く）他は營口場務局及營口縣私局管轄區域を除く）
鳳城場務局	鳳城縣	鳳城縣（鳳城縣私局管轄區域を除く）他は安東縣私局管轄區域を除く）
岫巖場務局	岫巖縣	岫巖縣（岫巖縣私局管轄區域を除く）
鞍山場務局	鞍山驛	鞍山縣（鞍山縣私局管轄區域を除く）海城縣（海城縣私局管轄區域を除く）他は營口場務局及營口縣私局管轄區域を除く）
蓋平場務局	蓋平縣	蓋平縣（蓋平縣私局管轄區域を除く）他は營口場務局及營口縣私局管轄區域を除く）
海城場務局	海城縣	海城縣（海城縣私局管轄區域を除く）他は營口場務局及營口縣私局管轄區域を除く）
莊河場務局	莊河縣大孤山	莊河縣（莊河縣私局管轄區域を除く）他は莊河場務局及安東縣私局管轄區域を除く）
興城場務局	興城縣	興城縣（興城縣私局管轄區域を除く）綏中縣の一部（綏中縣私局管轄區域を除く）
綏中場務局	綏中縣	綏中縣の一部（綏中縣私局管轄區域を除く）興城縣の一部（興城縣私局管轄區域を除く）
錦縣場務局	錦縣大榾原	錦縣の一部（錦縣私局管轄區域を除く）興城縣の一部（興城縣私局管轄區域を除く）綏中縣の一部（綏中縣私局管轄區域を除く）錦縣の一部（錦縣私局管轄區域を除く）

權運署支署名稱位置及管轄區域

名稱	位置	管轄區域
莊河權運局	莊河縣大孤山	莊河縣（莊河縣私局管轄區域を除く）他は莊河場務局及安東縣私局管轄區域を除く）
安東權運局	安東縣	寬甸縣（寬甸場務局管轄區域を除く）鳳城縣（鳳城場務局管轄區域を除く）安東縣（安東縣私局管轄區域を除く）岫巖縣（岫巖縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）
臨江權運局	臨江縣	臨江縣（臨江縣私局管轄區域を除く）撫松縣（撫松縣私局管轄區域を除く）長白縣（長白縣私局管轄區域を除く）濛江縣（濛江縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）
撫南權運局	撫南縣	撫南縣（撫南縣私局管轄區域を除く）安東縣（安東縣私局管轄區域を除く）撫順縣（撫順縣私局管轄區域を除く）新賓縣（新賓縣私局管轄區域を除く）興京縣（興京縣私局管轄區域を除く）清原縣（清原縣私局管轄區域を除く）西豐縣（西豐縣私局管轄區域を除く）海龍縣（海龍縣私局管轄區域を除く）金川縣（金川縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）東豐縣（東豐縣私局管轄區域を除く）西安縣（西安縣私局管轄區域を除く）濛江縣（濛江縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）
王通權運局	王通縣	王通縣（王通縣私局管轄區域を除く）安東縣（安東縣私局管轄區域を除く）撫順縣（撫順縣私局管轄區域を除く）新賓縣（新賓縣私局管轄區域を除く）興京縣（興京縣私局管轄區域を除く）清原縣（清原縣私局管轄區域を除く）西豐縣（西豐縣私局管轄區域を除く）海龍縣（海龍縣私局管轄區域を除く）金川縣（金川縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）東豐縣（東豐縣私局管轄區域を除く）西安縣（西安縣私局管轄區域を除く）濛江縣（濛江縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）輯安縣（輯安縣私局管轄區域を除く）通化縣（通化縣私局管轄區域を除く）柳河縣（柳河縣私局管轄區域を除く）

採運局名稱及位置

名稱	位置
營口採運局	營口縣

權運局名稱及位置

名稱	位置
新京權運局	新京特別市
哈爾濱權運局	哈爾濱特別市
齊々哈爾權運局	齊々哈爾市
吉林權運局	吉林省吉林市
雙城權運局	雙城縣雙城堡
三岔河權運局	扶餘縣三岔河
安達權運局	安達縣安達站
興化權運局	興化縣興化城
滿浦權運局	滿浦鎮

採運局名稱及位置

名稱	位置
營口採運局	營口縣

權運署支署名稱位置及管轄區域

名稱	位置	管轄區域
吉林權運局	吉林省吉林市	吉林省（權運署支署及權運局管轄區域を除く）
哈爾濱權運局	哈爾濱特別市	濱江省（權運署支署管轄區域を除く）
齊々哈爾權運局	齊々哈爾市	龍江省（權運署支署管轄區域を除く）
雙城權運局	雙城縣雙城堡	雙城縣（雙城縣私局管轄區域を除く）他は吉林權運局管轄區域を除く）
三岔河權運局	扶餘縣三岔河	扶餘縣（扶餘縣私局管轄區域を除く）他は吉林權運局管轄區域を除く）
安達權運局	安達縣安達站	安達縣（安達縣私局管轄區域を除く）他は吉林權運局管轄區域を除く）
興化權運局	興化縣興化城	興化縣（興化縣私局管轄區域を除く）他は吉林權運局管轄區域を除く）
滿浦權運局	滿浦鎮	滿浦鎮（滿浦鎮私局管轄區域を除く）他は吉林權運局管轄區域を除く）

場務局名稱位置及管轄區域

名稱	位置	管轄區域
永吉縣昌邑電	永吉縣昌邑	永吉縣（永吉縣私局管轄區域を除く）他は吉林權運局管轄區域を除く）
雙城縣雙城堡	雙城縣雙城堡	雙城縣（雙城縣私局管轄區域を除く）他は吉林權運局管轄區域を除く）
扶餘縣三岔河	扶餘縣三岔河	扶餘縣（扶餘縣私局管轄區域を除く）他は吉林權運局管轄區域を除く）
安達縣安達站	安達縣安達站	安達縣（安達縣私局管轄區域を除く）他は吉林權運局管轄區域を除く）
興化縣興化城	興化縣興化城	興化縣（興化縣私局管轄區域を除く）他は吉林權運局管轄區域を除く）
滿浦鎮滿浦鎮	滿浦鎮	滿浦鎮（滿浦鎮私局管轄區域を除く）他は吉林權運局管轄區域を除く）

關東鹽業試驗場

關東廳は州內鹽業の生產增進、品質改良、副產物利用、副業の創始、運輸方法の改善等によつて良鹽を廉價に供給し、また將來鹽田の開發及企業に對し指導する目的で大正十五年度から鹽業の調査及試驗を始め、昭和二年十月旅順市西端にある港內子洞地に約三十町歩の試驗鹽田の築造に着手し、昭和三年末竣工したので以後同所で各種の試驗調査を行つて來た。然しそれでも矢張面積が狹いので大局身體內に一百九町歩の鹽田と鹽會官舍を新營昭和八年度からは旅順廳舍を合併して新に鹽業試驗場として獨立し試驗機關たらしめた。

同試驗場の所管事務は、生產の增進、製鹽の品質、色澤の改良、鹽田構造の改善、副產物の製造利用、鹽の貯藏及生產費低減等に關する試驗、研究を行ふもので、將來日本に於ける工業鹽の不足を充すであらうと、滿洲鹽產業開發上多大の期待を持たれてゐる。

鑛業

概說

滿洲事變後、調査が行届くと共に滿洲の資源の全貌が明るみに持出されるに至つたが、その結果農産物にせよ、林産物にせよ、又苦力物にせよいづれも事變前に推定されたところより貧弱なことが明かとなつて來た。この中でたゞ一つ例外をなすものに鑛物資源があり、續々新しき地下埋藏物が發見されてゐる。まことに鑛業こそは滿洲事變によつて始めて正しき認識を獲得したともいふべく、それだけに今後滿洲の經濟に最も多く寄與するであらうことも疑ふ餘地なきに至つた。

滿洲の鑛産物の一大特徴は種類が少くて量が多いことで、日本のそれが種類のみ徒らに多くて量の少いのに好個の對照をなしてゐる。即ち滿洲に産する鑛物の種類は二十種内外に過ぎぬが、鐵、石炭、マグネサイト、耐火粘土、金などいづれも眠倒的に多量に存してゐるに反し、日本に於いては消費年額五千萬噸、生産年額四千萬噸强引千萬噸不足時代がこゝ數年にして殘來すべしと憂慮されてゐるから結局滿洲産田に依存せねばならぬことは明白である。日本は輕工業品より重工業品へ進歩しつゝあるが、製鐵原料に乏しき缺陷がある。これに對し滿洲は鐵鑛、豊富炭、石灰石、耐火材料が豊富であり、完全に自給自足することも出來る。時代の寵兒たる輕金屬の原料も日本には乏しいが滿洲はマグネサイト、耐火粘土等が無盡藏にある。產出少き日本の石油に對し滿洲のオイルシエールは豊富な資源である。日本の金鑛は精鍊コストが高まつてゐるが滿洲の砂金はなほ多くの處女地を殘して何時ゴールドラッシュを現出よるやも測り難い狀態にある。

重要二十鑛物生産累年表

單位 噸

鑛名	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
鐵石								
鉄								
鉱								
石炭								
礦化鐵鑛								
鉛鑛								
鋼鑛								
滿俺鑛								
金鑛(砂金)								
銀								

鑛名	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
油母頁岩								
鉛								
鑛								
菱苦土鑛								
耐火粘土								
滑石								
苦灰石								
石炭石(煉鐵及セメント原料)								
石灰								
石(工業用原料)								
長石								
方解石								

沿革

滿洲に於ける鑛業は今より約一千年前、遼の太祖が當時の東京(今の遼陽)に製鐵業を興したのに始まり、後高句麗時代撫順老虎豪方面及び太子河沿岸の銑鐵鑛を稼行した事實がある。然し清朝に至り一時之を禁止せる等のこともあり、その後又漢民族の滿洲移入の頃より再興せられ、本溪湖、田師付鑛、鞍馬集等に於て銑鐵が稼行せられてゐた、北滿においては早くより砂金の盛掘があり、殊に黒龍江の各支流々域に於てはロシヤ人も潛入して屢々各地にゴールドラッシュを現出した、又ロシヤは鐵道敷設と共に撫順炭の諸炭礦に手をつけたが、しかし滿洲に於ける鑛業に一轉機を劃するに至つたのは日露戰爭からのことで、即ち日露戰後の結果、滿鐵その他が從來あつた小規模のものを近代的設備によつて開發するに至つたためで、滿洲の鑛業界はこゝに一新せられることゝなつたのである。爾來日本人の手による鑛業としては撫順、烟臺の石炭鑛、本溪湖煤鐵公司、鞍山製鐵所等が最も重要なものであつた。大正四年日支條約によつて滿蒙九鑛山の採掘又は試掘權を得たが、實行權の殆ど總てが他は全く空名に歸してゐた、北滿においては早くより砂金の盛掘があり、殊に黒龍江の各支流々域に於てはロシヤ人も潛入して屢々各地にゴールドラッシュを現出した、又ロシヤは鐵道敷設と共に撫順炭の諸炭礦に手をつけたが、しかし滿洲に於ける鑛業に一轉機を劃する

に至つたのは日露戰爭からのことで、即ち日露戰後の結果、滿鐵その他が從來あつた小規模のものを近代的設備によつて開發するに至つたためで、滿洲の鑛業界はこゝに一新せられることゝなつたのである。爾來日本人の手による鑛業としては撫順、烟臺の石炭鑛、本溪湖煤鐵公司、鞍山製鐵所等が最も重要なものであつた。大正四年日支條約によつて滿蒙九鑛山の採掘又は試掘權を得たが、實行權の殆ど總てが他は全く空名に歸してゐた、北滿においては早くより砂金の盛掘があり、殊に黒龍江の各支流々域に於てはロシヤ人も潛入して屢々各地にゴールドラッシュを現出した、又ロシヤは鐵道敷設と共に撫順炭の諸炭礦に手をつけたが、しかし滿洲に於ける鑛業に一轉機を劃する

を沒收し、鑛業附近で日本人と協同せんとした支那人を國土盜賣となして投獄したこともある。一方學良は直系の東北鑛務總局によつて五湖嘴及び八道溝各炭坑及び大嶺煤石炭山、鄭安滑馬川金鑛を經營し、又遼業銀行、瀋海鐵路及び兵工廠を通じて西安炭田を開發して日本側に對抗するなど事態は益だ險惡なるものあり、滿洲事變勃發の一原因をなした。

滿洲國の鑛業政策

概況　滿洲國の鑛業資源の開發に關しては建國以來政府に於て愼重考慮しつゝあり先づ新鑛業法の制定を最も緊要事として各實業廳より專門家を召集し、數回に亙り鑛業會議を開き、鑛業法の制定を中心に國内鑛業開發、鑛業行政竝に統制、資鑛整理、各省鑛業資源調査及び日滿鑛業資本關係等に關して根本方針を國立した、而して鑛業の指導監督は依然として實業部時代の制度に準據し、中央に於ては實業部、各省に於ては實業廳又は民政廳をして行はしめて來たが、康德元年七月の新年度よりは實業部所管事業として、鑛政司の下に日本の鑛山監督署と同樣の機關を新設し、各所にその分署を置き、撫山、烟山、金山その他の鑛山事業の指導監督に當らしめる事とし

更に大同二年三月經濟建設要綱中において左のごとき根本方針を確立した。

一、石炭鑛業に就ては、滿洲炭鑛開發の統制機關として昭和九年五月設立した日滿合辦滿洲炭鑛會社をして經營せしめると共に民間炭鑛業の指導、燃料供給價格の低廉を圖らしめる。

二、砂金及び金鑛については國有鑛區と雖らざるものとを區分し、國有鑛區は之を日滿合辦滿洲採金會社をして經營せしめると共に民間金鑛業に對しては指導と助成を以てその振興を圖る。

三、國防鑛產資源は國防として特殊資源をしてその鑛業權を確立せしめ以つて無統制採掘を禁じむと共にその開發に便す。

鑛業法　滿洲國政府は經濟建設要綱中に確立された鑛業政策を具體化すべくこれが調査立案に萬全を期してゐたがいよ〳〵完成したので康德二年八月一日付をもつて鑛業法および之に伴ふ鑛業開發會社法、鑛業稅法を公布、九月一日より實施した。新鑛業法の眼目は、

一、未だ採掘せざる鑛物は國の所有とす。

二、滿洲帝國人民又は帝國の法令に從ひ成立したる法人に非れば鑛業權者たることを得ず、但し實業部大臣の特別の許可を受けたる者はこの限りにあらず。

三、鑛業法に於いて鑛物と稱するは金鑛、銀鑛、白金鑛、銅鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、錫鑛、鐵鑛、アンチモニー鑛、アルミニウム鑛、ニツケル鑛、コバルト鑛、礦化鑛鑛、タロー ム鑛鑛、マンガン鑛、蒼鉛鑛、重石鑛、水銀鑛、水鉛鑛、砒鑛、鎳鑛、硫黃、黑鉛、石炭、石油(含油層と密接の關係ある可燃性天然瓦斯を含む)土瀝靑、油母頁岩、石炭石、白雲石、マグネサイト、螢石、長石、耐火粘土、滑石、重晶石、硼石、石膏、硅石、滑石及雲母を謂ふ。

四、國防又は資源保存のため必要ある場合に於いては勅令を以つて區域、又は鑛物を指定して鑛業の出願たるを得ざることを得。

滿洲鑛業開發會社　滿洲國は鑛業法第九條に「國防又は資源保存のため必要ある場合に於いては勅令を以つて區域、又は鑛物を指定して鑛業の出願を制限することを得」の諸條項で、則ち新鑛業法は各國に類の少い、強力な統制の下に滿洲の地下埋藏物の開發に當らんとするものである。

滿洲國は鑛業法第九條に「國防又は資源保存のため必要ある場合に於いては勅令を以つて區域、又は鑛物を指定して鑛業の出願を制限することを得」の諸條項で、則ち新鑛業法は各國に類の少い、強力な統制の下に滿洲の地下埋藏物の開發に當らんとするものである。

滿洲鑛業開發會社　滿洲國は鑛業法第九條に「國防又は資源保存のため必要ある場合に於いては勅令を以つて區域、又は鑛物を指定して鑛業の出願を制限することを得」と規定してゐるが、この規定にもとづき康德二年八月一日勅令第九十一號を發して滿洲鑛業開發會社を設立し、左に掲ぐる鑛物は同社に非れば共同鑛業出願をなし得ざる旨を定めた。

白金鑛、銀鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、錫鑛、鐵鑛、アルミニウム鑛、重石鑛、水銀鑛、水鉛鑛、砒鑛、鎳鑛、硫黃、黑鉛、石炭、石油(含油層と密接の關係ある可燃性天然瓦斯を含む)土瀝靑、油母頁岩、マグネサイト、螢石及び石綿

即ち上記諸鑛物については滿洲鑛業開發會社に鑛業權があるわけで未だ鑛業權の設定なき區域に於いてこれら諸鑛物を發見した者は滿洲鑛業開發會社(もしくは滿洲國政府の特に指令した會社)に申出で、同社より租鑛權を許容され、租鑛料を納めて始めて鑛業を營み得る建前になつてゐる。

定額上における滿洲鑛業開發會社の目的は一、鑛業權の取得及び租鑛權の設定。二、製鍊。三、鑛業及び製鍊事業に對する投資及び融資で、本店を新京に置き、資本金五百萬圓で理事長に前滿鐵理事山西恒郎氏が就任した。

鑛業稅、鑛業登錄稅　從來の鑛業稅は舊政權當時のものをそのまゝ踏襲したので地域的に區々たるのみならず、稅率又高きに失するので康德二年九月一日より新しき鑛業稅法および鑛業登錄稅法が實施された。新法の要點左のごとく課稅手續の合理化および、課稅負擔の輕減(鑛區稅約七割五分減、鑛產稅約五割減)を見た。

甲、鑛業稅法

(一) 鑛業稅は鑛區稅及び鑛產稅の二稅目よりなり納稅義務者は鑛業權者又は租鑛權者である。

(二) 鑛區稅の稅率は鑛區面積の單位區域の一に付每年三百圓、鑛產稅の稅率は鑛產物價格の千分の十五である。

(三) 鑛區稅の納期は每年十二月中に翌年分を(繼續されば鑛區稅は二月及び八月である。

(四) 納稅義務者は稅務局長の決定したる鑛產物の課稅標準の基礎たる鑛產物の數量に異議あるときは稅務監督署長に對し審査の請求を爲し得る。

(五) 鑛業に對しては營業稅又は法人營業稅を課せず、又地方稅は國稅の附加稅として附加稅率は鑛區

稅の百分の二十五以內、鑛產稅の百分の六十五以內に制限されてゐる。

乙、鑛業登錄稅法

(一) 納付者は鑛業法的に鑛業登錄令の規定に基き鑛業權又は租鑛權に關する登錄を申請する者。

(二) 稅金納付は收入印紙に依ること。

(三) 稅率は大體現行程度とすること。

石炭

總說　滿洲の石炭埋藏量は夥多の專門家の推定數量あり區々であるが、昭和七年滿鐵地質調査所調査によれば左のごとくである。(省別は舊制による)

	有煙炭(百萬噸)	無煙炭(百萬噸)
奉天省	一、六六八	八八
吉林省	一、〇三〇	—
黑龍江省	五五五	—
熱河省	一、五五一	—
合計	四、八〇四	八八

さらに昭和七年地質調査所調べの炭種別埋藏量は左のごとくである。

	無煙炭(百萬噸)	有煙炭(百萬噸)
奉天省	八八	一、五八〇
吉林省	—	一、〇三〇
黑龍江省	—	五五五
熱河省	—	一、四九七
計	八八	四、六六二

滿洲內用途別石炭需要表

	昭和八年	昭和九年
用途別(金額工業)	二、六八九、〇三五	三、一四一、〇〇〇

	同	(鐵鋼工業)
	同	(化學工業)
	同	(紡績工業)
	同	(製粉業)
	同	(食料品工業)
	同	(鐵道業)
	同	(電氣)
	同	(其他)
	同	小計
	鐵道用	
	船舶用	
	家事用	
	その他	
	合計	

滿洲石炭輸出數量(單位噸、圓)

	昭和八年度		昭和九年度	
	數量	價額	數量	價額
日本	三、六三一、九三五	三、九三一、九三五	三、九八五、九三五	三、九八五、九三五
朝鮮	一、〇四一、五五一	一、〇四一、五五一	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三
中華民國	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三
蘇聯(樺太經由)	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三
香港	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三
海峽植民地	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三
蘭領印度	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三
佛領印度支那	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三
比律賓	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三
英領印度	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三
其他	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三
合計	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三	一、二四一、三三三

撫順炭礦　位置　奉天の東方五十粁、滿鐵經營。

炭層　炭層は略々東西に延び長さ十九粁餘、幅は最大二・二粁に達する。炭炭層第三紀に屬し、下部層及び上部層に分たる。主要炭層はその上部層中にあつて世界有數の厚い炭層を有し、平均四十米、古城子附近に於て最高百米に及ぶ。下層部には厚さ〇・三米—十五米の炭層三枚あり、走向は東西で北方に二度乃至四十度の傾斜をなしてゐる。

炭質及び埋藏量　髓炭性狀は龍鳳のみ膠膨粘結性、他は弱粘結性である。即ち低

度濕青炭に屬し、東部に行く程炭化の度が進んで居り、固定炭素及び灰分が增す。就中著しい事は概して窒素の含量が多いが東部に於て特別多量に有する事である。全體としては灰分少く、而も灰分の耐火度はS・K八—二〇番で甚だ高く、クリンカーを生じないことは定評あり、蒸汽炭、無煙、セメント工業に好適であるが、低溫乾餾用には最も優秀である。進んで液化又は完全瓦斯等も大いに嘱望せられてゐる。要するに滿洲經濟狀勢の變化は豫測を許さないから勿論、正確な壽命を知る事は困難である。

撫順炭最近の出炭高　明治四十年の創業當時は二十三萬噸に過ぎなかつたが、大正二年度より二百萬噸臺に、大正九年度より三百萬噸に、十二年度より五百萬噸となつた。最近十箇年間の累年出炭高は別表のごとくで昭和九年度は內地炭界の活況と地價激增により七百五十七萬噸といふ新記錄を出した。

普通燃料とするよりも此等の方法に依り高價な副產物を回收し、化學工業原料として利用するやうになれば態々その眞價を發揮し得るわけである。埋藏量は約九億五千萬噸と推定されてゐる。

出炭狀況　撫順炭礦の埋藏量中可採掘量を六億噸と假定し、採掘壽命は五十年となる。併し乍らこれは經濟狀勢及び採掘技術に大なる變化なきものとの假定によるものであつて、到底科學の進歩、

撫順出炭高各坑別（噸）

年度	古城子	龍鳳	東ヶ岡	楊柏堡	大山	大山東	鄉東	東鄉	計
	露天掘		露天掘		南坑	本坑	南坑	龍鳳坑	
昭和九年度	四、一五〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇		三、三〇〇、〇〇〇		—	五六、〇〇〇	七、五五一、〇〇〇
同八年度	四、一五〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇		三、三〇〇、〇〇〇		—	五六、〇〇〇	七、五五一、〇〇〇
同七年度	四、一五〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇		三、三〇〇、〇〇〇		—	五六、〇〇〇	七、五五一、〇〇〇
同六年度	四、一五〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇		三、三〇〇、〇〇〇		二、一一〇、〇〇〇	五六、〇〇〇	九、六六一、〇〇〇
同五年度	四、一五〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇		三、三〇〇、〇〇〇		二、一一〇、〇〇〇	五六、〇〇〇	九、六六一、〇〇〇
同四年度	四、一五〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇		三、三〇〇、〇〇〇		二、一一〇、〇〇〇	五六、〇〇〇	九、六六一、〇〇〇
同三年度	四、一五〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇		三、三〇〇、〇〇〇		二、一一〇、〇〇〇	五六、〇〇〇	九、六六一、〇〇〇
同二年度	四、一五〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇		三、三〇〇、〇〇〇		二、一一〇、〇〇〇	五六、〇〇〇	九、六六一、〇〇〇
同元年度	四、一五〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇		三、三〇〇、〇〇〇		二、一一〇、〇〇〇	五六、〇〇〇	九、六六一、〇〇〇
大正十四年度	四、〇五〇、〇〇〇		三、五〇〇、〇〇〇		三、三〇〇、〇〇〇		二、一一〇、〇〇〇	五六、〇〇〇	九、六六一、〇〇〇

年度	龍鳳	老虎臺	屋坑	新屯坑	龍鳳坑	東龍坑	搭連坑	計	撫順炭礦	洋行合計	斤先掘
昭和九年度	—	—	—	—	—	—	—	—	七、五五一、〇〇〇	七、五五一、〇〇〇	一五六、〇〇〇
同八年度	—	—	—	—	—	—	—	—	七、五五一、〇〇〇	七、五五一、〇〇〇	一五六、〇〇〇
同七年度	—	—	—	—	—	—	—	—	七、五五一、〇〇〇	七、五五一、〇〇〇	一五六、〇〇〇
同六年度	—	—	—	—	—	—	—	—	九、六六一、一一〇	九、六六一、一一〇	一五六、〇〇〇
同五年度	—	—	—	—	—	—	—	—	九、六六一、一一〇	九、六六一、一一〇	一五六、〇〇〇
同四年度	—	—	—	—	—	—	—	—	九、六六一、一一〇	九、六六一、一一〇	一五六、〇〇〇
同三年度	—	—	—	—	—	—	—	—	九、六六一、一一〇	九、六六一、一一〇	一五六、〇〇〇
同二年度	—	—	—	—	—	—	—	—	九、六六一、一一〇	九、六六一、一一〇	一五六、〇〇〇
同元年度	—	—	—	—	—	—	—	—	九、六六一、一一〇	九、六六一、一一〇	一五六、〇〇〇
大正十四年度	—	—	—	—	—	—	—	—	九、六六一、一一〇	九、六六一、一一〇	一五六、〇〇〇

九年度撫順炭地域別販賣高（單位噸）

社名	地域	切込	機械	中塊	特粉	並粉	計	粘結性	揮發分	固定炭素	灰分	硫黄	カロリー
撫順炭礦	龍鳳	三、二四七					三、二四七	不粘	四五・三	五二・六	二・一	〇・五	六、八〇〇
	老虎臺	八四、三五七					八四、三五七	不粘	四〇・〇	五五・〇	五・〇	〇・五	六、八〇〇
	屋坑	一〇、九七一					一〇、九七一	不粘	四〇・〇	五五・〇	五・〇	〇・五	六、八〇〇
	新屯坑	三二、九七一					三二、九七一	不粘	四〇・〇	五五・〇	五・〇	〇・五	六、八〇〇
	龍鳳坑	二二、九七一					二二、九七一	不粘	四〇・〇	五五・〇	五・〇	〇・五	六、八〇〇
	東龍坑	三二、九七一					三二、九七一	不粘	四〇・〇	五五・〇	五・〇	〇・五	六、八〇〇
	搭連坑	二二、九七一					二二、九七一	不粘	四〇・〇	五五・〇	五・〇	〇・五	六、八〇〇
	計	一二五、四七六					一二五、四七六						
煙臺炭礦		一、三五五、〇〇〇					一、三五五、〇〇〇	二二、五五	三五・〇	五二・〇	一三・〇	一・〇	六、二〇〇
合計		一、四八〇、四七六					一、四八〇、四七六						

煙臺炭礦

滿鐵本線煙臺驛の東方十六粁にあり、滿鐵の經營である。

炭層は二疊石炭紀の成生で舟底狀向斜構造をなし、長軸の延長は南北約六・三粁、東西約八七〇米乃至二・二粁、斜は二〇度乃至三〇度である。炭層は十八層、中主なるものは五層、厚さ夫々一・二—二・〇米ある。炭質は半無煙炭乃至高度無煙炭である不粘結性で稍々硫黄の多い欠點はあるが、火力強く煉炭として好適である。埋藏量約四千萬噸を豫想されてゐる。昭和九年度の出炭量は二十二萬噸。

復州炭礦

炭層は普蘭店の西方五十粁の海岸にあつて、復名を五湖嘴炭坑といふ。現在は滿洲炭礦會社の所有に屬する。二疊石炭紀に屬し各部に亙つて夾在する炭層中稼行に堪ゆる炭層は十層である。この炭質は

區域	水分	揮發分	固定炭素	灰分	硫黄	カロリー
新邱	一〇・〇	三〇・三	五二・三	不粘	〇・五	六、三〇〇
鳥龍溝	四・五	三〇・〇	五二・〇	不粘	〇・五	六、三〇〇
孫家溝	三・〇	三〇・〇	五二・〇	不粘	〇・五	六、三〇〇

昭和十年度のボーリングの結果、埋藏量は二十二億噸で撫順の倍以上の大炭田なることが明かとなり、增掘を急いでゐる。現在は地賃用に三萬噸出炭するに過ぎぬが、十一年度には三十萬噸出炭し、五年內に百萬噸に運せしむる方針である。又新立屯阜新間の運炭鐵道は十年度中には完成すべく、將來は營口の豪港と相俟つて輸出炭として撫順炭と相竝んで重要なる地位を占むべき炭礦である。

阜新炭礦

鄭大線上にある滿洲炭礦會社所有の炭礦で侏羅白堊紀に屬し低定溫青炭である。含炭區域二十平方粁、埋藏量二億噸、昭和九年度の出炭高は六萬五千噸。

尾明山炭礦

煙臺炭礦の南方七粁、ほぼ煙臺炭と同層の石炭で火損短かく火力大なる無煙炭である。埋藏量二百四十萬噸、滿洲炭礦會社の所有にかゝり目下休坑中である。

西安炭礦

奉吉線梅河口の北西（鐵道支線あり）にあり滿洲炭礦會社の傍系會社たる西安煤礦公司經營にかゝる。煤層は二層より成り、その中主要炭層は二層であるが、その後撫順炭層は十萬噸內外に減少した、事變後河本大作氏を理事長として經營してゐるが、昭和十年度には七十二萬噸に激增、更に設備を改良して增產の豫定である。

林口炭礦

北滿の林口、密山方面に廣大なる炭田の賦存することは早くより知られてゐたが事變後この方面に鐵道敷設工事進むに伴ひ意外に有望なること判明、ことに國佐線開通後は通炭の便もあり、最も將來に富む炭田である。滿洲炭礦會社が鑛區權を獲得した。埋藏量はなほ明かでないが取り敢へず年二十萬噸の出炭をなすべく昭和十年度より施設に着手した、炭質も褐煙炭とほゞ同樣の高度瀝青炭なので、地質およびこの方面の鐵道用炭に充てる筈。

鶴崗炭礦

哈爾濱の下流、松花江の左岸、湯原縣城の北東百二十粁に在る、滿洲炭礦會社の傍系會社たる鶴崗炭礦股份有限公司の經營にかゝる、煤層は六層あり、層厚は各三・〇—一・二〇米、合計層厚最大五十米、平均二十米と稱せられ、炭層層厚さ三百米の間に分布し、層間短離最小二十四米である。走向は北東に一二—三〇度北東より南西へ傾斜は南東に一二—三〇度炭質は中度瀝青炭で粘結性或は半粘結性を有してゐて、撫順炭と本溪湖炭との中間に位し、灰分極めて少く甚だ良質である。炭量は優に一億四千四百萬噸と推定されてゐるが、最近第二、第三兩層（層厚一—一一米）採掘の結果、確實埋藏量三億噸、豫想埋藏量六億噸を下らずと言はれ、滿洲有數の大炭礦である。これが採掘は四箇所の露天掘で、昭和九年度出炭高は三十二萬噸主として哈爾濱において滿鐵商事部に販賣を委托してゐる。

北票炭礦

熱河省朝陽縣所在、事變後は片倉組と滿洲炭礦會社の投資の下に北票炭礦公司が經營してゐる。炭層は侏羅紀の生成に係り走向北五〇度東、傾斜は北西に二〇度乃至七〇度平均四五度である。炭層の厚さは二—十尺で各層の間隔は一—五十尺で、炭質る比較的良好な瀝青炭で、開灤炭、撫順炭に比して遜色がない。醒炭製造に適してゐる。埋藏量は滿鐵調査によれば二億五千萬噸と推定されて居り、北票炭礦調査によれば九千萬噸となつてゐる。而して出炭能力は年額六十萬噸であるが、今日遮隔行せられた區域は興隆溝、大青溝子、唐家溝、三義棧、尖山子の五區域である。

本炭坑は設備も優秀であり、將來臨時本溪湖炭の代用品として重要視され、鴨邊に近い關係上滿洲炭中輸出に充てるとせば撫順、復州炭を除いては本炭が最も有望であり、寧遠島完成後の飛躍を期待されてゐる。昭和九年度出炭高は三十萬噸。

本溪湖炭礦

位置　安東縣本溪湖。

最新研究と學術の大衆化

【監修】工學博士 內丸最一郎 工學博士 濱部源次郎 工學博士 富塚清
內燃機關工學講座
（刊行中）全十二卷 各卷二圓八十錢 申込金不要

【編輯】工學博士 內田俊一 工學博士 八田四郎次 京大教授 亀井三郎 工學博士 友田宜孝
化學工學講座
（刊行中）全十二卷 各卷二圓八十錢 申込金不要

【監修】理學博士 坂井英太郎 理學博士 岡枝元治
新修高等數學講座
（刊行中）全廿四卷 各卷三五〇頁內外 圖二 申込金一圓

【監修】工學博士 加茂正雄 工學博士 關口八重吉
實地工作法講座
（結完）全七卷 各卷三五〇頁內外 圖二 申込金一圓

【監修】工學博士 松村鶴藏 工學博士 加茂正雄 工學博士 關口八重吉
實用機械工學講座
（結完）全十卷 各卷約三〇〇頁 每卷二圓五十錢 申込金不要

【編輯】工學博士 磯野達一郎 工學博士 尾本義一 工學博士 加藤鎌二
實用電氣工學講座
（刊行中）全十卷 每卷約三五〇頁 各卷二圓五十錢 申込金不要

全國書店にて扱ひます・各講座內容見本進呈

進呈書目錄：東京神田區三崎町 電話神田二二五六番 電報東京四〇六七

共立社　東京神田區錦町三丁目 電話神田二二八四番 電報東京四〇六七

營業科目

鐵道・港灣・鑛山・土木・建築・工
事設計・施工・調査・工事材料販賣
鐵道・港灣・土地家屋ノ經營・其他

日滿合辦
資本金
五百萬圓

本社　大連市東公園町二十一番地

東亞土木企業株式會社

電話(本局)㊀・三六九八番・三九四八番・三四六三番

出張所
- 奉天　安通リ一
- 新京　興安大路五一四番地
- 哈爾濱　南崗軍鈷街五一號地
- 齊々哈爾　錦昌號前
- 四平街　旭町九號地前
- 鞍山北二條町一丁目七番地

詰所
- 北安鎭　驛前
- 白城子　驛前
- 大黑河　南大街

本社　大連市東公園町二十一番地

K 株式會社極東企業公司

鐵道道路上下水道港灣ノ建設治水工事其他一般土木工事ニ關スル調査設計及ヒ工事ノ引受
一般建築工事ニ關スル調査設計監督及ヒ工事ノ引受
土木建築用材料其他物品ノ販賣並ヒニ工事用機械器具ノ販賣貸付
前項各種事業ニ對スル資金ノ貸付及ヒ出資

大連市山縣通一三七番地

滿洲特產物
輸出貿易商

瓜谷長造商店

電話㊀二三三六番・㊁二四四二六番
發信略號(ウ)又ハ(ウリ)
受信略號(タイレンウリタニ)

工場　大連市鹿島町一番地

郊外住宅地並土地附
新築住宅分讓

大連郊外土地株式會社

本社　大連市若松町五番地
電話　二、五八二一番
　　二、八四三三番
電話　二、三六二二番
振替口座大連一〇七七番

靜浦事務所

各種 特許 **チルド車輪**

客車、貨車、蒸氣機關車、ガソリン機關車、轉轍器
轍叉、轉車臺、其他鐵道、鑛山土木用諸機械一式

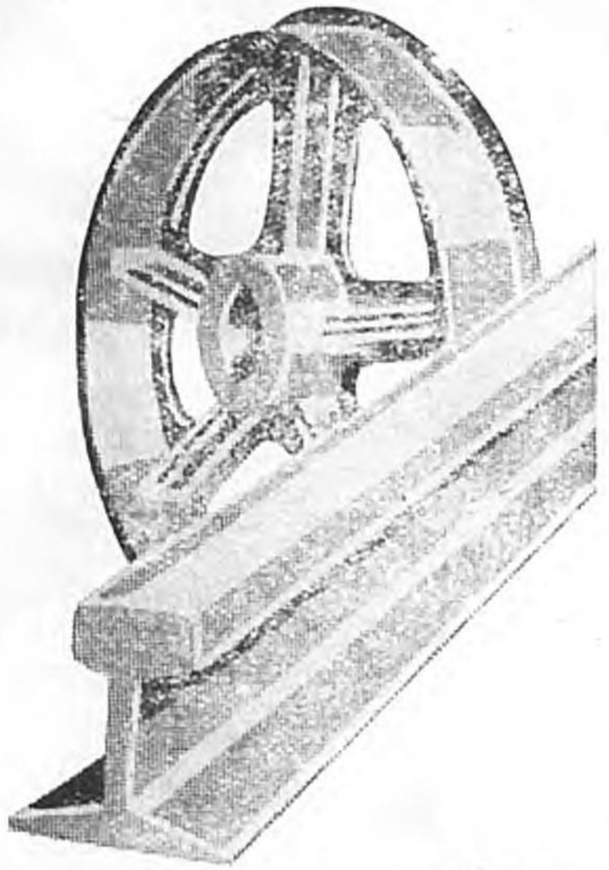

會商ルール時岩 株式會社

營業所	東京市京橋區築地四丁目
月島工場	東京市京橋區月島東河岸通十丁目
川口工場	埼玉縣川口市榮町三丁目

岩層　本岩層は古生代一疊石炭紀に屬し、平國又は開國炭田と同一時代の成生である。岩層十七層中夾圖に現れるものは八層である。岩厚何れも〇・六—三・〇米である。走向は東西乃至北西で傾斜は南方及南西方に一〇—二〇度(時に三五度)である。

岩質及び埋藏量　岩質は高度灰質岩乃至半無煙炭に屬し、强粘結性で製鐵用骸炭原料として最好適である。この骸炭用炭は日本に於て最も缺乏してゐるもので、本溪湖炭は製鐵原料用特殊炭として最も重要性のあるものである。埋藏量は現採掘區域附近確定炭量約一億噸、深部を含すれば推定埋藏量は約二億二千萬噸である。

日露戰爭中大倉組が滿地採炭及び製煉業の有利なるに着目して、先づ石炭採掘に着手し、明治四十三年資本金大洋銀二百萬元の日清合辦本溪湖煤礦有限公司を設立し、次で四十四年製鐵部合辦の調印と共に資本金を二倍に增加、本溪湖煤鑛有限公司と改稱して今日に至つてゐる。現在採炭は第一—五坑及び柳塘坑の六斜坑よりしてゐる。各坑本卸延長六〇〇一、六〇〇米、各坑最深部は坑口より垂直一六〇—五三〇米の深度に達してゐる。昭和九年度出炭量は六十七萬七千噸である。

穆稜炭礦

北滿東部線下城子驛の北方六十三粁。上部侏羅紀の成生に係り、岩田の基礎は二疊石炭紀の變質岩より成る。走向は大體南北傾斜は西へ平均十二度で、岩層は三層、その中第一層及び第二層は厚さ薄く岩質不良にて稼行に堪へず。現在第三層を採掘中である。岩質は低度灰質粘結性、無煙炭より稍々劣り塊四、粉六の割で、岩量は七千五百萬噸と推定される、昭和九年度は十九萬五千噸の出炭があつた。

火石嶺炭礦

吉長間下九臺驛の北東に在る。侏羅白堊紀に屬し、岩層は四枚で主として上部のみ砂行せらる。低度灰質青炭(發熱量五、二〇〇—六、三〇〇カロリー)を産する。昭和九年度出炭高十二萬六千噸で、鐵道炭及び附近に地賣されてゐる。

牛心臺炭礦

本溪湖より約十七粁、太子河の左岸にあつて溪域輕便鐵道の終點である。二疊石炭紀に屬し、岩層四枚の中主要なのは第三層(厚さ一—一・五米)である。走向は一定せず、傾斜は二〇度乃至三〇度である。岩質は揮發分に富し、無煙粉炭である。推定埋藏量は主要岩層のみで一千百萬噸で、最近出炭年額五、六萬噸。

鮫河炭礦

京圖線陰河驛附近に在る(南北二十三粁、東西十—二十粁の廣大な地積を占め、鷄子山岩礁、唐家峻子岩礁、杉松崗岩礁を包含する。侏羅紀に屬し、岩層二層、合計層厚二米(厚い部分六米)。岩質は灰青炭に屬し弱粘結性又は不粘結性である。水分一〇—一五%、灰分二〇%內外、發熱量五、二〇〇—五、〇〇〇カロリーで岩質は不良。埋藏量は未調査區域多く未知數である。

老頭兒溝炭礦

延吉縣老頭兒溝市街の北隣にある。南北約三・五粁、東西約〇・八粁に亙る約百萬坪の鑛區を有する。含炭層は侏羅紀に屬し、岩層四層、厚さ夫々〇・七—一・〇米で、走向は南北又は北一〇度內多東に走り、東方に三〇度內外の傾斜である。岩質は水分一〇%、灰分一〇%內外、發熱量五、六〇〇—六、七〇〇カロリーで、京圖沿線では最上等に屬する。昭和九年度の出炭高は五萬五千噸で京圖線および附近都邑に消費される。